令和７年10月14日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 総務企画委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

# 総務企画委員会記録（第２号）

## 開会の日時、場所

年月日　令和７年10月14日（火曜日）
開　会　午前10時１分
散　会　午後５時26分
場　所　第７委員会室

## 本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（企画部、出納事務局、公安委員会、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局所管分）
２　決算調査報告書記載内容等について

## 出　席　委　員

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 西　銘　啓史郎 | | | |
| 副委員長 | 高　橋　　真 | | | |
| 委　員 | 宮　里　洋　史 | 徳　田　将　仁 | 島　尻　忠　明 | 呉　屋　　宏 |
| | 島　袋　　大 | 幸　喜　　愛 | 玉　城　健一郎 | 仲宗根　　悟 |
| | 渡久地　　修 | 当　山　勝　利 | 大　田　　守 | |

## 欠　席　委　員

なし

## 説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|---|---|
| 企画部長 | 武　田　　真 |
| 企画調整課長 | 高　嶺　力　志 |
| 交通政策課長 | 平　良　秀　春 |
| 交通政策課副参事 | 金　城　幸　樹 |
| 交通政策課公共交通推進室長 | 仲　吉　朝　尚 |
| 交通政策課班長 | 新　城　裕　也 |
| 交通政策課主幹 | 神　里　長次郎 |
| 県土・跡地利用対策課長 | 城　間　直　樹 |
| 県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 | 伊良部　孝　一 |
| 統計課長 | 金　村　禎　和 |
| 科学技術振興課長 | 寺　本　美　幸 |
| デジタル社会推進課長 | 大　城　博　人 |
| 情報基盤整備課長 | 大　嶺　　寛 |
| 地域・離島課長 | 島　袋　秀　樹 |
| 会計管理者 | 友　利　公　子 |
| 会計課長 | 仲　間　秀　美 |
| 物品管理課長 | 奥　野　英　明 |

| | |
|---|---|
| 警察本部長 | 小　堀　龍一郎 |
| 　警務部長 | 田　中　真　実 |
| 　会計課長 | 林　　英　輔 |
| 　生活安全部長 | 垣　花　　聡 |
| 　人身安全対策課長 | 島　袋　貴　男 |
| 　地域部長 | 親　川　直　樹 |
| 　交通部長 | 山　内　敏　雄 |
| 　交通規制課長 | 東　濵　貴　大 |
| 監査委員事務局長 | 山　田　みさよ |
| 人事委員会事務局長 | 森　田　崇　史 |
| 　総務課長 | 玉　寄　こずえ |
| 議会事務局長 | 平　田　正　志 |

---

**○西銘啓史郎委員長**　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号の決算の調査を議題といたします。

それでは企画部長から企画部関係決算事項の概要説明を求めます。

**○武田真企画部長**　おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは企画部関係の令和６年度歳入歳出決算説明資料について御説明いたします。

３ページでございます。

企画部は一般会計のみとなっております。

所管の歳入の決算総額は、予算現額の（Ａ）欄333億7133万401円に対し、調定額（Ｂ）欄309億1016万8381円、収入済額（Ｃ）欄309億958万9181円、不納欠損額（Ｄ）欄は０円、収入未済額（Ｅ）欄57万9200円となっております。

款ごとに御説明いたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額532万3000円、調定額244万5316円で同額収入済みでございます。これは主に行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

（款）国庫支出金は、予算現額288億4413万401円、調定額264億8653万4556円で同額収入済みであります。

これは主に、（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金や、（項）委託金の衆議院議員総選挙費であります。

（款）財産収入は予算現額３億647万3000円、調定額３億5567万6375円で同額収入済みでございます。財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料であります。

４ページをお願いいたします。

（款）繰入金は予算現額13億613万6000円、調定額12億9796万8269円で同額収入済みでございます。これは主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金からの繰入れであります。

（款）諸収入は、予算現額５億7926万8000円、調定額６億3974万3865円で、収入済額６億3916万4665円で、収入未済額57万9200円となっております。諸収入の主なものは、（項）貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。

収入未済額は、（項）雑入（目）雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取消しに係る返還金であります。

（款）県債は、予算現額23億3000万円、調定額21億2780万円で、同額収入済みであります。これは主に、地域総合整備資金貸付事業等に係る県債であります。

５ページをお願いいたします。

こちらからは令和６年度一般会計歳出決算についての御説明になります。

企画部の予算は、（款）総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額（Ａ）欄427億2139万5760円に対し、支出済額（Ｂ）欄388億6894万8038円、翌年度繰越額（Ｃ）欄26億1490万6000円、不用額（Ｄ）欄12億3754万1722円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は91.0％、繰越額の割合である繰越率は6.1％であります。

翌年度繰越額（Ｃ）欄について御説明申し上げます。

（項）企画部の繰越額９億7750万1000円の主なものは、（目）計画調査費９億650万1000円であり、これは、小規模離島等航空路線維持事業（物価高騰支援）、テレビ放送運営事業費、大東地区情報通信基盤整備推進事業等において、施工に不測の日数を要した結果、年度内の事業完了が難しくなったことなどによる繰越しであります。

（項）市町村振興費の繰越しは、（目）沖縄振興特別推進交付金であり、主な要因は、市町村事業における資材の納入遅延等に伴う事業期間の見直しなどによるものであります。

不用額（Ｄ）欄の主なものについて御説明いたします。

（項）企画費の不用額６億1118万4855円の主なものは、（目）計画調査費であり、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において、過去の実績及び伸び率等を勘案して利用者数を積算し所要額を見込んでいたところ、利用実績が見込みを下回ったため不用が生じたことなどによるものであります。

（項）市町村振興費の不用額５億3349万2629円は、主に（目）沖縄振興特別推進交付金であり、市町村事業における入札残などによる交付金の執行残であります。

続きまして、令和６年度企画部における主な成果と書いてある１枚紙について御説明いたします。

まず、この紙を配付するに至った経緯としまして、去る３月の令和７年度当初予算の審査に当たって委員長へ職員が質問取りを伺った際に、アドバイスとして、部長による予算の概要説明は部長の所信表明であるべきで、概要説明の数字の説明は資料を見れば分かる、との御意見をいただきました。

そのようなアドバイスを受け、今回決算を説明するに当たり、どのような成果があったかもお示ししたほうがよいのではないかと考えて、試行的に１枚紙を用意させていただきました。本日の決算審査の一助になれば幸いです。

それでは御説明させていただきます。

まず令和６年度は、新沖縄21世紀ビジョン基本計画の前期実施計画の最終年度でございました。そのため、令和７年度、今年度からスタートする中期計画の策定を行ったところです。その策定に当たっては、前期計画の内容を基に、成果指標等の見直しや、主な取組などについても更新をさせていただきました。

税制改正につきましては、令和６年度末で期限を迎える６つの特区、地域制度がございましたが、内閣等との協議を進め、12月にはその全てについて２年延長、さらに一部の税制について拡充が認められました。また、職員の事業提案意識や政策形成能力の向上を目指して、新たな取組として、職員提案制度の政策トライ＆チャレンジを実施いたしました。

その結果、32件の応募に対し22件が何らかの形で事業実施に至っております。

交通政策においては、離島住民の交通コスト負担軽減事業において、小規模離島の航空運賃の値上げがございましたが、この分につきましても公費負担を増やす形で対応し、住民負担が増えない形で対応させていただきました。

航空運賃の取扱いについて、小学校６年生であっても12歳については、大人運賃が適用されておりましたが、これを令和７年１月から、12歳であっても小学生の間は、小児運賃が適用されるような形でサービスの向上に努めたところです。

さらには離島含む全てのバス、路線バス、それからコミュニティーバスを、９月の水曜・日曜の計８日間、無料バスの実証事業を行うような形でバスの利用促進に向けた取組を行いました。

また、今年１月に名護東線、いわゆる77番が大幅な路線変更、減便等がございましたが、緊急的な対応として３月末までの夜間の臨時バスを運行する形で、高校生の帰宅手段を確保いたしました。

課題となっている交通事業者の運転手確保については、運転免許取得に要する経費の補助等を通して、運転免許取得者23名の支援を行いました。

駐留軍用地等内土地取得事業につきまして、取得面積が伸び悩んでおりましたが、周知に努めたほか、地権者への個別訪問などを実施することで、目標の面積を取得することができました。

情報政策においては、地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化に向けた市町村の伴走支援を15町村から20町村に拡大し、直近の令和７年８月末の完了率は全国６位となっております。

庁内業務のＤＸ推進に当たっては、ＤＸアドバイザーチームによる技術的支援、助言等を行い52件の支援を実施いたしました。

関連して、令和５年度から６年度にかけて、全職員に持ち運び可能なモバイルパソコンを導入し、併せて庁内の無線ＬＡＮの整備、それから庁外からもアクセスできるモバイル回線などを調達し、職員

の多様な働き方、業務効率化を図っております。

離島振興につきましても、離島－沖縄本島間の児童の交流、離島におけるテレワーカーの収益力の向上に向けた取組、それから、現在大きくクローズアップされている住宅確保に向けた調査などを先駆けとなる取組を行いました。

離島町村等の行政サービスの維持確保に向けても、昨年度から離島町村等の連絡会議を設置して意見交換を重ねているほか、給与事務の共同委託などの広域連携の取組の支援にも取り組んでいるところです。

最後に、市町村ソフト交付金事業につきまして、事業の早期着手、早期交付決定に向けた事業立案の前倒しや市町村間流用等の執行率向上に取り組むことにより、令和６年度の執行率は90％に向上し、過去最高となっております。

以上、令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要及び主な成果を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　企画部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、先週の10日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料、決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等について確認）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

それでは、これより直ちに企画部関係決算事項に対する質疑を行います。

幸喜愛委員。

**○幸喜愛委員**　おはようございます。

今日もよろしくお願いいたします。

早速ですが、私のほうからは、主要施策の成果に関する報告書の43ページから質問をさせていただきたいと思います。

シームレスな陸上交通体系構築事業ということで、継続的に取り組んでいるところではあるんですけれども、この事業に対して市民、もしくは利用者の声を拾い上げるようなアンケートのような取組があったかどうか、もし取組があるのであれば、どのような声があったかということがあれば、教えてください。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

本事業においては、バス利用促進の周知広報わった～バス党で、県民アンケート調査を行っております。

そのアンケート調査によりますと、公共交通が以前に比べて使いやすくなったと回答する割合が約65％となっておりまして、これまでの様々な利用促進の施策に対する一定の評価が伺える結果となっております。

特に使いやすくなった点としては、支払いのしやすさ、遅延の改善などがございまして、その他、乗務員のマナーの向上などが挙げられておりました。

以上でございます。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。

以前よりも定時性も高まってきておりますし、今回の取組についても、告知も徹底していたかと思われますので、市民からそういったお声があることはすごく評価できることかなと思います。継続的に市民のお声を拾い上げていくということは、今後の施策改善の柱にもなってくると思いますので、引き続き声を拾い上げる努力をなさっていただければなと思います。

事業の課題のところで、利用者数は回復傾向となっているんですけれども、この乗車している方々の地域別とか、年齢別の傾向が分かるようなデータの収集はなさっていますでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

バスの利用者数のデータですけれども、沖縄総合事務局が公表しております運輸要覧の統計データを参照しております。

その中で県内の路線バス利用者ですけれども、令和元年度の２万7000人から、コロナ禍で大幅に減少したものの令和５年度には２万4000人となっておりまして、現在約９割まで回復している状況でございます。

当該統計データなんですけれども、沖縄本島と

離島地区で区分されておりますが、例えば市町村単位とか、そういった詳細な地域別や年代別の内訳は公表されていないというものになっております。

**○幸喜愛委員**　そういったデータの蓄積で路線バスのコースを決めたりですとか、あと利用者の集中度ということが、都市計画などにも大きく影響を与えることになるかなと思います。せっかくこういった取組をなさっていますので、ぜひ県のほうで、そういった大きなデータをつくっていただくような取組を検討いただければと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

路線バスを含めました公共交通の利用状況ですけれども、これまでパーソントリップ調査のような利用状況の調査を通じて把握してきたところでございます。一方、今委員から御指摘いただいたように、常日頃から、どういった利用されているかという日常的な利用状況のデータ化、こういったものはおっしゃるとおり、効果的な取組を検討する上で必要なものだと考えております。

県としましては、今後このような環境や仕組みの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。

ぜひ今後とも取組を強化していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この事業の中で、不用額が145万7000円となっているんですけれども、この不用が生じた理由の分析はどのようになさっていらっしゃいますか。

**○新城裕也交通政策課班長**　本事業の不用額ですけれども、本事業におきましては、シームレスな陸上交通体系の構築ということで、基幹バスシステムの構築に向けた調査等を実施しております。

令和６年度につきましては、西普天間地区の琉大病院の移転などもございましたので、そちらの渋滞状況の調査なども行いました。

そちらの調査のほうで、調査内容の見直し等も行いながら調査した結果、増減がありまして、結果的に調査費の執行残で不用額が約140万となっております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。

町の状況も目まぐるしく変わっていきますので、そういったことに対応できるような調査の在り方というのも必要になってくるかと思います。

今回の不用については、ある程度認識いたしました。御説明ありがとうございました。

続きまして、主要施策の45ページ、わった～バス利用促進乗車体験事業の取組について、お伺いしたいと思います。

わった～バス利用促進もそうですし、先ほどのシームレスも一緒なんですけれども、子ども向けのバスの利用促進の取組は、特に何かありますでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

先ほどの、シームレスな陸上交通体系構築事業の中でやっておりますけれども、県では、県内小学生などを対象に路線バスの利用促進のため、バスの乗り方教室だとか、夢バス図画コンクールなどを実施しております。

バスの乗り方教室では、子どものうちからバスの利用に慣れてもらうために、生活の中でバスを利用することが身近なものになるように、バス車両を実際に使いまして、バス停での待ち方だとか、あとは時刻表の見方、バスの乗車・降車の方法、また車椅子で乗る場合はどうしたらいいかとか、走行中のマナー、料金支払い方法など、そういったものを分かりやすく解説するものとなっております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。

こういった子どもたちに関する取組は恐らく年に一、二回という形になるかと思うんですが、例えば県外ですと、日常的に子どもたちが三、四十分ぐらいのバス通学ですとか、電車通学をしている状況を見かけたことがあるんですけれども、沖縄では御両親が連れていく、登下校をサポートするというような実情があるかと思います。渋滞緩和の観点からも、小学生の頃から通学でバスを利用できるような取組を何かできないかなと思っているところです。子どもの頃からバスを利用する習慣を身につけるということは、高校生、大学生、社会人になってから、将来の公共交通の利用の促進にもつながると考えているんですが、今後、子ども向けのバス利用の促進に向けた、何か新しい施策を検討してもらいたいと思っていますが、いかがでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　先ほど御紹介させていただきました小学生向けの取組のほかに、例えば現在やっているものでございますと、児童生徒とか学校の教職員、あと保護者も含めた学校関係者全体で、今委員から御指摘のありました通学時の送迎交通の問題だとか、またその送迎交通による道路の渋滞問題、あと公共交通利用によって環境とか健康への配慮もできるよとか、そういった意識向上を行うためのモビリティーマネジメントの取組を、今、市

町村と連携して取り組んでいるところでございます。

こういった、今やっているところも含めながら、市町村とまたいろいろ相談しながら、どういった取組ができるかというのを検討してまいりたいと考えております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。

ぜひ、こういった取組が将来の交通にかかってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に一つ、ノンステップバスの導入について、沖縄県での普及状況と、あと全国と比べてどういう状況になっているか教えてください。

**○新城裕也交通政策課班長**　県内のノンステップバスの導入状況でございますけれども、国の公表資料によりますと、県の補助による導入分も含めまして、令和５年度末で421台となっております。その導入率は74.9％となっております。全国平均が70.5％でございますので、全国を4.4ポイント上回っております。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございます。

全国を上回っているということで、とてもよい取組かなと思います。今後も引き続き、導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。実際、胡屋十字路からノンステップバスを利用して、あちらこちらに移動する車椅子の方とお話をしたことがございまして、まだまだ足りないというお声もあります。100％をぜひ目指して取組を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員**　よろしくお願いします。

せっかくなので45ページの、わった～バス利用促進乗車体験事業のほうをお願いします。

こちらモニターでやっていますけれど、今回、令和６年度に実施したことによって、どのような効果が生まれたのかということと、今後の施策の展開はどのように考えているか、御説明をお願いいたします。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

昨年９月に実施いたしました、わった～バス利用促進乗車体験事業の乗車実績でございますけれども、本島バス会社においては、通常の運行日と比較しまして、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍と利用者が大幅に増加するという効果が確認されました。

今年度ですけれども、同事業の成果や課題を踏まえまして、県民からモニターを募集いたしまして、バス、モノレールの利用料金を半額にいたします。半額にして利用実態を調査する実証事業を行うこととしております。その調査分析結果を活用し、公共交通の利用促進に向けた取組の強化につなげてまいりたいと考えております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

前回、議会においてモニターの状況の中で、足取りとかそういったものがつかめないということで今回、新たな施策としてモニターというところで進めていて、この方たちがどういう動きをしていくのかというのを今度、実証でやっていくということなんですけれども。モニターの募集期間が９月から始まって10月の末までだと思うんですけれども、今の申込み状況がどのぐらいか分かりますか。

**○新城裕也交通政策課班長**　今ちょっと速報的な状況ですけれども、3000名募集しておりまして、今現在は5000名程度集まっているかと認識しております。

**○玉城健一郎委員**　そこから、いろいろ分析をするための数字を集めながらやっていくということで。ぜひ、しっかりモニターを通しながら、県の交通政策に反映できるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、38ページのＤＸアドバイザリ・コンサルテーション事業なんですけれども、どのような事業なのかということと、業務改善があったということなんですけれども、どのような業務改善があったのか、御説明をお願いいたします。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　お答えします。

ＤＸアドバイザリ・コンサルテーション事業は具体的にどういったものかというところでございますが、外部人材のアドバイザーチームを構成しまして、庁内のお困り事ですとか、業務効率化を図っていく業務の相談、助言、コンサルを行っている事業でございます。

どのような業務改善があったかということですけれども、去年、土木建築部の道路の維持管理業務について、まず我々のほうでこのアドバイザリ・コンサルテーション事業で相談を受けまして、去年１年間、一緒に業務効率化を図ってまいりました。具体的には、維持管理業務というのは幾つかのアプリが全国にも幾つかございますけれども、それを一つ一つ、沖縄にふさわしいアプリはどういうものかということで、最終的にはキントーンというノーコードツールを使ったものを採用するということで、土

木建築部が昨年度の相談で決定しております。

我々の業務はそこまででですけれど、土木建築部において、さらなるより使いやすくすることとして土木建築部内で予算化して、今年度、さらに発展しまして、７月ぐらいから通報アプリということを運用しているという状況でございます。

以上でございます。

**○玉城健一郎委員**　分かりました。

そういった土木の通報アプリができたんですね。ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思います。なかなか難しいと思うのが、県庁、役所の仕事でＤＸっていうものを進めようという中でも、なかなかＤＸの理解だったりとか、お互いＤＸをやりたい専門の業者自体が、役所の仕事の理解に追いついてなかったり、その逆だったりとかというところで、コミュニケーションがなかなか難しいところというのは多々あると思うんですけれども、その辺りは企画部が中心だと思いますけれども、どのように取り組んでいるのか、御説明お願いします。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　お答えします。

基本的には、今おっしゃったような外部人材のアドバイザーの御意見の前に、我々は通常業務をやっている職員が窓口になって、どういった業務なのかということをヒアリングも同時に行っています。

企画部内には外部人材を活用して、職員としてＣＤＯ補佐官を採用しておりまして、その方が今年４年目になりますので、どちらかというと県庁内業務も分かってきつつ、そのＤＸの例えばアプリとかツールを使ったりする能力も持っていますので、そこをうまく融合させながら、庁内の業務の効率化というのを図っております。当然ですけれども、これは正式の相談ですけれども、去年度は正式な業務で終わっていましたが、今年度は気軽に職員が相談しやすいようにということで、会議室を午前中借り切りまして、よろず相談窓口へいつでもおいでということをやっています。今は五、六十件の相談を受けて、当然、その場で解決することもありますし、この当該事業に行かずして我々職員で解決したり、受託している業者さんで、例えばエクセルのマクロを更新したりという業務で、少しずつでございますけれどもＤＸを推進しているところでございます。

以上でございます。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

ぜひ引き続き取り組んでいただいて、そういった取組の中で、結構ミスがあったりというのが何年か前にありましたけれども、そういったところもサポートできるように、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、46ページの大規模駐留軍用地跡地利用促進事業についてなんですけれども、この事業の今後の計画が少し書かれていて説明ありますけれども、御説明お願いします。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　お答えいたします。

大規模駐留軍用地跡地利用促進事業におきましては、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、２つの調査事業を実施しております。

１つ目が普天間飛行場跡地利用計画策定調査、もう一つが中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査の２つの事業を実施しております。

県におきましては、関係市町村とともに、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定し、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指しているところです。同構想におきましては、策定から10年以上が経過しており、上位計画や社会情勢など、様々な変化を捉えた更新が必要と考えております。現在、市町村と連携して取り組んでいるところです。

また、県におきましては、宜野湾市と共同で、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめ（第２回）を令和４年度に策定しており、令和９年度に全体計画の取りまとめを策定することを目標に、引き続き市と緊密な連携を図ってまいります。

以上です。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

聞き取りの中で地主さんだったりとか、そういった様々な関係者と意見交換しながらつくっていくということでお話しされていました。少しこの駐留軍用地の先行取得とも関係してくるんですけれども、今こういった計画をつくるに当たって、県が先行取得している土地がありますけれども、今取得しているのは主に道路用地だけでしょうか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　普天間飛行場の先行取得につきましては、県が先行している分については、道路用地ということになっております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

現在、目標の何％ぐらい取得されていますか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　普天間飛行場内における道路用地の先行取得状況につきましては、今年３月末時点で目標面積の約78％に当たる約

17.1ヘクタールを取得しております。

以上です。

**○玉城健一郎委員**　目標は何ヘクタールですか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　22ヘクタールです。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

土地取得の中で道路用地は取得しているんですけれども、今後、例えば県の公共施設を造ったりとか、そういった計画が出てきた際、今からその跡地利用計画をつくっていく中でそういった必要性が出た場合は、新たな土地の取得というのも可能でしょうか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　現在、道路用地というところで先行取得を進めております。

これまで取得を進めておりまして、令和８年、９年には道路用地については取得できる可能性が高くなっていると。その後の状況につきましては、庁内、後は宜野湾市とも調整しながら、どういった用途の用地を取得するのかというのを検討していきたいと考えております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

なかなかこの先行取得というのが、今はまだ大きな計画ができていないので、先行取得というのはすごくやりやすいと思いますけれど、具体化がどんどん出てくると、やはり土地がほしくても取れない状況というのは出てくると思いますので、ぜひ早め早めに、この先行取得というのはできるところはやっていただきたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員**　それではよろしくお願いします。

今日は２点お聞かせください。まず最初に、私も陸上交通、公共交通のバスの関連でお願いしたいのですが、まず44ページのバス路線補助事業費について伺います。事業内容は、不採算路線の補助ということですけれども、まず維持困難な37系統、19市町村の路線バスの確保、維持を行ったということなんですが、この事業は復帰と同時の昭和47年から始まっていて、現在まで50年余りもやっている事業なんですよね。この37系統という数字は増えているのか、横ばいなのか、減っているのか。まず、その辺を教えていただけませんか。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

今、委員から御質問のありました不採算路線の補助の系統数ですけれども、近年でいいますと、おおむね横ばいとなっております。令和５年から令和６年にかけては赤字路線が１路線減ったということもございます。おおむね横ばいでございます。

以上でございます。

**○仲宗根悟委員**　皆さんもいろんな政策を通じて、この県民の足を守るという意味では非常に大きなテーマだと思うんです。効率的な運用ということで競合路線、そして、それを解消するための基幹バスも施策の一つとして、試験を行っているんですけれども。会社側の方々にもよく聞くんですけれども、会社の経営としては、赤字路線以外にも、通常の経営も非常に今、厳しい状況だと。

以前は、赤字だった路線も観光部門だとか、会社経営的にはいろいろな総合的にやると持ちこたえられてきていたんだと。

ところが近年は、この観光バスについても自由化になって、自分たちのシェアがだんだん狭くなって、やはり困難を極めてきているというようなお話でした。

県の路線バスといいましょうか、会社も含めて、その政策の中で今後どのような方向でいくという考えを皆さんがお持ちなのか、その辺のところをお聞かせいただけないですか。

**○平良秀春交通政策課長**　お答えいたします。

基本的には、今、バス路線網が全体で200を超える路線数がございます。そのうちの37系統を利用する住民にとって、やはり住民生活に必要不可欠な路線につきまして、当然、赤字が前提ということで、運賃収入だけでなかなか運行ができないけれども、やはり市町村等も含めて維持が必要だという路線につきましては、今御説明させていただいたとおり、国、県、市町村で補助をしながら、しっかり維持していくというところでございます。ここはしっかり、やっぱり住民の生活に必要な移動手段でございますので、今後もしっかりと国、県と連携しながら、支えていきたいというところでございます。

以上でございます。

**○仲宗根悟委員**　会社の皆さんのお話なんですが、そういった赤字路線の補塡もしていただきながら行ってはいるんですけれども、会社としても、やはり県民の足を守るという使命感もおありのようで、会社の持ち出しもあるんだというお話を伺いました。先ほどはバスの利用者は増えていたりというようなお話も伺いましたけれども、少子化でもありますし、会社を全県統合するような形で県がリードして、しっかりと交通、県民の足を守るという使命感はないといけないわけですから、頑張っていただき

たいという思いなんですけれども、最後にどうぞお願いします。

**○平良秀春交通政策課長**　やっぱりバス路線網の効率化ということにつきまして、議会でも何度か御質問、御指摘いただいているところでございますので、そういった観点でバス事業者の皆さんと協議しながら、よりよいバス網というのを構築していく、これはしっかり取り組んでいきたいと思っているところでございます。

統合につきましては、独占禁止法等の抵触の問題もございますし、各会社さんの経営判断というのもございまして、そういった問題はちょっと視野に入れつつも、我々としてはやはり県民の皆さんが利用しやすいバスの利用状況、環境というのをつくっていきたい、ここはしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○仲宗根悟委員**　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次は47ページの沖縄離島体験・デジタル交流促進事業、こちらは事業期間が令和13年度までというようなことなんですけれども、これの財源をお聞かせいただけませんですか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えします。

財源は、一括交付金、ソフト交付金を活用させていただいております。

以上です。

**○仲宗根悟委員**　以前、こちらをお聞きしたときには、今おっしゃったように一括交付金がある間というようなお話でした。ぜひ存続していただきたいということで、毎年頑張って要求してくださいねというようなお話でした。これが当面は令和13年度までというようなことだと思います。実績として、本島版、離島版、離島から本島版というようなカウントのされ方をしているんですけれども、これは本島から離島19校、そして離島間が３校、離島から本島が４校という理解でよろしいでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　おっしゃるとおりで結構でございます。

**○仲宗根悟委員**　19校の細かいお話は後で聞きますけれども、この受入先によっては、体験のメニューというのがそれぞれあろうかと思うんですけれども、例を挙げるとしてどういったものがあるのか、教えていただけませんか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

様々なプログラム、地域によってもございますけれども、例えば農業体験でありますとか、地域のお仕事を体験するというようなプログラムもございます。

以上です。

**○仲宗根悟委員**　この事業効果の中に児童の離島に対する認識を深めることができたと。あと、コーディネーターやプログラムの開発等が触れられていますけれども、参加された児童たちの体験後の変化といいましょうか、そういった事例など、どのような報告を受けていらっしゃるんでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

派遣児童本人から、また離島に行きたいであるとか、その離島の魅力、あと、離島の重要性ということの認識が深まったという話がございますけれども、引率されている先生方からは、この派遣を終えた後に、その児童の皆さんの学校生活における行動、あるいはその心境等によい変化があったというような評価もいただいております。

以上です。

**○仲宗根悟委員**　ぜひ効果の中にそのことも触れていただきたかったと思うんですよね。

私たち、以前、視察に行ったときにも授業の取組姿勢がよくなりましたよと、発言も積極的になりましたと、そういった児童の変化が、非常にいい経験を通して生まれてきたというようなことでしたので、修学旅行とは違う体験があるということが考えられます。

ぜひ、この事業が永久に続くようにお願いしたいんですが、最後にどうぞお願いします。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　ありがとうございます。

しっかり記載するようにいたします。今回の事業期間は令和13年度ということではございますけれども、そもそも沖縄島を含めて38の有人離島で構成されている島嶼の地域ということですので、今後、将来を担う子どもたちだけではないですけれども、いわゆる各島々の魅力をしっかり分かった上で、沖縄がそういうことで構成されているという理解を深めるのは、非常に重要だと思っていますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○仲宗根悟委員**　よろしくお願いします。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　高橋真委員。

**○高橋真委員**　令和６年度一般会計歳入歳出決算説明資料の４ページからいきたいと思っております。

４ページの（款）諸収入（項）雑入（目）雑入の部分ですが。予算現額では２億9100万円余り計上されておりますが、期中で1900万円の補正減をしています。

しかしながら、出来上がりの決算調定額、収入済額は約6000万円増の３億5100万円ほど計上しております。何か見込み違いがあったんでしょうか、お伺いいたします。

**○高嶺力志企画調整課長**　（目）雑入についてですが、多くの節、細節から構成されておりますが、そのうち沖縄県情報セキュリティークラウド運用事業においては、県や市町村の負担により運用を行っていますが、新規回線の調達に係る一般競争入札の結果、入札残が生じ、それに伴い市町村等の負担に係る歳入も減額する必要があったからということで、当初予算から1904万3000円の補正減額を行っています。

一方で、地域公共交通確保維持改善事業費については、国から事業を受託した受託事業者から歳入を受けることになったため、それを雑入で受け入れているため、調定額が当初予算額を上回っています。

以上です。

**○高橋真委員**　ということは、これは最終的に決算になるまでは分からなかったという項目でよろしいでしょうか。確認です、お伺いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、質疑内容について再度確認）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

武田真企画部長。

**○武田真企画部長**　先ほど補正減の説明は企画調整課長のほうからありましたが、予算と決算の違い、差額だと思っています。当初、先ほど御説明した地域公共交通確保維持改善事業というのは、本来、国からのものなんですけれど、これを民間事業者を経由して県のほうに受入れするために、雑入という形で受入れをしたということになります。予算のときに実は計上されてなくて、決算として受け入れたという形で理解していただければと思います。

**○高橋真委員**　分かりました。

次に行きます。同じく、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入の収入未済額の57万9200円について、具体的な御説明をお願いいたします。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　この未済額については、補助金交付決定の取消しに伴い生じました、返還金の収入未済額ということになっております。具体的には、平成21年度から平成23年度にかけて、沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業というのを実施していたんですけれども、当時、総務省も同じような地上デジタル放送受信機の無償配布事業というのを行っておりました。会計検査院のほうから、総務省の事業と県の事業の一部に重複支援があるのではないかと指摘を受けております。

このため、重複支援の受給者に対して、県が交付したこの補助金の交付決定の取消しを行いまして、返還納付を求めているんですけれども、その返還がまだ終わっていないというものでございます。

**○高橋真委員**　交付取消しをしてから、現在まで大体、どれぐらいの期間があるんですか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　最初に取り消したのが、平成25年12月になっておりますので、十一、二年ほどですか、経過しているという状況でございます。

**○高橋真委員**　対象者はどのような人ですか。そして何名ぐらいいらっしゃるんですか。それから、この12年間の管理の在り方はどうだったでしょうか、お伺いいたします。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　対象者につきまして、県は市町村民税の非課税世帯を対象に支援させていただいております。人数につきましては、交付決定取消しした件数としましては268世帯になっております。

その間の管理状況ということでございますが、毎年、督促、催告を行って、この納付依頼をずっと行っているところでございます。それで、回収もうまくいかないような状況もあったこともございまして、令和元年、２年には訪問もさせていただきながら、いろいろ状況も確認させていただいて、徴収に努めておりました。一時期、コロナ等もございましたので、訪問もできないような状況になっております。

今年度も、前年度も引き続きこの催告は行っておりまして、今年度は訪問も再開して、徴収に努めていきたいと考えているところでございます。

**○高橋真委員**　確認でありますが、今回決算に計上されている57万9200円というものは、いわゆる沖縄県の債権管理の在り方、しっかりとした方針に基づいて管理をしてきた結果、これだけの債務が今残っていると認識していいものなんですか、お伺いいたします。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　県にも、沖縄県の債権管理条例や、債権に関する標準マニュアル等がござ

いますので、そういったものに基づきまして、債権の管理をさせていただいているところでございます。

**○高橋真委員**　この債権について延滞金は発生している状況ですか、お伺いいたします。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　延滞金については、状況としましては発生しているというふうな状況ではございます。しかし、この事業につきましては、経済的に困難を抱えている世帯を対象としておりますので、この返還納付、この返還金として返還していただいたもの以外に、この延滞金を徴収すると、さらなる経済的な負担増につながるのではないかということを踏まえて、現時点では延滞金を求めることはしておりませんが、延滞金は発生しているというところでございます。

**○高橋真委員**　延滞金が発生しているということは、決算書のどこに計上されていますか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　決算書のほうには計上しておりません。

**○高橋真委員**　延滞金が発生しているという答弁でありました。だけど、決算には計上されないということでありました。どういう意味ですか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　延滞金が発生すると言ったのは、いろいろ手続が完了した後に確定するということですので、先ほど申し上げたのは訂正させていただきたいと思いますが、延滞金を徴収するための手続をまとめているというような状況でございます。

**○高橋真委員**　延滞金というのは、毎年度発生するものではないのですか。まとめて今調整するんですか、お伺いいたします。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　繰り返しになりますけれども、経済的な負担の増につながる可能性があるということを踏まえて、この延滞金を求めるようなことはしておりませんが、一方で、やはり公平性の観点というものもございますので、今後は受給者の生活状況等といったものを確認させていただきながら、また前例もいろいろあると思いますので、その辺も確認させていただきながら、弁護士の助言をいただいて、この延滞金の免除あるいは請求、こういったものについて、総合的に判断して対応させていただきたいと考えているところです。

**○高橋真委員**　求めないというのは分かります。その求めないではなくて、発生している状況で、それをどのような手続で、決算書に計上しないという判断をするのですか。

**○武田真企画部長**　返還納付があった際には、その場その時点で日掛計算をして、延滞金があれば、それを調定するという形になってくると。調定をすれば決算書に反映される形になっております。

ただ現時点で、この債権につきましては、延滞金については徴収していないというのが現状でございます。

この辺りについては、やはり先ほども御案内あったとおり、公平性の原則もあります、そういう生活困窮者というところはありますけれど、債権管理という観点で言いますと、やっぱり公平性の観点もありますので、その辺りの手続も含めて、そこは所管している総務部等とも相談しながら適切な手続を行ってまいりたいと考えております。

**○高橋真委員**　私は求めないということではなくて、手続がどうだったかというお話をしているわけでありまして。債権が発生すると、この債権に対して免除するとか、減免するとか、徴収しないとか、様々な方針を決めていくわけであります。実際に法律に基づいてやったときには、発生しているわけですよ、発生していて調定していないだけだと思うんですよ、単純な話、その起案をやってますかという話なんですよ。毎年毎年、それだけの債権が発生している部分を分かっているはずなんですよ。分かっていて求めないという判断をしているのであれば、その分減免をしているはずなんですよ、全免か減免をしていると。その債権の放棄をきちんとやっているかという話をしているわけです。

**○武田真企画部長**　委員の御指摘のとおり、その意味でいいますと、延滞金というところについては手続をしておりませんので、その辺の手続については、今後関係部局ともやりながら、どういった手続が必要か、どういった手続をやるべきかということを含めて、確認してまいりたいと考えております。

**○高橋真委員**　手続をやってないということでありますけれど、いわゆる法的にオーケーですかと私は聞いているんですよ。いわゆる調定をしないという、債権が発生しているというのが分かっている事実を知りながら、調定をせずに減免しているという流れは、行政手続の在り方としては適切ですかということであります、いかがでしょうか。

**○武田真企画部長**　繰り返しになりますが、本来は返ってきた段階で、調定額を確認して、それを調定する手続が必要になってくると思いますので、その辺りの手続について、引き続き確認してまいりたいと考えております。

**○高橋真委員**　分かりました。

もう一つ、同じページで（款）諸収入の貸付、（項）貸付金元利収入、そして（目）総務貸付金元利収入、これは決算額で申し上げると２億8700万余りであります。この決算期の残高において、現状の貸付残高は幾らですか。お伺いいたします。どのような内容かということです。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

この貸付けに関しては、地域総合整備資金貸付金ということで、いわゆるふるさと融資といわれる貸付けに係る元利の収入ということです。

**○高橋真委員**　答弁漏れがあります、最初に残高は幾らかとお伺いしました。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

今、貸付対象事業の案件が６件ございまして、残高が24億1349万8000円でございます。

**○高橋真委員**　今言った貸付残高、貸付金額、いわゆる今後、県が期限を設けて回収すべき貸付残高については、決算資料のどこに掲載されておりますか。

明示されているのであれば、明示していると言ってください。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　今、申し上げた残高に関しては、この決算書の中には記載はございません。

**○高橋真委員**　これ、私、総務部の税のほうでも議論させていただきましたが、本県が持っている債権残高というのは、どこかで確認ができるようにしておくべきではないかと、決算資料のどこかに添付をしておくべきではないかと思います。今どれだけの債務を持っていて回収すべき残高があるということは、しっかりと明示しておかないと、こちら側が聞かない限りチェックができないんですよ、なので見せ方の工夫をしていただけませんか。

**○武田真企画部長**　今思い出しながら、様々なことをちょっと考えていたんですけれど、確かに貸付金残高というのを示すような資料というのが、行政的に決算統計みたいな資料を総務省に提出するのですが、そういったものがたしかあったと思うんですけれど。県がお示ししている資料については、自治法とか自治法施行令に基づいた資料の提供になっております。

今、確かに委員御指摘のとおり、貸付金元利収入の全体の総額の債権のところまでは、確かにちょっと見た覚えがないと思いますので、そこは総務部も含めてどういった形の資料提供できるのか、お示しをすることができるのか、少しそこをちょっと相談させてください。

**○高橋真委員**　以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　渡久地修委員。

**○渡久地修委員**　まず主要施策の資料から45ページ、わった～バス利用促進乗車体験事業の実験の目的と成果についてお願いします。

**○新城裕也交通政策課班長**　わった～バス利用促進乗車体験事業ですけれども、路線バスの運賃を無料にすることで、県民の外出機会の創出や公共交通の利用促進につなげるものとして昨年９月に実施しております。先ほども答弁でも申しましたが、通常運行日と比較しまして、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍と、利用者が大幅に増加する効果が確認されております。

**○渡久地修委員**　これについて私はこれまでも聞いてきましたけれど、特に経済効果と、高齢者の利用促進にどうつながったかというのを、ぜひ調べてくれと言っていますけれど、これについてはどうですか。

**○新城裕也交通政策課班長**　当該事業について、今年度も引き続き、効果の分析というものを行っているところでございます。

最新の統計データもこれから出てまいりますので、そういったものも活用しながら、利用乗車数以外にも、様々なデータを集めて総合的にそういった効果についても、確認できればなと考えているところでございます。

**○渡久地修委員**　私が今聞いたのは、去年実施したときの経済効果と、高齢者の利用状況はどうだったかということを聞いているんですよ。

**○平良秀春交通政策課長**　昨年度の実証事業につきましては、いろいろな運転手の方とか、あといろいろ町の方の御意見等を踏まえますと、高齢者の方も非常に多く乗っていただいたと、そういう所感を持っているところでございます。

ただ、昨年度の実証事業の傾向を実施方法からしますと、実は乗車していただいた方々の属性等をきちんとデータを取るという、そういう設計にはなっていなかった現状がございます。

先ほど、別途御答弁させていただいたとおり、そういった反省も含めまして、今年度はちゃんとモニターという形で、利用者の年齢等もしくは居住地等や利用実態等も押さえた上で、委員おっしゃるとおり、経済的な効果等も図れるようなアンケート調査等も今、検討しているとこでございます。あわせ

て、昨年度の実証事業から引き続き今年度は、そういった実態把握というところをブラッシュアップしていく形で進めていきたいところでございます。

**○渡久地修委員**　それで、今答弁あったけれども、去年いろいろやった、非常によかった、市場の組合長もお客さんがいっぱい増えましたよとあるんだけれど、これが数字として表れていないわけよね。今年度も皆さんはやりますね。だから、そういったものがしっかりと去年のものにプラスされて、経済効果とか高齢者の利用状況とか、これがどんなふうになるかというのを、もっと具体的に表れるようにしないといけないんじゃないですかということを私は言いたいんです。だから、今度は3000名と言うんだけれど、具体的にどういうふうにやろうとしているのか、そこで高齢者とか、あるいは経済効果というのはどういうふうに明らかにしていこうとしているかをもうちょっと詳しく教えてください。

**○新城裕也交通政策課班長**　今年度実施する半額の実証事業でございますけれども、現在モニターを3000名募集しておりますが、今おっしゃってたような、例えば高齢者の方がどういった移動をしているかとか、そういったものを分析するために、地域や属性に合わせて一定程度配分して、その方々に１か月半程度、バス、モノレールを利用していただきまして、ある程度、どこからどこに移動したとか、そういった利用実態をアンケートも含めて調査することとしております。

そういったデータを使って、どういった分析ができるかというところを、今また検討中でございますけれども、こういったものを分析、効果の測定等に使っていきたいと考えております。

**○渡久地修委員**　モニターの3000名というのは、全県全路線にまたがるということでいいですか。

**○新城裕也交通政策課班長**　全体で3000名となっております。

**○渡久地修委員**　全路線にまたがるんですか。

**○新城裕也交通政策課班長**　本島内の高速バスとか、観光バスは除くんですけれども、路線バスはおおむねカバーした状態になっております。

**○渡久地修委員**　高齢者の割引制度について、ずっと一貫して提起してきましたけれども、今回の、これから行うものによって、結果は、またこれから実証するんだけれど、高齢者の割引制度というふうには、いつ頃、これを成果にして導入しようとかという見通しについて、ちょっと教えてください。

**○平良秀春交通政策課長**　まず、敬老パスにつきまして、これまでも議会でも少し答弁させていただいた経緯ありますけれども、県内のいろんな事例等も踏まえながら、今状況を整理しているところでございます。基本的には、都市部を中心とした市町村を中心に導入されている事例等もございますし、対象年齢、実施方法、あとは福祉部門との市町村の連携等も含めて、いろいろな形で展開されております。

こういった状況を市町村等とも共有しながら検討していこうという前提がございますけれども、当然、今回の実証実験のデータ等、もしくは分析した効果検証等の結果も活用しながら、市町村と情報共有しながら、導入に向けて検討していきたいという状況でございます。

以上でございます。

**○渡久地修委員**　ぜひ期待しているので成功させてください。

次に48ページの石油製品輸送等補助事業についてお尋ねします。これはもうずっと長年の課題なんだけれども、本島と同じ価格にするということで補助しているけれども、もっともっと抜本的な対策をやらないといけないですよねというのが何度も出ているんですが、これについて、まず見解をお願いします。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

本事業では、本島から離島へ輸送される石油製品の輸送経費を補助しています。23の離島を対象に、輸送数量で13万キロリットル余りで、補助総額９億7000万円余りでございます。各離島への補助の平均になりますけれども、17.3円ということで価格低減を図っております。一方で、ガソリンスタンドの維持に係る一定の経費があるとか、輸送料以外の部分での負担が出ている部分がありますので、そこで価格差が発生しているという状況です。それに対して、小規模離島のガソリンスタンドの、いわゆる固定経費に対する支援を令和７年度から実施しているところです。

以上です。

**○渡久地修委員**　これに関しては、もっと抜本的な対策を取らないと駄目だというのは共通しているんだけれども、なかなか前進させ切れていないので、これはぜひこれからも議論を深めて、抜本的にやっていく必要があると思います。

今日ここで聞きたいのは、今、物価高騰して、石油製品だけでなく、食料品、日用品の本島と離島の価格差というのは物すごく大きいんですよね。本島と離島の食料品、日用品の価格差というのは、今

どれぐらいになっていますか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

今、県では離島の市町村と連携して、食品、日用品などの価格調査を行っております。離島によってかなりばらつきがあるんですけれども、本島の那覇市を100とした場合の価格差は離島平均で126.2、離島が高いということでございます。

以上です。

**○渡久地修委員**　100円の物が126円と、物すごく高いということになっている。皆さんからもらった資料のカテゴリー別でいくと、例えば穀類、それから日用品、飲料、この３つについての離島平均と、離島のさらに離島、与那国、西表の３つについて価格差がどうなっているかお願いします。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

まず、離島の平均ですけれども、穀類・加工食品が129.3、日用雑貨・衣服が118.8、飲料が148.5、これが離島の平均です。次に西表島は、穀類・加工食品が133.6、日用雑貨・衣服が125.2、飲料が155.1です。次に与那国島は、穀類・加工食品が136.8、日用雑貨・衣服が133.4、飲料が165.3です。

以上です。

**○渡久地修委員**　これぐらい物すごい価格差があるんですよね。だから石油製品も対策を取っているんだけれど、この日用品とか食料品、そういったものに対する対策は取らないといけないと思うんですよ。これは去年の数字ですよね。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えします。

令和６年度の調査の結果でございます。

**○渡久地修委員**　今年はもっと広がっているかもしれないし、さらにパーセントは同じでも、もともとの価格がぼんと上がっているからね。もう離島の人たちは大変だ、生活ができなくなる。これに対して、僕はしっかりと対策を取る必要があるんじゃないかなと思うんですが、これしっかりやる必要がありませんか、輸送費補助をやるとかどうですか。

**○武田真企画部長**　昨今の円安、それからエネルギー高といったものから、ここ二、三年、特に急激に離島の日用品等の価格は上昇していると感じますし、実際にそういうデータも出ております。

大きくカテゴライズすると、さっき御案内した日用品、それから建築資材、あと農業資材といった２つのグループがあるのかなと思っております。いずれも離島に住み続けていくためには、できる限り本島との価格差をなくしていきたいと思っております。

平成30年辺りまでいろいろ支援をしてきたんですが、その話し合った際には、それぞれの離島の特色に合った取組ということで、今はデータ収集だけに取り組んでいるところですけれど、今後は委員御指摘のとおり、万国津梁会議とかも立ち上げました。民間の様々な御意見もいただきながら、どういった形でアプローチできるか、有識者、それから市町村とも意見交換しながら、何とかここは取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡久地修委員**　部長としては、この格差は大変だという認識をしっかり持っていますかということと、これに対しては、しっかり支援しないといけないという認識を持っているということでいいですか。

**○武田真企画部長**　御指摘のとおりです。

**○渡久地修委員**　ぜひこれは県全体として取り組まないといけないと思うので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。

あと、これまでも言ってきた離島全体に関わる問題だけれど、これまでガソリンスタンドとか、農協とか、郵便局とか、一体的なものができないかといったときにずっと提起してきたけれども、やっぱり今の状況とか、小規模離島の運営で大変になっているということもあるので、ますます今、農協、金融機関、郵便局、ガソリンスタンド、場合によってはこの売店とか、そういったものの運営とかを役場も一緒に運営していけるような、小規模離島についてはそこをしっかり検討しないといけないということを言い続けてきたんですけれども、その辺の対策はどうなっていますか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

今、委員からお話ございました、例えば農協、郵便局、金融の機能であったり、役場の機能、そしてガソリンスタンド、生活に必要な機能をどう維持するかという部分で、それを一体的に運営するような、そのサービスを提供するような組織を設置するということは、様々な分野で担い手が不足している小規模離島の生活をどう確保していくのか、地域社会を維持していくのかという意味で研究する価値はあると考えております。

一方で、郵便局でありますとか、農協につきましては、それぞれの個別の法律に基づいて設置されているものでございますので、一体的な運営組織の設置というものはかなり高い課題があるのかなと考えておりますけれども、住民が住み続けていくため

に必要なサービスをどう提供していくのかという研究は、先ほど部長から申し上げましたとおり、万国津梁会議も含めてですけれども、有識者からの御意見、離島市町村との意見交換を進めながら、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

**○渡久地修委員**　ぜひ頑張ってください。

次に、46ページの大規模駐留軍用地跡地利用についてですけれども、これは土地の先行取得と跡地利用の計画を一体的に進める必要があるとずっと言い続けてきたけれども、先ほどあったかどうか分かりませんけれど、普天間基地の跡地利用計画の策定状況について再度説明をお願いします。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　お答えします。

県と宜野湾市が共同で令和４年度に策定した全体計画の中間取りまとめ（第２回）では、自然と歴史文化を継承発展させつつ、都市機能を融合させた自立的に発展していくまちづくりを目指すこととしております。

現在は令和９年度に全体計画の取りまとめを策定することを目指して、取り組んでいるところです。

以上です。

**○渡久地修委員**　令和９年度、全体的な大まかな構想はもっと早く出せるという話も聞きましたけれど、どうですか。

**○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**　お答えします。

全体構想につきまして、今課長から答弁がありましたように全体計画の取りまとめという形で令和９年度に策定することを目指しているところです。

以上です。

**○渡久地修委員**　この県の先行取得、今、県道分、県は78％ということで、これは完了はいつの予定ですか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　普天間飛行場における道路用地の取得目標面積22ヘクタールですけれども、令和６年度までに17ヘクタールの78％を取得しております。

令和７年度は2.5ヘクタールの取得を計画しております。令和７年度以降、今年度以降も令和６年度と同程度の申出があり、必要な予算を確保することができれば、今後、一、二年で目標に達する見込みとなっております。

**○渡久地修委員**　この道路が令和８年度で取得完了すると。そしたら、残りの公共用地の取得はあとどれぐらい必要になるんですか。県として、あとどれぐらい面積が必要だと想定していますか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　各駐留軍用地の跡地利用計画は普天間の計画の内容にもよりまして、一概にどれぐらいの面積を確保すれば支障がないかということは困難でありますけれども、跡地利用推進法が令和13年度までの時限立法で措置されておりますので、13年度までは、当面、先行取得ですね、新たな特定事業の設定も含めて検討していきたいと考えております。

**○渡久地修委員**　大ざっぱに言って、これまで道路で22ヘクタールを取得完了すると。その後の公共用地は、22ヘクタールと比べるとさらにもっと大規模になるんですか、あるいはこれの半分ぐらいになるんですか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　道路用地を取得した後の先行取得につきましては、庁内の土建部でありますとか、関係部局、また宜野湾市と調整しながら、今後検討していきたいと考えております。具体的にどのぐらいの規模というのは、これから検討するといった状況です。

**○渡久地修委員**　国、県、市町村がここに張りつける公共施設というのはどういうのがありますか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　跡地利用推進法におきましては、都市計画法でありますとか、土地収用法で掲げる施策に関する事業に必要な用地について、駐留軍用地内の土地を先行取得することができるとされております。具体的には、例えば都計法で掲げる施設については、道路でありますとか、公園、学校、病院などが定められております。

**○渡久地修委員**　県はこれについて、何か予定しているというものは全くないのですか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　現時点では、道路を整備する目的で先行取得を進めております。先ほどの繰り返しになりますけれども、宜野湾市でありますとか、庁内の関係部局と調整をして、新たな特定事業について検討を進めていきたいと考えております。

**○渡久地修委員**　部長、この道路用地を取得した後の、新たな公共用地の計画を早急に策定しないと、いろんな公共施設の予定もできないというのがあるので、この計画策定を急ぐ必要があると思いますが、どうですか。

**○武田真企画部長**　跡地の先行取得については手続がありますので、その手続に沿った形で進めざるを

得ないんですけれど、道路用地については一定程度、めどがついてきましたので、今後、その跡地をどう使うかというところにつきまして、宜野湾市がメインですけれど、さらには内閣府も含めて、いろいろ意見交換をさせていただきたいと考えております。

**○渡久地修委員**　以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　当山勝利委員。

**○当山勝利委員**　よろしくお願いします。

資料はないのですけれども、交通運輸対策の中の自動運転交通サービス地域実装推進事業について伺います。まず、令和６年度の実施状況について伺います。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　県におきましては、高齢化、過疎化が進む地域において、高齢者等の移動支援、地域の活動支援を目的とした持続可能な公共交通サービスを、低廉かつシンプルな自動運転により実現することを目指して当該事業を行っております。

令和６年度におきましては、読谷村において未供用の道路を活用しまして、自動運転の実装に向けたカートの複数社の実証、技術検証を行うとともに、多良間島において、運転手付の電動カートを活用した高齢者等の集落内移動等を支援する実証実験の実施、また、自動運転バスの運転手付での実証実験の実施、また、住民合意等形成に向けたワークショップ等の実施を行ってまいりました。

以上です。

**○当山勝利委員**　新聞にちょっと書いてあったんですけれども、令和６年に多分レベル２でやっていたものが、今度はレベル４に上げてやられるというような報道があったんですが、そのことについて教えてください。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　新聞報道ではレベル４という形で記事が掲載されてしまいましたが、今年度は運転手付のレベル２での実証実験を行うこととしておりまして、今、それをカートのほうで実施しております。

ただ、将来的に走行データの収集や分析、現行の関係法制度の整理等を行いまして、レベル４の無人相当の自動運転サービスを段階的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

**○当山勝利委員**　このレベル４の目標としてはいつ頃にされていますか、あれば教えてください。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　まだ法整備等々の整理等もございますので、ちょっとまだ具体的にいつという形でお答えは難しいんですけれども、段階的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

**○当山勝利委員**　この実証実験は、多良間村で終わっても引き続きやられるというような話はこれまでの答弁であったんですけれども、そのときはレベル４でやる予定ですか。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　こちらは県でレベル４までできれば、完成させた上で、多良間村のほうに引き継いでいきたいと考えているところです。

以上です。

**○当山勝利委員**　この事業はいつまですか。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　今は、毎年度、毎年度、事業完成に向けてやるという形になっておりまして、最終年度というところは設定はしていないという形で考えております。

以上です。

**○当山勝利委員**　分かりました。頑張ってください。

次、何名か質疑がありました、わった～バス利用促進乗車体験事業について、もうちょっと深く聞きたいと思います。

利用者数が延べ80万人ということでしたが、まず、水曜日の延べ利用者数と、１日の最大と最小の利用者数を伺います。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

わった～バス利用促進乗車体験事業の水曜日、計４日間の延べ利用者数は約42万3000人となっております。水曜日のうち、１日の最小の利用者数だった日が約９万5000人、最大の利用者数は約12万1100人となっております。

**○当山勝利委員**　今度は日曜日の延べ人数と、最大と最小の人数を伺います。

**○新城裕也交通政策課班長**　日曜日ですけれども、計４日間で延べ利用者数が約37万6400人となっております。

１日の最大の利用者数は約９万6300人、最小は９万700人となっております。

**○当山勝利委員**　分かりました、ありがとうございます。

結果として、曜日ごとの何倍何倍とありますけれども、平均すると何倍になったのでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　水曜日と日曜日の両方合わせまして、全体平均で約1.5倍の増加となっております。

**○当山勝利委員**　分かりました。

水曜日、それから日曜日、両方とも差はありますけれど、そこまで差は出てないぐらいの、ふだんは日曜日に利用されてないから3.1倍という形になったのかということが分かりました、ありがとうございます。

この事業は終わった後、その前後で何か利用者数に変化があったとか、何かそういうのを把握されていますでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　バスの乗車人数自体の統計データは、令和６年度のものがまだ公表されていない状況ではございますが、例えば県民アンケートの結果で、今後、運賃を払ってバスを利用したいという回答の方が74％いらっしゃって、一定程度バス利用を促す効果が発揮されたのかなと考えております。

また、バス事業者のヒアリングにおきましても、観光客の増とかいろいろ要因があるのでちょっと分からないんですけれども、一定程度の利用者数は増えているのではないかというコメントもいただいたりしております。

ただ、要因についてはいろいろな要因がございますので、簡単には分からないという状況でございます。

**○当山勝利委員**　今年度は、引き続き属性も含めた形で検証ができるような、そういうことをされるということですので、ぜひそこら辺も頑張っていただいて、公共交通が県民の足となるように頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございます。

次、科学技術振興について伺います。その中の子ども科学技術人材育成事業というのがありますが、まず、令和５年と令和６年度の予算について伺います。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　お答えさせていただきます。

子ども科学技術人材育成事業につきましてですけれども、将来の本県の科学技術、産業振興を担う人材の育成に寄与することを目的といたしまして、中高生を対象としたハイレベル型の体験プログラム、また、小学生に向けたボトムアップ型の体験プログラム、そのほか科学イベントなど、成長段階に応じたプログラムを実施させていただいております。

当該事業の当初予算額につきましてですけれども、令和５年度が4200万円、令和６年度が3423万5000円となっております。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　令和６年度は、前年度より減ってしまったわけなんですけれど、令和５年度と令和６年度の参加人数について教えていただけますか。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　お答えいたします。

令和５年度は１万5089名でございました。令和６年度は、イベントの内容の充実を図ったことなどによりまして、合計で２万3849人、8000人強ぐらいの増となっているところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　予算は減ったけれども、それなりに工夫されて参加人数も増えたということで、それはちょっとよかったなと思いますが、参加者の反応について伺います。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　参加者の反応についてですけれども、イベント等への参加者に対して実施したアンケート調査におきまして、各プログラムのほぼ全ての子どもたちが楽しかったと回答しております。また、ハイレベル型の体験プログラムに参加いたしました中高生の全員が、科学技術に対する意欲または能力、知識が向上したと感じると回答しているところでございます。また、イベントのほうに参加した子どもたちからは、理科について知らなかったこと、分からなかったことを新たに知れてよかった、保護者からは、大人も楽しめる内容で満足したといった感想などをいただいたというところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　今、理系離れとかなんとかという話ですけれども、実際には、そういう理系の知識を必要とする職種の人材が必要とされているので、ぜひ、ここら辺の予算もしっかり獲得していただいて、引き続きやっていただきたいと思います。いかがですか。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　ありがとうございます。

当該事業は、これから我々の産業振興を担う重要な科学人材を確保するために重要な事業だと思っています。この人材育成は我々だけではなく、ＯＩＳＴも連携をしながら、また、琉大やいろいろ先生方の御協力を得ながらしっかり対応していくものと考えておりますので、引き続き当該事業は関係機関連携の下、継続してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　続きまして、ヒト介入試験プラットフォーム構築事業について、令和６年度に実施された事業について伺います。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　お答えいたします。

ヒト介入試験プラットフォーム構築事業についてですけれども、県内企業が健康食品の開発等に伴い実施する機能性評価、それに必要なヒト介入試験を県内で恒常的、経常的に利用できる体制を構築することが目的とした事業となっております。

令和６年度は、本事業で構築いたしました名桜大学を中心とするヒト介入試験のプラットフォームを活用いたしまして、令和５年度に引き続きまして、モデルケースとして県内企業の健康食品の１品を選定いたしまして、約100人の被験者に対して、４週間のヒト介入試験を行うことで、当該食品の有効性等の検証を行ったというところになっております。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　これは令和６年度までの事業だったと思いますが。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　そのとおりでございます。

**○当山勝利委員**　自走できるようにしたいというのがこの目標だったと思いますが、どうでしょうか。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　当該事業は３年間、事業を実施させていただきました。その実施におきましてヒト介入試験を実施、運営する体制をまず構築するということと併せて、ヒト介入試験の一般的項目と考えられます特定健康項目の身長、体重とか、コレステロール値とか、血液検査等に関するといった一般的な試験の場合、１件当たりが民間の約半額となる1000万円以内の低価格で実施できることが確認できました。それを踏まえて、自走化に向けて一定の成果を得たものと考えております。

県内で恒常的、経済的ヒト介入試験を実施するためには、本事業で構築したプラットフォームが持続的に運営され、体制が維持されることが重要であると考えております。

このため、昨年度で事業は終わりましたけれども、県内の食品関連企業や健康産業協議会等の関連する法人等に対しまして、価格を明示したチラシを配布するということと併せて、県外企業にも活用してもらえるよう、県外で開催される展示会等において広く周知を図っているというところでございます。

県内の多くの企業にちゅうちょなく当該プラットフォームを活用していただけるよう、今後はさらに費用を安くするという観点から、検査項目を絞り込むなど、企業の経済基盤等に合わせた、より安価で効果的な試験デザインを行っていく方向で、今調整をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　今年度において、実際に何かやられているというものはありますか。

**○寺本美幸科学技術振興課長**　現時点では、県内企業等からの試験依頼はございません。

ただ、ヒト介入試験プラットフォームの中心的な役割を担っております名桜大学におきましては、本事業で構築しましたプラットフォームを活用いたしまして、令和４年度から文科省の事業を活用して、青森の弘前大学との共同研究事業として健康データの収集及び解析を行っております。同様な事業のようなものを今やっていますので、しっかり民間の企業が手を挙げるまで、こういった事業でどんどんどんどんノウハウを蓄積しながら、また、企業から応募があったときには速やかに対応できるよう、しっかりとした組織をつくって、維持しながら対応しているというところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　人に協力してもらいながらやるということなので、これまですごく費用がかかっていた事業です。それが安価にできるようになったということですので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

成果報告の39ページ、ＤＸ人材確保育成市町村支援事業について伺いますけれども、ちょっと質疑を変えますけれども、支援しなかった市はありますか、全て支援しなかったのですか。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　支援は、基本的には町村でございます。11市は個別ではやってございませんけれども、ＤＸに関する研修とか、ワークショップは全市町村を対象としております。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　分かりました。

外部人材を活用したものに関しては、市は対象となっていないということですね。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　市を対象としていないわけではなくて、具体的に小規模離島ですとか、ＤＸ担当者を専任で置いていない、ちょっと体制に若干課題があるようなところが、どうしても特に北部、離島の町村というところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　ここに20町村対象にということがあります。多分、されていないところもあると思いますが、そういう町村に関しては、体制ができているということですか。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　具体的には、特に竹富町などは、やはり役場が石垣市のところにあるということもございまして、行政ＤＸがかなりほかの市町村よりは意識も高く進んでいる状況でございます。

県内の町村においては、基本的には中南部の町村は今のところ、専任もいて体制もしっかりしているので、我々としては、それ以外のところを支援しているというところでございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　分かりました。

その外部人材を活用した伴走型の支援について、具体的にどういう支援をされたか伺います。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　お答えします。

我々、基本的には委託事業で支援員を四、五名体制を取りまして、１人四、五町村を担当に充てて、１年間ではないですけれど、半年から10か月ぐらい週に１回とか、行けないときにはオンラインでということを、支援員を専任で置いてやっているという状況でございます。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　具体的にどういうことを支援したとかありますか。

**○大城博人デジタル社会推進課長**　今、デジタル庁のほうで進めています全国で基幹業務システムを統一、標準化しましょうという取組がございます。これはやはり一担当職員とシステムのエンジニア、ベンダーが個別に調整をしながら進めていくんですけれど、やはり専門性がないところに関しては、なかなかここは厳しいというところで、我々の委託事業で専門員を派遣して、一緒にシステムのベンダーから意見を聞きながら、こちらで調整をしているというところがメインです。そのほかにも、やはりそれぞれの市町村内のバックヤード側の業務効率化も、場合によっては国の補助金を活用して、フロント側、書かない窓口、行かない窓口みたいな業務について、我々、情報提供とか、よい事例を横展開しているというところでございます。

以上です。

**○当山勝利委員**　分かりました。

どうしても財政的に厳しいと、小規模な町村は人材を置けないところが出てくると思いますので、ぜひしっかり応援していただいて、県内のＤＸ化を推進していただきたいと思います。

以上でございます。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

午前11時54分休憩

午後１時15分再開

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

では、午前に引き続き質疑を行いたいと思いますが、その前に、先ほど高橋委員の質疑に対しまして、武田企画部長から追加の答弁、説明を行いたいとの申出がありますので発言を許します。

武田真企画部長。

**○武田真企画部長**　先ほど午前の答弁の中で、債権に関して資料がほしいというお話があった件です。歳入歳出決算書のほうの財産に関する調書の中に、今、タブレットのほうで出されていますけれど、財産として公有財産、物品、債権、基金の４種類があるんですけれど、そのうちの債権のところに、ちょうどこのお手元の資料だと下から５番目が地方総合整備資金貸付金のほうの残高というのが、一番右側のほうに記されております。

県のほうの債権については、全てこちらのほうに表示されているところでございます。

**○西銘啓史郎委員長**　大田守委員。

**○大田守委員**　まず、企画部の主要施策の49ページをお願いいたします。

離島ＩＣＴ利活用人材等高度化事業が令和６年度まであるんですけれども、まず、高度化人材を50名育成した、テレワーカー等向け説明会を50回行ったという形なんですが、これはどれぐらいまで高度化された人材を生んだのかどうか。それと、あと離島はどういったところでやられたのかどうか、その成果を含めて教えてください。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

まず、本事業は県内の離島地域、18の離島市町村で実施しております。テレワーカーの、いわゆる人材育成、そして就業支援を行う民間事業者に補助をして、離島住民の収入の安定及び向上を図ることを目的としております。

令和元年度から令和６年度の６か年で、計907人の離島住民をテレワーカーとして登録しております。その売上げですけれども、令和６年度の売上げが4335万2000円で、実際に受注した延べ人数は1587名となっております。

以上です。

**○大田守委員**　６か年で907名の高度化人材が生まれたということなんですけれども、もし成果が出ているということであれば、今後も継続されるのかどうか、この点を伺えますか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

まず、令和６年度に対象者といいますか、実際に事業を通して受注を受けた方にアンケートを取ったところ、９割近くの方が今後もテレワークの就労を続けたいという回答がございました。

それを踏まえまして、当然、民間事業者が行う事業の補助ということですので、令和７年度から令和９年度までの期間を区切っておりますけれども、引き続きより高度な案件に対応できる方を育成しようということで、令和７年度も実施をしております。

**○大田守委員**　民間事業者に委託という形ですけれども、この６年間、そして、今後３年間もまた同じ事業者がやることになるんでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　基本的には公募という形ですけれども、今のところ、６年度まではＪＶを組んでやられていたと。７年度からは、単独の事業者ということで実施していただいております。

以上です。

**○大田守委員**　公募はかけないと、委託という形でよろしいでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　公募は実施しております。公募に応募してきた事業者に対して補助をするということです。

**○大田守委員**　公募に応募してきた企業というのはこの１社だけなんでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　はい、そうです。

**○大田守委員**　ありがとうございます。

いい結果が出ているのであれば、継続をよろしくお願いいたします。

次、50ページの移住定住促進事業は令和４年度から始まっていますけれども、執行率が89％ということで、１割できなかったということは、どういった理由があるんでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

まず、この移住定住促進事業においては、移住コーディネーターを配置している相談窓口を設置するということで、県外での移住フェアへの出展、そして移住体験ツアーの実施、あと移住応援サイト、おきなわ島ぐらしというウェブサイトを構築しておりますけれども、そのサイトの運用などに取り組んでおります。不用の主な要因としましては、県外で予定していた移住フェアへの出展の数を減らしたということが主な要因でございます。

以上です。

**○大田守委員**　令和４年度から５年度、６年度という形でやられておりますけれども、成果は出ているんでしょうか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

まず、令和６年度の事業実績として、県に設置した移住相談窓口に281件の移住希望相談がございました。これは対前年度比56件の増です。移住応援のウェブサイト、おきなわ島ぐらしの令和６年度のアクセス件数19万4323件、対前年度比１万7983件の増となっております。

実際に、移住者の数がどうだったかというところですけれども、転入してきた方について、移住かどうかという確認をしていないので、県全体での正式な移住者の把握というのはなかなか困難なんですけれども、県のほうから離島過疎地域の20市町村に対して移住者の数を照会したところ、令和５年度ですけれども、県外から合計で97名の移住者があったという回答をいただいております。

以上です。

**○大田守委員**　結果として、この事業の影響を受けての移住者が97名ということでよろしいでしょうか。それとも、そういったものも全く把握されていないですか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　今、申し上げました97名というのは、市町村に照会をして把握している数字です。当然、その中には県の窓口に相談があったであるとか、ウェブサイトで情報収集したということもございます。

ただ、そこも含めて市町村も一緒に移住フェアに出展したりしていますので、全体としてこの97名であったということでございます。

以上です。

**○大田守委員**　なかなか移住というのは厳しい面があると思うんですよね。糸満のほうでも国の農水省の移住フェア、移住事業をやったんですけれど、結局30名のうち移住したのは１人なんですよね。家族を含めて４名なんですけれども。

ただ、離島や過疎地域に関わる人が１人でも多くなれば、結果はおのずと出ますので、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。

51ページ、お願いいたします。

県有施設ＦｒｅｅＷｉ－Ｆｉ整備事業ですけれども、執行率が65.5％で結構低いんですよね。その

理由は何でしょうか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　この事業は、Ｗｉ－Ｆｉ機器を設置することになっているんですけれども、この設置に当たりまして、施設の利用形態によって人の集まる場所とか、時間帯、人数、年齢層といったのが異なっております。また、設置場所によっては、このバックボーンになる光回線がそこまで来ているかとか、電源はちゃんとあるかとか、そういったところの確認であったり、この無線を遮断するような障害物がないかとか、干渉するようなほかの無線機がないかとか、そういったところはいろいろ現地確認等をやっておりました。また、その施設管理者とも、電気通信事業者、電気事業者ともヒアリング等いろいろやって、ここで現場を把握するのにちょっと時間を要したというところがございまして、ちょっと運用の開始が遅れました。遅れたことによって、当初見込んでいた回線の使用料と保守料が不用になったということでございます。

**○大田守委員**　開設がなかなか進まないと。令和６年度でまだ１年間の事業ですので、それを受けて令和７年度はどういった形で動かれていますか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　令和６年度の経験を踏まえて、今、事前にチェックリストみたいなのをつくって、施設管理者といろいろ交渉して、早めに詰められるような状況にしております。それに見合うような形で、この回線使用料と保守管理料、そういったものを今組んで、実際に現場のほうで対応しているというところでございます。

**○大田守委員**　沖縄県のリーディング産業は観光産業です。観光客の皆さん方が集まる施設で入っていないのがまだまだあるんでしょうか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　この事業で、令和８年度までに多くの県有施設に整備したいというところで考えておりますが、令和８年度に、あと15施設程度の整備を今予定しているところでございます。

**○大田守委員**　せめて、観光で来られる場所、県の施設であれば、早急に全て100％、本来は設置すべきだと思っております。お膝元の県庁の中はいかがでしょうか。

**○大嶺寛情報基盤整備課長**　県庁の庁舎内には、無線ＬＡＮが全課で使えるような形で整備は進んでございます。

**○大田守委員**　分かりました。よろしくお願いいたします。

なるべく早く設置が終了するようにお願いいたします。

41ページの鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業についてですが、その中で、令和６年度で中北部、南部の各圏域において協議されたということをおっしゃっているんですが、協議内容についてはどういったものが主な内容だったんでしょうか。

**○神里長次郎交通政策課公共交通推進室主幹**　お答えいたします。

県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、南部圏域の市町村や交通事業者との連携交通会議を開催しております。コミュニティーバス、路線バスの連携など、住民の移動ニーズを踏まえた広域的な公共交通の在り方について検討を進めているところです。

今後、南部地域にふさわしい公共交通の在り方について、ＬＲＴ、ＢＲＴなども含め、幅広く検討することとしております。

以上です。

**○大田守委員**　この協議内容の中で、沖縄戦で破壊された鉄軌道の復旧であれば、私は糸満を外してはいけないと思っているんですよ。戦前の鉄軌道は、糸満から那覇、そして嘉手納線と、糸満、那覇、与那原線のほうの線路だったと思っております。

鉄軌道の復旧であれば、私は糸満からやるべきだと思っているんですけれども、県の考えはいかがでしょうか。

**○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長**　お答えいたします。

現在の沖縄鉄軌道の概略ルートは、平成30年に学識経験者による専門委員会及び、延べ６万2000件の県民から寄せられた意見などを踏まえて、事業効果や採算性、事業費などを考慮しながら、那覇から名護を１時間で結ぶルートというのを決定しております。

県では、この鉄軌道の非沿線地域を含めた多くの県民や観光客が利便性を享受できるよう、基幹軸である鉄軌道の導入を見据え、鉄軌道と各地域とを結ぶフィーダー交通ネットワークの構築に向けて、取組を進めているところであります。

**○大田守委員**　皆さん方は、簡単にフィーダー交通と言いますけれども、現状として、バスの運転手は最盛期の一番多いときで2900名、それが現在1641名なんですよ。僅か５年間ですよね、これだけ減っています。

そういった中で、フィーダー交通をどういった形でやるのか分かりませんけれども、公共交通の中

に、私はタクシーも入ってくると思います。タクシーのほうは、一番最盛期が2009年です。１万41人いた運転手が、現在5000名なんですよ。だから、根本的にフィーダー交通とか言うんですけれども、なかなかそれも立ち行かない状況になるんじゃないかなと思っております。そして、朝夕の混雑時の那覇市の平均的な交通速度は、全国で一番低いですよね。朝夕の那覇市が混んでいるときの平均速度が10.5ですよ。全国は30.8ですよね、３分の１です。この那覇市内に、どれだけ自家用車を入らないようにするのか。そうなってきますと、あとは、やはり鉄軌道を導入して、定時発定時着、これが必要だと思うんですよね。そういった中では、南北を縦断する糸満から名護まで、私は必要だと思いますけれども。東京都のほうが13.9、やはりこの状況を直すためには、定時で発着できる鉄軌道をしっかりと県内の本島で整備するべきだと思っておりますけれども、再度お伺いいたします。その考えは、いかがでしょうか。

**○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長**　委員御指摘のとおり、この鉄軌道の導入については、やはり県土の均衡ある発展であったり、県民の交通の利便性の向上というのを図るためにも、すごく必要なシステムだと認識はしております。

御指摘のあったとおり、やはりバスの運転手であったり、タクシーの運転手なども今すごく減ってきていて、リソースが限られているところがございますので、市町村との圏域の協議の中でも、そういったリソースが抑えられる中で、どう公共交通を効率的にこのネットワークを組めるかというところで、今、協議をしているところでございますので、そういった形で、鉄軌道と結ぶフィーダー交通の在り方についても検討を進めていきたいと考えております。

**○大田守委員**　定時でやるために、鉄軌道の中にはいろいろ何種類かありますよね。路面電車もありますし、最近であれば、富山あたりであればＬＲＴという最新型のもやっております。そういったものであれば、この建設費が安いんですよ。モノレールの３分の１なんです。鉄軌道の約半分なんですよね。そういうことも考えた場合には、やはりこの南部の路線で、同じ軌道の中でも路面電車、ＬＲＴのほうも、私は県が率先して話を出して行くべきではないかと思っております。今、通勤通学に使う自動車の数をどれだけ減らすか。これを減らすことによって、交通渋滞による経済的損失も大きいですよね。沖縄の場合は、自動車の通勤通学は約７割近い、67％近くあります。でも全国は46.9％なんですよ。この差は大きいですよね。ましてや、沖縄は細長い島になっている土地柄です。そこは自動車の数をどれだけ経済の中心地にある場所で減らしていけるのか、それが必要だと思っておりますので、そうなってくると、やはり公共交通のための鉄軌道、これをしっかりと私は考えてほしいと思っております。これは提言です。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　主要施策の報告書の45ページ、わった～バス利用促進乗車体験事業について質問いたします。

課題について触れられてもいるんですけれども、やはり通勤通学者から、バスに乗れなかったであったりといった声もあったんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

委員がおっしゃるように、昨年度のバス無料の乗車体験事業ですけれども、日常使いでのバス利用以外に、無料による非日常的な長距離バスの利用者の方も多く、朝の通勤通学などで、ふだんの利用客が乗車できないという状況も生じたものと把握しております。

今年度は、バス無料事業の成果や課題を踏まえまして、県民からモニターを募集し、バス、モノレールの利用料金を半額にする実証事業を行うこととしております。

この事業の中では、実証期間中、昨年度の課題も踏まえまして、平日は午前９時以降の乗車、土日祝日は終日利用を対象として実証事業を行うこととしております。

以上です。

**○宮里洋史委員**　ありがとうございます。

直接、このわった～バス利用促進乗車体験事業のことではないんですけれども、その前にある、例えばシームレスな交通体系だったりとか、公共交通機関、バスの利用を促進していこうという県の流れがありますけれども、今話したように、ピーク時間の満車率みたいな調査は、ネットで調べても探せなかったんですが、県として行っていたりするのでしょうか。

**○新城裕也交通政策課班長**　例えばですけれども、最近ですとパーソントリップ調査の中で、このピーク時間帯の輸送量に関しては満車に近いといいます

か、オフピークに比べて乗車率が高いとか、そういったデータが出ております。

以上です。

**○宮里洋史委員**　これは事業の、決算質疑というよりは要望なんですけれども、このピークを乗り越えるために、バスの運転手の資格取得だったりとか、様々取組されていると思うんですけれども、やはりそういった供給が足りない状況の中で減便されている、地方からというか、市外から那覇に通う方々の声が本当に多数ありますので、その点も踏まえて、このバスの交通体系を今後期待したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に大規模駐留軍用地跡地利用推進費についてでありますけれども、この事業は平成24年からと書かれているんですが、用地の取得というのもあるんですけれども、この取得に至った経緯とか、どのような流れになっているんですか。

**○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**　お答えします。

駐留軍用地の跡地利用につきましては、道路や公園、学校などの社会基盤の整備が必要となってまいります。

しかし、今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約９割が民有地となっておりまして、公有地が極端に少ない状況となっております。そのことから、跡地利用を迅速に進めるためには、返還前の早い段階から公共施設用地を確保することが必要であるということから、沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金を財源として、跡地利用推進法に基づく土地の先行取得を実施しているところでございます。

以上です。

**○宮里洋史委員**　事業内容の実績のほうにも書かれていますけれど、普天間飛行場跡地だったりとか、嘉手納以南の土地に関しての絵を描いていかなければならないという沖縄の使命な事業だと思っております。そこでですけれども、返還を勝ち取ると、返還をした後の跡地利用ですから、この返還の条件はどのようなことになっていましたか、普天間でいいですけれど。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、企画部長から質疑内容について説明があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　返還後の跡地利用の事業でありますけれども、今ある普天間飛行場は、どちらに行く話になっているんでしょうか。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、宮里委員から質疑内容について説明があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監。

**○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**　沖縄における在日米軍施設区域に関する統合計画によりますと、普天間飛行場の返還条件としましては、海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設等が返還条件となっております。

以上です。

**○宮里洋史委員**　大変重要な跡地利用の事業ですけれども、何年も積み上げてやっていると思うんですが、この取得した土地とかの跡地利用に関しての事業実施時期というのは、今、計画の中で書かれてはいるんですか。

**○伊良部孝一県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**　現時点では、具体的な実施時期等は明記しておりませんが、返還後、速やかに跡地利用が進むように準備して取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○宮里洋史委員**　引き続きよろしくお願いいたします。

最後の質問になるんですけれども、今、沖縄県の経済界が推進されているＧＷ2050は、跡地利用の話が多く含まれているプロジェクトになっていると思うんですけれども、その計画と同事業とかの関連性というか、この親和性とか、それとの連携とか、今考えられているものがあればお願いいたします。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　ＧＷ2050プロジェクト推進協議会が検討しております構想におきましては、基地返還跡地の一体的利用と、那覇空港機能強化を目指す構想であると認識をしております。

一方で、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想は県が策定しておりますけれども、令和８年度の改定、改正を目指して検討を行っているところであります。

県としましては、ＧＷ協議会の構想に係る調査結果は、これからまた出てくるかと思いますので、それを踏まえまして、駐留軍用地跡地利用に取り組む関係する６市町村と緊密に連携をしながら、丁寧に議論をしていくことが重要だと考えております。

以上です。

**○宮里洋史委員**　以上です。

ありがとうございました。

**○西銘啓史郎委員長**　徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員**　よろしくお願いします。

令和６年主要施策の成果の中からお聞きしたいと思います。

まず初めに41ページをお願いします。鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業の中からお聞きしたいと思います。令和６年度の１年で進めた議論、協議相手、そして協議回数を伺いたいと思います。

**○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長**　県では、令和６年度の鉄軌道の導入に向けて、国が課題としている費用便益比などのさらなる向上に向けた調査のほか、鉄軌道と有機的に接続するフィーダー交通の導入可能性調査を実施しております。

鉄軌道導入に向けた費用便益に関する調査については、国と県のそれぞれの調査内容などについて随時情報共有を行うとともに、便益検討会へのオブザーバー参加や、機会を捉えて協議の場を設定しており、令和６年度においては、年度当初と年度末の２回、意見交換を実施しております。

鉄軌道と有機的に連携するフィーダー交通の導入可能性調査については、令和６年度に、本島内の全26市町村を対象に、地域拠点や交通拠点の位置づけの確認、鉄軌道やフィーダー交通に期待する機能、役割などについてヒアリング、意見交換を行い、調査検討を進めているところです。

県としましては、引き続き利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、国、市町村、交通事業者とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○徳田将仁委員**　休憩お願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、徳田委員より、市町村と何回協議を行ったか等細かいところまで答弁するよう要望があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長。

**○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長**　フィーダー交通の導入可能性調査については、26市町村を対象に実施しているんですけれども、これは各市町村ごとに一回一回やっておりますので、26回協議をしております。

以上です。

**○徳田将仁委員**　今の話の続きなんですけれど、それでいけば、協議の回数がそんなに多くないと思う中で、5200万という予算の根拠というか、その内訳まで説明お願いします。

**○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長**　令和６年度の鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業では、委託料として4570万6000円、旅費が364万8000円などとなっており、この委託料なんですけれども、委託料のうちフィーダー交通導入可能性調査というのが3025万、機運醸成ということで、経済波及効果などを調査したのが557万7000円、それから市町村連携交通会議運営に899万8000円というところになっております。

主なものは以上です。

**○徳田将仁委員**　ありがとうございます。

今の話によると委託が4570万、そのうち3000万が新たなフィーダー交通の協議とかもあるんですけれど、今まで本当にいっぱい調査業務、委託業務とか協議も重ねてきたと思うんですよ。それで現時点での県の認識というのはどういった状況なのか、確認したいと思います。

**○平良秀春交通政策課長**　今、委員が御指摘いただいている事業はいろいろな要素が入っている事業でありますけれども、一つ絞って御説明させていただくと、やはり鉄軌道の導入というのが非常に大きなテーマかなと思っております。

御承知のとおり、鉄軌道の導入につきましては今、費用便益比というところが課題になっていると。費用便益比につきましては、県としては一度、１を超えるような結果が出ておりますけれども、さらに効果が上がって費用便益比を高めていく調査を昨年度、今年度と続けております。

その結果を踏まえまして、来年度、新たな費用便益比を、ちょうどパーソントリップのデータも出ているところですので、最新値を出した上で、内閣府と次のフェーズとして協議をしていこうというところでございます。

今、費用便益比を高める調査というのを昨年度、今年度かけて実施をして、来年度さらに早期実現に向けた交渉を進めていこうという状況であると認識しているところでございます。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　今、費用便益、このビー・バイ・シーという中で、1000万人という観光客も含めて、新たなフィーダー交通というのは利用者になるわけ

ですから、この観光客を公共交通に誘導するような具体策というところは、県としてはどのように検討しているのか、お答えください。

**○平良秀春交通政策課長**　基本的には鉄軌道ということではなくて、今既存の公共交通をいかに観光客にも使っていただくかというところも、一つの視点かなと今の御質問に対して思っているところでございます。

観光部局とも連携しながら、例えば那覇空港のバスの乗車環境の改善等にも取り組んでいるところでございます。

そういったところは、我々も関係部署と連携しながら、しっかり取り組んでいこうと考えているとこでございます。

**○徳田将仁委員**　ビー・バイ・シーを計算する上で、観光客の移動の交通計画といったところもやはり組み込んでいかないと、まずこのビー・バイ・シーは出せないのかなと思っているんですけれど、そこは組み込んで、ビー・バイ・シーを出しているということでよろしいですか。

**○平良秀春交通政策課長**　まず前提となっている現状のビー・バイ・シーでは、モデルとなっている観光客数は設定しているんですけれども、今現在検討している費用便益比計測の可能性のある幾つかの項目がございます。

そのうちの中の一つとして、やはり観光客の増加による効果というのは、新たに加えた上でビー・バイ・シーを出そうという試みも、今進めているところでございます。

**○徳田将仁委員**　ビー・バイ・シーが低いままで、今は低いからやっぱり事業化ができないというところがネックだと思うんですね。これ平成24年度からやっているんですよね。やっていて、現時点での観光客は1000万人、コロナ前も1000万人で、コロナ禍後にまた1000万人にも近づいてほぼ戻ったという中で、その計画にビー・バイ・シーが入っていない、現在入っていないのなら、到底何の資料かと国もそう思うと思いますよ、僕も。その中で国への要望、交付金要求の中で、正直、このビー・バイ・シーだけでは図れないという部分もあると思うんですね。

先ほど大田委員からもあったように、歴史的に鉄軌道が昔あったわけでありますから。そういった歴史的な要因ももちろんあるし、観光の効果も含めて、あと防災機能も含めたときに、この特例の評価を、やっぱり知事というのは、国のいろいろな機関に働きかけていかないといけないと思っているんですけれど、知事はどのような行動をしているんですか。

**○仲吉朝尚交通政策課公共交通推進室長**　お答えいたします。

知事におかれても、鉄軌道の導入というところで、毎回、国への要請などをやっておりますし、特に８月の国庫要請のときは、毎年併せて鉄軌道の導入を求めているところであります。また、各大臣が来県された場合にも、その際も毎回、この鉄軌道の導入についても求めているところでございます。

**○徳田将仁委員**　今の話でいうと、部局としては、このビー・バイ・シーをつくる上で、観光客も含めた新しいビー・バイ・シーをつくることを優先、でも知事はしっかりと国に対して要請を行うときに、例えば毎年８月に行っていますよと、ただ要請しているだけでは何も変わらないと思うんですね。知事の政治姿勢としても、例えば経済界、産業界と一体となって要請を出すといった行動が見られないんですよ。やっぱりそれだけではなくて、県民への理解の部分でも、例えば鉄軌道がなぜ必要なのか、これがあると生活がどう変わるのかという部分も、何か強い発信力がないんですね。今、そういったところが１番の問題ではないのかなというのは思っているんですけれど、そこら辺はどう考えていますか。

**○平良秀春交通政策課長**　おっしゃるとおりでございます。

やはり県民が望む鉄軌道ということでございますけれども、以前は割とこういう機運醸成的なアプローチがありましたけれども、ちょっとコロナ禍を経て、そういった取組も少し止まっていたという状況もございますけれど、今年度からは、例えば小学生向けのワークショップとか、あと鉄軌道の必要性などを理解していくような、もっと多くの県民が参加するといった普及啓発、機運醸成のイベント等も今年度から開始していこうと思っております。

おっしゃるとおり県民の機運というのを高めつつ、あとビー・バイ・シーにつきましても、観光客の増加というのは当然入っているけれど、観光客が増加したことによる、さらに観光客の滞在が増えていって、さらに経済的に効果が出てくる、そういった観光からの深掘りみたいなところもビー・バイ・シーで読めないかとか、あと面整備等、市街地再開発等も含めたまちづくりの面整備の効果といったこともビー・バイ・シーとしてカウントできないか、さらに経済波及効果等もビー・バイ・シーとちょっと別の観点になりますけれども、検証しながら、こ

の鉄軌道導入が沖縄に非常に重要であるということを県民にもよく知っていただくし、国にもしっかり伝えていく、そういった取組をさらに強化していきたいと考えているとこでございます。

**○徳田将仁委員**　知事の政治的手腕が一番大事なところでありますので、皆さんも下からしっかり持ち上げて頑張ってほしいと思います。

次、行きます、44ページお願いします。

バス路線補助事業費の部分から質問したいんですけれど、バス会社自体の経営や運営体制には問題はないのか、少しお聞きしたいと思います。

**○新城裕也交通政策課班長**　お答えいたします。

沖縄県内では約270系統のバス路線が運行されておりまして、これらの路線のうち、学生高齢者等を含む、地域住民の日常生活の足として欠かせない移動手段ではありますが、運賃収入による運行の維持が困難な路線37系統に対して、国市町村と連携して支援を行ったところでございます。

これらの支援に当たっては、国、県、市町村、交通事業者等で構成する協議会において、運行系統ごとの収支や運行するサービス水準、欠損の改善に向けた取組等を盛り込んだ生活交通確保維持改善計画を策定し、国の認定を経て、計画に基づき支援を行っているところでございます。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　ありがとうございます。

37系統が赤字というところで交付金のやり方というか、そこら辺少しお聞きしたいんですけれど。赤字だから補塡しているという補塡方法なのか、それともバス会社自身が経営改革して、効率化、努力を条件に補助金を出しているのか、お聞かせください。

**○新城裕也交通政策課班長**　基本的には先ほど御説明しました、生活交通確保維持改善計画を策定する際に、国の定めた要件などがございまして、輸送量とか、あと通学、通勤に必要な生活路線であるといったところも条件になっております。

今おっしゃっておりました民間事業者の業務効率化等といったところでございますが、そのバス事業の運行改善等の取組とか、サービス水準の改善など、そこも含めて審議することになっております。

**○徳田将仁委員**　バス会社からの路線利用のデータというのは取られていますか。

**○新城裕也交通政策課班長**　今御説明申し上げました、この生活バス路線の維持確保のための計画、認定に当たりましては、バス事業者が路線ごとの利用者数のデータを収支費用等のデータと合わせて提出しまして、最終的には国において補助要件に適合するかどうか審査することとなっております。

以上です。

**○徳田将仁委員**　僕はこの利用データを取っているかと聞いたんですけれど、今後も恐らくですけれど、毎年この赤字補塡は続いていくのかなと、今までの現状を見ると思うんですね。

その中で、バス会社からの利用データを基に考えていくと、僕はあまりよくないのかなと今思っているんですよ。例えばバス事業というのを、一旦真っさらに考えることも今後は大事なのかなというふうに私は思っているんですけれど。例えばＮＴＴさんが行っている人流データ、またモバイルデータ、モバイル位置情報データとかを使用して、どの時間帯に、どこに向かって人の流れが集中しているかというデータが取れるんですね、これは皆さんも御存じだと思います。携帯の端末がどこにあって、例えば一つの祭りがあって、その祭りのどの時間帯にどれだけ集中している、何万人が来ているというデータも今は容易に出せるんですよ。そういったのを使って、例えばこの時間帯は那覇に集中しているね、那覇から帰る時間帯だとこの時間がすごいね、その時間帯に、それがどこまで動くかというのをモバイルデータとかを見ながら、そういうときに増便したり、逆に言ったら、収益を上げるような考え方というのを持ってくれないのかなと私は思っているんですよ。また、逆に新たな需要がある路線を精査し直す、この路線は相当人が流れているな、この路線をつくろうかというところがバス需要の再生の道だと考えるんですけれど、そういう対策はどういうふうに考えていますか。

**○新城裕也交通政策課班長**　今、委員御指摘、御提案などございました、 ＮＴＴドコモのデータを活用するといった点ですけれども、方向性とか思いとしては、バスの利便性向上とか利用促進とか、そういったものをデータに基づいて、今だったら取れる技術とかに基づいてやったらどうかということだというふうに理解いたしました。

先ほど、事業者の経営改善に向けた取組について、少し答弁させていただきましたが、例えばその中では市町村で交通会議を開いておりまして、その交通会議の中に、また事業者も参加していただいて、この市町村の課題について一緒に認識したりとか、そういった取組も行っております。

市町村によっては、こういった人流データとか

も活用しながら、人の移動とかも加味しながら、こういった全体の交通を検討していくという取組もされてまして、そういった中でバスのサービスレベルの向上とかを図っていくことは、確かにおっしゃるとおり、重要だと考えております。

**○徳田将仁委員**　これバス路線の補助事業の事業だと思うんですね、そこら辺はしっかり考えてほしいと思います。

関連しますので、そのまま45ページに移動したいと思います。

わった～バス利用促進乗車体験事業の中で、今回は８日間無料にするという事業だったと思うんですけれど、８日間無料にするために２億円をこうやって使えるのであれば、今アクセスが悪い高校とか、各地域でちらほらあると思うんですが、例えばスクールバスを直接学校に寄贈してあげたほうが、県民の悩みの解決としては、成果としては、僕はあるのかなと思ったりするんですけれど。

その関連で、先ほども話したんですけれど、乗っている人の考え方を今考えていると思うんですね。

でも、どうやったら乗っていただけるかというのを考えたときに、移動だけではなくて、新規事業で考えるのだったら、バスに乗るということ自体の定義を少し違う方向で考えたとき、乗るたびに地域で使えるポイントとかが貯まっていくような仕組み、全く違いますよ、皆さん考えと違うはず。移動するという考え方が違う考え方なんですけれど、この通勤、通学、買物も、日常の移動も対象として、乗るほど、地域がポイントとかで元気になっていくような地域還元ができるような考え方とか、そういうことを提案するような事業のバス利用促進にできないのかなという、そうすると人が動いていく、バスの利用促進になっていくのではないかなと思うんですけれど、どう思いますか。

**○平良秀春交通政策課長**　お答えいたします。

まさにそういう交通事業者だけの話ではなくて、いかに経済活動、付加価値を生むような仕組みの中で、利用促進を図っていくかという御提案だと受け止めております。

ちょうど昨年から、総合事務局を中心に沖縄交通リ・デザインというキーワードで取組が進められておりますが、沖縄交通リ・デザインというのは国土交通省の大きな柱ではございますけれども、沖縄総合事務局は、沖縄の地域に合わせて官民連携でそういうデジタル技術とか、この経済との連携とか、あとは県民の意識変容、行動変容、こういったことを総合的に官民で取り組んでいこうという方向で今、官民の連携会議などを開いておりまして、昨年は共同宣言等もしたところでございます。

我々のほうもこの中にも参画させていただいて、交通事業者以外の様々な金融機関等の方々とも議論を始めているところでございます。

そういった委員の御提案等も、こういった中でも意見交換させていただきながら、新しい展開が生まれてこないかというところを、ぜひ検討させていただければと思っております。

**○徳田将仁委員**　最近では、夜間の減便に対しての声も多く聞くんですね。そういう中で、先ほど言ったモバイル位置データみたいな形でも、有効な時間帯であれば、きっと那覇に人が夜に飲みに来たんだとしたら、那覇からまた人が帰っていくとかというのを、時間帯でルートをはじき出せるのであれば、十分バスの収益を上げる可能性というのは、また考えきれるんじゃないかなと思うんですけれど、そういったことを何か新たに挑戦していく、そんな事業提案をすべきだと考えるんですけれど、どう考えますか。

**○平良秀春交通政策課長**　やっぱりオープンデータ等も含めて、データを活用して、どういった形で改善していくかはやっぱり非常に重要だと思っておりますので、御提案を踏まえながら、また引き続き研究、検討させていただければと思っております。

**○徳田将仁委員**　今年度も12月、１月に半額事業をするということなんですけれど、ただ考え方の問題なんですけれど、うちでこうやって単費を出していくというより、地域巻き込み型でつくり上げていくという方向性をしっかり見出して、新規事業として提案していただきたいと要望して終わります。

**○西銘啓史郎委員長**　島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員**　よろしくお願いいたします。

まず、主要施策の中から、54ページの離島航路補助事業なんですけれど、これ昭和47年から継続できております。

これまでの経緯と、今後の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　この事業につきましては、県として離島航路を確保、維持することにより、離島の定住条件の整備を図るため、航路事業者が、離島航路の運航により生じた欠損額を国、市町村と協調して、補助を実施しております。

令和６年度におきましては、令和４年10月から

令和５年９月までの収支で赤字であった14航路について欠損補助を実施しております。

今後につきましても、やはり定住条件の整備として、この航路の安定的な運行というのは重要だと考えておりますので、引き続き維持確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○島尻忠明委員**　ここ直近で、この建造した船があったのかどうか。なければ、いつ頃そういうのがあったかどうかと、その地域名をお聞かせください。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、平良交通政策課長から質疑内容について確認があり、島尻委員より、船の建造やリースがあったのかどうかについて答弁するよう発言があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

平良秀春交通政策課長。

**○平良秀春交通政策課長**　お答えいたします。

今委員の御指摘は、主要施策の報告書の中の課題のところにリース料が入っているという御指摘だと思います。基本的には、沖縄県離島海運振興株式会社のほうからのリースという形で、離島の航路を運航している事業者、これ市町村も含めて、それはございます。建造した経緯ということであると、最近だったら津堅島に就航しているフェリー等は離海振のほうでつくっていただいて、それをリースするという形で運行しているという状況でございます。

以上でございます。

**○島尻忠明委員**　ちょっと冒頭、これまでの経緯を聞いたんですけれど。昨今、いろいろ生活環境が大変厳しいものになっていて、これが果たす役割は大きいと思うんですけれど。

今後、多分いろんなエネルギーとか、石油高騰とか、物価高騰とかあって、大分島民に負荷されることがあると考えられるんですけれど、その件については、皆さん、どういうふうに考えていますか。

**○平良秀春交通政策課長**　まず、お答えいたします。

離島住民の負担ということに関しましては、航路事業者の運賃の価格をどう設定するかというところに尽きるところがございます。基本的には、今、航路事業者のほうで、運賃を値上げしていくという動きはあまりなくて、反対側として、営業費というのは、やはり燃料高騰、人件費の高騰、あとは先ほどおっしゃったリース料のこともございますし、修繕費等も今非常に高騰してきております。

そういった部分につきましては、営業費と、そういった収入を差し引いた分の欠損額という形で、国と県と市町村のほうで欠損分を支援していると。そういった形で航路を維持していて、現状としてあまり大きな住民の負担というのは、一般的に多くの離島航路の中では見られていないと、運賃の値上げというのは起こっていないと、そういうことで認識しているところでございます。

**○島尻忠明委員**　ぜひいろいろ環境の変化もありますので、注視しながら継続していただきたいと思っております。

主要施策の成果報告書の52ページの沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の件なんですけれど、これに関しても、課題として本事業の安定かつ継続的な実施とあるんですけれど、どういったことが背景にあるのかどうか。

今事業を進めるに当たって、しっかりとした効果もあるんですけれど、そういうことを書いてありますので、どういう課題があるのかということで、お聞かせをください。

**○金城幸樹交通政策課副参事**　事業の安定的な実施については、今年度から国補助という形で予算計上がされて、令和６年度と比較しても10億円の増加という、約38億円を確保しております。

国の令和８年度概算要求におきましても、今年度より増額要求はされているということですので、必要な予算確保に向けて、今後も内閣府と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○島尻忠明委員**　今のお話をお聞きしましたので、その補助の形態等も含めてしっかりと、やっぱり離島の皆さん方の生活安定のためにも取り組んで予算要求もお願いをしたいと思います。

14ページの離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについてなんですけれど、これ、いろいろ暫定税率も含めて、石油製品のことが大きな要因になりそうなんですけれど、この件、これ事業者なんですけれど、皆さんはこれからどのようなことを見通して、環境、周りの変化も踏まえて、どういうことをいろいろな課題として捉えているのかということをお聞きをしたいと思います。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えいたします。

沖縄の揮発油税及び地方揮発油税は、揮発油税の暫定税率を前提としてガソリン１リットル当たり７円の軽減措置が行われております。それを前提に

離島への石油製品の輸送補助のために、石油価格調整税を1.5円課税させていただいているところです。

今現在、議論になっておりますガソリンの暫定税率の廃止ということが特段の手当てがないまま、この揮発油税の暫定税率が廃止された場合、この石油製品輸送等補助事業を実施するために、石油価格調整税を継続して課税するということになった場合、沖縄は全国と比較して高い税額を負担することになるおそれがあると考えております。

沖縄県としましては、全国との、沖縄の軽減措置が継続されることが重要であると考えておりますので、暫定税率廃止後も引き続き同様の措置が講じられるよう関係要路に働きかけを行っているところでございます。

以上です。

**○島尻忠明委員**　大変大きな課題だと思いますが、ただ、暫定税率がありますので、これ本則に戻りますので、さっきの宿泊税のときもやっぱり島の皆さんにはいろいろ負担があるからということで、我々もいろんな質疑をさせていただきましたが、執行部として、これ本則でありますから、税の負担の公平性という答弁がありましたけれどね。これ大変厳しくなると思うんですけれど、その辺を皆さんはどういうふうに理解をして、そしてどういう行動をするのか、もし考えていることがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

**○武田真企画部長**　暫定税率につきましては７月末ですか、与野党６党の協議、合意に基づいて暫定税率を廃止する方向で動いているのは承知しております。

ただ、先ほど課長からもございましたとおり、この中で、現在は暫定税率の中で７円、沖縄の部分は軽減されていますので、その部分については少なくとも令和９年５月までは維持していただきたいという形で、関係要路に働きかけているところでございます。

**○島尻忠明委員**　部長、それは理解してますけれど、先ほどの答弁ではこの暫定税率の代わりに何かで補塡していただきたいということでありましたので、皆さんはどのように理解をして、国に対してどういうふうに要求をしていくというのがありますかと、そういう案があるのかということも聞いています。これも喫緊ですからね。

**○武田真企画部長**　ちょっと繰り返しになるとは思うんですが、７円の軽減措置もされていますので、その軽減措置については令和９年５月までは少なくともそれを維持していただきたいという形でお願いしているところです。

**○島尻忠明委員**　まだ具体的な策はないということで理解をするんですけれど、それ以後はどうするのですか。

**○武田真企画部長**　令和９年５月に向けても、離島のガソリン価格の課題は残りますので、そこについての関係部局は生活福祉部になりますが、頭出しをいろいろしているところでございます。

**○島尻忠明委員**　では、これは認める、了とするんですけれど、もし厳しい結果になった場合は、県としては自主財源でやるのか、いろんな手当てがあるのか。それに代わる代替案というんですか、そういうことも考えているんですか。そのままストレートに付加された分がなくなった場合は、そのままスライドしていくのか。離島に対して今までの措置ができない、県としてもこれはもうやめにするのかどうか。

**○武田真企画部長**　繰り返しになります、今は国に対して特例措置の継続をお願いしている段階ですので、今委員がおっしゃるようなものについて、まだ申し上げる段階ではないと考えています。

**○島尻忠明委員**　やはりこういった課題ですから、交渉事はいろいろな形があるわけですから、そこもしっかりと。令和９年というともうすぐですよ。そこに住む皆さん方もいろいろありますのでね。やはり離島は一丁目一番地ですから、その辺はこういう措置がなされなくても、県としてしっかり手当てをしていくというぐらいは必要かなと私は思うんですけれど。県としてそういう考えはないのか。要するにたらればという話になるんだけれど、この辺どうですか、姿勢としてね。

**○武田真企画部長**　離島のガソリン価格が本島に比べて割高であるという課題は、令和９年５月以降も変わらないと思っております。

そこに向けての手当てについては、今、具体的な形は申し上げられませんが、それについては一定程度の手当てをしないといけないと考えています。

**○島尻忠明委員**　今もその措置が取られていますけれど、一般質問でも離島はエンゲル係数が約２という答弁もありましたので、厳しい状況でありますから、しっかりとこれに関しては継続できるようにぜひ頑張っていきましょう。

資料46ページの大規模駐留軍用地跡地利用推進費、これ質問の聞き取りに来ていたときも話をさせ

ていただきましたが、キャンプ・キンザーは、一義的には、地元自治体がいろいろな跡地利用等々も考えていくんですけれど、普天間も一部返還されて病院等々もできましたけれど、そこは一自治体では、いろいろな計画を立てるのも予算的にも厳しいところもあります。

県として、一緒にいろいろなお手伝いしながらやっていくということは、これまであったのか。また、これからどのように考えているのか、約270ヘクタールですか、ありますので、その辺を含めて答弁をいただきたいと思います。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　お答えいたします。

大規模駐留軍用地が所在する各市町村においては、跡地利用計画の策定に向けた取組が行われております。

県では、関係市町村とともに、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を策定いたしまして、広域的な観点から県全体の発展につながる都市の形成を目指すとともに、各市町村における跡地利用計画の策定を支援しているところです。

浦添市におきましては、牧港補給地区の跡地利用を調査審議する目的で、令和４年９月に浦添市軍用地跡地利用計画審議委員会が開催をされております。その中に、県も当該審議会の構成員として、調査審議に関わったところであります。さらに令和５年８月には、牧港補給地区利用計画素案を浦添市におきまして公表いたしまして、パブリックコメント等々を実施いたしまして、令和６年３月に牧港補給地区跡地利用計画が策定をされております。

県としましては、引き続き浦添市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいります。

以上です。

**○島尻忠明委員**　これまでの経緯は私も承知をしておりますが、ただ、具体的にグランドデザインというのもちょっと厳しいところがあって、あと那覇広域に入っているものですから、都市計画の商業80の400とか、そこの分配ということもありますよね。やはり全域で、広域で見ます。その辺については、まだそこの入り口にも入っていないということで理解していいですか。

**○城間直樹県土・跡地利用対策課長**　駐留軍用地の跡地利用につきましては、当該市町村だけではなくて、県の広域的な都市計画にも関わるものと認識をしております。

また市で、例えば浦添市が用途地域など都市計画を決定する際には、あらかじめ県の担当部局と協議が必要となっております。

企画部としましても、浦添市を含む、関係市町村が検討する跡地利用につきましては、庁内の土木建築部などと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

**○島尻忠明委員**　ぜひ浦添市はベッドタウンとして整備をしていくということで、浦添市の企画も、今後の計画を策定しておりますので、やはりその辺、福祉機関を整備するとか、子どもたちの学童とか学校とか、いろいろな生活環境、要するにそういったところを基盤にしていくという方向性がありますので、一種になるのか、二種になるのか、そういった都計法の中での用途地域が重要になると思いますので、ぜひ引き続きその辺は情報交換等々してやっていただきたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　呉屋宏委員。

**○呉屋宏委員**　私はもうちょっと全体的なところから話をしたいんですけれども、皆さんは鉄軌道だとかバスだとか、いろいろなことが今議論されてきているんだけれど、企画部は沖縄本島内の交通を全体的に計画されているものがあるのか。

**○平良秀春交通政策課長**　県のほうでは、沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画の下に、個別計画として総合交通体系基本計画という計画を取りまとめております。これは陸海空、陸上だけではなくて、海上交通、離島航路も含めた総合的な交通体系を整理した計画となっております。

**○呉屋宏委員**　これは皆さんが中心にやっているのか。

**○平良秀春交通政策課長**　企画部の交通政策課のほうで所管しておりまして、関係部局と連携しながら、様々な事業を展開していただき、我々のほうも展開しているという状況でございます。

**○呉屋宏委員**　この委員会終了後でいいですから、ぜひ、私に一部ください。

それと私は四、五年ぐらい前から、常々政策を出していたんだけれども、その一部がうるま市で引き取られた。私は高速道路に十字路をつくるべきだと思っている。つまり、読谷と屋慶名の高速道路の上で、十字路にすべきだと思っているんですよね。今、読谷の交通がうまくいっていない。うるま市は東道路として今一生懸命やっている。だけど、この片方だけでいいのかということを考えていくと、こ

れを言えば、土建部ではないのかと言われるから、あまりそういう議論したくないから、だから全体的な計画があるかということを聞いているわけだよ。本来そうしなければ、交通体系の全体的な計画が僕はできないと思うけれど、どう思うね、部長は。

**○武田真企画部長**　先ほど、課長のほうから御案内のあった公共交通基本計画のほうは、あくまでも公共交通という形の整理になっております。陸海空、それぞれの圏域の拠点から、那覇まで１時間で運ぶというようなことを目標として整備するものとなっております。

今委員から御案内のあった、読谷－屋慶名間のところについては、道路整備の話になってきますので、基本的には土建部のほうで対応しているところです。

**○呉屋宏委員**　だから言うように、これ高速から勝連までのものは準備できているんですよ、計画から進めればいい。

ところが読谷までないから、これどうなっているのかと。あなた方は片づけるつもりはあるかと聞いている。

**○武田真企画部長**　道路整備でしょうか、道路整備になってくる場合、土建部になるんですが。

**○呉屋宏委員**　休憩で。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員より、全体的な計画があるのか答弁するよう指摘があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

平良秀春交通政策課長。

**○平良秀春交通政策課長**　先ほどの沖縄県総合交通体系基本計画の御説明をさせていただきますが、この中には一応道路関係の施策という位置づけがございます。

基本的には縦の大きな交通網と、東西のハシゴネットワークをつくっていくというところが施策として位置づけられているところであります。

そういったハシゴネットワークのところで、環状線的な道路をどう整備していくかということにつきましては、個別具体案は土木部、関係部局のほうで検討して具体的な計画をつくっていくという位置づけになっているところでございます。

以上でございます。

**○呉屋宏委員**　僕は、今現在、この計画があるかないかを聞いているんだよ。

ハシゴ計画は読谷までいっているのか。

**○平良秀春交通政策課長**　ここは大変恐縮ですが、私の記憶の範囲内では、読谷のところにハシゴネットワークという構想があったかどうかはちょっと記憶しておりませんけれども、確認して委員のほうに報告させていただくような形で対応できればと思っております。

**○呉屋宏委員**　あなた方が全体的な交通網の計画をつくったと、３年前か４年前につくったんでしょう。これは年に１回集まって協議をしているのか。

**○平良秀春交通政策課長**　総合交通体系基本計画に基づく各施策について、関係部局のほうに取組状況というのを報告いただいて、それを取りまとめたものを関係部局で集まって検証する、そういう会議を年１回開いております。

**○呉屋宏委員**　年に１回は、一緒に集まっていろいろ議論をしているということね。

**○平良秀春交通政策課長**　おっしゃるとおりでございます。

**○呉屋宏委員**　じゃこの議事録を出してください。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から呉屋委員へ要求資料について確認があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

平良秀春交通政策課長。

**○平良秀春交通政策課長**　提出させていただきます。

**○呉屋宏委員**　後から出てくるけれど、僕は警察とこの渋滞の問題について２年間会議を行ってきたけれども、彼らが最終的にいくのは土建部と言うんだよ。

ところが、道路を一番よく知っているのは警察なんだよ。これがネットワークが取れているかと聞いたら、会議はしていますと言うんだよ。できていないから渋滞が発生しているんだよ。あなた方は、ただ計画をつくって終わっているんだよね。こういう部分が、ちょっと僕は理解ができないから、今の話をしたんですね。

それと令和５年度の決算の成果報告から令和６年度の成果報告について、前回は23の大まかな項目があったが、今は18しかない。ほとんど離島に関する項目が４つぐらいとれているわけね、これは成果、実態として、出来上がったということですか

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、武田企画部長より、質疑内容について確認があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

武田真企画部長。

**○武田真企画部長**　もともと決算特別委員会で出す主要施策は、その決算の年の当初予算に計上された重点施策というもので位置づけられたものが、１年間を通じてこういった成果があったという形で発表されております。

それが令和５年度の当初予算の重点施策と、令和６年度重点施策がどういう形で整理されていたかは、ちょっと今手元に資料がないので、後ほど、こちらについても御報告させてください。

**○呉屋宏委員**　例えばこれ離島ブランディングというしま地域計画かな、こういうのがあったね。だけど今年度決算に上がってきてないわけだよね、これ結果が出てそうなったのか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えします。

島あっちぃに関しては、少し事業の内容を見直して、47ページの令和６年の事業の中で、児童の交流については対応しているということです。

**○呉屋宏委員**　これを一緒にした、見えなくなった理由は何なのか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　すみません、令和６年度につきましては、この主要施策の報告書には載っていないんですけれども、令和７年度につきましては、離島のつながり促進事業というリニューアルした形で事業を実施しているところでございます。

**○呉屋宏委員**　部長、僕は総務部か知事公室のときだったか、ちょっと質問したんだけれど、前に話したかもしれない。2050年には、実は渡名喜の人口が221名になるんだよ、これあくまでも推計ね。将来的に皆さんは、こういう離島の在り方というものを将来的に設計をして、今活動しているのかということがよく見えない。つまり、そうなったときには、那覇市の字渡名喜になるのか、そこまで想定をしなければいけない事態になるんだよ。221名で一つの村というのは、どう考えてもおかしい。これが、あちこちの周辺離島に影響していく、僕はそう思っているわけね。

皆さんの基本方針から10年後はどうなっているか分からないけれど、皆さんの今の活動の中に、これを止めることができるというのが、離島の活用だと思っているんだけれど、そういうことまで推定をしているか。

**○武田真企画部長**　先日の総務企画委員会でも答弁させていただきましたが、平成の大合併のときに、本島周辺の離島については、合併の話はいろいろ協議があったと聞いてますけれど、具体的な法定協議会までつながったということはないまま、現状が続いている状況になっております。

その際に、やっぱりそれぞれの地域の声をきちっと反映できるためにも、それぞれが独立して、現状のまま市町村として存続したほうがいいという意見があったと聞いております。

今、市町村の行政維持、それから島の維持という観点で様々意見を交換させていただいていますが、これは我々が申し上げるというよりも、まず、それぞれの市町村がどう考えるかというのが最初かなと思っております。

そういった意味も含めて、いろいろ選択肢はあると思いますので、あらゆる選択肢、可能性を考慮しながら、意見交換していく理由しか今のところはないと考えております。

**○呉屋宏委員**　僕は、この実態の数字を南部小規模離島市町村に見せるべきだと思うよ。危機感はないと思うよ、皆さんも、島に住んでいる人たちも危機感がない。だから、どんどん縮小しているものに対して、真剣に一つ一つの施策に対して向き合っているようには考えられない、思えない。だから、しっかりしてほしいと思うけれども。部長、統計課はあなた方のところでしょう。令和６年12月かな、出された表を見てびっくりしたんだけれど、この表では住居費が30％ぐらい上がっているんだよね。

これは、全体的に食料とか、消費支出だとか、医療だとか、いろいろなものが全国的なものと比較しているんだけれども、沖縄県は住居費が比較して前年度よりも30％上がっている。これはあなた方が出したもの。だから、離島でどうなっているのか統計が取られているか。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員より、当該表は沖縄県の家計調査結果概要の３ページにあると補足説明があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

金村禎和統計課長。

**○金村禎和統計課長**　今の委員御指摘の部分というのが家計調査ということであれば、家計調査の対象が全ての市町村というわけではなくて、総務大臣が指定する６市２町となっておりまして、述べますと那覇市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、名護市、沖縄市、北谷町、八重瀬町となっております。公表されているのは、沖縄県全体が公表されているというところでございます。

**○呉屋宏委員**　恐らく対象が離島とは違うんだろうと思っているんだけれど、だから離島は調べられて

いますかと僕は聞いているんだよ。

**○金村禎和統計課長**　離島は対象になっておりませんので、把握をしておりません。

**○呉屋宏委員**　それでいいのか。離島対策はそれでいいのか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　お答えします。

生活費に関しては、平成31年に事業を終了した際に、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、県は那覇とそれ以外の地域、９つの離島ですけれども、そこで価格調査を市町村と一緒に連携してさせていただいて、価格の把握をしております。住宅の整備費について本島と離島でどのくらいの差があるかということは今、令和７年度に少し調査をさせていただいております。現在調査中でございます。

以上です。

**○呉屋宏委員**　これは毎年度やっているのか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　生活必需品の調査については毎年実施しております。

住宅の建設費用については、私が記憶している限りは、今回初めて調査させていただいているという状況です。

以上です。

**○呉屋宏委員**　僕は結構、統計資料は読んでいるんだけれど、この統計資料があるから対策をやるんだよ。どのような方向性で対策するかというと、統計資料に出ている数字に基づき対策するんだよ。そこからがスタートなんだから。だから、この統計を取らない限り、あなた方は何に打ち込めばいいかというのは分からないはずなんだよ。それを毎年取らなければ効果があるかどうかも分からないんだよ。それはどう思うか。

**○島袋秀樹地域・離島課長**　おっしゃるとおり、実態をしっかり把握した上でどういった政策、施策を打ち込むかというのは大事だと思います。

この家計調査のより少し細かいデータを総務省の統計局と調整して、データを入手して、一部本島と離島の家計の支出の、どういった項目で支出の割合が違うのかということをデータをもらって分析しておりますけれども、例えば医療だとか教育だとか交通だとかいう項目で見た場合に、離島というのはやはりちょっと特徴があるなというのは、今はまだ完全に分析できているわけではないんですけれども、データを見る限り、特徴があるなという印象がございました。

ただ、サンプル数が非常に少なくて、それをそのまま離島の家計がこうで、本島の家計がこうでという形で出せるものなのかというのは若干検討が必要ですけれども、やはり少ないサンプルの中でも違いはあるなということは把握できましたので、そういったデータを、既存の調査のデータを引き続きもらいながら分析をしていくということをやっていきたいと思います。

以上です。

**○呉屋宏委員**　五十二、三年も過疎対策をしていて、こういう細かいものを切り刻んで、何が問題なのかというのが分からないで、今まで離島対策というのをやっていたのか。

**○武田真企画部長**　離島、過疎、それぞれ計画があって、施策を打ち込んでいるんですが、そこについては、対象となる市町村といったところからも意見を聞いたり、もちろんやっております。それから、各市町村が実施している振興策もございます。そういった計画も取り入れるような形で、何に対して手当てすべきかというのを検討した上で、それぞれ計画が成り立っているものと考えております。

**○呉屋宏委員**　部長、僕は田舎に結構行っているから分かるけれど、我々が持っている25年後の離島過疎地域の対策をやるという危機感と、彼らが持っている危機感というのは違うんだよ。だから、彼らにそれは合わすのではなくて、皆さんがこの統計資料を持って、何が高いのか、例えば渡名喜の問題で、なぜそこに職員が来ないのか。僕は前にラスパイレスの話をしたけれども、それも一因だと思っているよ。そこで暮らしている若い人たちが、なぜそこに定着しないのかということを探っていかなければ対策はできませんよ。僕はそう思う。どう思うか。

**○武田真企画部長**　そこは委員のおっしゃるとおりだと思います。

我々は相対的に見て、各離島の状況は統計資料から把握できるところもありますけれど、逆に言ったら、Ａ島とＢ島で仮に大きな差がある場合に、Ａ島がある意味ひどい状況、Ｂ島がいい状況、継続するとやった場合に、Ａ島の方は多分Ｂ島の状況に非常にびっくりするということが考えられます。

そういった情報を提供することによって、それぞれの島によっての危機感というものの醸し出し方も違ってこようと思っております。

そういった意味で、あらゆる統計データを市町村とは共有を図っていく、これは一つの課題の解決に向けた大きな取組の一つだというふうに考えております。

**○呉屋宏委員**　総括でいうと、右肩下がりで人口が落ちているところで、どこかでブレーキをかけてこれから上げる施策をやらなければ、急に政策を打ったからＶ字回復するわけじゃないですよ。今からブレーキをかけて、対策をしていかなければいけない。それは考えてください。

41ページの鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業について、ちょっと残り時間で議論したいなと思っています。

僕は前にも聞いたことあるかもしれないけれど、本島の中で、部長が考える交通の拠点というのはどこだと思っているか。

**○武田真企画部長**　那覇になろうかと考えております。

**○呉屋宏委員**　それが将来的にいい方法なのか。

**○武田真企画部長**　大きな港がある、大きな空港がある、大きなバスターミナルがあるという意味では、起点になると考えております。

**○呉屋宏委員**　空路あるいは航路があるかもしれないけれど、私は陸上交通の中で西原インター辺りがずっと拠点だと思っていたんです。そこまでは高速で来る、あるいはそこから鉄軌道で北へ向かう。しかし、そこから南にはモノレールかな、拠点地がそこなのかなと思っていた。だけど、県とはどうも折り合いがつかないから、それは僕はしようがないなと思っているんだけれど、この計画はあなた方の中にないのか。

**○武田真企画部長**　今委員がおっしゃる西原を拠点にするというのは、私は見たことはございません。

**○呉屋宏委員**　多分これはないと思うんだけれど、これは20年前、正確には19年前に、私が１期目で県議会に出てきたときに、いろいろとこの提案をした覚えがあるんですね。これ名護から西原インターまでを鉄軌道でつないだら、80キロ平均で57分かかっていたんですよ。

ということは、駅で停車しないということを考えると、それ以上のものが必要だなと思っていたから、これちょっと自信ないなという感じがした。だけど、これをそのまま本当に那覇に鉄軌道を入れるつもりで考えているんですか。

**○武田真企画部長**　構想段階においては、那覇から名護までを１時間で結ぶ鉄軌道を求めているというところです。

**○呉屋宏委員**　もう一つだけ提案しておきますけれど、僕は軌道系の交通でも何で鉄にする必要があるのかなとずっと思っている。これはバスの２連結、３連結のバス軌道でいいのではないか。ただし、軌道系。この中から、なぜバスなのかというと、そこから消防車が走れる、救急車が走れる、複合利用をすべきだと僕はずっと思っていた。でも、皆さんは鉄軌道で一本化だよね。

僕は救急車が、そのバス軌道系の軌道道路と一緒に走れるのだったら、私は消防の広域化もできると思っている。

そういう全体的なものを考えていったときに、単体で、本土がこうだからということで考えるべきなのかなというのは、僕は考慮の余地があると思うんだけれど、どう思うか。

**○武田真企画部長**　鉄軌道と言いながら、システムについては、那覇、名護を１時間で結ぶシステムという話ですので、それについては別に鉄道にこだわっているわけではなく、ＬＲＴだったり、モノレールだって、システムが可能であれば、それは一つの選択肢だと考えております。

ただ、今委員がおっしゃるのは新たな専用道路というお話なのかなと思いますが、それについて具体的な議論がこれまでなされたということはございません。

**○呉屋宏委員**　以上。

**○西銘啓史郎委員長**　島袋大委員。

**○島袋大委員**　なし。

**○西銘啓史郎委員長**　では、以上で企画部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員等の入替え）

**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

小堀龍一郎警察本部長。

**○小堀龍一郎警察本部長**　公安委員会所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づき説明をさせていただきます。

説明資料の３ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額33億3487万円、調定額31億1259万6377円、収入済額31億181万3282円、不納欠損額89万5113円、収入未済額997万5000円、調定額に対する収入比率99.7％となっております。

以下、各款ごとに御説明をいたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額5985万9000円、調定額、収入済額ともに7061万5135円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額29億9134万6000円、調定額、収入済額ともに27億4385万4000円となっております。

（款）財産収入は、予算現額1109万2000円、調定額、収入済額ともに1160万8353円となっております。

続きまして、４ページを御覧ください。

（款）諸収入は、予算現額２億7257万3000円、調定額２億8651万8889円、収入済額２億7573万5794円、不納欠損額89万5113円、収入未済額997万5000円となっております。

不納欠損につきましては、主に平成30年度に調定した放置駐車車両違反金でありますが、転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものなどであります。

収入未済につきましては、放置駐車車両違反金となっております。

以上が一般会計歳入決算の概要であります。

続きまして、５ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

歳出決算の総額は、予算現額401億6384万2275円、支出済額393億6841万3278円、翌年度繰越額9632万2700円、不用額６億9910万6297円、執行率98.0％となっております。

翌年度繰越額9632万2700円の概要について御説明をいたします。

（項）警察管理費（目）警察施設費の繰越額6527万700円につきましては、離島駐在所建設工事の作業工程に遅れが生じたことによるもの、（項）警察活動費（目）交通指導取締費の繰越額3105万2000円につきましては、交差点改良に伴う信号機の移設工事の作業工程に遅れが生じたことによるものであり、それぞれ年度内の工事完了が困難となったことから繰越ししたものでございます。

次に、不用額６億9910万6297円について、その主なものを御説明いたします。

（項）警察管理費（目）警察本部費の不用額５億428万858円は、職員手当等の実績見込減及び大型ヘリコプターの維持管理費経費の執行残が主なものであります。

（目）装備費の不用額4687万9173円は、車両燃料費の執行残及び中・小型ヘリコプターに係る維持管理経費の執行残が主なものであります。

（目）警察施設費の不用額7093万7932円は、交番の建設用地から古墳が発見されたことに伴い、埋蔵文化財の発掘調査に相応の時間を要したため、年度内に着工できず、工事費が不用額となったことが主なものであります。

（目）運転免許費の不用額1718万2203円は、仮運転免許取得者が見込人数よりも少なかったこと等による執行残が主なものであります。

（項）警察活動費（目）刑事警察費の不用額3152万2904円は、捜査協力に対する謝金等、捜査活動に要する経費の執行残が主なものであります。

（目）交通指導取締費の不用額1929万125円は、交通安全施設整備に係る入札残が主なものであります。

以上が一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入歳出はありません。

以上で公安委員会所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○西銘啓史郎委員長**　警察本部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から、出納事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

友利公子会計管理者。

**○友利公子会計管理者**　出納事務局所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明いたします。

それでは、資料の３ページを御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

予算現額の計（Ａ）欄は2106万1000円で、（款）使用料及び手数料、（款）財産収入、（款）諸収入の合計となっております。

調定額（Ｂ）欄は18億350万5750円で、収入済額（Ｃ）欄も同額となっております。

（款）使用料及び手数料の（項）証紙収入については、各部局で予算を計上していることから、予算現額の計（Ａ）欄は０円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局売りさばき分を計上しております。

次に、資料の４ページの歳出決算状況について

御説明いたします。

予算現額の計（Ａ）欄は10億4225万4000円で、内訳は、（款）総務費、（項）総務管理費となっております。

支出済額（Ｂ）欄は10億966万5126円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は96.9％となっております。

不用額は3258万8874円で、その主なものは、委託料、役務費、人件費等の執行残となっております。

以上で出納事務局の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から、監査委員事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

山田みさよ監査委員事務局長。

**○山田みさよ監査委員事務局長**　それでは、監査委員事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要につきまして、令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入決算の状況について御説明をいたします。

ただいま、タブレットに表示いたしました令和６年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳入総額は、予算現額（Ａ）欄の３万1000円に対し、調定額（Ｂ）欄と収入済額（Ｃ）欄は同額で３万3785円となっております。

その内容は、会計年度任用職員等に係る雇用保険料本人負担分の受入れであります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

資料４ページ、ただいま、タブレットに表示いたしました令和６年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄１億9742万7000円に対し、支出済額（Ｂ）欄は１億9275万1357円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は97.6％となっております。

不用額は467万5643円で、その主なものは、委託料及び旅費等の執行残となっております。

以上で監査委員事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

森田崇史人事委員会事務局長。

**○森田崇史人事委員会事務局長**　人事委員会事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

まず、歳入決算状況について御説明いたします。

ただいま、タブレットに表示いたしました令和６年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

人事委員会事務局の歳入総額は、（款）諸収入の収入済額（Ｃ）欄が165万2292円となっております。

その主な内容は、公平審査・苦情相談業務の受託料、警察官採用共同試験の実施に係る経費でございます。調定額に対する収入済額の割合は100％となっております。

続いて、歳出決算状況について御説明いたします。

ただいま表示いたしました令和６年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

（款）総務費、（項）人事委員会費の歳出総額は、予算現額（Ａ）欄１億9364万8000円に対し、支出済額（Ｂ）欄１億7971万8896円、執行率は92.8％となっております。

また、不用額は1392万9104円であり、その主な内容は委託料及び旅費の執行残でございます。

以上で人事委員会事務局所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

平田正志議会事務局長。

**○平田正志議会事務局長**　それでは、議会事務局所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

お手元のタブレットに表示があります令和６年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳入総額は、調定額の271万1046円に対し、収入済額が271万1046円、収入済額の割合は100％となっております。

収入済額のうち、（款）使用料及び手数料42万

884円は、議会棟１階ラウンジ等の建物使用料であります。

（款）諸収入の229万162円は、１階ラウンジ等の電気代等の雑入であります。

次に、歳出決算について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和６年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳出総額は、予算現額の13億9969万9000円に対し、支出済額が13億4484万3572円、不用額が5485万5428円で、執行率は96.1％となっております。

不用額の主な内容は、目別に御説明しますと、（目）議会費の不用額4321万574円は、旅費等の執行残及び政務活動費の交付額の実績減となっております。

次に、（目）事務局費の不用額は1164万4854円は、職員費、共済費、旅費等の執行残となっております。

以上が議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○西銘啓史郎委員長**　議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑答弁に当たってはその都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、公安委員会、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

幸喜愛委員。

**○幸喜愛委員**　それでは、今回、４個ほど質問させていただいておりますので、一つずつ行きたいと思います。

まず、出納事務局への質問なんですけれども、歳入歳出説明資料の４ページの中で、（目）財産管理費の執行率が75.4％と、ほかの事業に比べて執行率が低いということですけれども、この理由と、その事業内容について教えてください。

**○奥野英明物品管理課長**　お答えします。

出納事務局における（目）財産管理費は、財務規則に基づく物品管理に係る総合調整、物品の購入等の手続、物品管理課で所管する公用車の配車などの事務に要する経費であります。主な不用の理由は、公用車に係る修繕費等の執行残となっております。公用車の故障等に備えるため、管理に要する経費を確保していることから、他の事業と比較して低い執行率となっております。

以上です。

**○幸喜愛委員**　備えていたものであるということで、分かりやすいかなと思いますけれども、これについては理解しました。ありがとうございます。

では、続いてなんですが、監査委員事務局への質問になります。

これは何ページということではないんですが、決算特別委員会のほうでもお聞きしたんですけれども、監査委員事務局の役割を再度確認させていただきたいのと、これまで、いろいろな案件について監査を進めていく中で、機能強化をする必要があるのではないかと決算特別委員会のほうでも質問させていただきました。改めまして、そこのところについての考えをお聞かせください。

**○山田みさよ監査委員事務局長**　お答えいたします。

監査委員事務局につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、監査委員の補助組織として設置されているところです。

その役割としましては、定期監査であるとか、あと財政的援助団体の監査、決算審査、例月出納検査など、職員による各種の監査等、それに加えて、監査に必要な資料の収集ですとか、その分析など、監査委員の職務に関して、その実務を担っているというところになります。

監査委員事務局の体制の強化につきましては、確かにこの監査等の機能をより効果的に発揮をするためには、業務の効率化を図ると。今、限られた資源でございますので、その中で業務の効率化を図るということも必要ですし、また、人員と専門性を有する人材の確保、研修の充実などによって、監査事務局の体制強化を図ることは重要だと考えております。

以上です。

**○幸喜愛委員**　全庁的にＤＸ化なども推進しておりますし、働き方改革という観点からも、監査委員事務局の皆さんもその一つとして、ぜひ推進していただければと思います。膨大な量の監査になりますので、ぜひそういったところ、活用できるものについては、どんどん使っていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、３番目ですが、人事委員会の事務局への質問となります。

これも歳入歳出の資料の４ページになるかと思

いますが、事務局費の不用額が大きいかなと思うんですけれども、この内訳を少し教えてください。

**○玉寄こずえ人事委員会事務局総務課長**　人事委員会事務局の令和６年度予算の不用額は1392万9104円となっており、その主なものは、職員採用試験費における執行残912万5071円、職員費における執行残178万7031円で、それぞれ不用額の65.6％、12.8％を占めています。

職員採用試験費における不用額の主な理由は、予定していた採用試験システムの改修を見送ったことによる委託料の残、また受験者数減少に伴う需用費の減などであります。あと、職員費における不用額の主な理由は、定期人事異動等に伴う執行残となっております。

以上です。

**○幸喜愛委員**　システム改修の委託料の残というのが、改修を見送ったということなんですが、その見送った理由は何になりますか。

**○森田崇史人事委員会事務局長**　先ほどもありましたけれども、人事委員会が使用しております採用試験採点システムというのがあります。

このシステムは、平成12年から20年以上にわたって、改修、改修しながら使ってきたところでございます。

令和６年度も約500万ぐらいをかけて改修を行う予定ということでしたけれども、さすがにシステムが老朽化しているいうことで、安定した運用を行うことは困難ということで、令和７年度に新しいシステムを構築しようということで、この令和６年度の改修費は見送った、改修しなかったということで不用にしております。

**○幸喜愛委員**　そのことで改善が大きく見込まれるということでありますので、この残については理解いたしました。

ぜひともまた新しいシステムで、きちんとした効率的な事務作業ができるように改善をしていってください。

ということで、４番目については取り下げたいと思います。

**○西銘啓史郎委員長**　玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員**　よろしくお願いします。

県警の主要施策の成果に関する報告書の567ページ、安全なまちづくりの推進のところで、防犯ボランティアの人数と団体をお伺いします。

また、項目の中で人材確保が課題となっているということなんですけれど、これまでどのようにボランティア団体を確保してきたのか、併せて御答弁をお願いいたします。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

防犯ボランティア団体の数と人数も併せてお答えしたいと思います。

過去５年間ですけれど、まず、令和６年中が480団体の約１万4000人、戻りまして令和２年中が585団体の約１万7000人、令和３年中が550団体の約１万7600人、令和４年中が540団体の約１万7300人、令和５年中が501団体の約１万6300人。今、答弁させていただいたとおり、減少しているというところでございます。

先ほど委員のほうから御指摘ありました課題ということで人材不足というところがありますけれど、人材育成という防犯ボランティア団体の育成という観点で、県警のほうでは、平成17年度から毎年、コロナ禍があった令和２年度と令和３年度以外は、平成17年度から毎年、防犯ボランティア団体の方々に対する研修会を開いておりまして、それで興味を持っていただくとか、防犯ボランティア団体が抱えている課題を県警のほうで吸い上げて、どういうふうに解決するのかという話合いの場を持ってみたり。あと、高齢化が進んでいるというところもございますので、どういうことをするかというと、純粋な街頭で活動する防犯ボランティアということではないんですけれど、大学生の方々に大学生少年サポーターということで、ボランティアとしてお願いしまして、少年非行防止とか、あと街頭活動とかというような形で、若い世代にもつなげるような工夫をしているというところでございます。

以上です。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

僕も自治会、青年会のときに防犯ボランティアの登録をしてやったことがあります。何か研修を受けながらやっていくと思うんですけれども、今ちょっと人が少ないとか、団体とかというのも、いろいろ団体を巻き込んだほうがいいと思うんですよ。

沖縄県内にパトロールランといって、パトロールしながら走る団体とかもあって、結構、県内のどこもそうなんですけれど、朝夕走っている方もいらっしゃるので、そういった方たちに、何かしらアプローチできるような方法もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、ページ569ページの水難事故防止等対策の推進についてなんですけれども、水難事故の発生件

数のアクティビティ別の内訳をお伺いします。また、アクティビティ別事故となった要因の傾向についてもお伺いします。

**○親川直樹地域部長**　お答えします。

水難事故発生件数におけるアクティビティ別の内訳についてですけれども、まず、令和６年中における水難事故は128件発生しておりますが、主なアクティビティ別の発生件数は、シュノーケリング中が35件、遊泳中が22件、ダイビング中が20件、魚釣りなどの魚取り中が16件となっております。

続きまして、水難事故のアクティビティ別の要因であるとか、県警察の見解について御説明します。まず、シュノーケリング中や遊泳中における事故の要因は、主に体調不良や技量不足などが挙げられます。シュノーケリング中や遊泳中などの事故を防止するためには、ライフジャケットを着用することが重要と考えております。

よって県警察としては、海浜パトロールを実施しまして、遊泳者等にライフジャケットの着用等を呼びかけるとともに、シュノーケル販売店に対して、ライフジャケットもあわせて販売を勧めていただくよう依頼をしております。

またこれに加えまして、今年度は、沖縄伝統芸能と組み合わせたＰＲ動画を制作しまして、空港や観光地などでも放映することで、体調不良時には遊泳しないこと、ライフジャケットを着用することなどの意識醸成と行動変容を促しております。またダイビング中における事故は、そのほとんどが事業者絡みでありまして、要因については、先ほど説明したシュノーケリング等と同じく、体調不良や技量不足が挙げられます。

県警では、ダイビング中の事故を防止するために、海域レジャー提供業者に対する立入調査を強化しまして、利用者の健康状態をチェックしているか、また、機材の点検を実施しているかなどの安全指導を実施しております。

以上であります。

**○玉城健一郎委員**　分かりました、ありがとうございます。

結構、128件あって、それぞれの対策があって、それに対してもしっかり県警としては、周知広報を行っているということで、例えばその事業者に向けて立入調査をやっていくのは重要だと思います。その中でまた、体調不良だったりとかこういった要因があって事故があったというのは、事業者に対してはこれは共有されているという認識でよろしいでしょうか。

**○親川直樹地域部長**　ダイビング業者であるとか、シュノーケリング業をしている事業所においては、体調のチェック表を持っておりまして、それぞれでそのチェック表に基づいて、利用客の健康状態をチェックしている状況であります。

以上です。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。

引き続き、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりますけれども、571ページの交通環境の整備ですけれども、令和６年度の信号機の設置件数をお伺いします。また、市民や市町村から信号設置の要望があると思いますけれど、この数値もお願いします。

**○山内敏雄交通部長**　お答えいたします。

令和６年度の信号機の設置件数は５件であります。また、各市町村や自治会と地域から上がった信号設置の要望数は20件でありました。

以上です。

**○玉城健一郎委員**　結構、市町村議会とかでも、この信号機の設置要望というのはかなりたくさんある中、毎年、大体５件ぐらい設置されていると思うんですけれども、これは全国的に見て多いでしょうか、少ないでしょうか。そこまでの数値はありますか。

**○東濵貴大交通規制課長**　お答えします。

全国的な統計は今、手持ちでありませんので、申し訳ございません。お答えは差し控えたいと思います。

**○玉城健一郎委員**　では引き続き沖縄県の５件に関して、全国的にどれぐらい、平均的にあるのかというのは後で資料としてお願いいたします。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員**　公安の主要施策の成果に関する報告書の中の567ページでよろしいでしょうか。

先ほどもありました、安全なまちづくりの推進事業は、県民の防犯意識の向上のためにこういう活動をしていますというような内容の事業だと認識をしました。そこで、先ほどのやり取りの中で、自主防犯組織の防犯団体が減少傾向にあるというような内容でした。

私が以前伺ったときは犯罪件数がだんだん減少する、その中で自主防犯組織の皆さんが、多くなっている成果のことかなというような内容でした。そ

こで気になったのが、減少しているわけですが、現在の犯罪件数というんでしょうか、事業が始まった平成25年辺りから現在までで結構ですので犯罪の件数がどう変化しているのか、教えていただけないですか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えいたします。

刑法犯認知件数のことで御説明申し上げたいと思いますけれど、委員御存じだと思うんですけれど、平成14年に、戦後、刑法犯認知件数がもう全国的にも戦後最悪を記録したということで、沖縄県内も例に漏れず、戦後最悪最多を記録しました。

その後、今、御指摘のあった防犯ボランティアの方々の活動であったり、警察の犯罪抑止対策ということで、いろいろ取り組んできた結果、平成14年から令和３年まで、19年連続で刑法犯認知件数というのが減少しております。

しかしながら令和４年から増加に転じまして、令和６年、昨年は9578件ということで、前年同期、同じ年の前年比で454件増加しているというような状況です。

そのうち昨年の刑法犯認知件数のところで見ますと、やはり窃盗犯が約６割ということで、多くを占めているというような状況です。

以上です。

**○仲宗根悟委員**　この事業そのものの目的、内容といいますのは、犯罪に遭いにくい環境を整えるということは、県民一人一人が防犯意識を強く持つことということにたどり着くものと思うんですね。その手段の一つとして防犯パトロールを行うと、地域でそういう組織をつくるというようなことです。

私も関わったときには、まず、住民同士で挨拶運動をまずしましょうと。極力ハイサイ、チャーガンジューヤイビンナーとか、いろいろおはようございますというような挨拶をかけ合ってくださいと、誰とでもやってくださいと。そこで怪しい人にも声をかけられたら、怪しい人はアイ、ワンネーワカッテ、ワカラットーサーという認識ですので、ぜひ皆さん、挨拶運動から手がけてくださいねというようなお話でした。

もう一つ、一軒一灯運動というのがありました。玄関ポーチに、私たち、一晩中つけなさいと。当時は防犯灯の１か月の電気代は、缶コーヒー１本代ぐらいで済みますよというふうなお話でした。それで安全が保てるのであれば、それぐらいの支出はいいんじゃないのというのが当時のお互いの共通認識だったのかな。この２つの運動なんですが、これ非常に大事なことで、素朴にできそうだなと思うんですが、今、取組として、僕らあまり自治会から耳にしなくなっているんですが、ぜひこの辺の取組がどうなっているのか、まずお聞きしたいんですが、いかがですかね。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

委員御指摘のあった声をかけるとか、コストをかけるかというのは、いわゆる当時、５つのかける運動ということで、鍵をかける、知らない人がいたら声をかける、防犯対策にコストをかけるみたいな形で、平成14年、15年、16年当時、地域住民の方々、県民の皆さんにお願いして取り組んでいただいたものではありますけれど、委員御指摘のように、こういうことが基本的に地域に根差していけば、一つの犯罪抑止、地域の安全意識を向上させるための取組の一つになるのかなと考えておりますので、ちょっとまた各警察署を通じまして、いま一度、こういった形での取組もあるよということで紹介しながら、本部とも署とも連携しながら、地域の方々に御紹介していきたいなと考えております。

以上です。

**○仲宗根悟委員**　ぜひ、犯罪に遭いにくい環境を整えるという意味では、非常にこの２つは簡単で誰もができるというような運動ですので、今おっしゃったように、頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

**○西銘啓史郎委員長**　高橋真委員。

**○高橋真委員**　では、私のほうは、公安委員会令和６年度歳入歳出決算説明資料５ページからお尋ねをしたいと思います。

まず、確認でありますが、どの項目か教えていただきたいんですね。よく地域課とか、いわゆる機動隊の皆さんが着ている装備とか、そういうものです。そういった予算というのは、この５ページの款項目警察費、もしくは警察活動費、どちらに含まれているのか教えてください。

**○林英輔会計課長**　お答えいたします。

５ページの（款）警察費の（目）装備費になります。

以上です。

**○高橋真委員**　では、決算の審議でありますので、実績をお尋ねいたします。

今回支出済額９億2000万ほど出ております。どういったことに使われたのでしょうか、お伺いいたします。

**○林英輔会計課長**　（目）装備費につきましては、

警察の必要な装備品、警察車両、警察船舶、ヘリコプターの維持管理に関する費用として執行しております。

以上です。

**○高橋真委員**　この警察装備費の中に、いわゆる着用するやつ、鉄板が入った防護服とか、様々なものがあると思いますけれど、そういったものも含まれると理解してよろしいですか、お伺いいたします。

**○林英輔会計課長**　委員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

**○高橋真委員**　ではもう一度確認したいんですけれど、今年は特に暑さが大変厳しいのかなと思っていまして、地域課の警察官の方であったり、機動隊の方を見てみると、すごく暑さ対策というところで、大変な思いをされているんじゃないかなと思っているんですね。そういった中で装備品の中にも、そういった暑さ対策はされているものなんでしょうか。

もう一つお伺いしたいのは、暑さで体調不良になったケースというのも現場ではあるんですか、お伺いいたします。

**○田中真実警務部長**　熱中症対策につきましては、令和７年度予算におきまして、今まさに措置をしているところでございます。

具体的に申しますと、街頭活動を行う警察本部の自動車警ら隊員を中心に、ポロシャツ型の夏服上衣ですとか、メッシュ素材の活動帽の導入を開始したところでございます。また、これはお金はかかりませんけれども、これまで交番駐在所で勤務するときには、室内であっても帽子をとってはいけないということになっておりましたけれども、それを脱帽することができるようにしたり、ネクタイはノーネクタイでいいよということで、規則の改正をしたところでございます。

実際に熱中症対策で公務災害認定された事例というのもございます。ちょっと具体的な件数というのは、すみません、今手元にはございませんけれども、そのようなものもございます。

**○高橋真委員**　ありがとうございます。

令和６年度の内容を受けて、令和７年度の補正で組まれたのかなというイメージを持っております。令和７年度の事業かなというふうなイメージを持っております。

日頃から地域の安全を守っている警察官の方が、大変暑そうだなというのはすごく感じておりまして、私自身も、とある政治集会でＳＰの方が無言で倒れるということがあったんですね。

本当に耐えていたんだろうなというところからすると、やはりしっかりと暑さ対策をやっていく必要があるだろうということであります。

今回の決算、今回の事業の中では、そういう暑さ対策というのは、令和７年度ではやられているというのが分かりましたけれど、従来からやってきた暑さ対策もあるものなんでしょうか、お伺いいたします。

**○田中真実警務部長**　被服という意味では、取組を始めたのは最近のことかなというふうに考えております。

**○高橋真委員**　分かりました。

私、質疑も兼ねながらなんですけれど、１つ御提案したいことがありまして、神奈川県警とかでは、警察官や機動隊の皆さんが重装備をまといながら、空調ファン付のベストを使っているという、導入を始めたというお話を伺いました。

実際に、地域課の方や機動隊の方はどれぐらいの重量で、現場に出動なされているんですか。それとあわせて、いわゆるよく工事現場でよく見られるあのファン付のもの、重装備の下からでもこれが着用できるいう実例もありますので、ぜひこれも前向きに捉えて、しっかりと事業に生かしていただきたいなと思うわけであります。

これは決算審査なので、令和６年度は特に講じてなかったけれど、また、実際に暑さにより、熱中症で体調不良になる実態もあるということを受けての、今後の取組方針等も含めてお伺いします。

**○田中真実警務部長**　地域警察官が具体的にどれくらいの重さを持って街頭に立っているかという、ちょっと今データはないんですけれども、非常に暑い中、耐刃防護衣も着けていますし、帯革といって拳銃などをつっているものも腰回りに着けておりますので、非常に苛酷な中で、地域警察官勤務しているというふうに考えております。御提案につきましては、本当にありがとうございます。

警察官が熱中症の恐れなく、そして県民のために、万全に安全に活動できるようにするということは大変重要なことだと考えておりまして、神奈川県警の取組というのも我々のほうでも拝見しているところでございます。熱中症対策はいろいろなやり方があると思いますので、どういう服装だとか、装備品が効果的なのかを調べまして、何ができるかということを考えていきたいと思っております。

**○高橋真委員**　恐らくですけれど、５キロのダンベルを持っているぐらいの重さはあるだろうと、外見

だけ見て、私は想像いたします。なので、やはりそれだけの負荷をかけて勤務なさっているという実態があるのであれば、せめて体調不良になる環境整備というのは、やっていくべきだろうと考えているわけです。本部長、何か沖縄県警の方向性として、御見解をお伺いいたします。

**○小堀龍一郎警察本部長**　誠に御指摘ありがとうございます。

確かに、大変重たい装衣をつけて、ふだん警察活動をしております。安全を守るという観点から耐刃防護衣を着けておりますけれども、一方で、暑熱対策というのはとても重要なものでありますので、今委員の御指摘のありました、他県の例もしっかり確認しながら、この暑熱対策、特に沖縄は暑いですので、装備品もそうですし、あと勤務体制も、いろいろその時間帯だとか、どれだけの時間帯に、どれだけ人間が必要だということも、いろいろ総合的に考えながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○高橋真委員**　本当に、警察の方の勤務姿勢というのは、すばらしいなと思っております。

もう大分過去の話になりますけれど、本当に顔色一つ変えずに、そのまま倒れてしまったということもありましたので、そういうことがないように、私はぜひ、そういう環境整備を図っていただきたいと思っております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　渡久地修委員。

**○渡久地修委員**　公安委員会、お願いします。

主要施策の成果報告書の578ページの警察基盤の整備についてからまず伺います。

県警本部の職員は今何名、そこで働いているでしょうか。

**○田中真実警務部長**　警察本部庁舎には、約850人の職員が勤務しております。

**○渡久地修委員**　850名の方々が働いていると。それで、トイレの便器が何個あって、洋式、和式、それぞれ何個で、割合はどうなっているでしょうか。

**○田中真実警務部長**　合計70基整備されております。洋式が36基、和式が34基、大体、半分ほどが洋式化されているという状況でございます。

**○渡久地修委員**　半分が和式ということなんですけれど、生活様式がかなり変わって、やっぱり職場環境改善のためにも、私はこれは洋式にぜひ変えていくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

**○田中真実警務部長**　おっしゃるとおりでございまして、警察本部庁舎のトイレの洋式化につきましては、令和８年度で設計業務を行い、令和９年度に改修工事を行う方向で検討しております。

**○渡久地修委員**　方向ということなんだけれど、私はこれまでに学校とか、県庁舎などもこの点はずっと洋式化というのを私たちずっと取り組んできました。まだ和式が半分というのはちょっと遅れているなという感じがしますけれども、ぜひ職場の快適な環境のためにも、これはぜひ早急にやっていただきたいんですけれど、本部長いかがですか。

**○小堀龍一郎警察本部長**　トイレの洋式化につきましては、令和８年度で設計業務を行いまして、令和９年度において改修工事を行う方向で、今検討しているところでありますが、職員の働きやすい環境を整備する上でもしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

**○渡久地修委員**　ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

次、571ページの交通環境の整備について、まずお礼から申し上げたいんですけれども、一昨日、那覇大綱引が行われまして、ギネス世界記録の那覇大綱引が開かれまして、これに参加する旗頭のトラックでの道ジュネーがぜひできるようにということで、去年質問して、交通部長のほうから適切に対応したいということで許可が下りまして、去年できました。今年もできて、とても参加者は喜んでおりました。

ところが、今回、ちょっと部長の答弁が窓口に徹底されていない部分があって、一時期いろいろな行き違いがあったものですから、こういったことがないように、しっかりとこれはやっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

**○山内敏雄交通部長**　お答えいたします。

道路における祭礼行事、いわゆる道ジュネーへの対応につきましては、沖縄県道路交通法施行細則により、許可が必要な行為として定められております。申請がなされた場合には、必要な条件を付して許可を行っているところであります。

このような沖縄の伝統行事である旗頭行列、いわゆる道ジュネーへの対応につきましては、交通の安全と円滑を図ることはもとより、道路利用者のニーズも踏まえつつ、今後も適切かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

あわせて、対応する窓口職員に対する指導、共

有につきましても、今後徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○渡久地修委員**　ぜひよろしくお願いします。

次、581ページの子供・女性安全対策のＤＶの一時避難についてですけれども、一時避難の宿泊とありますけれども、去年の実績は何件あったんでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

令和６年度中ということでお答えを差し上げたいと思いますけれど。令和６年度中は５件、９名がこの宿泊補助費を活用して、一時避難を行っているというところでございます。

以上です。

**○渡久地修委員**　この９名の一時避難の確保というのは、これは県警が確保するということですか、それとも自治体がということですか、どちらですか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

県警察のほうで、県内の宿泊施設と調整を図りまして、宿泊施設を確保した上で、一時避難を行っているというところでございます。

**○渡久地修委員**　拡充する必要があると書いてありますけれども、これは宿泊所が足りないということなのか、予算が足りないのか、どちらが足りないということになりますか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

まず、予算の関係から申し上げますと、昨年度、令和６年度の例を取りますと、予算の範囲内で収まっているというところで、令和６年度中を見ますと、予算が足りないということではないと考えております。

宿泊場所については、県内の数か所ということで、離島も含めて、宿泊場所はホテル等々を確保しておりますけれど、足りないというところで言えば、例えば繁忙期とか、観光客が多く訪れる場合とかというところは、若干、確保はしているんですけれど、調整にちょっと手間取るというところなのかなと考えております。

**○渡久地修委員**　昨今いろいろな問題が発生していますので、しっかり対応できるように、また自治体とも協力してよろしくお願いします。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　当山勝利委員。

**○当山勝利委員**　では、よろしくお願いします。

公安委員会さん、お願いします。

主要施策の567ページ、安全なまちづくりの推進に関連してちょっと伺いますけれども。昨今、詐欺事件が毎日のように報道されていますが、令和６年の詐欺事件はどのような手口があったのかお伺いします。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えいたします。

詐欺の主な手口についてお答えさせていただきますと、まず特殊詐欺というのがありまして、それ以外にはＳＮＳ型投資、ロマンス詐欺などがあります。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　分かりました。

それで、詐欺事件の令和６年度の総合件数、金額、できれば過去３年分を合わせて御答弁ください。

**○垣花聡生活安全部長**　過去３年分の件数、被害額等をお答えしますけれど、特殊詐欺は令和４年が15件の被害額が約9000万円、令和５年が48件の約２億128万円、令和６年が171件の約２億3450万円ということで、まず、これが特殊詐欺です。

ＳＮＳ型投資、ロマンス詐欺については、令和５年からの統計になりますので、令和５年が43件の約３億710万円で、昨年、令和６年が132件の約13億9100万円ということになっております。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　あと、最近、警察官をかたる詐欺をよく聞くんですけれども、この防犯に向けて警察を語っているわけですから、皆様方も大変だと思うんですが、どんなふうにこれに対して取り組んでいらっしゃるんでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　今、委員御指摘のあったように、警察官をかたる詐欺もかなり増えてきているというところですけれど、まず、詐欺の手口とか、だましの手口に着目して、特に国際電話からの着信が多いということもありますので、国際電話による詐欺電話、電話を受け付けないように、国際電話を必要としない方には、利用休止申請を促すということをお願いしているところです。ではどういうことをやっているかというと、地域の防災無線で注意喚起したり、高齢者宅へ戸別に訪問して、こういう利用休止のサービスがありますよということでお願いしてみたり、あとは、メールやＳＮＳで情報発信していくということでやっております。それ以外には実際に警察官を語った画像がありますので、その画像をＳＮＳで周知してみたり、画像がなければ音声もありますので、音声を広くＳＮＳあたりで周知したりということで、注意喚起をしているというとこ

ろでございます。

それ以外にもいろいろやっておりますけれど、コンビニや金融機関と連携しながら、電子マネーを購入するときには、コンビニの方々に声かけしてもらったりということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○当山勝利委員**　特にお年寄りの方々は、どうしてもこういう手口にかかってしまう場合もあると思いますので、細かな対応をされていますので、ぜひよろしくお願いします。

あと、最近インターネットを介して修理とか、修繕とか、害虫駆除というのを依頼して、高額な料金を取るというような事案が全国的に急増しているというのがありますけれども、沖縄県内ではそのような事案はありましたでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

県内ですけれど、インターネットを介したトイレの修理、委員御指摘のあった害虫駆除等を依頼して高額な料金を請求されるという事案については、令和６年中ですけれど、相談、検挙はありません。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　まだ顕在化していない、警察に御相談がないというのがあると思いますけれども、実態があるかどうかちょっとまだ分からないんですけれども。

ただ、先ほど言ったように高齢者の世帯というのは、どうしてもそういうのに頼んでしまって、高額請求されて、払うしかないから払おうかみたいな感じになることもあると思うんですよね。やっぱりそれを防ぐためというのは、どのように皆様方としては考えていらっしゃいますか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えいたします。

まず、高齢者の方々がなかなか相談する機会というのは少ないと思うんですけれど、先ほど言った戸別訪問であったり、あと、老人会とか自治会の集まりで、こういった手口がありますよということでお知らせしてみたり、実際に被害に遭いそうになった、不審な訪問があった、連絡があったということであれば、警察に相談してくれということでお伝えしたり、あと県のほうに消費者生活センターというところもありますので、警察になかなか相談しにくいということであれば、そちらのセンターのほうにも相談していただければということでお知らせをするということでございますけれど、やはり一番大事なポイントは、突然の訪問者、業者がいた場合には、家の中とか敷地には入れないとか、個人で、１人で対応しないとか、個人情報を簡単に話をしないとかということを、先ほど言った場でお知らせしていきたいと考えております。実際にやっているところです。

**○当山勝利委員**　分かりました。

お年寄りは来られるとどうしてもそういう対応をしてしまうところもあるものですから、自治会とかそういうところを活用していただきながら、防犯というところの意識を高めていただきたいと思います。

581ページの子供・女性安全対策ということで先ほどもありましたので、まず、この宿泊施設を利用されたのが５件、９名ということだったので、この宿泊施設側にはそういう宿泊施設でありますよというのを外に出さないという守秘義務はありますか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

まず、この被害者の方々、被害を受けた関係者の方々の安全を確保するというのが、もう一番の大前提になりますので、宿泊施設側にお願いするときには、やはり一時避難という制度の趣旨を理解していただいた上で、保秘を徹底するように協力依頼をしている、求めているということで、守秘義務というところではございませんけれど、ＤＶとかストーカーの被害者の方々の安全確保するために、大切な一時避難ですよということで理解いただきまして、協力依頼をしているというところです。

**○当山勝利委員**　ＤＶの方の事案を漏れ聞くと、どうしてもＤＶをしているほうは必死になって探す、そうすると名前を言って、泊まっていないかとかいう電話をかけてくるというのもあると思うんですね。そういうのは、出さないということは確約されていますか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

委員御指摘があったところなんですけれど、そもそも一時避難するという場所というのが、いわゆる秘密で避難させています。県内にたくさんの宿泊施設が存在していると思いますが、秘匿で避難をさせていますので、可能性がゼロということではないとは思うんですけれど、一件一件当たっていくというのは現実的にないのかなと考えておりますけれど、いずれにしてもそういうことがないように、安全を確保する上では秘匿避難というのは大前提ですので、そこら辺は協力お願い、依頼をしているというところでございます。

**○当山勝利委員**　分かりました。

もう一つ、ここにＧＰＳ機能付の緊急通報装置というものが記載されておりますが、まず何台整備されているのか、また全ての署に配備されているのか伺います。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

ＧＰＳ機能付の緊急通報装置ですけれど、令和６年度ですけれど、７基持っておりまして、本島内に５基、これは県警本部のほうで持っております。あと、宮古島市に１基、八重山署に１基ということで、それぞれ７基配備をしているところでおります。

**○当山勝利委員**　警察本部のほうに５基ということは、本島内の署には配備はないということですね。

**○垣花聡生活安全部長**　そのとおりでございます。

**○当山勝利委員**　ちょっと使われ方がよく分からないので何とも言えないんですけれども、各署に置いておく必要はないのですか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

必要はないということではないんですけれど、本部で一括管理をしまして、必要なところにお渡しするというところのほうが効果的に運用できるのかなと考えております。

以上です。

**○当山勝利委員**　緊急性という意味では対応できるのか、どうなんですか。

**○垣花聡生活安全部長**　今、スマートフォンとか携帯電話も普及しているというところもありまして、そこの併用を考えながら、ＧＰＳ機能付の緊急通報装置もお渡ししている、運用をしているというところですので、緊急性の部分から考えると、カバーできているというような感じで考えております。

**○当山勝利委員**　基本的にそういう非常時のときは、本人の携帯電話の位置情報は出さないようにすると思うんですけれど、いかがですか。

**○垣花聡生活安全部長**　それ以外にも、110番通報登録制度というのがありまして、例えばＤＶ、ストーカーの被害を受けている方がいらっしゃいましたら、その携帯電話の登録を本部の110番に登録して、そこから発報があると、ＤＶの関係者、ストーカーの被害者ということで通報で表示されますので、そこでも対応可能ということで幾つかのバリエーションがありまして、そこでカバーしているというところでございます。

**○当山勝利委員**　ちょっと繰り返しになりますけれど、このＧＰＳ機能付の装置については、各署に配備するという計画はないですか。

**○垣花聡生活安全部長**　今後になりますけれど、委員御指摘のように、各署に配備して運用するという方法も検討してまいりたいと思っております。

**○当山勝利委員**　分かりました。

このＧＰＳ機能付の緊急通報装置は、令和６年は何人利用されたんでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　令和６年度の貸出件数ですけれど、11件ございました。令和７年９月末現在の利用状況は、前年度からの継続分も含めまして４件運用をしております。

**○当山勝利委員**　これを使うことによって、未然に防止ができたという事例はありますか。

**○島袋貴男人身安全対策課長**　お答えします。

これまでに、このＧＰＳ機能の発報を受けて検挙した事例が１件ございます。

**○当山勝利委員**　分かりました。

あと、令和６年におけるＤＶとストーカー、それぞれの件数を伺います。

**○垣花聡生活安全部長**　令和６年中のＤＶ事案の相談件数でございますけれど1297件で、前年比73件増加となっておりまして、ストーカー事案の相談件数は151件で、前年に比べまして25件減少ということになっております。

以上でございます。

**○当山勝利委員**　分かりました。

件数的には減少傾向かどうかはちょっと分かりませんけれども、横ばいと見るか。そこをこの582ページの効果の中に、職員の方々が配置されて対応されているということですが、全ての署には配置されていないわけですよね。どうしてもＤＶとか、そういうのは細かな対応が必要だと思うので、私としては各署の全てに配置すべきだと思うんです。予算の関係もあるとは思うのですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

委員御指摘のあった部分というのは、人身安全対策の対応要員ということで、支援要員みたいな形で必要な警察署に配置しております。今現在配置しているのが那覇、浦添、宜野湾、沖縄、うるまということで５警察署に配置していますけれど、負担の大きいところに優先的に配置していますけれど、委員御指摘のとおり、やはり各署に配置するほうがやはり対応できるというところもございますので、増員に向けて検討してまいりたいと思っております。

**○当山勝利委員**　このＤＶ、ストーカー、いつどこでも、すぐ対応しなければいけないという事案だと

思いますので、ぜひ各署にいたほうがいいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**○西銘啓史郎委員長**　大田守委員。

**○大田守委員**　主要施策の成果報告書の584ページ、お願いいたします。

子育て支援ですけれども、その中でスクールサポーターがありますけれども、そこは15名で24校を見ているという形で出ているんですが、その学校のほうは問題があって配置すると思うんですよね。その24校は全て警察が見てやるんでしょうか。それとも、現場の声で指定するんでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　スクールサポーターにつきましては、教育現場の声も聞きながら、非行が進んでいるというか、ちょっと荒れている学校に配置していただきたいという要望をかなり受けておりまして、その中で教育現場とも話をしながら、警察のほうで重点的にこの学校に配置しようみたいな形で選定をして、重点的に配置をしているというところでございます。

**○大田守委員**　それであれば、15名で24校ということは、１人で２校、複数持って対応している方もいらっしゃると思うんですよね。そこの現場の対応能力というのは、どのような現状なんでしょうか。

私もちょっとそういう問題のある学校のほうで、昼間に見回ってくれないかということで行くと、やはり少し手に余っているなという気がするんですよ。そういった方々が、もう１校また別に持っていらっしゃると。そうなってくると、週に何回かしか来れないと思うので、そういった形で過重となっていないかなという気がするんですが、そういった声はありませんか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

委員御指摘のとおり、確かに１人のスクールサポーターが複数校を持っているというところもございます。１人１校というのがいいのかなという気もしますけれど、やはり人数が限られていますので、そこは重点を絞りつつというところでありますけれど、引き続きまたスクールサポーターのほうも、教育現場からの要望というか、配置してほしいという意見を非常にいただいていますので、そこら辺も含めて、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

**○大田守委員**　基本的には、必要とする学校に１人ずつの配置のほうが、私はいいと思います。もし、予算的に15名とか16名しかできないのであれば、予算を増やすという方向性もあると思うんですが、その点に関していかがでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えします。

その辺も含めて予算の関係もございますし、人数の関係もございますけれど、そこら辺も含めて、ちょっと研究、検討してまいりたいと思います。

**○大田守委員**　警察ＯＢが主体となっておりますという話も聞いているんですけれどもね。そういった中で、なかなか人数が集まらないという現状もあるんではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

**○垣花聡生活安全部長**　お答えいたします。

現状、今、人数的には不足しているということではなくて、警察職員ＯＢがスクールサポーターを担っているところです。過去、教員、教職員のＯＢの方とかの配置になっていることもあったというのを聞いておりますので、警察職員のＯＢで成り手がいらっしゃらないと、いないということであれば、そこら辺の部分も選択肢に入れながら、スクールサポーターが欠員にならないように考えてまいりたいと思っております。

以上です。

**○大田守委員**　本部長、先ほど成り手も十分いらっしゃるというお話ですし、そうであれば、15名で24校ではなくて本来24名必要だと思うんですよね。

やはり私はこの予算の問題ではないかなと思うんですけれども、その点は、行政のほうに予算の申請、増額申請を行うという予定はありませんでしょうか。

**○小堀龍一郎警察本部長**　スクールサポーターにつきましては、大変現場で学校と警察のかけ橋、あるいは自ら少年非行に取り組んでいただいて大変効果的なものだと思っております。人数につきましても、もちろん必要な数をこれからも不断の見直しを行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　私のほうからは、令和６年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の14ページから質問したいと思います。出納事務局に質問いたします。

一般質問でも上げさせていただいたんですが、基金の運用収益についてであります。令和６年度は、令和５年度と比べて116.6％、9217万円増加しているということで、その主な基金運用の内容をお聞かせください。

よろしくお願いします。

**○仲間秀美会計課長**　お答えします。

令和６年度の基金における債券運用は５基金において行っており、運用額は総額で約111億6698万円、運用益は約8141万円となっております。

基金ごとの内訳としましては、まず一つ目ですが、市町村振興資金貸付基金において７億円を運用し、運用益は約372万円となっております。２つ目ですが、産業振興基金において、約64億853万円を運用し、運用益は約6479万となっております。３つ目に、中山間地域ふるさと農村活性化基金において、約９億6899万円を運用し、運用益は約509万円となっております。４つ目に、森林整備担い手対策基金において、約9974万円を運用し、運用益は約41万円となっております。５つ目ですが、子どもの貧困対策推進基金において、約29億8972万円を運用し、運用益は約739万円となっております。

以上でございます。

**○宮里洋史委員**　ありがとうございます。

５基金あるんですけれども、これは、いずれも令和６年度以内、１年未満の運用ということで間違いないでしょうか。

**○仲間秀美会計課長**　お答えします。

債券ですので、期間は１年ですとか、５年、10年という中長期の期間となってございます。

**○宮里洋史委員**　このように債券運用を行うことで、収入が上がることはもう明確化されているかと思います。やはりこれの統合が難しいとは思うんですけれども、過去、この運用方針に関して、こういった令和６年度の実績も踏まえて検討した経緯とか、今後、このような検討をしているというものがあれば教えてください。

**○仲間秀美会計課長**　お答えします。

過去に、一括運用について意見交換レベルでの話というのは、総務部と出納事務局のほうであったと聞いております。

すみません、もう一つ、先ほどの答弁の訂正なんですが、１年の債券運用はないということで、５年だとか、10年とかとなっております。

**○宮里洋史委員**　質疑は以上になりますけれども、この項目について総括質疑で上げさせてください。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、委員長から宮里委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　知事に対して、この基金の運用、そして今後の見通しというか、見解について聞きたいと思います。

**○西銘啓史郎委員長**　ただいまの提起内容については、本日の質疑終了後に協議いたします。

**○西銘啓史郎委員長**　徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員**　公安委員会について質問したいと思います。

令和６年度主要施策の成果の部分の571ページ、よろしくお願いします。交通環境の整備のところをお聞きしたいと思います。

県警として信号機整備予算を県に対して、これまでどのような形で要望しているのかお聞かせください。

**○東濵貴大交通規制課長**　お答えいたします。

信号機の設置につきましては、要望を受けた各警察署が信号機設置の指針に基づき、事故の発生状況、交通量、交差点の形状、隣接する信号機との距離などを調査の上、警察本部に上申を行っております。

警察本部においては、各警察署からの上申を取りまとめ、調査の結果などを総合的に審査して設置場所を決定しております。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　休憩お願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から、予算の要望をどのように行っているかについて答弁するよう指摘があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

東濵貴大交通規制課長。

**○東濵貴大交通規制課長**　失礼しました。

お答えいたします。

予算の要望につきましては、信号機のほか、標識とか、あと道路標示であったり新設以外の更新など様々な事業がございます。それらの事業に要する経費を積み上げて県に対して要望しております。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　市町村からの要望があっても、これまで予算不足で対応できないケースが多いと思うんですけれど、県警としての見解を伺いたいと思います。

**○東濵貴大交通規制課長**　お答えいたします。

全ての要望に対応できていないことは承知しておりますが、信号機の設置要望のほか、標識や道路標示であったり、新設以外にも更新など様々な事業

がございますので、これらの事業を限られた予算の範囲内で行っているというところでございます。

以上でございます。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、徳田委員より、信号機の設置に係る予算要求が足りていないのではないかという趣旨の質問であると指摘があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

東濵貴大交通規制課長。

**○東濵貴大交通規制課長**　お答えします。

県警察としましては、必要性があるところにつきまして審議、吟味した上でそれを要求しているというところであります。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　令和６年の信号機の要望件数と設置数をお願いします。

**○東濵貴大交通規制課長**　お答えいたします。

令和６年度の市町村や自治会等各地域から上がった信号機の新規設置要望は20件ございまして、各警察署において交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状などを調査分析して、警察本部に上申されたものが16件ございます。

警察本部では、これらの上申を受けまして、真に必要性の高い場所を総合的に判断し、５か所に信号機を設置しております。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　どのようなプロセスで、この審査の優先順位づけを行っているのか、お願いします。

**○東濵貴大交通規制課長**　先ほども答弁いたしましたが、信号機の設置については要望を受けた各警察署が信号機の設置の指針に基づきまして、事故の発生状況、交通量、交差点の形状、隣接する信号機との距離などを調査の上、警察本部に上申を行っております。

警察本部では、その各警察署からの上申を取りまとめて調査の結果などを総合的に審査し、設置場所を決定しているという状況でございます。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から、信号機の設置場所の決定に関しては予算がないからやらないのか、指針にそぐわないからやらないのか答弁するよう要望があった。）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

山内敏雄交通部長。

**○山内敏雄交通部長**　お答えいたします。

まず、信号機の設置に関してなんですけれども、当然、各警察署から、先ほどの数字で言いますと16件の上申が上がってきて５基を設置したということになりますけれども、中には道路管理者といろいろ協議をしまして、いわゆる道路管理者側の、例えばハンプという凸凹をつけての安全対策を行ったり、それから、ラバーポールといって、いわゆるビニール製のパイプをつけてきれいに安全対策をやってクリアするケースもあります。他方で、これは全ての予算が信号機に設置するための予算ではなくて、今、既存、いわゆる建てられている信号機の改修であったり、さらには道路標識の改修であったり、また、新設であったりということで、様々な予算に充てられていますので、全てが全て要求どおりつくとも限りませんし、さらには、我々も優先順位をつけて信号機の設置を検討しておりますので。他方で、毎年毎年新しい道路ができます。そうしたら道路環境も変わりますので、当然その優先順位も変わってくるというような状況もありまして、様々なことを勘案しながら、信号を毎年度、毎年度、設置要請についていわゆる予算の積み上げ等を行っている状況であります。

以上です。

**○徳田将仁委員**　市町村や警察署から要望を受けて、設置に至っていないケースは最長で何年とかあるんですか。

**○東濵貴大交通規制課長**　お答えいたします。

警察署において引き続き設置が必要であると判断した場合は、改めて次年度に上申されるようなケースもございますが、記録が残っている令和４年以降の３年間において、同一の信号機で最も上申回数の多いものは３回、つまり３年間、上申が続けて行われているという状況でございます。

以上でございます。

**○徳田将仁委員**　じゃ３年後には、その要望はなくなるということでよろしいですか。

**○東濵貴大交通規制課長**　複数回、上申されているにもかかわらず、設置されないのかということだと思いますが、信号機の設置につきましては、その年度ごとに各警察署からの上申を受けて、その様々な状況等を検討しつつ、優先順位をつけて決定しております。

ただ、上申されたからといって必ずしも回数が多いこととかが、設置につながるものではなくて、その年度ごとに新たにまたゼロベースで、こちらとして優先順位をつけているというような状況でござ

います。
　以上でございます。
**○徳田将仁委員**　今、いろいろな話を聞いている中で、何でもかんでも要望を受けたからといって信号機は造ることができないという中で、指針とかいろいろあるとは思うんですけれど、その指針が、今、僕がどうなのかというのは細かい内容は分からないにしろ、例えば事故が起きたからここの優先度を上げようという前に、そうなる前にみんなは市町村は要望しているんですよ。そこで事故があるから優先順位が高いというのがちょっと分からなくて。安全確保の観点から、県警として予算要求をもっと増額したりというのは、やらないといけないのではないかなと思うんですけれど、そこら辺はどう考えていますか。
**○山内敏雄交通部長**　確かに委員がおっしゃるような部分もあるんですけれども、基本的に先ほども話したように信号機の設置だけではなくて、設置をした場合には当然ランニングコスト、さらにはまた、経年劣化に伴う補修であったり、今、実際についている既存の信号機等についても補修をしなければいけない部分とか、標識についても予算全体の必要性を踏まえた上で予算要求を行っているというようなことであります。
　以上です。
**○西銘啓史郎委員長**　島尻忠明委員。
**○島尻忠明委員**　取り下げます。
**○西銘啓史郎委員長**　呉屋宏委員。
**○呉屋宏委員**　今の571ページ。私はこの１年、随分交通規制課にお世話になって、いろいろなところの改善をやってきた。僕は信号があるからどうのということよりも、信号の時間を少し延ばしたらもう少し渋滞が解消されるんじゃないかとか、あるいはセンターポールなどを少し調整することについて、４件ほどこの１年でお世話になってきたんですね。本当に頑張っていただいた県警の皆さんにはお礼も言いたいし、こういう調整というのは年間会議があるんですか。
**○東濵貴大交通規制課長**　お答えいたします。
　これらの渋滞の対策についてでございますが、沖縄総合事務局が主催となって開催されています沖縄地方渋滞対策推進協議会がございまして、その中で主要な渋滞箇所のリストを作成するなどして対応しています。ちなみにですけれども、令和６年度における渋滞の箇所の数については、一般道が166か所、高速道路が３区間となっております。同会議では、道路管理者や交通管理者などが渋滞の改善について方策を検討しておりまして、渋滞などに関する総合的な改善の推進を図っております。
　県警察としましては、今後も関係機関と連携して渋滞対策にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。
　以上でございます。
**○西銘啓史郎委員長**　島袋大委員。
**○島袋大委員**　ないです。
**○西銘啓史郎委員長**　以上で公安委員会、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。
　説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
　休憩いたします。
　　（休憩中に、執行部退席）
　午後４時52分休憩
　午後５時13分再開
　　（休憩中に、総括質疑の説明）
**○西銘啓史郎委員長**　再開いたします。
　次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。
　それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。
　まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から改めてその理由の説明をお願いいたします。
　なお、提起理由の説明の順番につきましてはお手元に配付してあります総括質疑委員会協議用の順番でお願いいたします。
　また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。
　まず、項目の１の臨時財政対策債の借換えについての提起理由について、宮里委員よろしくお願いします。
**○宮里洋史委員**　臨時財政対策債の借換えについて総括質疑に上げた理由は、今年３月の令和７年度新年度予算のときに、増額修正が行われて、可決されて争わないという状況になりました。同じ内容の部分であります。
　今回、予算審査の中では予算額の115億円を全額借り入れたとありましたが、当初予算のときに予算額ではなくて、最大の借換額は幾らだったのかという部分も、まだ確認しないといけない部分があったので、沖縄県の財政運営上、確認すべき事項かなと思って、総括質疑に上げさせていただきました。
　以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて宮里洋史委員、２項目もお願いします。

**○宮里洋史委員**　今回この２項目は、２つの内容がありまして、まずは委託料をお支払いしていたワシントンコア社なんですけれども、ＤＣオフィス社が去年６月の秋頃に存在していることが分かって、そのＦＡＲＡ報告では、そのＤＣオフィス社が支払っているという報告をアメリカにしているんですけれども、実際は委託料の中に全部入っていたという答弁で報告を受けています。

このワシントンコア社が委託料として、そのお金を受け取っていいのかどうなのかの部分がはっきりとされていない。要するに、領収書の名義というよりも実態として使っているのは違うし、その実績報告を県の当局は受けていないと言っているんですね。例えば、追加で払い込む資本の部分だったりとか、そういったことで委託料を支出することができることなのかというのが１点目と、県とワシントン駐在問題調査検証委員会では非弁行為を指摘されていました。非弁行為に対して、この委託料を支払うこともまた疑義があるというよりも、できないことではないのかなというところなので、総括質疑で挙げさせていただきました。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　それでは、11番目まで全部通して提案理由の説明を各提起の委員にお願いしたいと思います。

３番目、呉屋宏委員、お願いします。

**○呉屋宏委員**　特別会計の監査の在り方というのはどこから出てきたかというと、宜野湾港マリーナなんですよね。21年間、一般会計から繰り入れしていて、今年の２月予算審査のときに問題になったもので、これは監査委員が監査する話ではないということがはっきりしたんですよ。だから、監査委員事務局のときに質問できないんですよ。この包括監査なんだけれど、なぜ21年間も包括監査でこれが問題にならなかったかというところもある。その監査の在り方というのは、体制を整える必要があるだろうと思っているので、これは部局がやるというんだけれど、部局がやっていないからこのようになっているんであって、そこの問題点を提起したいということなんですよね。

**○西銘啓史郎委員長**　次、４点目お願いします。

**○呉屋宏委員**　この消防防災の在り方なんだけれども、これ実は離島の石垣市長が反対している理由は、全ての消防防災理念は最初から最後までの計画がないと。石垣には石垣の、防災でどうするのという答えが出ていないということ。それと、４番目に運用の問題でうるま市が問題にしているのは、実は全体で９名を各消防から取るというんだけれども、これは昼の運用でしかないんですよね。この消防の所属はどこになるのかということもはっきりしていないということで、うるま市長は問題にしているわけですよ。消防防災事業に問題はないわけですね。だからこの運用がはっきりしていない中で、全体的に計画がよくないものですから、これをどうするかということで全部を明らかにしたいということです。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、高橋真委員。

**○高橋真委員**　収入未済額の管理の在り方と今後の体制の改善ということで、これは北部合同庁舎へ入居した売店の事業者から管財課のほうでしっかりと管理ができていなかったということでありました。

管理ができていないだけではなくて、その後の対応も不備がいっぱいありましたので、しっかりと改善を求める。そしてまた、再発防止を図る意味で知事の見解をお伺いするということを総括に上げさせていただきました。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、徳田将仁委員。

**○徳田将仁委員**　私は、この平和啓発に関する各種事業の統合の必要性とワシントン事務所の経営、連携不足についてなんですけれど、同一の目的、そして同一の手段で、各課にわたって重複しているというところが、やはり大きいと思うので、今回これを出させていただきました。

そして、ワシントン事務所の連携不足についてなんですけれど、これは知事公室だけではなくて、今回総務部にも同じような事業があって、そこでワシントン事務所を活用できていない事業、ワシントンで事業をするにもかかわらず出先機関であるワシントン事務所を活用していないというところから、やはり、様々な観点でワシントン事務所との連携不足についても、知事にお聞きしたいなと思って、総括質疑に上げさせていただきました。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員**　７番目、ワシントン駐在活動事業の成果。この文言のとおりで、その成果、いろいろ疑義がある中で、今、徳田委員からもありましたけれど、その前にほかの事業に従事している皆さんも、そういう事情があったらその対応にあたったのだけれど、そこの主たる事業の予算執行がままなら

ず、逆に疑義があるところで事業を一生懸命やってあげたのかなという件もあります。基本的には、今、百条委員会で証人喚問もやっている中で、ここで成果を上げられるのか。疑義がある中で仕事をしたのかというのが疑問ですので、そこについて総括質疑をしたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、渡久地修委員。

**○渡久地修委員**　書いてあるとおりですけれど、４月から実質上ワシントン事務所を閉めていますけれども、それに伴って、どのような支障が出ていると知事は感じているか。これについて、知事は、いつ、どのように再開しようと思っているのか、知事本人にお聞きしたいと思います。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、当山勝利委員。

**○当山勝利委員**　この件に関しては、米軍基地の負担軽減がなかなか進まない中にあって、日米の軍事強化であったり、自衛隊の基地負担であったりが、逆に増しているということがあるので、そこら辺、基地負担の軽減に向けて、知事がどのように考え、取り組もうとしているとかということを総括質疑させていただきます。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、大田守委員。

**○大田守委員**　知事が訪米しております。また、ワシントン事務所も、知事訪米のための事務所だという話も聞いております。しかし、なかなか基地軽減負担にはつながっていないですよね。そのことについて、ちょっと成果等があれば聞きたい。もしなければ、やり方が別にあるのかどうか、そういったのをお聞きしたいです。

**○西銘啓史郎委員長**　続いて、宮里洋史委員。

**○宮里洋史委員**　11番、基金の運用状況と今後の見通しについて。今後、基金の運用は大変重要な事項になってくると思いますので、今後、各特別会計上でやっていた基金の運用を一括化する議論を進めるかどうかも含めて、知事の見解を伺いたいです。

以上です。

**○西銘啓史郎委員長**　分かりました。

先ほど休憩中に事務局から説明しましたけれども、この総括質疑については採決は行いません。

そして、この後、反対意見がある場合には、反対意見も併せて報告することになっていますので、全て決算特別委員会に報告をさせていただきます。

今の提起理由の中で反対意見がありましたら御発言をお願いします。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

では、意見なしと認めます。

以上で総括質疑に係る提起理由の説明と、反対意見の表明がなかったので、終結をいたしたいと思います。

**○西銘啓史郎委員長**　休憩します。

（休憩中に、総括質疑について協議）

**○西銘啓史郎委員長**　再開します。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書等の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西銘啓史郎委員長**　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月16日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっていますが、各常任委員会で提起されている総括質疑候補の一覧については、先行して、明日15日水曜日の午前中までにタブレットへ掲載する予定となっております。

また、決算特別委員の皆様は、10月17日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎

令和７年10月14日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 経済労働委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

# 経済労働委員会記録（第２号）

## 開会の日時、場所

年月日　令和７年10月14日（火曜日）
開　会　午前10時０分
散　会　午後５時36分
場　所　第１委員会室

## 本日の委員会に付した事件

1　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（商工労働部及び文化観光スポーツ部所管分）
2　令和７年第５回議会認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
3　令和７年第５回議会認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
4　令和７年第５回議会認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
5　令和７年第５回議会認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
6　令和７年第５回議会認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
7　決算調査報告書記載内容等について

## 出席委員

委員長　新垣淑豊
副委員長　次呂久成崇
委員　新里治利　仲村家治　大浜一郎　座波一
儀保唯　上原快佐　仲村未央　上原章
瀬長美佐雄　當間盛夫

## 欠席委員

なし

## 説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|---|---|
| 商工労働部長 | 知念百代 |
| 産業政策課長 | 座喜味肇 |
| 産業政策課エネルギー政策推進監 | 瑞慶覧桂太 |
| グローバルマーケット戦略課長 | 冨澤正紀 |
| ものづくり振興課長 | 波平志津代 |
| 中小企業支援課長 | 松本一 |
| 企業立地推進課長 | 宮国順英 |
| ＩＴイノベーション推進課長 | 東盛舞子 |
| 雇用政策課長 | 新里恵美 |
| 労働政策課長 | 西垣紀子 |

| | |
|---|---|
| 文化観光スポーツ部長 | 諸見里　　真 |
| 観光政策課長 | 小　浜　守　善 |
| 観光振興課長 | 親富祖　英　二 |
| 観光振興課副参事 | 小橋川　健　康 |
| ＭＩＣＥ推進課長 | 與　座　直　也 |
| 文化振興課長 | 下　地　正　人 |
| 文化振興課しまくとぅば普及推進室長 | 大　嶺　一　治 |
| 空手振興課長 | 金　城　信　尚 |
| 交流推進課長 | 佐和田　勇　人 |

---

**○新垣淑豊委員長**　ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号、同認定第３号、同認定第４号、同認定第11号、同認定第13号及び同認定第14号の決算６件の調査についてを一括して議題といたします。

それでは、商工労働部長から商工労働部関係決算事項の概要の説明を求めます。

知念百代商工労働部長。

**○知念百代商工労働部長**　経済労働委員会委員の皆様、おはようございます。

商工労働部所管の令和６年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、御説明いたします。

まずはじめに、令和６年度における商工労働部の取組の概要につきまして御説明いたします。

令和６年度の本県経済は、コロナ禍の影響からの持ち直しにより、拡大基調が続く一方で、物価高騰や人手不足等の課題が深刻化しておりました。

商工労働部においては、これらの情勢に適切に対応し、持続的な成長型経済への移行を着実に進めるための施策を実施してまいりました。

主な取組として、沖縄電気料金高騰緊急対策事業及びＬＰガス料金高騰支援事業にて、企業や県民の負担軽減を図るための支援を実施したところです。また、奨学金返還支援事業にて、人材の確保・定着を図るため、従業員の奨学金返還支援に取り組む県内中小企業の経費の一部を補助したところです。

その他重要施策をはじめ、各種事業の展開により、県経済が持続的な成長型経済へとスムーズに移行していけるよう、昨年度に引き続き賃上げの定着や物価高対策に向けた取組、生産性向上など企業の稼ぐ力の強化等に資する取組を推進してまいります。

それでは、歳入歳出決算の概要につきまして、タブレットに表示されております令和６年度歳入歳出決算説明資料により、御説明いたします。

３ページを御覧ください。

こちらは、一般会計及び５つの特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。

詳細につきましては、５ページ以降で御説明いたします。

４ページを御覧ください。

こちらは、一般会計及び５つの特別会計の歳出決算状況の総括表となっております。

こちらも詳細につきましては５ページ以降で御説明いたします。

５ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が763億8834万1760円、調定額（Ｂ）欄が768億4890万3232円、収入済額（Ｃ）欄が767億6403万2373円、収入未済額（Ｅ）欄が8487万859円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率Ｆ欄は99.9％となっております。

歳入決算の目ごとの明細については、本日の説明を割愛させていただきます。

７ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が856億6632万7319円、支出済額（Ｂ）欄が830億7816万4265円で、執行率（Ｃ）欄は97％となっております。

翌年度繰越額（Ｄ）欄が12億773万7000円で、その主なものは、県内の電気・ＬＰガス料金の高騰の影響を受けた県民及び事業者の負担軽減を図るための補助を行う電気・ＬＰガス価格高騰対策事業を繰越ししております。

不用額（Ｆ）欄は、13億8042万6054円となっております。不用額の主なものにつきまして、項別に御説明いたします。

（項）労政費の不用額（Ｆ）欄3886万6322円の主なものは、職員費の給与、職員手当等及び共済費の実績が所要見込額を下回ったことによる執行残です。

（項）職業訓練費の不用額（Ｆ）欄9195万5453円の主なものは、離職者等再就職訓練事業において定員より少ない人数で訓練を実施したことによる委託経費の執行残です。

（項）商業費の不用額（Ｆ）欄9217万6243円の主なものは、職員費の給与、職員手当等及び共済費の実績が所要見込額を下回ったことによる執行残です。

（項）工鉱業費の不用額（Ｆ）欄11億5742万8036円の主なものは、沖縄電気料金高騰緊急対策事業に係る補助金におきまして、前年度の電力需要を基に、予算計上をした結果、実績が予算額を大幅に下回ったことによる執行残です。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要について、御説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

９ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が１億2650万7000円、調定額（Ｂ）欄が32億1119万5537円、収入済額（Ｃ）欄が11億1650万6168円、収入未債額（Ｅ）欄が20億9468万9369円で、収入比率（Ｆ）欄は34.8％となっております。

収入未済額（Ｅ）欄は、貸付先企業・組合等の倒産や経営不振などにより、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金償還が延滞していることによるものです。

10ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が１億2650万7000円、支出済額（Ｂ）欄が6700万1623円で、執行率（Ｃ）欄は53％となっております。

不用額（Ｆ）欄は5950万5377円で、主に高度化資金におきまして、貸付先からの回収額が当初見込額を下回ったことによる公債費の執行残となっております。

11ページを御覧ください。

中小企業振興資金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が３億5013万5000円、調定額及び収入済額（Ｂ）・（Ｃ）欄が６億1503万2219円となっております。

12ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額（Ａ）欄が３億5013万5000円、支出済額（Ｂ）欄が２億9785万700円で、執行率（Ｃ）欄は85.1％となっております。

不用額（Ｆ）欄は、5228万4300円で、主に機械類貸与資金貸付金の執行残となっております。

13ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が１億4884万5000円、調定額（Ｂ）欄が13億2889万9465円、収入済額（Ｃ）欄が12億8927万6665円、収入未済額（Ｅ）欄が3962万2800円で、収入比率（Ｆ）欄は97％となっております。

収入未済額（Ｅ）欄は、土地売買契約した企業の経営状況悪化による代金の未払いによるものです。

14ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が１億4884万5000円、支出済額（Ｂ）欄が１億2868万1986円で、執行率（Ｃ）欄は86.5％となっております。

不用額（Ｆ）欄は2016万3014円で、主に用地管理業務の一部について、契約予定先から人材不足により契約辞退の申出があり、契約締結に至らなかったことによる委託料の執行残となっております。

15ページを御覧ください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が３億3884万9000円、調定額（Ｂ）欄が８億99万580円、収入済額（Ｃ）欄が７億5907万9201円、収入未済額（Ｅ）欄が4191万1379円で、収入比率（Ｆ）欄は94.8％となっております。

収入未済額（Ｅ）欄は、退去企業の不法占拠に係る使用料相当額損害金と代執行費用となっております。

16ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計（Ａ）欄が３億3884万9000円、支出済額（Ｂ）欄が３億2465万5680円で、執行率（Ｃ）欄は95.8％となっております。

不用額（Ｆ）欄は、1419万3320円で、主に光熱水費となっております。

17ページを御覧ください。

産業振興基金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計（A）欄が１億2349万1000円、調定額及び収入済額（B）・（C）欄が１億5322万287円となっております。

18ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額合計（A）欄が１億2349万1000円、支出済額（B）欄が6959万4180円で、執行率（C）欄は56.4％となっております。

不用額（F）欄は、5389万6820円で、産業振興基金事業費におきまして、補助事業の安定的な実施を目的として、予算の一定額を繰越しして、次年度以降の事業規模を維持していることから、当該繰越分が主な執行残となっております。

以上で、商工労働部所管の令和６年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○新垣淑豊委員長**　商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、先日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認）

**○新垣淑豊委員長**　再開いたします。

仲村家治委員から質疑時間の５分を大浜一郎委員に、５分を座波一委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

また、新里治利委員から質疑時間の５分を大浜一郎委員、５分を座波一委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは、これより、直ちに商工労働部関係決算事項に対する質疑を行います。

では、儀保唯委員。

**○儀保唯委員**　主要施策の成果の306ページについて伺います。

この地域商業活性化モデル創出事業について、アクションプランの策定を行ったということですけれども、この支援を受けたところは幾つ、どこがありますか。

**○松本一中小企業支援課長**　令和６年度地域商業活性化モデル創出事業については、２つのチームが支援を受けておりまして、その１つがうるま市のみどり町通り会さん、あと１つが宮古島市の中心市街地活性化協議会さん、こういった地域がアクションプランの作成で支援を受けたところでございます。

以上です。

**○儀保唯委員**　課題にあるように、商店街エリアについては経営者の高齢化が進んでいるということが挙げられているのですが、これ、その２つの地域以外のところも持っている課題だとは思うのですが、対応策として、アクションプランではどういったことを提案しているのですか。

**○松本一中小企業支援課長**　うるま市みどり町通り会さんにおきましては、みんながチャレンジできるまちということで、その通りの中にあります商店のつながりを重視する取組というところを、まちゼミという形で相互に教え合ったりする中で人間関係を構築していくというような取組をしているところでございます。

あと、もう一つの宮古島市の中心市街地活性化協議会さんについてなんですけれども、こちらのほうはアクションプランのテーマを、つながりを育むみんなのまちということで、安心安全でにぎわいに満ちた市民の庭というテーマでアクションプランを策定しております。こちらのほうについても、やはりまちづくりの関係でマンパワーの不足というところがどうしても指摘されている、先ほど言った高齢化とか、様々な要因があるかと思いますけれども、そういったテーマを持っていて、その関係で、人づくりをしながら取り組んでいくというところで、最終的には継続性のあるにぎわいづくりというところをテーマに取組をしているというところで、中身としては、イベントとか、こちらのほうもまちゼミと

か、そういったものをやりながら体制を構築しているというようなところでございます。
以上です。
**○儀保唯委員**　県としては、今商店街がどんどんシャッターが下りていっている状況を、どういった意味でここを活性化していきたい、どういう意義があって今のような事業をしていきたいとお考えですか。
**○松本一中小企業支援課長**　通り会それぞれはテーマとしての課題が違っているかと思っておりますので、まずはそこを支える人材づくりというところを中心に取り組んでいくというふうに考えておりまして、こちらの事業の中でも、先ほど言いましたアクションプランの策定もそうなんですけれども、人材育成ということで、セミナー、ワークショップ、そういったものをやりながら、その取組を支援しているというようなところでございます。
以上です。
**○儀保唯委員**　ちょっと時間があれなので、また詳しく、今の答弁を踏まえて後でお話を聞きたいなと思っています。
次の質問にいきますね。
350ページの働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進のところですが、事業名は働く女性応援事業ですね。
これなんですけど、企業さんから聞いている課題というのはどのようなものがありますか。
**○西垣紀子労働政策課長**　お答えいたします。
この事業において、企業さんの支援、伴走支援も実施しておりますが、その企業の中には、一つの例としまして、例えば育児休業制度というのは社内にあるけれども取りづらい、積極的に取れない環境があるといったり、例えば女性の管理職というのを育成したいというような形の相談などが寄せられております。
以上です。
**○儀保唯委員**　女性の管理職を登用しづらい理由を教えてもらえますか。
**○西垣紀子労働政策課長**　企業さんから聞きますと、登用しづらいというよりかは、積極的に管理職になりたいという女性がなかなか少ないというのも声としてございます。
やはり企業としてもその意識をどう持たせるのかというところも含めて、その企業に合ったオーダーメイド型のセミナーを実施したり、そういった形で課題解決につなげているところでございます。
以上です。
**○儀保唯委員**　企業さんは、女性がなりたくないのはどういった理由でそう言っているのかというところまでは聞き取りされていますでしょうか。
**○西垣紀子労働政策課長**　一つあるのが、なかなか社内にもともと女性の管理職がいらっしゃらないので、その目指すべき女性管理職という像がないというところも実態としてあるというところで、そこを生み出していくというところから今始めているという声もございます。
以上です。
**○儀保唯委員**　県としてそれ以外に考える課題は把握していませんか。
**○西垣紀子労働政策課長**　この働く女性応援事業も含めてですが、女性に特化するのは、やはり離職率が高い。その企業で長く働き続ける環境づくりというところで、例えば残業をなるべく減らすような体制であったりというところも含めて、やはり女性が働き続ける環境を整備していく必要があるかなというところは考えているところでございます。
以上です。
**○儀保唯委員**　女性のロールモデルが少ないということを挙げられていましたけれども、男性の管理職を見て、なぜ女性が管理職を目指そうと思わないと思われますか。
**○西垣紀子労働政策課長**　なかなか難しい御質問ではございますが、やはり負担感、要は家庭と仕事が両立できるのかというところですね。ちょっと繰り返しとなりますが、やはり残業が多いというところも一つ要因となっているのではないかというふうに考えているところでございます。
以上です。
**○儀保唯委員**　男性管理職は育児とか介護と両立をしなくてもいい環境にある、でも女性は両立しないといけない環境にある、それが課題というふうには捉えられませんか。
**○西垣紀子労働政策課長**　そこも一つ課題かと考えております。おっしゃるとおりで、この育児休業というところも、やはり男性も積極的に取るというところも、実際企業さんも積極的に取り組んでいるところですし、でも、そこは男性も女性も含めて、やはり働きやすい環境づくりというのは必要かと考えております。
以上です。
**○儀保唯委員**　私自身も、男性が働きやすい、かつ男性も育児と介護をしながらでも働きやすい環境を

整備して、それを男性が実践していれば、女性も同じように自分もできると考えられると思うんですね。

なので、女性のロールモデルがいないからなりにくいのだという問題の把握自体がちょっと、それもあるとは思うんですけど、その先にあるものが問題だと思うんですけれども、県の考えを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

**○西垣紀子労働政策課長**　ありがとうございます。

おっしゃるとおりでして、やはり男性も含めて、ちょっと繰り返しとなりますが、実際に今、一般的に女性の管理職がいないという状況がございますが、そこは男性も含めて、その男性の管理職を見て、やはり自分も目指したいというような環境づくりというのが大切だと思っております。そこも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○儀保唯委員**　ぜひ、男性の働き方を変えない限り、女性が今の家事育児の部分も多く担うという現状が変わらないと思いますので、その問題に取り組んでいただきたいと思います。

あと１つ、369ページ目の女性の就職総合支援事業についてなんですけれども、ここで課題のところに書かれている、女性はミスマッチによる離職率が全国と比較して高いとあるのですが、ミスマッチの具体的内容を教えてください。

**○新里恵美雇用政策課長**　主な理由としては、仕事の内容や勤務場所、勤務時間など、条件に合うものがないというところと、仕事と家庭の両立がうまくいく自信がないとか、あと仕事に必要な能力が備わっているか不安といったところで離職につながっているものと考えております。

**○儀保唯委員**　この事業は働く女性側を対象にいろいろ話を聞き取っていると思うのですけれど、その女性側から、例えば子どもを預けやすい場所をもっと増やすとか、ファミリーサポートの充実ですとか、そういった企業以外のところのサポートがあれば働けるなという声などは聞き取っておられますか。

**○新里恵美雇用政策課長**　そちらに関しては、こども未来部のほうで男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査などが行われておりまして、その中でも、そういった近くに預ける場所がないですとか、そういった回答が寄せられているというところです。

**○儀保唯委員**　私が聞きたいのは、商工労働部に集められた女性の声というか、商工労働部だけでは解決できないような、ほかの部に届けられたらいいなという課題というのを聞き取っていますかということをまず聞いています。

**○新里恵美雇用政策課長**　そういった状況については伺っております。

**○儀保唯委員**　それでその課題について、この商工労働部だけで解決できないのはどのようにほかの部局に伝えて、連携して解決しようとしているか、あれば教えてください。

**○新里恵美雇用政策課長**　こども未来部のほうにも同様な、女性を支援するような事業がございますので、お互いに情報共有しながら、どの部分を商工労働部でやっていくのか、また、女性力・ダイバーシティ推進課のほうでやっていくのかというところを連携しながらやってございます。

**○儀保唯委員**　分かりました。

それは進めてください。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　次に、上原快佐委員。

**○上原快佐委員**　よろしくお願いします。

主要施策の304ページ、小規模事業者等デジタル化支援事業ですけれども、一応、実績等ありますけれども、具体的に労働時間の短縮であったり、時間の効率化、業務改善等の効果があったということですが、具体的な成果を教えていただけますか。あと、数値目標はそもそもあるのかということも含めてお願いします。

**○松本一中小企業支援課長**　小規模事業者等デジタル化支援事業につきましては、小規模事業者のＩＴツール導入等への補助と専門家派遣による導入支援等を行っているところです。

令和６年度の活動目標としてＩＴツール導入等への補助目標というものを設定しておりまして、こちらのほうが６年度の目標が54件となっております。それに対しまして、実績のほうが62件の支援を行っているというところでございます。

また、専門家派遣による支援というのも行っておりますが、こちらのほうが年間目標100件というふうになっておりますが、こちらの実績については同数の100件が実績として上がっているところでございます。

また、先ほど委員のほうからありましたとおり、この成果の中に労働時間の短縮ですとか、作業時間の効率化というところもありますけれども、事業の目標としては、事業者の付加価値額というものを伸

ばしていきましょうと。

営業利益と人件費と減価償却費を足したものを付加価値額と定義しておりますけれども、こちらのほうを伸ばしていくということで、３％の伸びを目標としているところですけれども、令和６年度の実績につきましては、７％以上の伸びがあったということで確認できているところでございます。

以上でございます。

**○上原快佐委員**　今の説明だと、これ効果として実際、労働時間短縮しているとか、効率化があったというふうに効果として書かれていますが、具体的な数字として、要は何時間短縮されて、労働環境が改善したのかというのが分からないのですが、これは利益でしか図れないものなのですか。

**○松本一中小企業支援課長**　労働時間の短縮のほうについては、会社のほうの人数の導入規模の問題とか、実際にどれぐらいの設備をどの分野で活用するかというのは会社の中によっていろいろ違うものですから、なかなか目標時間の設定というのは難しいというところもあって、こちらの事業の１つの目標の中には、ＩＴのデジタル化の進展によります稼ぐ力の向上というところもあったりするものですから、先ほど言いました、付加価値額とか、１人当たりの労働生産性、そういったところを目標にしながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○上原快佐委員**　分かりました。

では次なのですけれども、312ページ、海外ＩＴ人材確保基盤構築事業ですが、事業内容を見てみると、マッチングの説明会であったりだとかというのをやっているみたいなんですが、これは具体的にどれぐらいの人材がマッチングされているのかという実績を教えてください。

**○東盛舞子ＩＴイノベーション推進課長**　本県では全国同様ＩＴ分野の人材不足が顕在化していることから、本事業におきまして、海外の教育機関等との連携による合同企業の説明会開催などを通して、海外のＩＴ人材と県内ＩＴ企業のマッチングを支援しているところです。

令和６年度につきましては、海外ＩＴ人材５名が県内ＩＴ企業への内定につながったところでございます。

**○上原快佐委員**　約1800万の予算額で５名というのは実績としていいと思いますか。

**○東盛舞子ＩＴイノベーション推進課長**　本事業につきましては、まず決算額が1560万3000円となっていまして、そのうち委託が1509万9000円となっております。

まず、委託事業の中では、県内ＩＴ企業の企業向けの事前説明会の開催ですとか、海外ＪＯＢフェアの主催団体との各種調整、各参加企業の報酬また通訳の手配など、フェア参加に関する事務作業、また実際の面談の開催、またそれぞれのアフターフォローなどを実施したところでございます。

この事業に関しましては、目標としまして６件の内定としております。この事業が昨年度からスタートしたところがあるというところと、やはり海外の方には沖縄県の知名度が低いというところもありますので、やはりスタートとしてはそういった数字になるのだろうなというふうに考えているところです。

やはり継続することでこの数字はどんどん増えていくものと期待しているところでございます。

**○上原快佐委員**　分かりました、ありがとうございます。

続いてですが、327ページ、島工藝おきなわ販路拡大推進事業ですけれども、工芸品の生産額の推移を見ると、コロナ禍で影響は非常に大きかったのかなというふうに思いますが、それからも分かるように外的要因の影響は非常に大きく受ける産業であると思うのですが、これはこの事業を通してブランディングとかマーケティングというのがどれぐらい向上したのか、その成果についても教えていただけますか。

**○波平志津代ものづくり振興課長**　ありがとうございます。

島工藝おきなわ販路拡大推進事業では、工芸産業の活性化を図るため、沖縄独自の魅力を生かした工芸品の認知度向上及び販売強化に取り組んでいます。

具体的には、補助事業として複数ジャンルの工芸品を取り扱う展示販売会やバイヤーやデザイナーと県内工芸事業者とコラボした商品開発の支援を実施しております。

補助事業者の選定に当たっては、出展場所やターゲット層等の事業計画の内容を踏まえて選定委員会で選定しておりまして、採択後は専門家による伴走支援として、事業計画のマーケティングやブランディングをさらに高めて出展や商品開発に取り組めるよう支援しているところでございます。

成果といたしましては、本事業の令和６年度の実績としてですが、工芸品の展示販売会、商談会に対

する支援として、補助金の確定額が８事業者で約750万円、その売上げについては、約6.2倍に当たります4670万円となっており、工芸品の販売力強化、販路拡大に一定の効果があったものと考えております。

**○上原快佐委員**　ありがとうございます。

工芸産業に対して非常に熱心に取り組まれているなというところが、今の説明を聞いて分かりました。

また、今日も皆さんおそろいのかりゆしで、工芸に対する思いが非常に伝わってきたなと思います。

続いてですけれども、354ページ、産業振興基金事業。これは継続事業ですけれども、執行率が55.3％と非常に低いのですが、この理由というのを御説明いただけますか。

**○座喜味肇産業政策課長**　お答えいたします。

本事業は市町村や事業者団体等の実施する本県産業振興に資する取組に対して補助を行うものであり、事業経費につきましては、原資の運用益を充てる果実運用型の基金ということで、いわゆる取崩しができない基金という形で運用をしております。

近年ですけれども、金利の低迷によって運用益が年々減少傾向にあったことから、補助事業の安定的な実施を目的として、予算の一部を次年度に繰り越す運用を行って事業規模の維持に努めているというところになります。

以上です。

**○上原快佐委員**　ありがとうございます。

では、最後ですけれども、364ページ、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業ですが、まず数値目標に対する達成率をお伺いいたします。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

本事業と県のエネルギー計画であります沖縄県クリーンエネルギー・イニシアチブは同様の目標を掲げておりまして、2030年度の再生可能エネルギー電源比率の目標を18％という形で置いてございます。

本県の2023年度の再生可能エネルギー電源比率は12.5％になっておりまして、計画策定当初、2020年度と比較しますと、8.2％から4.3ポイント増加しているということでございまして、目標の18％に向かって一定の進捗があるものというふうに認識しております。

以上でございます。

**○上原快佐委員**　クリーンエネルギーの中では、風力であったり、太陽光であったり、バイオマス等々いろいろありますけれども、つい先日、三菱商事が洋上風力から撤退を決めましたが、沖縄県においては、この事業内容、実績を見ると、風力発電の事業化に向けた風況調査の補助で２件ありますけれども、あとは洋上風力の導入選定に向けた情報収集等とありますが、この三菱商事の撤退を受けて、何かしら影響というのがあったのでしょうか。

これは最近起きた出来事ですけれども、この風力発電に関する、今沖縄県の取組というのを教えてください。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　沖縄県におきましては、洋上風力発電について、広大な海域を活用して、安定して効率的な発電ができるということから、再エネ導入拡大に向けて有望な電源であるという考えは変わらないところでございます。

このため、県では令和５年度から県内海域における洋上風力発電の導入可能性調査を実施しておりまして、海域の利用状況や海岸保全区域など、法的規制を踏まえた導入候補地を調査しているところでございます。

委員御指摘の三菱商事コンソーシアムの洋上風力発電事業からの撤退を受けても、国においては洋上風力発電の導入を推進する方針に変わりがないということ、それから、さらにその投資の確実性を高める環境整備に向けた検討といったところが始まっているという状況ですので、今後の制度検討を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○上原快佐委員**　ありがとうございます。

太陽光発電もクリーンエネルギーの一つの大きな柱ではあると思うのですが、この太陽光発電に関しては、次世代太陽光のペロブスカイト太陽光電池というのがこの前の万博でも活用されていましたけれども、沖縄県として、実際この事業の中でペロブスカイト太陽電池に対する支援というのはあったのかということと、今後もどのような取組でやっていくのかということを教えていただけますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

県では、次世代太陽電池、それから海洋再生可能エネルギー、次世代燃料といったところで、新エネルギーの活用に向けた実証支援といったものに取り組んでいるところです。

その中で、令和７年度になりますけれども、ペロブスカイト太陽電池など次世代太陽電池の導入に関

する取組を今支援しているところでございます。

具体的には、ペロブスカイトやフレキシブルパネルといった形の太陽電池は軽量で薄いという特徴がございますので、その太陽電池の設置工法の開発に関する支援を現在実施中でございます。

以上でございます。

**○上原快佐委員**　ありがとうございます。

引き続き頑張ってください。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　次に、次呂久成崇委員。

**○次呂久成崇委員**　お願いします。

主要施策の成果に関する報告書の327ページ、島工藝おきなわ販路拡大推進事業について伺いたいのですけれども、この事業の効果として、この工芸品の販売力強化・販路拡大につながったということが記載されているのですが、その事例についてちょっとお伺いしたいと思います。

**○波平志津代ものづくり振興課長**　実績としては先ほど申し上げましたように補助額750万に対し、6.2倍となる4670万円の売上額がありましたということで、具体的にどのようなところで展示会をしたかという形になりますと、やはりＢｔｏＢのギフトショーなどに出展をして認知度向上に努めたということ、それから商品プロデュース、商品開発の一つとしては、知花花織事業協同組合がキングスと協働で商品開発をしておりまして、実用品の小物商品を開発して販売までつなげています。

これが実際の物でして、うちの職員がちゃんとかっこいいからということで購入して、そういう形で商品開発の支援も個人的にも皆やっているところでございます。

以上でございます。

**○次呂久成崇委員**　沖縄県はどうしても中小零細企業が多くて、先ほど課長が言ったようにマーケティング力も含めてのこの支援というのはやはりまだまだ必要としているところも多いと思います。

その中で実際にこの販路をどうやって拡大していくかとかいうところに関しては、やはり例えばこのイベントと展示会だけじゃなくて、店頭も含めて、やはりどうやってそこら辺の拡大をやっていくかというのは重要かなというふうに思うのですけれども、この事業は今実際にもう５年計画で、次年度で終わりですよね。

その次年度以降というのはどのように考えているのかというのをちょっとお伺いしたいなと思います。

**○波平志津代ものづくり振興課長**　本県の伝統工芸産業は、県内全域に歴史を持つ産地が点在しています。その土地土地の特産品として、地域の活性化や観光産業振興にも重要な役割を果たしていると考えています。

引き続き、工芸事業者に対するブランディングやマーケティングの位置づけを促進しながら、本県工芸品の認知度向上、販売強化に向けて取り組んでいきたいと、そのように思っております。

**○次呂久成崇委員**　ぜひよろしくお願いします。

次に、343ページの正規雇用化促進事業についてお伺いしたいのですが、この事業の効果等は記載されているとおりかと思うのですが、実際にこの事業、平成26年度から実施していて、この雇用をした社員の定着率というのはどうなっているのでしょうか。追跡調査とか、実施したことありますか。

**○新里恵美雇用政策課長**　お答えいたします。

正規雇用化サポート事業では、事業の支援を受けて正規雇用化や正職員雇用された者の定着状況等について、事業者において調査を行っておりまして、定着率としましては、令和５年度に事業を終了して１年経過の状況として、継続雇用中の者が116人中99名、離職した者が116名中15名で離職率が12.9％。

正規雇用採用力向上モデル事業では、継続雇用中の者が58人中42人、離職した者が58人中15人で離職率が25.9％になっています。雇用動向調査といって一般的な離職率については、沖縄県は27％となっておりますので、それに比較した場合に、どちらも12.9％と25.9％になっておりますので、低い状況となっており、効果があると考えております。

**○次呂久成崇委員**　やはり定着してこそ事業の効果だというふうに思いますので、この事業というのは活用している事業所のほうへのアプローチというのはどのような形でされているのですか。

**○新里恵美雇用政策課長**　チラシ等の作成により、関係機関とか経営者団体とか、そういったところからのアプローチに加えて、あとコンサルタントの方がいらっしゃいますので、その方が各企業に回って、こういった事業を勧めたりしております。

**○次呂久成崇委員**　分かりました。

すみません、次に行きたいと思います。

348ページの就職困難者等就労支援事業ですけれども、専門の相談員を配置しているということですが、配置状況について伺いたいと思います。

**○新里恵美雇用政策課長**　お答えいたします。

この就職困難者等就労支援事業ですが、配置先が沖縄県お仕事応援センターＯｎｅ×Ｏｎｅ（ワンバイワン）というところですけども、那覇市と沖縄市の２か所に設置しておりまして、相談員19名を配置しております。

**○次呂久成崇委員**　この事業、沖縄本島以外、宮古、八重山での状況というのはどうなっていますか。未実施なのか、それともどこか連携をしているんでしょうか。

**○新里恵美雇用政策課長**　宮古島とかそういった離島につきましては、那覇のＯｎｅ×Ｏｎｅから出張という形で対応しております。

**○次呂久成崇委員**　この事業、令和６年度で483人を就労につなげたということだと思うのですけれども、例えばこの相談員１人に対しての件数であったりとか、就労につながった男女別の割合とか年齢別とかいった、そういった統計データというのもあるのでしょうか。これはずっと蓄積して対応しているのでしょうか。

**○新里恵美雇用政策課長**　この事業を開始してからのデータについては蓄積しております。

**○次呂久成崇委員**　一応、離島のほうも対応しているということですけれども、やはり地域とか、また、島々によって就職困難者の課題というのが違うと思うんですけれども、それはどういったものがあるというふうにお考えですか。

傾向とか、何かそういうのをちょっとお聞きしたいのですが。

**○新里恵美雇用政策課長**　具体的に今、ちょっと手元に、どういった地域にどういったのというのはないところですが、複数の困難を抱えている方が就労につながるのに時間がかかるという点は共通している点でございます。

それぞれの地域については今手持ちのデータがありませんが、相談員が個別に相談に乗っておりますので、それぞれの課題に対して、その地域であるとか個人であるとかに対しての相談対応をしていますので、そういったデータも蓄積しながら相談も対応しているところでございます。

**○次呂久成崇委員**　この就職困難者が就職につながったと、このつながるということは課題解決も進んだということではあると思うのですけども、先ほどの事業もそうですけれども、この事業実施後に定着しているとかいうデータの追跡調査等も行っていますか。

**○新里恵美雇用政策課長**　就職された方については相談に乗ることもございます。こちらから連絡して取れない場合などにはちょっと追跡できませんが、就職困難者の方、再度またこのＯｎｅ×Ｏｎｅにかかることが多々ございますので、そういった意味では、ずっと継続して支援しているというところでございます。

**○次呂久成崇委員**　この事業につながるケースはいいのですけれども、どうしてもやっぱり潜在的な困難者がいて、どうしてもこの窓口というか、そこにつながらない場合もあると思います。

そういったケースに、潜在的な就職困難者というのですかね、そこへのアプローチとか関係機関との連携についてちょっとお聞きしたいなと思います。

**○新里恵美雇用政策課長**　確かに窓口に来るのはなかなか困難という方もいらっしゃいますので、パーソナルサポートセンターですとか、そういった生活支援機関ですとか、ほかの就労支援機関とも連携しながらチームで支援を行っておりますので、そういった就労、まだ窓口にいらっしゃらない方を紹介していただいたりして、連携して取り組んでいるところでございます。

**○次呂久成崇委員**　私は、この事業、今後ますます重要になってくるのかなと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

最後に352ページの奨学金返還支援事業について。この事業は今年度で終わりということですけれども、この事業、私はとてもニーズがあると思っていますが、今年度末までで、今後の支援というのはどのようにお考えになっているのかというのをお伺いして終わりたいなと思います。

**○新里恵美雇用政策課長**　この事業につきましては、企業のほうからも、支援を受けている学生さん、就職した方からも好評をいただいておりますので、令和８年度以降につきましても、事業の中小企業の人材確保ですとか定着に有効な支援と考えておりますので、継続できるように関係部局と今、調整を行っているところでございます。

**○次呂久成崇委員**　この事業、たしか財源は県単だと思いますし、また、若者の離職防止とか人材育成確保にもつながるので、ぜひ、今年度で終了じゃなくて、やっぱり次年度以降もしっかりと、何かしら継続できるような事業として、引き続き実施していただきたいなというふうに要望して、終わりたいと思います。

**○新垣淑豊委員長**　次に、仲村未央委員。

**○仲村未央委員**　お願いします。

先ほども少し出ましたけれど、再エネの件でお尋ねをしたいと思います。島しょ型エネルギー社会基盤構築事業ですかね。

まず、本県の再エネ目標と、それから最新の達成状況をお尋ねいたします。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

本県の2023年度の再エネ電源比率は12.5％でございまして、2030年度の目標である再生可能エネルギー電源比率が18％であるんですけれども、2020年度の計画策定当初8.2％と比較すると4.3ポイント増加しておりまして、目標に向かって一定の進捗があるというふうに認識しております。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　確認ですけど、国は2050のカーボンニュートラルを目標にしていますよね。

沖縄県の2030の18％ということと、この2050の脱炭素社会の実現ということのつながりというか、目標の設定というのは、沖縄県として、どういうことになりますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

沖縄県におきましても、このクリーンエネルギー・イニシアチブにおいては、2050年度の脱炭素化を目標に、2030年度で、意欲的な目標を18％、挑戦的な目標を26％という形で置かせていただいております。

全国と比べて沖縄の比率が低いといったところに関しましては、やはり沖縄の地理的な特性で、水力発電がないということであったりとか、台風等の影響で風力発電がなかなか導入しづらい、あとは地熱等の発電がないといったところがございまして、全国に比べると進捗というのは少し低い状況にあるというふうに認識しております。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　ちなみに今、全国の都道府県単位で出ているのか、その比較として、沖縄県の12.5％というのは今、全国の平均からするとどのような状況ですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、本県の2023年度の再生可能エネルギー電源比率というものは12.5％とございまして、同じ時期の全国平均が22.9％ということでございますので、全国に比べて10.4ポイント低い状況にございます。

以上です。

**○仲村未央委員**　全国よりも10ポイント今下回っているという、平均値ですので地域によってもっと進んでいるところ様々あるでしょうけれども、18％の2030の目標達成見込みというのは今、これはいけるという状況ですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

2030年度18％まで、直線的に積み上げていきますと少し足らないという状況ではございますけれども、今後もこの島しょ型クリーンエネルギー事業を通じて、民間の投資の誘発を図りながら、2030年度の目標達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　既に全国的にはもう沖縄県の2030年度目標を上回る平均値になっているということでいっても、それから実際には2030年度に18％は難しいという今の進捗の状況があるわけですよね。

そういう意味では、沖縄県の取組の推進力というのは非常に求められるというふうに思うのですけれども、再エネの、いわゆる電源種別の電源構成というのは今どうなっていますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　再生可能エネルギーの中での構成で申しますと、一番大きいのが太陽光発電、それから、その次がバイオマス発電ということで、この２つがほとんどの再エネの電源となっておりまして、少し風力発電があるといったような状況でございます。

**○仲村未央委員**　パーセントまで言えますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　太陽光発電が6.9％、それからバイオマス発電が5.3％、風力発電が0.2％、水力発電が0.1％で、合計すると12.5％ということでございます。

以上です。

**○仲村未央委員**　その中でも比較的有力というか、今の沖縄県の現状では、太陽光が再エネの中の大きな構成比を占めていますよね。

その中で、出力制御の経験もありました。要は、発電しても捨てちゃわないと、制御せざるを得ないということで、これもこれでまた、非常に衝撃的なことではありましたけれども、出力抑制の状況というのはあるんですか、今。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

直近ですと、令和７年度については、2025年４月

に３回出力制御があったという状況でございます。

ちょっと古くなりますが、令和６年度全体という形で申しますと、計７回という格好でございます。

**○仲村未央委員**　せっかくつくっても、なかなかこれが蓄電につながらないというか、うまく有効利用できないということは非常にもったいないなというふうに思います。

今県としては、例えば小規模離島とか本島内でも同じ島嶼なのでどちらでもいいですけれども、発電または蓄電の強化に対して、どういう取組をしていますか。

何か具体的な政策というのはありますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

県におきましては、離島において太陽光発電と蓄電池をセットで導入して、それにエネルギーマネジメントシステムを組み合わせることで、出力制御を抑制し、自家消費型の発電を推進する補助事業を実施しております。

令和６年度の主な実績としましては、宮古、石垣、久米島の計167か所で、2388キロワットの再エネの導入を図ったということがございます。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　執行額は分かりますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　今申し上げたのが離島再生可能エネルギー導入促進事業ですけれども、当初予算額が４億6200万円という形で、決算額が４億5757万7000円ということで、執行率としては99％という形になっております。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　先ほどの出力抑制、結構行われている状況の中で、今の取組は蓄電をもたらすという、捨てないで済むというような方向に今なりつつあるのですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

再エネの出力制御ということでございますけれども、実は沖縄県は全国に比べると出力制御が少ない状況にございます。と申しますのは、一つは太陽光発電と蓄電池をセットで導入していることもありますけれども、やはり全国に比べてまだまだ再生可能エネルギーの導入が進んでいなくて、全国でも再エネ出力制御の問題が顕在化していますけれども、沖縄県についてはまだ顕在化がそんなにないという状況があるかと思います。

今後、再エネを当然導入していくにつれて、太陽光プラス蓄電池であったりとか、あとは沖縄電力の系統を増強するとか、複合的な対策が必要になってくると思われますので、再エネ導入の状況に応じて、民間企業とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　先ほど聞いた中でも、要は発電量もまだまだ再エネの部分が小さくて、他県、他地域に比しても少ないという中でも、やっぱり抑制をしなきゃいけない、制御の部分で捨てざるを得ないものも出ているということなので、やっぱりそこのバランスということに相当注力して、捨てないような環境づくりをまずやることが非常に重要なのかなと思います。

だから、少ないから捨てている量も少ないというだけであって、少ないにもかかわらずむしろ捨てなきゃいけないという状況をどういうふうにつくっていくかということが必要なのかなと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　本県におきましては、クリーンエネルギー・イニシアチブの目標達成に向けて、先ほど御紹介した離島における太陽光発電等の導入支援というものに取り組んでいるところでして、今後その目標を達成するためには、バイオマスであったり、風力、それから、次世代エネルギーであります水素、アンモニアといった形の新たなクリーンエネルギーの導入が必要といったところは明らかでございますけれども、これを沖縄の地理的特性に応じてどのように導入していくかという文脈の中で、出力制御といったところについても当然対応していかなければならないものというふうに考えておりますので、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○仲村未央委員**　皆さん、ハワイとのエネルギーのいろいろ協定をしながらやっていますね。

40周年の式典に先日参加してまいりましたけれども、そこでもやはり、もうカウアイ島は既に100％を超えていると、電力自給率が。

それから、ハワイ自体もかなり再エネ、自給電力ということで、大きく、島嶼の中でも、やっぱり非常に参考になるからこそ皆さん、このエネルギー協定もしていると思うのですけれど、実際、沖縄県の島しょ型モデルというものを、皆さんあまり積極的ではないのか。要は、非常に目標も、厳しいのは分かりますけれども、自給をどうしていくかというと

ころで捉えなきゃいけないのが、やっぱり太陽光であり、あるいはバイオマスというものに非常に力を注ぐ必要があるのかなというふうに思うんですけれども、そこはハワイモデルを見て何をどう学んでいるのか、島しょ型として、独立型としてどうしようとするのかというところはどんなふうに、今ハワイの何を参考にしていますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　沖縄とハワイのクリーンエネルギー協力という形でございますけれども、ハワイから学んだところと申しますと、そもそもクリーンエネルギー・イニシアチブというものに関しましては、ハワイで先に制定されたものを参考に、県のエネルギー基本計画として策定しているという経緯がございますし、先ほどから御紹介しているように、離島における太陽光発電について、蓄電池とセットといったところにつきましては、やはりハワイのほうで、住宅用の太陽光発電を中心に進んでいるといったところがございますので、それを参考にさせていただいているということがございます。

現状、ハワイのほうで大きく再エネが伸びているものと申しますと、メガソーラーと蓄電所をセットにして、そのまま電力系統に、発電所として電力を供給しているという事例が大変多くございますので、この辺りについては、沖縄電力とも先進事例の情報収集をしながら、一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○仲村未央委員**　それから、島しょ型で、非常に私は皆さんがどう取り組んでいるのかがよく見えていないのがバイオマスなんですけどね。これは特に農業分野でのサトウキビのバガスであるとか、それから畜産廃棄物ですよね。

この辺りは皆さん、その残渣量とか発生量に関しては調査されているのですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

バイオマスの活用につきましては、県の事業でいいますと、令和５年度に、木質系バイオマスを県内で収集して、それを発電用に使うといったような調査を補助事業によって実施しておりますけれども、やはりなかなか、木質系バイオマスを収集して１か所に集めるというのがなかなか難しいというような結論が出ていまして、この辺りというのは、引き続き課題として検討していかないといけないかなというふうに考えております。

以上です。

**○仲村未央委員**　今の木質系というのは、今言ったような例えばサトウキビのバガスとか家畜排せつ物のことを言っているのですか。木質系って何を言っているの、木材ですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　令和５年に調査したものにつきましては、一般家庭等から出てくる草本系のバイオマスの収集と、それを発電所で混焼するといったところのフィージビリティスタディをしたというところです。

以上です。

**○仲村未央委員**　だから、質問はそのバガスとか家畜排せつ物の調査はされていますかと聞いているの。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　結論から申しますとしていないということなんですけれども、バガスに関しましては、基本的には製糖工場のほうで発電されて、全量が製糖工場の電力として使われているという形でございます。

以上です。

**○仲村未央委員**　要は、島嶼だから、もちろん分量にも非常に小規模性がいつもあると。

電力自体も系統、全国とつながっていませんから制約がありますねということが発端なので、この地理的な条件というのは、おのずと最初からある困難さですよね。

これを克服するには小規模であっても、そこでどうやって地産をしていくかというところに話を持っていかない限り、沖縄モデルというのは一向に構築されないと思うんですよ。

そういう中で、ずっと従来からある課題は、いわゆるバガスの問題、皆さん今、ゆがふ製糖の土地も商工労働部が用地を提供する形で、今確保されてはいるので、やっぱりそこの再エネの可能性なども、非常にここは農林水産部との大きな連携の中で、この電源の問題、電力の問題として考えなきゃいけない一つのテーマだと思うし、畜産などはもうよっぽど何十年も、ずっとこのことを課題として抱えているわけですよね。

どちらも、ちょこちょこは何か調査をしているようで、何かコンサルがつくったその製本みたいなものは時々見るんですけど、実際に今言うような実践の部分で、どういうふうに具体的にこれが生かされているのかというところが一向に見えてこない。

だから、非常に先ほどからハワイから何を学び、島嶼における発電、生産というところにどんなふう

に持っていって再エネをつくっていこうかっていうところにつながっているのかというのを聞いているわけですよね。

そこはいかがでしょうか。

もうちょっと具体的な話はありませんか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　おっしゃられている家畜のふん尿系のバイオマスに関しても事例としてはあるということでございますけれども、やはり委員御指摘のとおり、大規模化がかなり難しいということがあって、それを電源として成立させることがかなり難しいというものが非常に多いというところでございまして、現状の技術でいくと、なかなか横展開が難しいといったところがございます。

バイオマスに限らず、海洋温度差発電であったりとか、新技術についても県のほうで調査、実証をしているところですけれども、まだまだ実用化といったところには難しいところがあるかなというふうに考えておりますが、引き続き、これらの電源を活用する方向で検討作業というのは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○仲村未央委員**　部長、ちょっとお尋ねしたいんですけどね、沖縄県で何かやろうとしたら、いつもこの小規模制にぶつかるし、電力ももちろんそうですよね、水もそうだけども、結局閉じられた中で、他県との融通も利かないから、今回沖縄電力のほうも国があえて認めて、沖縄に対する特別措置を取っていこうというような発表もあったようですけれども、やはり、じゃあ自前でできることというのは、いつもこの制約ばかりを言っていたら、やっぱり非常に大きな、風力の問題というのはどっちかと言ったら国策的には非常に追求しなければいけないかもしれないけど、目の前で沖縄で今やるべきことというのは、やっぱりバイオマスの中でも、実際に産物があるバガスどうするのとか、家畜廃棄物どうするのというところにみんな困っているわけですから、そこはやっぱりちゃんと部局も超えて、しっかりそういうものを副産物としてどう活用するかというところを含めて、連携して体制を取らないと、やっぱりそこは沖縄の島しょ型モデルというのはいつまでもできないし、大規模化できない、集約できないことはおのずと制限があるわけだから、そこばかり追及したって、これはいつまでもできないと思います。

だから小規模でもできるような発電装置なりをどう造っていくかというところにもうちょっと予算も、戦略も振り向けていかないといけないのではないかなと思って聞いているんですけど、そこのお考え、戦略はありますでしょうか。

**○知念百代商工労働部長**　今、委員のほうから重要な指摘があったかなというふうに思っております。

沖縄県の制約というのはどうしても、それは変えられるものではない、もう固有の課題といったところに発生しているものですので、そういったところに目を向けるのではなくて、何ができるか、小さいながらに地産地消でエネルギーを生み出す方法というのは、日々アップデートして考えていかなきゃいけないなと思っております。

その中でも、今、県のほうで実施しているような洋上ですとか、バイオも含めてですけれども、技術的なコストの問題であるとか、設備の問題ですとか、そういったところで事業化がなかなか難しい、技術的にもまだ確立がされていないといったところもございます。

そういう中にはあってでも農林水産部のほうで今課題となっているようなものと、このエネルギーの関係で何か連携できるような取組がないかといったことは、今後、部局のほうにもしっかり共有しながら、情報をいただきながら、何ができるかということは考えていきたいというふうに思っております。

**○仲村未央委員**　ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　次に、上原章委員。

**○上原章委員**　主要施策の報告書の中の301ページ、県単融資事業についてお尋ねしたいと思います。

まず、資料の301ページにあります当初予算額636億、決算額が665億ということですが、貸付枠で新規融資分ということで328億という形になっています。この違いを教えてもらえませんか。

**○松本一中小企業支援課長**　お答えいたします。

県単融資事業は、県内中小企業の事業活動に必要な資金繰りの円滑化と経営の安定に資する分として設定しているところでございます。

県の融資制度では、県の資金に金融機関の資金を加えた協調融資として、貸付原資を組成して、信用保証協会の信用保証を付与した上で金融機関から貸付けを行っているところでございます。

令和６年度の実績については2842件で、金額にして328億7300万円の実績となっておりまして、今の

主要施策のほうに出ていた融資実績というのは、こちらの令和６年度に貸付けを金融機関から行った実績となっております。

ただ、一方で県の融資制度、先ほど言いました県の資金に金融機関のお金を加えて貸しているという形になっていますので、この実績額328億円については、金融機関のお金も足した額というふうになっておりまして、県の予算額については、このうちの新年度分の貸付額で申しますと111億9094万9000円、こちらのほうが県の決算額の中での令和６年度貸付分の負担額という形になっております。

以上でございます。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、上原委員から、既往融資分の決算上の整理について確認があった。）

**○新垣淑豊委員長**　再開します。

**○上原章委員**　要するに今の決算額にある既往の分は毎年返済する、その額を確保しないといけない。

普通、融資は新規のときに融資額を一括で貸すと思いますが、この２年目、３年目の融資期間の原資も確保しないといけないということで理解していいんですか。

**○松本一中小企業支援課長**　毎年の貸付分に加えて、過年度の貸付分についても金融機関が一旦全部出しておりますので、その裏づけを毎年貸して、返してというのを繰り返しながら対応しているところでございます。

**○上原章委員**　分かりました。

それでこの事業、非常に重要な事業で、私が議員になりたての頃は、20年前は約100億円台がずっと続いていたと思いますが、それが今300億、400億にまで広がっていると。

いわゆる新型コロナウイルス感染症対応資金というのが、ぐっと融資額、件数が伸びたと、その返済が令和６年度から始まっているのかなと思いますが、それで間違いないですか。

**○松本一中小企業支援課長**　ただいま委員のおっしゃられました新型コロナウイルスの関連の資金ということで、令和２年にこういった国の特別保証に関する融資制度が創設されておりまして、その関係で令和２年度の融資実績というのが１年間で約2054億円という形で多額になっております。

その分の返済が３年据置きというのがあったというところもございますけれども、貸すタイミングもありますが、そこら辺の融資の返済が本格化したのは令和６年度が最後というような形になっていて、返済額はこれから増えて、残額がだんだん減っていくというような形になると考えております。

**○上原章委員**　頂いた資料にコロナ禍のときの対応資金ということで、令和２年、１万3000件余り、そして額が2054億ということで、これはいわゆるゼロゼロ融資と言われたものだと思いますが、３年間は無利子無担保ということで、令和６年度からおおよそ支払いが始まっていると推測されますが、県内の融資、利用された方々の返済状況というのはどんな状況ですか。

**○松本一中小企業支援課長**　お答えいたします。

県のほうでは令和２年のゼロゼロ融資の貸付けを行った後も、例えば国のほうで借換え制度のほうが設置された場合には、場合によってはそちらのほうにシフトしているというのも一部あるかと思います。

また、既存の借入れの中で、どうしても融資の返済が厳しいというところについては、例えば条件変更とか、そういったものも行えるように、県のほうからも各金融機関さんのほうを回って依頼をしておりまして、例えばゼロゼロ融資のほうでいきますと、大体15％程度がそういった条件変更での対応というのもしていただけているというふうに聞いておりますので、先ほど言いました借換え資金への誘導であったり、そういった条件変更、そういったもので返済のほうが厳しいところについても対応できるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○上原章委員**　その条件変更、しっかり国も指導していただいていると聞いていますけれど、可能な限り、この返済期日の延長とか、あと金利の軽減とか、保証料の負担軽減とか、いろいろな取組があると思いますが、今現実、県内ではそういったいろいろな条件変更を積極的というか、しっかりと相談は受けているということで認識してよいですか。

**○松本一中小企業支援課長**　委員おっしゃられましたとおりで、金融機関さんの窓口、それと保証協会さんのほうでこういった融資条件の条件変更のほうとか、そういったものも取り組んでおりますし、また先ほど借換え資金のお話ししましたけども、国の特別保証に基づく借換え制度については、令和６年度で終了したところですけれども、県のほうでも借換え融資制度を持っておりまして、こちらのほうについては従前、融資上限額5000万という形にしていたのですが、こういったゼロゼロ融資等も含めた融資の借換えに対応するために、今年度から融資の上

限額を5000万から8000万に引き上げているところでございます。

また、条件変更のほうについては先ほども述べましたが、我々のほうも金融機関さんに何回か回って、事業者に寄り添った要望を対応してほしいというところで、柔軟に対応してほしいということで取り組んでいるところでございます。

また、実際、条件変更する前の早い段階から融資の変更に滞りが出ないように、経営改善、そういったところについても支援機関と連携しながら、プッシュ型の相談支援というところも取り組んでいるところでございまして、こういった中で返済が滞ることがないように支援を行っているところでございます。

以上です。

**○上原章委員**　この数年、物価がこれだけ高騰して、特に我々が所管している畜産業等も、もう本当に資金繰りで苦労されている、あわせて、この返済をどうやって続けていくかというところで、銀行に行って本当にしっかりと受けていただいているのであればよいですけれど、なかなか難しいとなった場合、そういった相談をできる県の窓口ってあるんですか。

**○松本一中小企業支援課長**　ただいま委員がおっしゃられました畜産関係については、中小企業の範囲から外れるものについてはすみません、対応できない部分がありますが、中小企業の相談窓口としては、産業振興公社のほうに沖縄県中小企業支援センターというものを設置しておりますし、また、国のほうが設置しておりますよろず支援拠点さん、また、各地域にございます商工会議所、そういったところでも相談対応を受けながら、場合によっては条件変更の計画づくりとか、そういったところも資金繰りに関しては支援を行っているところでございます。

**○上原章委員**　分かりました。

各部局が横断的にしっかり、こういう中小企業、あらゆる業種の皆さんに寄り添う資金繰りの支援をお願いしたいと思います。

あと、337ページ、国際航空物流機能強化推進事業についてなんですが、当初予算が５億円、決算が２億円と。特に航空コンテナスペース利用促進事業が、当初予算４億円が、決算が１億2000万円と、これが非常に大きいものだと思うんですが、令和６年度実績は708トンということですが、この直近の３年間の取扱い実績は分かりますか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えします。

航空コンテナスペース利用促進事業でございますけれども、まず令和４年度から申し上げます。令和４年度の実績が977.1トン、令和５年度が708.6トン、令和６年度が707.7トンでございます。

**○上原章委員**　この令和５年度、令和６年度が大分減少していますけれど、この原因は何なんですかね。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えします。

本事業につきましては、令和５年度に、それまでの委託事業から補助事業に移行してございます。

詳しく申し上げますと、当初、この事業は平成21年度からスタートしていますけれども、県が航空コンテナスペースを確保しまして、荷主さんには特に送料の負担なしに提供するというような形で、委託事業として実施してございました。

しかしながら、荷主様のほうにも物流コストを織り込んで事業を考えていただくということで、その上で、また輸送ルートも最適なものを選んでいただく、それを促していこうという趣旨・目的がございまして、令和５年度に補助事業に移行いたしました。

これに伴いまして、航空運賃の一部を荷主が負担するという形で事業のスキームを改めてございます。

こうした背景がございまして、一部利用者が減少する傾向が見られる状況でございます。

以上です。

**○上原章委員**　これ、当初はＡＮＡさんがスタートしていたと思いますが、今はどんな状況ですか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　ＡＮＡカーゴの貨物専用機が令和２年に運休いたしまして、それ以降、コロナ禍で国際航空路線が全て運休をしたというような事情もございました。

その後、徐々に復便をしてきているという状況ですが、現在は旅客便の貨物スペースがございます。貨物機ではありませんが、旅客を運ぶ飛行機の貨物スペースを活用しながら、この輸送モデルを推進している状況でございます。

以上です。

**○上原章委員**　あともう一点、この国際航空物流機能強化推進事業というのが、当初2500万円を計上していましたけど、決算額はゼロ。

この辺の理由も教えてもらえますか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　こちらの事業につきましては、那覇空港の貨物上屋、こちらに入居する企業に対する家賃等の補助を行うものとなってございます。

令和６年度、実績がございませんでしたが、その理由といたしまして、こちらの貨物上屋への入居に関心を持っている県外の企業さんはいらっしゃいますけれども、やはりこの上屋を活用してどのように収益を上げていくかというビジネスモデルの検討に少し時間がかかっているということで、まだ入居を実現できていないという状況ではございます。

県といたしましては、引き続き定期的な情報提供やヒアリングを続けておりますので、粘り強く誘致に取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

**○上原章委員**　せっかく予算も計上しているわけですから、しっかりした成果を見せていただければなと思います。

あと、342ページの新規事業、多様な人材活躍促進モデル事業ということですが、これは621人新規就業につなげたということですが、まずこれ、この予算で目標はあるんですか。

**○新里恵美雇用政策課長**　目標は、新規就業者数310人に対しての実績が621人となっております。

**○上原章委員**　ありがとうございます。

人材掘り起こしイベント等と書いてありますけれど、このイベント等というのはどういった内容でしょうか。

**○新里恵美雇用政策課長**　企業側と求職者とマッチングのイベントなどを行っておりまして、どういったところですり合わせをすればお互いに就職につなげられるかというようなことを行うイベントとなっております。

**○上原章委員**　これ、女性と高齢者など多様な人材の就業向上につなげるということですが、具体的にどういった職種になりますか。

**○新里恵美雇用政策課長**　雇用実績のある支援企業としましては、宿泊・飲食サービス業、サービス業、医療、福祉などがございます。

**○上原章委員**　これは正規雇用で理解していいですか。

**○新里恵美雇用政策課長**　正規雇用と短期雇用とか、契約雇用とか、アルバイト、パート等、様々ございます。

**○上原章委員**　この割合は分かりますか、さっきの621名の。

**○新里恵美雇用政策課長**　正規雇用かというのがちょっと今手元にないんですが、雇用形態でよろしければ今手元にあるんですが、よろしいでしょうか。

**○上原章委員**　やっぱりこれだけの支援事業なので、それぞれの方々がどういった雇用形態を選ぶかにもよるんですけれど、できれば正規雇用が今、本当、県内の厳しい労働環境の中で求めている人が僕は多いと思うので、後でいいんですけれど、この正規雇用と非正規の割合だけ後で教えてもらえませんか。

**○新里恵美雇用政策課長**　手元にありませんので、後ほど提供いたします。

**○上原章委員**　よろしくお願いします。

最後に、352ページ、奨学金返済支援事業について、私、本会議でも取り上げさせてもらいました。

あのとき時間がちょっとなくて、再度確認ですが、県内で今活用している令和６年度でいいんですが、65社、289名が活用している非常に大事な事業なんですが、代理返還、県内でそれを活用しているのは何パーセントぐらいになっていますか。

**○新里恵美雇用政策課長**　お答えいたします。

本事業において、企業が代理返還を行っている件数が、令和６年度実績で、65件中29件で45％、令和７年度の申請受付でいいますと、66件中31件が代理返還を利用しております。

**○上原章委員**　分かりました。

これは非常に、企業さんにとっても、法人税が対象にならないとか、従業員にとっても、報酬の中でも所得が、手取りも減らないという非常にいい内容なので、県内にしっかり徹底していただきたいと思います。

この事業、今年度で終わりということで、令和８年度以降もしっかりやるということで先ほど、もう一度確認させてください。

**○新里恵美雇用政策課長**　令和８年度以降につきましても、引き続き継続できるように関係機関と調整を行っているところでございます。

**○上原章委員**　部としてはしっかり取っていきたいということなので、これはできれば総括質疑で、私は、知事にしっかりこの事業を継続していくということを確認していただきたいと思います。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、委員長から上原章委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて

説明するよう指示があった。）

**○新垣淑豊委員長**　再開します。

**○上原章委員**　奨学金返済支援事業について、令和７年度で一旦終了ということなんですが、この事業は非常に、中小企業の働く方々、また、そこで雇用する経営者にとっても本当に大事な事業だと思いますので、ぜひ県としても継続していくということを総括質疑で確認していただきたいと思います。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　今の総括質疑は奨学金返済支援事業に関してということで、知事にということでよいですか。

**○上原章委員**　はい。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、中小企業支援課長から答弁訂正の申し出があり、これを許可した。）

**○松本一中小企業支援課長**　すみません、先ほど上原委員の質問の中でゼロゼロ融資の返済状況の話をさせていただいたんですけれども、そのときに正常の返還が85%、条件変更については15%という形でお答えしたんですが、すみません、ちょっと数字が古くて、正しくは正常返還が83.5%、条件変更等が16.5%という形になっております。

以上でございます。

**○新垣淑豊委員長**　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時21分再開

（午後の再開前に、午前に申出があった新里委員からの質疑時間の譲渡について、新里委員の退席により取消となることを確認した。）

**○新垣淑豊委員長**　再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員**　お願いします。

まず初めに、この令和６年度の事業全体を通していうと、どんな県内の経済状況だったのかという点で、当然、物価高騰の中で事業者も困っている状況が実際にありますし、所得も増えないので購買力という点で懸念される状況があります。

県経済をどのように分析し、今後どういう見通しなのか。

雇用とか所得向上の課題に取り組んできた令和６年度の実績、重点的に取り組んだ目玉事業とかがあれば伺います。

**○座喜味肇産業政策課長**　お答えいたします。

まず、県経済の現状分析、今後の見通しについてということで、定点観測しております企画部の公表資料、令和７年４月から６月期における県経済動向、こちらによりますと、委員おっしゃるとおり、本県経済物価高が続くという状況の中で、観光需要の増加が続いており、個人消費も増加をしているということから景気は拡大基調にあると。

本県経済見通しに関しましては、令和７年度の本県経済ということで、直近と同様の状況下でありますけれども、観光需要の増加や個人消費の拡大が見込まれることから、プラスの経済成長となる見通しであるとされております。

そういった中で、昨年度におきましては、入域観光客数が増加するなど景気回復の動きが本格化する一方で、おっしゃるとおりで、雇用所得面におきましては、人手不足による需要の取りこぼし、あと長引く物価上昇による事業者の収益確保への影響など、そういった懸念される状況がありました。

そのため、県では各産業分野特有の課題に対応した人手不足対策アクションプランを作成しまして取組を強化するとともに、高齢者や女性などの多様な人材の活用促進やＤＸ推進による労働生産性の向上など、県内企業と人材も含めた形で稼ぐ力の強化に向けた各施策を着実に推進してまいりました。具体的には、県内企業が進めるＤＸの取組支援、高付加価値県産品のブランドイメージの構築、あとは企業の成長に資する認証制度などに取り組んでまいりました。

重点的に取り組んできた事業ということですけれども、令和６年度におきましては、コロナ禍後の経済情勢を踏まえるとともに、持続的な経済成長を実現するために、物価高対策、人材投資、人手不足対策の取組、あとは県内企業等における生産性向上に資する取組などを推進してまいりました。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　こういう中で、実際、失業であったり倒産の件数、賃上げ、最低賃金上がりましたけれども、それに対応した状況が事業所に見られるのか、あと、社保に加入していないという問題もありますが、そこら辺の状況がどうなっているか伺います。

**○新里恵美雇用政策課長**　まず、県内の失業状況についてお答えいたします。

本県の完全失業率は、令和７年８月直近で2.8%となっており、前年同月に比べて0.3ポイント低下しております。

全国の完全失業率は2.6％となっており、全国と沖縄県の差は0.2ポイントとなっております。

**○西垣紀子労働政策課長**　県内の賃上げに関わる状況について、お答えいたします。

県内の経済団体の会員向けの調査を行ったところ、令和７年度に賃上げを実施する予定の企業は57.4％となっております。

先ほど委員からありました社会保険制度の加入はどうなっているのかというところでございますが、国の社会保険制度は、労働者の標準報酬月額によって労働者の社会保険料、事業主負担が決まるため、今回の賃上げに伴って社会保険料の事業主負担の増加は見込まれており、企業にとっては人件費に係るコストの増加につながるものと考えております。

社会保険加入の状況につきましては、それぞれの機関によって加入状況というところは把握していると思いますが、県の商工労働部では、直近の具体的な数字は持ち合わせていない状況となっております。

ただ、先ほど申し上げた県内の経済団体調査によりますと、賃上げに伴う企業の人件費増加をどのように対応するのかという調査に関しましては、企業の37.9％が価格転嫁を実施して対応したいというところの調査結果が出ております。

そのような県内企業にとっては影響が出るものと考えております。

以上です。

**○松本一中小企業支援課長**　倒産の状況についてお答えいたします。

民間機関の調査によりますと、令和６年度の負債総額1000万円以上の倒産件数は53件となっており、前年度比10件増、割合にして23％増加となっております。

また、令和７年４月から９月の半年間の倒産件数ですけれども、こちらは32件となっておりまして、前年同期比で８件増、割合にして33％増加となっております。

なお、民間機関の分析によりますと、倒産件数の状況としましては、従業員10人未満の小規模零細企業の倒産や、コロナ融資の返済が重荷となった倒産などが目立っているとされております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　懸念されるのは、インボイス制度が登録制に移行する期間でもありますが、実態としていうと、この消費税の納税ができないという形の負担の在り方、あと、価格転嫁ができないがために、さらに自腹で対応する。ある調査によると、結局消費税を払わないといけないのでどこから払うかと。赤字なので、結局所得とか、自分の蓄えで消費税を納めていますという事業者が結構あります。あと、結局借金をして、１割の事業者は借金で消費税を納めていますと。

ですから、零細ほど倒産の方向が今ちょっと見えてきているのかなと、県内では懸念されていて、そこに対する、事業者に寄り添った形での相談体制の強化が必要かと思いますけど、そこは実態としてどこが担っているということでしょうか。

**○松本一中小企業支援課長**　ただいま御質問にございましたインボイス制度に対する相談窓口についてですけれども、中小企業者等の相談窓口につきましては、各地域にございます商工会、商工会議所、それ以外に、産業振興公社のほうに設置されております中小企業支援センター、あと、国のほうが設置主体ですけれども、よろず支援拠点のほうで相談をしておりまして、令和６年度でいいますと、今説明しました商工会、商工会議所、よろず支援拠点、中小企業支援センターで7494件の税務関係の相談を受け付けているというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　成果の報告書366ページ、番号でいうと53番、沖縄電気料金高騰緊急対策事業で、執行率が78.9％ということで、その原因はなんでしょうか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

本事業は、物価高騰等の影響を受けた事業者や生活者支援の一環として、国が実施する支援に加え、県内全ての受電契約者に対して、電気使用量に応じた補助を行うものです。

令和６年度の執行状況について、予算現額約35億1400万円に対し、決算額が約27億7100万円、不用額は約７億4300万円となっております。

補助金の予算計上に当たっては、電力・ガス取引監視等委員会が集計する電力取引の状況を参考として、経済活動活発化を想定して、不足が生じないように所要額を積算しておりましたが、申請実績が想定より下回ったため、不用が生じたものでございます。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　あと、低圧、高圧、さらには特別高圧に対する支援ということで、この決算額の、

この３つによる分類というのは可能なんでしょうか、内訳。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

支援実績の内訳でございますけれども、令和６年度の現年、繰越し合わせて、低圧が12億2713万3630円、高圧が８億1803万4647円、特別高圧が６億2152万3000円、合計が26億6669万1277円ということになっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　特別高圧の契約について、県独自というふうなこともありました。

これは、他の県レベルで、これに見合うような、沖縄県以外にもされた県もありますか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

正確な数字は持ち合わせておりませんけれども、47都道府県のうち、30都道府県ほどで特別高圧の支援がなされております。

ただ、例えば中小企業に限定して実施されている県もあれば、限定せず、あとは上限額を定めてという形で、地域によって制度は若干異なります。

本県の場合につきましては、高圧の支援と同等の支援を、中小企業等関わりなく支援を実施したという形でございます。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　次に307ページ、番号でいうと６番、小規模事業経営支援事業。

これについて言えば、各地の商工会から、もっと体制強化に係る予算増というふうなことも要請があったかと思いますが、これについて、前年度比とか、ここに示されている効果や課題について、説明を受けたいと思います。

**○松本一中小企業支援課長**　商工会、もしくは商工会議所の人件費、もしくは事業費の補助というのをこの事業で行っているところですけれども、こちらのほう、令和５年度の決算額でいいますと12億25万円で、令和６年度の決算でいきますと、12億2208万1000円という形になっておりまして、増減でいいますと約2200万円弱ぐらい増加しているというところでございます。

こちらのほうに関しましては、補助金の、特に人件費の積算単価につきまして、国の補助単価を参考にしているんですが、こちらのほうが、国家公務員の人件費、人勧のほうの関係で増えた関係で、補助金、人件費の部分が増えたというところで増額という形になっております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　引き続き支援をよろしくお願いします。

次、ものづくり県内受注・生産性向上支援事業、新規の事業になっています。322ページ、番号でいうと20番。

新規ということもありますので、この事業の目的や内容、あるいは効果、課題について、併せて伺います。

**○波平志津代ものづくり振興課長**　本事業は令和６年度からの新規事業というふうになっておりますけれども、令和５年度まで実施しておりました県内企業間のマッチング支援や専門家派遣の事業と、生産性向上に向けた技術開発を補助する事業の２事業を統合して、相互に連携した体制を構築しているところであります。

統合する際には、これまでの事業内容に加え、新たに製造現場の改善や省力化に関する人材育成などの支援も実施し、事業の拡充を図っております。

実績と効果でございますけれども、令和６年度の実績としましては、県内企業299社を訪問し、沖縄の製造業受発注ガイドブックの情報を更新したほか、発注企業から、相談内容に基づき対応可能な県内製造事業者を紹介するなどをします企業間マッチングを53件実施し、そのうち10件の受注につなげております。

また、製造工程において生産技術的課題があって、それを解決したいということで、技術開発を行う県内企業に対して、生産技術開発費の補助と、その開発プロジェクト遂行に向けたハンズオン支援を５件実施し、生産性の向上のための作業者の負担軽減や作業効率の向上を図っております。

ほかに、生産性向上につながるセミナーや研修を３回実施した結果、製造者の省力化の意識向上につなげたということになっております。

課題としましては、マッチング支援後、コスト面で折り合いがつかない等の事例に対しまして、補助事業や技術支援での課題解決を検討し、県内製造業への発注件数増を図る必要があると考えております。

また、生産性技術開発については、効果が確認できるまでに時間を要するため、フォローアップをする必要があると認識しておりまして、例えば工業技術センターの技術支援であったり、本事業で行っている専門家派遣などを通して、フォローアップにつ

なげていきたいと考えております。
以上でございます。
**○瀬長美佐雄委員**　続きまして333ページ、高付加価値・グローバル展開加速化事業、29番。
これも新規ということもありますので、事業の目的や内容、効果、課題について伺います。
**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。
本事業は、県内企業の海外市場への展開を促進するために、県産品の高付加価値化と販路拡大につながるプロモーションなどの取組を実施してございます。
令和６年度の実績でございますけれども、香港やシンガポールの高級飲食店、レストランにおきまして、黒糖、シークヮーサー、モズク、クルマエビなどの県産食材を活用したメニューの開発ですとか、沖縄フェア、食材商談会の開催などに取り組みました。その結果、30店舗以上において県産食材のメニュー化を実現することができました。
課題でございますが、安定的な需要の確保、それからメニューの定番化というところでございます。大型・高級ホテルなどでの販路拡大などが課題と考えておりまして、令和７年度はアプローチ先を広げるなど、効果的な施策の展開に取り組んでいるところでございます。
以上です。
**○瀬長美佐雄委員**　海外市場に県内事業者を展開させるという点では、今県内でどれぐらいの海外に展開している企業があるんだろうか。
あと、海外事務所、沖縄事務所が果たしている役割も大きいのかなと思いますが、そことの関わりで、どういう実態なのか伺います。
**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　まず、海外展開を取り組んでいる企業の数ということでございますが、この事業の実績というところで御説明申し上げますと、令和６年度、食品・泡盛メーカーなど44社に対して、販促活動ですとか商談のための海外渡航、展示会出展などの支援を行っております。
また、県産品のブランド構築のためのプロモーション、大交易会における商談の場の提供など、幅広い海外展開活動の後押しに取り組んでいるところでございます。
海外事務所との連携でございますけれども、事務所は現地にネットワークを持ってございます。こうしたネットワークを活用しながら、例えば在外公館ですとか現地の企業と連携した県産品のプロモーションなどを実施しております。
また、現地マーケットの動向などについて、最新の情報を提供したりですとか、企業が現地を訪問する際の視察に同行するなど、県内企業の現地の活動を多面的にサポートさせていただいております。
以上です。
**○瀬長美佐雄委員**　ありがとうございます。
次に343ページで、正規雇用化促進事業、とても効果が上がっている、期待もされているという話でしたが、これは事業を始めてからトータルとしてどういう実績になるのか伺います。
**○新里恵美雇用政策課長**　お答えいたします。
この事業、平成26年度から実施しておりまして、これまでの支援企業数が653社、正規雇用人数が1532人となっております。
**○瀬長美佐雄委員**　ぜひ引き続き発展させてください。
351ページ、41番の働きやすい環境づくり推進事業、これについての成果、課題について伺います。
**○西垣紀子労働政策課長**　お答えいたします。
この事業は大きく２本柱となっておりまして、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るための企業向けセミナーの開催、社会保険労務士などの専門アドバイザーを企業へ派遣し企業のワーク・ライフ・バランスに向けた取組を支援するという２本柱で実施しております。
令和６年度は、セミナーとしまして、男性の育休取得促進やワーク・ライフ・バランスと生産性向上の両立などをテーマにセミナーを４回開催したところ、33社、延べ128名の参加がございました。
また、企業に対しての伴走支援としまして、13社に専門アドバイザーを派遣し、就業規則の見直しを行ったところです。
この事業の成果としましては、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業として、県の認証企業として、昨年度新たに４社認証したところでございます。
課題としましては、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことで、企業さんによっては、ある意味生産性が下がるのではないかといった企業さんもいらっしゃいまして、そういった企業に対する周知、啓発というところもしっかり取り組んでいく必要があるというところが課題と考えております。
以上です。
**○瀬長美佐雄委員**　新たに４社認証したということ

は、トータルでどれだけになったのか、あと、令和６年度までとうたわれていますが、今年度継続しているのかどうかの確認です。

以上、よろしくお願いします。

**○西垣紀子労働政策課長**　企業認証数としましては、平成19年度、５社から始まりまして、最新でいきますと令和７年９月末時点で121社の企業認証数となっております。

また、この事業ですが、今年度も引き続き実施しております。

引き続きワーク・ライフ・バランスの普及に努めていきたいと考えております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　ありがとうございました。

**○新垣淑豊委員長**　次に、當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員**　よろしくお願いします。

それでは、314ページのスタートアップ・エコシステム構築支援事業のほうからですが、実施項目で、企業の稼ぐ力の強化と産業の振興ということで事業がかなりあるんですけど、令和６年の実績見込みで、産業別県内総生産が約４兆8000億になるんですね。

２次産業で6600億、３次産業で４兆1000億というのがあるんですけど、皆さん、この稼ぐ力の強化という形でやっているんですけど、２次産業におけるこの数字の認識をまずお聞かせください。順調にいっているということなのか。

**○座喜味肇産業政策課長**　お答えいたします。

今委員から主要指標における県内総生産の中で、２次産業のほうが今順調にいっているのかというような御質問かと思います。

県内総生産に関しては、令和６年度に公表されたものが令和４年度の数字であるというところがまず前提となっておりますけれども、２次産業、直近の令和４年度の県民経済計算で見ますと、まず建設業のほうが、総生産額としましては、２次産業ですね。

**○當間盛夫委員**　いや、簡単でいいです。別に数字を言ってちょうだいと言っているわけじゃないわけだから。

**○座喜味肇産業政策課長**　２次産業に関しては、建設業ですとか製造業、そういったところで、おおむね建設業が4000億円、製造業が1800億円というところになっております。

繰り返しますけれど、直近の数字でいきますと、令和４年度の数字ということですので、なかなか、新型コロナの影響もある中での数字であるというところで、前年度比較でいくと、この令和４年度の数字に関しては、前年度からは減っているということで、厳しい状況にあるというふうに捉えています。

**○當間盛夫委員**　企業の稼ぐ力ということで、これだけ予算的なものをやるわけよね。

ところが数字的には、製造業というのは大体全国平均にしても12％ぐらいあるんだけど、我々沖縄県は製造業においては4.5％、４％台なんですよ。

ほぼほぼこの２次産業の部分で握っているのはやっぱり建設業というような形があるんですけれど、皆さんこの企業の稼ぐ力という部分でのものをこれからどう持っていくのかと、その企業の２次産業の製造業をどう持っていくのかということをちょっとお聞かせください。

**○座喜味肇産業政策課長**　２次産業というところの中でお話ししますと、製造業に関してはコロナ禍前の前計画の中でいきますけれども、スタートの平成24年度時点からいきますと、10年間通す中で、製造業、全国の成長率を上回る形で、ちょっと私が今記憶している中で、この10年間で24％増えているというような実績があります。

製造品出荷額でいきますと、4000億円前半から4000億円後半ぐらい、たしか増加をしているところであります。

その間に機械類、金属類、そういったところをサポーティング産業という形で、県のほうでは10年計画の中で支援をしてきているところです。

そういった中で製造業でいきますと、全体のシェアでいくと飲食業のほうが飲料も含めて50％近いシェアがあるというところもあるので、その辺りも次はさらに伸ばしていくというような要素はあるのかなと思っています。

この分野にいきますと、農林に関していくと、原材料の供給というような形で連関が必要になってくると。

あと出口のところでいきますと、お土産品ですね、そういったところの産業連関もありますので、飲食業も伸ばしていくというところの要素になってくるのかなと考えております。

以上です。

**○當間盛夫委員**　ありがとうございます。

では、このスタートアップについて聞かせていただければと思いますが、今回、決算で約１億4000万円という決算になっていますけれど、一番下のほうにこのＯＩＳＴにおいてのというのがありますけれ

ど、これは予算額幾らなんですか。

**○座喜味肇産業政策課長**　314ページのスタートアップ・エコシステム構築支援事業、こちら大きく分けまして４つの細事業になっております。

委員のほうでお話のありましたＯＩＳＴ関連、これはグローバル化を促進するためのイベント実施事業ということで、昨年度ＯＩＳＴのほうで開催をしております。

８つの国と地域から200名以上が参加をしまして、同イベントを通して行った商談マッチング件数が61件となっております。委託実績としましては、900万円ちょっとというような決算額になっております。

以上です。

**○當間盛夫委員**　ＯＩＳＴでやられているわけですから、この総事業って900万円じゃないはずだよね、総事業って分かりますか。国からの何かありますか。

例えばＯＩＳＴも出してやっている事業になりますか。

**○座喜味肇産業政策課長**　お答えします。

本事業に関しては、昨年度実施する上で有効な場所だろうということで、県がこの事業を単体で行っておりますので900万円で実施しているということになります。

以上です。

**○當間盛夫委員**　毎年やられるということですか。

**○座喜味肇産業政策課長**　グローバル化を促進するイベント実施事業ということで、今年度は那覇市内で開催する予定となっております。

**○當間盛夫委員**　もうずっとＯＩＳＴでやるということではないということね。分かりました。

効果のところで、皆さん、琉球　ＳＴＡＲＴ　ＵＰ　ＲＵＮＷＡＹなのかな、これが設立されたというのがありますけれど、これは民間ですか、公的な機関ですか。

**○座喜味肇産業政策課長**　民間の機関になります。

**○當間盛夫委員**　県としてこれに出資的なものは何がありますか。

**○座喜味肇産業政策課長**　本民間取組に対して、県のほうで出資等をやっているというわけではありません。

ただ、この本体の構築支援事業の中で民間の取組、いろいろ部会を設けていまして、その部会の中で民間同士でこういった取組をしようというような発案があったので、そこで生まれてきたものというような関係になります。

以上です。

**○當間盛夫委員**　分かりました、ありがとうございます。

次、航空関連産業クラスターの事業ですけれど、皆さん効果の中に中核となる航空機整備事業２社というのがありますが、この中核となる整備事業者２社はどこですか。

**○宮国順英企業立地推進課長**　お答えいたします。

ＭＲＯ　Ｊａｐａｎ株式会社と、ＪＴＡさんの２社になります。

**○當間盛夫委員**　国、県で造ったこのＭＲＯさんが入っている今ある格納庫の部分にはＪＴＡさんも入っているのですか。

**○宮国順英企業立地推進課長**　県が整備した格納庫にはＪＴＡさんは入っておりません。ＭＲＯ　Ｊａｐａｎさんのみです。

**○當間盛夫委員**　この航空関連産業クラスターを促進していこうという部分の中で、どうして県が公的に造った格納庫の部分に２社が一緒に協働で入るということがないのですか。

**○宮国順英企業立地推進課長**　基本的に両者が同時に入居可能な規模の格納庫を整備するということになるとかなり予算とかが大きくなってしまうわけですけれども、それでは、予算であるとか、見込まれる需要の面からもちょっと両者が入るような施設というのは厳しいと。

なお、一般的に航空機の整備計画は会社ごとに顧客と調整して行うために、異なる会社が同じ格納庫を両者で使用するということは運用的にも難しいというふうに考えております。

**○當間盛夫委員**　次、皆さん、この格納庫の拡張整備を検討しているということで、これはＧＷ2050でもそういう部分でのものも上がっていますけれど、そういう答弁であれば、次はＪＴＡさんのために格納庫を整備していくというような考え方があってもいいんですか。

**○宮国順英企業立地推進課長**　お答えいたします。

今現在あります１棟目の格納庫においても、入居者を決める際には両者声をおかけしまして、公募により選定しております。

現在、新たな格納庫への入居者についても、１棟目と同様に公募で選定いたしまして、公募前には両者を含めて、他社も含めてサウンディングを実施することを予定しております。

現在、両者も加わった形で、航空関連産業クラス

ター形成加速会議というものを開いておりまして、その中に両者及び外部有識者も入っておりまして、その中で意見を聞きながら、格納庫の整備であるとか、航空人材の育成、周辺産業集積に向けた取組等、もろもろの取組を実施しているところでございます。

**○當間盛夫委員**　２社こういう協議会に入っていながら、一方の支援しかしてないという部分というのが、ここはどうも理解できない部分があって、ＪＴＡさんから何にもそういうことで県に対する要望はないのですか。

**○宮国順英企業立地推進課長**　過去においては、そういった航空整備事業に取り組む意向もあったというふうには聞いております。

ただ、現状、県に対してその格納庫整備に対する要望であるとかそういったものは、会議等あるいはその意見交換とか個別でも行っていますけれど、そういう中では、今のところ特段出ておりません。

**○當間盛夫委員**　分かりました。

関連づけて、この国際航空物流の件ですけれど、先ほど午前中に上原章委員からあった３番目のこの補助金申請なしということで事業費がゼロですけれど、上屋の入居の云々という話がありましたけれど、上屋ってどこの話なんですか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。

先ほど上屋というふうに答弁いたしましたのは、正確に申しますと那覇空港貨物ターミナル株式会社が整備運用しております貨物取扱施設、那覇空港内にございます。

委員御存じかあれですけれど、以前ＬＣＣターミナルとして一部活用されていた滑走路脇の建物がそちらになります。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、當間委員から、具体的な答弁を求める旨発言があった。）

**○新垣淑豊委員長**　再開します。

冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　失礼いたしました。

先ほど申し上げました貨物取扱施設につきましては、御説明を申し上げたのはＢ棟のことでございます。Ａ、ＢのＢ棟でございます。

**○當間盛夫委員**　皆さんから資料頂いた分では、これもうＢ棟はＡＮＡさんが全部お借りしているという中で、何で上屋の入居の補助金という話になりますか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。

Ｂ棟は、こちらの施設区域の中でも最大の施設面積がございまして、約２万5000平米近くの建物になってございます。

ＡＮＡカーゴが１棟丸々、契約で借り上げをしているという状況でございますが、御存じのとおり、貨物専用機が運休して以降、少し施設のスペースに余裕があるといいますか、使用しない部分があるということで、こちらの一部、具体的に申し上げますと約8500平米になりますが、こちらの部分について賃貸といいますか、転貸をするということで、そういう方針で、こちらの施設が運用されております。

一方、県といたしましても、こういう貨物上屋という貴重な資源が有効に活用されるということは、県の施策推進上も望ましくあろうということで、こちらに入居する企業に対して３年間を上限としまして、賃料の一部補助を行っているということでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員**　ちょっと皆さんの資料見ても分からないんです。

このＡＮＡさんはこのＢ棟を一括で借りているわけではなくて、使わない部分はもう今、県がお持ちなんですか。その分の家賃収入は入ってないという考えでいいんですか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。

Ｂ棟は基本的にＡＮＡカーゴが全て借り上げております。ただし、利用しない部分について使用する企業がいる場合は、そちらの企業のほうにＡＮＡカーゴのほうから転貸をするという形になってございます。したがいまして那覇空港貨物ターミナル株式会社は、ＡＮＡカーゴから丸々１棟分の賃料を得ているという状況でございます。

以上です。

**○當間盛夫委員**　何でＡＮＡさんの事業を県がやらないといけないのか。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。

繰り返しにはなりますけれども、こちらの那覇空港貨物ターミナル株式会社の貨物上屋でございますが、物流関連企業ですとか、沖縄県金融機関が出資した企業が整備運営した施設となってございます。

そちらの施設を最大限有効に活用して、国際物流拠点の形成を進めていくというところが県の政策目的に合致をするということで、どちらかというとＡＮＡのためにやっているということではなくて、国際物流拠点の形成を進めていく上で活用が望ましい施設ということで補助金を設けているということでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員**　この那覇空港の取扱貨物見たら、一番ピークが平成26年で17万8000トンあるわけですよ。皆さんの速報値だけ見ても令和６年でもう2000トンなわけさ。それからしても上屋は空いているだろうなという、この数字を見ても分かるわけですよ。それを皆さん、そのままほったらかすのかと。

皆さん、さっきも答弁で海外の旅客のものにやっているというけれど、数字的なものからもう10分の１どころじゃなくて100分の１ぐらいにしかなっていないわけさ。

あれを皆さん、本当に国際物流ということであれだけ大々的なことをやって、じゃあ今どうなっているかと言ったら、今やろうとしているのは航空クラスターに移りましたという話をするわけさ。一つのこういったものが今どうなっているのかということは皆さん反省も含めて、これをこれからどうしていくのかということは私は示すべきだというふうにも思うのですけれど、まず担当者からの答弁聞いてみましょう。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。

今委員の御指摘のありました件でございますが、沖縄那覇空港は、かつてはＡＮＡカーゴの貨物専用機が定期就航しまして、大量の航空貨物を取り扱ってございました。

令和２年に運休ということになりましたが、近年、国内に目を向けてみますと、首都圏の空港で物流機能が大変強化をされているという状況がございます。国際航空貨物につきましては、成田空港や羽田空港に集約される動きということがございますので、現状、那覇空港にＡＮＡカーゴの貨物専用機が直ちに復便するということは当面見込めない状況なのかなというふうに認識をしてございます。

その一方でございますが、昨年４月に新たにヤマト運輸の貨物専用機が那覇空港に就航してございます。

現在は国内航路のみの運行となってございますが、今後実績を積み重ねていくことによって、将来的には国際路線、海外運航のほうにも発展することを期待しているところでございます。

また、これ以外に沖縄県内の各空港におきまして、国際定期旅客便、これは旅客機になりますけれども、沖縄本島、離島を含めまして週265便飛んでございます。こちらについては、既にコロナ前の水準を上回る便数が飛んでいるというところでございます。

こうした状況もございますので、今後も新規に就航する旅客便、貨物スペースを十分に活用していけるように、就航する航空会社とも調整を進めていくことで、貨物取扱量の増加に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○當間盛夫委員**　僕はね、ただ税金を使って、全日空さんが撤退したからこれでいいというふうには思わないわけですよ。

全日空さんが入るということで、国で70億使ってあれだけ駐機場の整備もやってきた。

上屋にしても、この皆さんのあれを見ると、上屋を造るだけでも80億、70億かけてやってきたということを考えると、皆さんやっぱり、この国際物流をということであれば、やっぱり一つは、本当に皆さん反省を加えながら、どういうような形で持っていくということをぜひ私はやってもらいたいというふうに思いますし、あそこを航空クラスターにまた含めて物流を整備するということであれば、あの敷地ではもう足りない。それをまたこれからどうしていくのかということも課題として挙げられているはずでしょうから、ぜひその辺にも取り組んでいってもらえればというふうにも思っております。

観光に残したいと思います。

終わります。

**○新垣淑豊委員長**　次に、大浜一郎委員。

**○大浜一郎委員**　よろしくお願いします。

商工労働部で昨年度取り組んできたことについて、全体を聞いてその後に個別について伺いたいと思います。ちょっと確認しますけれど、不用額もう一度教えていただけますか。繰越しも含めて、全体で。

**○座喜味肇産業政策課長**　お答えいたします。

まず、商工労働部の不用額の状況についてですけれども、一般会計ということで、令和６年度の一般会計の不用額が13億8042万6000円となっております。

不用率としまして1.6％、状況としましては、令和

５年度に比べて16億867万6000円の減、率にして1.3ポイント改善しているというところです。

次に、繰越額につきましては12億773万7000円、令和６年度から７年度への繰越額が12億ということで、こちらはほぼ電気及びＬＰ関係の繰越額ということになっております。

**○大浜一郎委員**　不用額の中で、先ほど説明の中で職員関連とか再就職事業の不足だとかいろいろあったけども、それ以上に、この13億円になった要因というのは何かありますか。事業で不用額が増えたとか。

**○座喜味肇産業政策課長**　不用額約13億8000万円ですけれども、ここの中で不用額の多い事業、これは断トツで沖縄電気料金高騰緊急対策事業、もう一つ、ＬＰガス料金高騰支援事業、６年度にやったこの２つの事業が大きな要因となっております。

これら物価高騰に伴う緊急支援対策ということでやっております。

不用額全体の58.2%、ほぼ半分以上がこの２事業の不用額となっております。

**○大浜一郎委員**　不用額においては理由が成り立つということの理解でよいですか。

**○座喜味肇産業政策課長**　当部の不用額1.6%ですけれども、県全体の不用率2.5%と比較すると状況はよいというところです。

参考までに、この緊急対策の２事業を除くと不用額0.7%となっております。

**○大浜一郎委員**　各部に聞くことにしていますけれど、このＰＤＣＡの内容、要は精度なんですよ。

ＰＤＣＡの精度の確認を各部にやっていらっしゃいますかという話を聞いていますけれども、そういうＰＤＣＡをやりながら、精度確認は当然しているべきと僕は思っているけれども、全体の中で、皆さんの中でこれはよかったなという事業、そして、これは随分と検討が必要な事業だなといろいろカテゴリー別に分かれているというふうに思いますが、基本的には稼ぐ力の強化と産業の振興というのが大きな目標ですから、それにおいてよかった事業、さらに深掘りして検討が必要な事業というものがどれぐらいあるのかなということは把握していますか。

**○座喜味肇産業政策課長**　まずＰＤＣＡということで、当部の施策の基本方針をちょっと説明させてください。

今、委員からもありましたけれども、商工労働部では、県内事業者の経営基盤強化、あとは事業拡大等による成長発展に向けた産業振興、これに加えまして、雇用の確保、技能向上により、多様な人材の活躍を促進するなど、産業を支える就業者の環境整備、この２本を大きな柱としまして、自立的発展に向けた各種施策に取り組んでいるというところです。

これらにぶら下がる形でＰＤＣＡの話に入ってまいりますけれども、主要指標ということで、産業振興の側面でいきますと、委員からありました稼ぐ力に関しましては、県内純生産をはじめ５項目の主要指標を設定しております。

雇用労働政策面でいきますと、誰もが安心して働ける環境づくりへの目標値ということで、県民雇用者報酬をはじめ、２項目を設定しているところです。

合計７項目、商工労働部ではＰＤＣＡの主要指標というものを持っております。これはピラミッドの形で、それぞれ具体的な事業に落とし込むまで、成果指標、例えば先ほどの稼ぐ力でいきますと、自主的な人材投資により生産性を向上させた事業者の件数といった目標設定があります。

これにひもづくような形で、この人材投資の例でいきますと、経営課題に取り組む企業の人材育成、研修への支援強化といった活動目標があります。

稼ぐ力でいきますと、企業を育てるという視点もありますけれども、経営基盤強化を働くという観点から人材投資に持っていくというところがあって、この人材投資に係る指標に関していくと、順調に推移しているというところです。

同じような形で人材投資による生産性の向上という形での成果指標でいきますと、主な取組の中で順調といった取組が多いというところです。

ただ一方で、稼ぐ力の向上を図る上で、支援機関による経営改善の支援といったところで、少し取組としての遅れが見られるというところです。

支援機関による支援というと、先ほど中小企業支援課からもありましたけれども、産業振興公社のほうで実施している中小企業支援センターもありますし、各地区で行われている商工会、商工会議所もありますというところの中で、やはり今コロナ禍、物価高ですとか、人手不足といったところの中で、各単位、商工会あたりとかもなかなか厳しい経営支援というところもやられているというところもあって、なかなか主な取組というところでは遅れが見られるというところでの評価になっております。

**○大浜一郎委員**　皆さんは各事業のＰＤＣＡは全て目を通しているという前提でいいですよね。

**○座喜味肇産業政策課長**　今、ＰＤＣＡに関していくと、施策体系的にピラミッド状に設けられているというところになります。

商工労働部で７つの大きな指標の中に、最終的な主な取組としまして、この主要指標の７項目の中から、取組としては150あります。

これは主要７項目以外のところで他部局に広がっている取組も含めますと全体で223、これらに関しては、全て各担当課のほうで検証しながら、全体として報告に上げているというような仕組みになっております。

**○大浜一郎委員**　私は事業、だーっとちょっと見てみました。

どうしてもＰＤＣＡのＡが弱いんですよ。ＰＤＣＡのＡ、アクションのところね。アクションというのはこれ改善という意味もあるでしょ。そこが全体的に弱いなという感じがするわけよ。

だから、ＰＤＣＡというものの精度を高めるときに、基本的にはもうアクションのところがきっちりしないと、決算だからね、今さらどうこう言ってもしようがないけど、ただ決算ってめちゃくちゃ大事にしなきゃいけないと思っているわけよ、次の予算に向けてね。

だからアクションのところはとっても各事業で僕は弱いなと見ている。何をするのか、どういうポイントでやるのかというのが、これとても少し弱いのかなという感じがしないでもないけれど、皆さんこれを読み込んで、Ａのところね、アクションところ、改善のところ、どういうふうに読み取っているのかな、ちょっと感想を聞きたいんですよね。

**○知念百代商工労働部長**　今、委員のほうからアクションが弱いのではないかというお話がございました。

課長のほうから説明があったように、商工労働部の中での主要指標、そういったものに基づいて様々な事業を展開しているところではあります。事業の展開に関しましては、各事業の担当者のほうで振り返りを行っていきます。

これがまさにＰＤＣＡの中でのチェック作業ということになります。そうすると、その中で課題の抽出であったり、課題の把握といったことを行ってまいりますが、その中で次年度に向けて、ではそういった課題をどういうふうに克服していくかといったことは、各担当のほうでアップデートしながらやっているものだというふうに認識はしております。

その中で、指標の中で届かないようなものもあります。そこはなぜ届かないのかといったところは、常に検証していくというところはありますけれども、ただ、その主要指標も２年遅れで確定されていくといったことがありますので、それを待たずして、様々な統計データであったりですとか、コンサルなどが発表するような経済状況、そういったことも踏まえながら見ていく必要があるかなというふうに思っております。

また、取り組むべきところとしては、商工労働部としては、稼ぐ力の強化といったことを主目標としてやっているところではありますけれども、そういったことは最近見られる物価高の影響がどう出ているのかですと、人手不足がどういうふうになっているかというのは直近の状況も踏まえながらのものになっていきますので、検証しつつ、現状の生の声も聞きつつ、次年度に向けてやっていくといった体制で取り組んでいるというふうなことでよろしいでしょうか。

**○大浜一郎委員**　だからアクション、改善のポイントを絞り込んだほうがいいと思っています。

民間企業なんていうのは、決算は最重要ですからね。なので、ここをやっておかないと次のＰのほうに行かない、つながっていかないと思いますよ。というのは、これはきっちりしておかないといけないと思うのは、これも農林水産部でも聞きましたけど、来年見直しがあります、振興策の中でね。これからもうエビデンスですよ、ＥＢＰＭに入っていくんだという概念をきっちりと持っておかないといけないと思うんですよね。

だからそういった見直しがある、しかも証拠に基づいたプランを出していかないといけない、検証しなきゃいけない、それが確実に求められる。そういう中において、特にＡのところ、ＣとＡですよ。ここをちゃんとしておかないと、エビデンスへのアクセスが非常に弱くならないかということなんです。

ですので、これを含めて、来年の見直しに向けての皆さんの対策というか、今、ＰＤＣＡの特にＡのほうを僕は少し弱くないかと思うけれども、その辺の来年に向けて見直しを含めて、今後、ＥＢＰＭの事業評価に入っていく中において、今、どのような検討、対策というのかな、そういうのをされているかどうか、少し雑駁でもいいですけれど、ちょっと説明もらえませんか。

**○座喜味肇産業政策課長**　ありがとうございます。

先ほど来、ＰＤＣＡのサイクルに関して説明をし

ているところではあります。

その中でどういう課題、どういう事象に対して、どういうアクションを起こすべきかというところは、当初設定で明確に置いておくと。その中で、エビデンスとして、数字として示している部分はまずしっかりと置いておくと。

その中で毎年度、それに対してどういった形でその課題に対して改善ができているかというところは、職員一人一人で自分の受け持つ業務の中で、どう検証していくかということで、人を育てるというところも必要なのかなと考えております。

そういったところで、今庁内の中でＥＢＰＭに関する研修というのもありますので、そういったところを受講をしながら、アクションに対してどういった形で対応していくかというところを職員のほうで研修をしていくということと、あと体制において、これを集約してどういった予算に反映させていくかというところは、部長からもありましたとおり現行のいろいろな経済情勢ですとかの指標を見ながら、施策方針、柱立てはしっかりしていこうかなと考えております。

以上です。

**○大浜一郎委員**　ぜひ、これをやっておかないといけないというのと、特に皆さんの部は、稼ぐ力というより民間企業とかと基本的にハンズオンでやる事業だってあるわけでしょ。

だからリアリティがないといけない。リアリティがないといけないから、ＰＤＣＡだけど、Ａのところがとても大事だけども、例えばＯＯＤＡだという取組指標もあるよね。だからそういったのもちょっと入れないと。もうちょっとレスポンスよく、稼ぐ力にアクセスして支えるんだと。リアリティを持ってやっているんだというところがないと、民間企業というのは毎年毎年が生きるかどうかの中で仕事するわけですよ。なので、そこは基本的にもうちょっとリアリティがあってしかるべき、皆さんの事業はそういうものをつかさどっているんじゃないかなというふうに思いますよ。

だから、この検証については物すごく僕はしっかりやってもらいたいなというふうに思います。

部長、その辺はもう一回どうですか。

**○知念百代商工労働部長**　委員がおっしゃったことはまさにそのとおりで、経済というのは動いておりますので、その環境の変化が非常に激しいところでもあります。ですので、前年度に立てた計画が、実は今年度には非常に遅れた状況になっているといったこともよくあることでして、その中でも事業を実施していく中で、どこにその課題があったのか、もしくはその環境の変化に伴って状況が変わってきているよねといったことを見極めていくか、そういう意味においては、その担当する職員が分析力を持ったりだとか、経済の指標をしっかり把握して見極めていくといった力も必要になってきます。

そういう意味では、私たち商工労働部も一丸となってそういった取組を強化していけたらなというふうにも思っておりますし、エビデンスに基づいた施策というのは非常に重要ですし、また、その納得性と透明性を高めていくためにも、こういったエビデンスでもってこの施策を実施していますといったことを伝えていく上では非常に重要だというふうに思っておりますので、日々アップデートしていきたいというふうに思っております。

**○大浜一郎委員**　確かにこれ一番大事なので、ぜひ取組を強化をしてもらいたいと思います。

そこで、ちょっと個別の事業に入りますけれども、特にこれ、328ページ、稼ぐ企業連携支援事業。

ＰＤＣＡのこの事業効果と課題というところがあるんですけれど、これよく分からないんです。大事なことをやっているはずなんだけれど、これではよく分からないですよ。

売上げ増加した企業が６社、これが効果。課題で検討することが必要である、当たり前の話だよね。だからこういうので、これがＰＤＣＡ回していると僕は思えないわけ。これどういうことなんですかと。これとても重要な、しかもハンズオン支援ですよ。執行率は93.8％だけど、こんな分析自体はどうなんですか。何の成果があったのか、何が次のアクションの改善になっているのかさっぱり分からない。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　お答えいたします。

稼ぐ企業連携支援事業でございますけれども、こちらの事業の内容としましては、説明にもございますとおりに、中小企業が連携して取り組む収益力あるいは生産性の向上、そして域内経済循環の促進につながるプロジェクトに対する経費補助と併せてハンズオン支援を行うという事業になってございます。

成果、課題というところでございますけれども、こちらは定量的な指標で達成状況というものを把握してございます。まず、前年度に比べて売上げが向

上した支援企業が全体の３分の２以上あることということでございます。こちらについては、12社中６社が未達成ということでございました。

一方で、労働生産性につきましては、１年後２％以上の向上というところの指標につきましては達成しておりまして、実績としましては平均7.72％の向上ということで、大幅に上回っている状況でございます。

また、令和５年度に終わったプロジェクトが令和６年度にきちんと自走化をしているかという継続率、こちらも設定してございまして、こちらは85％以上の目標を設定しておりますが、こちらについては15社中14社、達成してございます。達成率は93.3％となりまして、こちらの指標も達成をしているというところでございます。

一方の課題でございますけれども、やはりその補助事業終了後にしっかりとプロジェクトを自走化させていくというところの支援をどう続けていくのかというところ、あるいは有望な連携プロジェクトをどのように生み出していくのかと、そのためには企業同士で連携をしていこうというような機運醸成といったところも必要になってございます。申請を促すような事前相談の在り方等も含めて課題というふうに認識してございます。

以上です。

**○大浜一郎委員**　やっぱり分からんな。

しかもこれ、稼ぐ力企業連携で12件しかやっていない。これをもうちょっと広げるためにどうするのかとか、どういう取組が必要で、これは12件のみの事業なの、これ。これからもっと広げないと。

**○冨澤正紀グローバルマーケット戦略課長**　ありがとうございます。

こちらについてはハンズオン支援と補助金がセットになっているという事業の性質上、なかなか人的な資源の関係もございまして、一気に件数を増やしていくというところは、現状なかなかスキーム上難しいのかなというところではございます。

しかしながら、非常に連携の効果が出てきているというところが指標の達成状況からも見えてございますので、少しでも支援の件数というものを増やしていけるように、予算確保等も含めて努めてまいりたいと思います。

以上です。

**○大浜一郎委員**　これこそきっちりと事業評価をしていかないと、いい事業なのかもしれないけれど、本当に小ぢんまりしたものになってしまわないかなということを僕は感じますよ。

しかし、この効果と課題だけで、今説明もらった中でもちょっとよく分からないな。

これは必ずこの１ページに収めなきゃいけないのか。２ページまで使ってもいいかな。しっかり、決算なんだからやったほうがいいのではないか。

部長この辺どうなんですか、これみんなに言えることだけど。

**○知念百代商工労働部長**　今委員のほうから、ＰＲが足りないというふうに受け止めました。

確かに、私も企業の連携をして新たな商品を生み出す、サービスを生み出すということは非常に重要だというふうに思っていまして、それがうまくいっている事例が幾つもあります。

それが十分に伝わらないと、やっぱりその横展開といったところでなかなか広がりがないといったこともございますので、決算の中でしっかりとお示しできるような工夫を考えていきたいと思います。

**○大浜一郎委員**　ぜひやってください。

もうちょっとだけ。

353ページ、所得向上応援企業支援事業とあるんですけれど、これ企業、従業員の所得向上が図られたか、このインセンティブ、認証企業をやることによって。

具体的な結果はどうなんですか。これは認証するだけのものじゃないでしょう。

**○新里恵美雇用政策課長**　こちらの認証企業が現在、令和７年で22件新たに追加になっておりまして、令和７年８月現在で認証企業145社となっております。

この認証をする際に基準がございまして、所得向上を予定しているかどうかというところが認証する際のチェックポイントとなりますので、この全社、賃上げをするということで認証しております。なので、145社全てということになります。

**○大浜一郎委員**　では、賃上げしますよという申請をして、それを認証してあげて、それでよかったねということで、やったらもう賃金は上がっているという理解なんだよね。

それを皆さん確認をしているわけだね。

**○新里恵美雇用政策課長**　認証後の確認についてなんですが、アンケート調査を行っておりまして、その中で認証企業における令和５年度12月期の給与の対前年度比が7.1％増になっているというところの回答を得ておりますので、個別にではないんですが、全体的には効果があると。

**○大浜一郎委員**　これ効果の確認までしたほうがいいと思うよ。

これは県が認証するんだから上がっていますよねと、後で確認したほうがいいと思いますよ。

僕も応募すればよかったな。

次に申し上げるインセンティブなんですけど、これ、認証後に認証企業を受け入れるインセンティブの拡充を図る必要があるとあるよね。では、何を改善し、どうインセンティブの拡充を図ったほうがいいと。要するに改善点として、アクションとして、どういうのがありますか。

**○新里恵美雇用政策課長**　例えば朝から質問があります奨学金返還支援事業なんですが、認証企業については、補助率が４分の３となっておりまして、認証していない企業が２分の１ですので、そういった部分でインセンティブの付与があります。

**○大浜一郎委員**　これインセンティブは奨学金だけですか。

**○座喜味肇産業政策課長**　インセンティブの拡充が課題というふうに報告に書いてあります。

商工労働部の中で、今、所得向上応援企業認証制度以外にも、ワーク・ライフ・バランスであったりとか幾つかの認証制度がありまして、同様に商工労働部内にも補助事業、あるいは委託事業という形で、かなりの数、事業を実施しております。

商工労働部内における補助事業あるいは委託事業、募集に際しての審査に当たって補助率のかさ上げですとか、委託料の加点措置、そういったものを69事業、今設定をしているところです。

この辺り拡充というところで商工労働部以外にも、農林水産部ですとか、そういったところに、この所得向上応援企業認証制度を取得した事業者に対してのインセンティブを持てるような事業というものを広げていこうというような動きを取っているというところです。

**○大浜一郎委員**　国は、対前年比幾ら賃金を上げたということに対して、法人税の減免措置があるわけ。だからそういったように分かりやすいほうがいいよね。補助金受けてない企業なんかどうするんですか。一生懸命やっていて、賃上げして。賃上げしたら、そうしたら法人所得税から減免措置が数パーセントあるという国の制度もあるんですよ。

県もどうせ稼ぐ力をやるんだったら、そこにまでインセンティブを拡充するということぐらい、改善の中で考えてもいいんだよ。ものの考え方として、そういうアクションを求めているわけよ。

あんまり時間がないから早く答えてください。

**○座喜味肇産業政策課長**　商工労働部の認証制度につきましては、商工労働部独自で設定していたところがあります。

インセンティブの活用に関しても、昨年度から始まってきているというところもありまして、今後また広がりをどのように持っていくかというところは検討事項にあるのかなと思っております。

いろいろな御意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

**○大浜一郎委員**　お願いします。

とにかくＰＤＣＡの精度を高めてください。とにかく最後のＡのアクションのところをしっかりやらないと、次のＰに、プランにつながっていかないので、ぜひそこをやってください。

特に民間企業と並行にやらなきゃいけない、ハンズオンもしなきゃいけないという事業をやっている以上は、リアリティを持ったＰＤＣＡをやるようにお願いしたいというように思います。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　次に、座波一委員。

**○座波一委員**　これまでの午前中も含めた質疑の中で景気は上向いていると、県内のＧＤＰも伸びているんだというような答弁もありました。

それはコロナがあった後の対応ということで、現在があると思います。

ただ重要なのは、コロナのときに我々が反省したのは、観光業の比率が高い、しかしながら、観光業はもろにコロナの影響を受けて落ち込んだ、相当これについて我々は反省して、将来を見なければいけないということをやったと思います。

ですので、今回の景気もインバウンドが増えたから全体の景気を引き上げたという見方をしていました。だから、これらの反省点というのが生かされた結果の景気の揺り戻しなのか、そこはまだ疑問であるというのはあるんですよね。

その点を検証したいんだけど、令和６年度の決算の中で、製造業の増加率はどうなっていますか。

製造業の中でも、第２次産業の中で、建設業は抜いた形の製造業というのは４％程度だったと思うんですけれど、それは比率的に構成比率は上がってきていますか。

質問、通告というか、事前の質疑のあれはしていないので、答えられたら答えてください。

**○座喜味肇産業政策課長**　お答えいたします。

こちら、製造品出荷額ということで、令和６年度で公表されている数字が令和４年度の数字になりますけれども、製造品出荷額4686億、約4700億円となっております。数字は手元には今ないんですけれども、産業構成比としては、おおむね4.5％あたりだと記憶しております。増加度合いでいくと増えてはいないというところなのかなと思っております。

産業分類でいくと、全体の割合になってくるので、当然ほかの第３次産業ですとかサービス業が伸びていくと、製造品出荷額も、全体として伸びていかないと、その辺りは構成比率は上がっていかないというところはあるのかなと思います。

**○座波一委員**　分かりました。

ですので、この製造業の比率が向上することが沖縄県全体の経済を安定化させるということは、沖縄県の認識も一緒なんです。知事も言っています。製造業が一旦定着すると、沖縄県の経済が安定して雇用に寄与するかという点でそれを言っているわけですけれど。

ですから、観光業で左右されるような経済構造は、もう少し改めるべきだということで取り組んでいってほしいというその点、その中から、320ページのＭＲＯの促進事業、これは非常に重要だと思っています。このＭＲＯは、コロナの時期も踏まえて、これに関係なく、ずっと業績を伸ばしているわけですね。

これは、私の認識はどうですか、合っていますかね。

**○宮国順英企業立地推進課長**　委員おっしゃるとおり、ＭＲＯ事業に関しては、コロナ禍の間も経て、ずっと成長を続けていると認識しております。

**○座波一委員**　説明にもありますとおり、雇用700人、業績266億円と、数字上は順調に伸びているということですけれど、ただ、産業クラスター形成という点では、その方針を打ち出してから、なかなかペース的に遅いのかどうか、何か見えてこないんですよね。

整備事業が２社、関連企業７社ということですけど、いまだにこの数字ですかね。

**○宮国順英企業立地推進課長**　これは５月末時点でございまして、この後も数社、また加わっておりまして、興味、関心を示している企業さんもほかにもいらっしゃるという状況でございます。

**○座波一委員**　この産業クラスターというか、航空機整備産業というのは、沖縄県と、その前にどこがあって、先進地というかな、どこにあって、規模的にどれぐらいの違いがあるの、沖縄県の規模と先進地の規模と。そのあれが分からないんですよね。

**○宮国順英企業立地推進課長**　先進地という意味では、航空機整備の産業クラスターというふうに考えますと、例えばシンガポールであるとか、そういったところが。

**○座波一委員**　国内で。

**○宮国順英企業立地推進課長**　国内は、整備を中心としたクラスターというのは存在しておりませんで、一部、ＡＮＡ、あるいはＪＡＬさんの自社の整備機能が羽田であるとか伊丹であるとかにあったという、羽田に関しては今もありますけれども、という状況でございます。なので、全国的にも初めての試みです。

**○座波一委員**　分かりました。

沖縄のこの航空関連産業クラスターの形成は初の試みだということですよね。それはそれでいいとして。

ですから、このクラスター事業を、将来どの方向、どの規模で広げて、どのような展開をするのかというのがなかなかここでは見えてこないんです。

那覇空港の敷地内でやろうとしているのか、あるいは近隣まで広げようとしているのか、あるいは南部一円まで、全体的にクラスターの一円にするのか、そこら辺の規模というのは。幾らでも需要はあると思うんですね、この世界は。

だから、これ取り組みようによっては大変な産業に発展していくということを考えれば、急がれる事業じゃないかなと思っているんですけど。

将来の規模はどれぐらいに見ているのかな。

**○宮国順英企業立地推進課長**　今、委員の御質問にありました規模、エリアという意味では市町村とも連携しながら、そういった関連産業が立地するエリアをつくっていこうということで、いろいろな意見交換をしておりまして、例えば那覇市さんであるとか豊見城市さん、あるいは南城市さんとか糸満市さん、あるいはうるま市さんであるとか、そういったいろいろな市町村さんと連携しながら集積、クラスターの形成に取り組んでいこうということでお話をさせていただいているところです。

**○座波一委員**　本当にこれからこの整備産業というのは非常に有望だということは間違いありません。

ですので近隣市町村との連携で産業クラスター構想というのを持っているはずですから、そこをしっかりと法的な整備、土地利用計画もあるわけだから、近隣には。そういったのを形成しながら取り組

むべきだということを申し上げたい。

**○宮国順英企業立地推進課長**　委員御指摘のとおり、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。

**○座波一委員**　午前中に議論がありました島しょ型エネルギーの再エネ事業、これは、今現在の太陽光発電事業が、どうやらあまりうまくいかないというか、ちょっと衰退ぎみなんですよね。

これからも、この今のやり方の太陽光事業を進めていこうと考えているのか、沖縄県は。どうでしょうか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

委員御指摘の太陽光発電導入が鈍化しているというところに関しては、恐らく国の固定価格買取り制度、ＦＩＴ制度において買取り単価がどんどん下がってきているというところがあるということが、お話の御趣旨かなというふうに思います。

ただ、一方で太陽光パネルであったり蓄電池といったところの価格も現在下がってきているところでございます。

とはいえ、一般消費者、それから事業者の皆様、先に設備投資をして、期間をかけて電気料金を回収していくというのはなかなか初期投資が大きくて大変という側面もございますので、県としましては、今離島で進めているＰＰＡ方式という形で、いわゆる屋根貸しをして、屋根貸しの事業者さんに電気料金を納めながら経済的メリットを享受していくというような方式がございますので、そのＰＰＡ方式を推進するような形で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○座波一委員**　今後とも太陽光発電が主流となる可能性があると見ていますけれども、ただ、この太陽光発電系は曲がり角に来ているというのが実際あるんですね。というのは、これまでのシリコン系のこのパネル、日本の生産というのはもうほとんどないんですね。90％以上が中国製でできている。しかも、このシリコン系のパネルが、廃棄するときは大変。だから導入もやりたくない。さらに、面積が必要だと、用地面積が。沖縄には向かないんですよ、これ。

日本全体としてもこの見直しが求められている。当の中国もシリコンの開発をもうやめるんです。方向性をさっきあったペロブスカイトに変えているんですね。

こういったものがあるから、その辺の動きは早めに取り入れて、ペロブスカイト発電に切り替えると。要するに、建物とか屋根とか、形に関係なく、どんどん発電の装置ができますから、そういうふうな沖縄に合ったものを模索しないといけないんじゃないかなというのが私の提案ですけど、ペロブスカイトの研究がちょっと遅れているなという感じがして、さっきの議論を聞いて。

どうですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

既存の太陽光発電、シリコン型の太陽光発電については、委員御指摘のとおり廃棄の問題がございまして、現在経済産業省、それから環境省のほうで、そのコストをどう負担するかといったところの議論というのが進んでいるということは承知してございます。

一方、ペロブスカイト太陽電池に関してですけれども、現在日本が優位性を持って進めているペロブスカイト太陽電池につきましては、フィルム型の太陽電池ということで、薄くて曲げられるというような形ですけれども、先ほど委員から御紹介があったように、まだ大阪万博等で展示的に張られているというような状況でございますので、商用化といったところに関してはまだ時間がかかるのかなというふうに考えてございます。

今県としましては、そういった新しい次世代型の太陽光発電が経済合理性を持って本県に導入できるという段階になりましたら、沖縄の特性に合った設置方法ですとか、沖縄の熱環境をきちんと踏まえた接着の方法とか、そういったところについて、先に実証等で環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○座波一委員**　実は、ペロブスカイトという技術は日本発なんですよね。日本発だけど、中国に原料があるものだから。そこで生産が始まって、今はもうこのペロブスカイト生産の90％以上、中国の技術が先行してしまった。

だから、日本の企業はもう、これからやっても勝てないと言われているぐらいのことになってしまっているんです。ですので、この技術を日本がさらにもう一度逆輸入してやるべきだという国の動きも今あります。これまでの太陽光のシリコン系はもう中国でも造らない方向なんです。これの切替えが始まるということは十分頭に入れて太陽光の発電を考え

ないといけませんよということで。

さらに、沖縄の製造業としてこのペロブスカイトの技術を導入して、沖縄でも造れるんだという事業提案者がいるんですよ、沖縄で、中国の技術を導入して。僕は別に中国との交流を促進すべきだという、そういった意味で言っているんじゃなくて、そういう意味で技術は導入して、製造技術を導入したほうがいいですよという提言もある。この辺、ぜひ新規事業として、商工労働部のセクションがありますから、ぜひ研究してくれないかなと思っているんです。

ひょっとしたら、そういった情報があったかもしれない。どうですかね。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

委員から御紹介があったとおり、ペロブスカイト太陽電池の研究開発につきましては、桐蔭横浜大学の宮坂先生が発明されて、それからイギリスと日本の間で技術開発が今進んでいるという状況でございます。

さらに、おっしゃっていらっしゃる中国での実用化技術の確立といった部分につきましては、当方の認識としましては、シリコン型の太陽電池の上にペロブスカイトを置いて、いわゆる２層構造にして発電効率を向上させるといった種類のものが実用化に向けて進んでいまして、いわゆるペロブスカイトの薄くて曲がるという特性を生かした技術力といったところにつきましては、まだ日本のほうに利があるのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

ただ、沖縄でペロブスカイト太陽電池が製造できるというようなお話がございましたら、当然沖縄の産業振興にも資するお話ですし、沖縄の再生可能エネルギー電源比率向上にも資するということでございますので、積極的に情報収集してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○座波一委員**　ぜひ、紹介しますよ。

ぜひこれを沖縄でやってほしいというあれもありますので、ぜひやってみたいと思います。

それと、次、沖縄電力の小規模発電の技術は全国の電力会社の中でも結構研究が進んでいるということで聞いているんですけれども、それからいうと、沖縄電力と連携してでもいいから、こういった発電の研究をもっともっと積極的にやるべきじゃないかなと思っていますけれど、そこはどうでしょうか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

沖縄電力様においても、ＣＯ２フリーの削減ロードマップというものを策定しまして、太陽光発電、それから風力発電の導入といったところは積極的に取り組んでいらっしゃるものというふうに考えてございます。

県としましても、沖縄電力と連携して様々な次世代エネルギーの導入等について、一緒になって導入検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○座波一委員**　先ほど、木質系のバイオマスということ、これは義務があるんですか、石炭と木質系の割合を何パーセントというふうに決められていたんですかね。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　火力発電に木質系バイオマスを幾ら入れなければならないかといったところについては、法規制等はないというふうに承知しております。

ただ、沖縄電力さんが具志川火力発電所、金武火力発電所で導入しているものは、どちらかというと発電設備の性能上の問題だというふうに認識しておりまして、大体３％から５％ほど混焼しているというふうに聞いております。

以上でございます。

**○座波一委員**　３％から５％混焼しているという理由は何ですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

基本的には木質系バイオマス自体はクリーンエネルギーに分類されますので、化石燃料の削減という観点で導入されているものと認識しております。

**○座波一委員**　そこも提案があって、私は前、環境部、環境対策で外来種のギンネムは非常に迷惑な植物だと思って、今全島に離島津々浦々にギンネムが広がっているんですよ。

こういったものも、ギンネムを刈り取ってこういう燃料に、混焼に使うというようなやり方はできないのかと思っているんですけど、どうですか。

**○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監**　お答えいたします。

令和５年度に、県の調査事業で、草木のバイオマスを発電用の燃料として使えないかというような調査研究をしたことがございますけれども、植物に含まれているカリウムとかが、発電炉に悪影響を及ぼ

すということがありまして、まだまだその技術的な課題は高いという形の整理に調査結果はなっておりまして、そこについては引き続き検討が必要かなという認識でございます。

以上でございます。

**○座波一委員**　環境対策と在来種対策と二酸化炭素対策と発電という意味では、一石二鳥三鳥じゃないかなと思って提案しているんですけど、そういうカリウムの問題があったというのは知らなくて、やっているんですが、ぜひ今後、研究をお願いします。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　以上で、商工労働部関係決算事項に対する質疑は終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時20分再開

**○新垣淑豊委員長**　再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算事項の概要説明を求めます。

諸見里真文化観光スポーツ部長。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　本日はよろしくお願いいたします。

文化観光スポーツ部所管の令和６年度歳入歳出決算概要について、御説明申し上げます。

お配りしております、令和６年度歳入歳出決算説明資料（一般会計）を御覧ください。

ただいま通知いたしました資料の３ページを御覧ください。

こちらは、款ごとの歳入決算状況となっています。

表の一番上にある、文化観光スポーツ部の合計欄を御確認ください。

令和６年度歳入決算として、予算現額の合計（Ａ欄）47億5330万8795円に対し、調定額（Ｂ欄）38億7484万6447円、収入済額（Ｃ欄）38億7484万6447円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100％であります。

なお、不納欠損額（Ｄ欄）、収入未済額（Ｅ欄）はございません。

続きまして、収入済額（Ｃ欄）について、款ごとに御説明いたします。

まず、（款）使用料及び手数料の収入済額（Ｃ欄）は898万3069円で、その主な内容は、旅券事務手数料となっております。

次に、（款）国庫支出金の収入済額（Ｃ欄）は26億6111万7157円で、その主な内容は、沖縄振興特別推進交付金となっております。

次に、４ページを御覧ください。

表の一番上にある（款）財産収入の収入済額（Ｃ欄）は1571万4166円で、その主な内容は、大型ＭＩＣＥ施設整備用地貸付料となっております。

次に、（款）寄附金の収入済額（Ｃ欄）は1007万2616円で、その内容は、観光振興寄附金となっております。

次に、（款）繰入金の収入済額（Ｃ欄）は７億2582万2293円で、その主な内容は、沖縄県観光振興基金となっております。

次に、（款）諸収入の収入済額（Ｃ欄）は３億2633万7146円で、その主な内容は、観光庁事業による雑入となっており、観光庁の委託を受けた民間事業者から受け入れたものとなっております。

次に、５ページを御覧ください。

（款）県債の収入済額（Ｃ欄）は１億2680万円で、その主な内容は、公立大学法人沖縄県立芸術大学の施設整備に係る交付金によるものとなっております。

以上が一般会計歳入決算の概要となります。

続きまして、６ページを御覧ください。

こちらは、一般会計歳出決算の状況となっております。

表の一番上にある、文化観光スポーツ部の合計欄を御確認ください。

令和６年度歳出決算は、予算現額の合計（Ａ欄）107億6287万9795円に対し、支出済額（Ｂ欄）95億7096万6976円、執行率88.9％、翌年度繰越額（Ｃ欄）４億4264万9525円、不用額（Ｄ欄）７億4926万3294円となっております。

翌年度繰越の主な内容は、持続可能な国際観光景観事業の経費となっており、工事の発注に関して、年度内での必要工期の確保が困難となったことから、繰越しを行っております。

続きまして、不用額（Ｄ欄）について、款ごとに御説明いたします。

まず、（款）総務費の不用額（Ｄ欄）5728万402円は、ウチナーネットワーク拡充支援プロジェクトについて、当初予定していた沖縄県人会サミットの延期に伴う委託料の執行残等によるものであります。

次に、（款）商工費の不用額（Ｄ欄）６億3721万5909円は、観光人材確保支援事業における補助金の執行残等によるものとなっております。

次に、７ページを御覧ください。

（款）教育費の不用額（Ｄ欄）5476万6983円は、芸術大学へ交付した特定運営費交付金において、退職者が見込みより少なかったことに伴う退職金の執行残等によるものであります。

以上で、文化観光スポーツ部所管令和６年度一般会計の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

それでは、御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○新垣淑豊委員長**　文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、文化観光スポーツ部関係決算事項に対する質疑を行います。

儀保唯委員。

**○儀保唯委員**　主要施策の成果の資料のうち、375ページを伺います。

これは、おきなわユニバーサルツーリズム推進事業で、観光関連事業者を対象としたセミナー及びアドバイザー派遣を行っていますけれども、この事業者の反応がどうだったのかお伺いします。

**○親富祖英二観光振興課長**　おきなわユニバーサルツーリズム推進事業は、おっしゃるようにいろいろセミナーとか受入体制整備とかを行う事業をやっているんですけれども、観光事業者の反応ということで御質問いただきました。

令和６年度ですけれども、心のバリアフリーという制度があって、そこに推進に係るセミナーというのを４回ほど実施しております。その中では139名の参加があって、その後アンケートを取っております。そのアンケートによりますと、４回のうち３回のセミナーでは、全員が参考になりましたと回答しておりまして、その残りの１回も３分の２の方が参考になった、残りの３分の１の方も普通と回答しておりまして、参加者の意識向上とか受入体制整備に寄与しているものと考えてございます。

もう一つ、セミナー以外のアドバイザー派遣というのもやっておりまして、これは専門のアドバイザーを、バリアフリーとかユニバーサルに関してのアドバイスをする人を事業者に派遣しているんですけれども、こちらのほうも６回実施しておりまして、回答をいただきました全ての事業者から、非常によかった、大変参考になった、非常に役立つというふうに回答をいただいておりまして、こちらも受入れ体制の強化に寄与しているものと認識しております。

以上です。

**○儀保唯委員**　ただ、この事業は７年目になっていると思うんですけれども、資料を頂いたときに、ビーチ、沖縄の観光にとって重要なビーチの整備について資料が、ここはバリアフリーの施設が整ってはいるほうで、使いやすいですよというふうに県が紹介されてはいましたけれども、ただ本当に、例えば車椅子の方とか障害者の方が使えるユニバーサルビーチというふうにまではまだなっていないということだったんですね。

７年これをやっていて、やはり事業者から、よく分かったとは聞いていても、ただ、その実現に向けて何か課題というのがあってまだ一つもできてないというところがあるのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

**○親富祖英二観光振興課長**　お答えいたします。

バリアフリーのビーチ、ユニバーサルビーチというものの経緯といいますか、理想的な形がございますけれども、なかなか実現に向けては各事業者の努力であったり県の支援の制度が行き届いていいるかとか、そういった課題がございまして、完全に全ての障害のある方が安心して参加できる、利用できるようなビーチはなかなか実現が難しい状況ではございます。

こちらについて、県の管理しているパブリックビーチも幾つかございまして、県庁内の中で状況を確認してみたんですけど、土木建築部のほうでも幾つか、宇堅ビーチとかあざまサンサンビーチとか、そういうのを管理してございますけれども、それを確認したところ、今のところハード面とか備品等への補助のメニューというのはまだ準備ができていないということでございました。それで、管理者のほうではなくて、福祉の施策を打っているところに確認してみたところ、ビーチという特定の条件ではないんですけれども、競技スポーツを行うような施設とかについて、補助のメニューに、一定程度はありますということでした。

ただ、それもビーチがスポーツ施設に該当するのかどうかというところがまだ、実際に導入例というのがまだないみたいで、その検討から始めるということであるんですけれども、引き続き関係部局を含めてどういったことができるのかというのは検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○儀保唯委員**　聞き取りのときにも、やはりハード面、土木建築部とも関わるものがあるので、なかなか課題は多いということは聞いているんですけれども。

一つ、古宇利島でこのユニバーサルビーチをしたいという事業者がこの前イベントを行っていて、実際にどのように車椅子の方が海水浴を楽しむのかということを実践されている業者もいましたので、少しずつ機運は広がってきているところだとは思いますけれども、その効果、今までの７年間してきたことを踏まえて、次の施策、このユニバーサルツーリズムを進めるための事業を、関連部局とも含めて進めていっていただければと思いますが、いかがですか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

御質問いただいたように、ユニバーサルツーリズムの取組というのを県は進めてきておりますが、これまで、先ほども言ったようにセミナーとかいろいろやっているところなんですけども、委員から御質問があったビーチも含めて、次にどのような事業者がいて、どのようなやりたいものがあってというのも情報収集しながら、意見交換もさせていただきながら、また、関係部局とも引き続きどういったことを進めることがこのユニバーサルツーリズムの推進につながるんだと頭に入れて進めていきたいと思っております。

以上です。

**○儀保唯委員**　お願いします。

では、次に441ページ目、多文化共生推進事業に関してなんですけれども、多文化共生については、関わる事業というのは、文化観光スポーツ部の中でこれだけになりますか。

**○佐和田勇人交流推進課長**　お答えします。

我々の取り組んでいるこの１事業のみを実施しております。

**○儀保唯委員**　今回は事業内容について説明を受けたんですけれども、確かに多文化共生というのはこれから観光の中でも、また、それ以外の普通の生活の中でもとても進めていかなければいけない事業だなというふうに思っているんですけれども、予算もちょっと少ないですし、執行率もちょっと、全部使われていないというところで、やっていることが相談会とハンドブックの作成なんですけれども、これからお金を増やして、もっとこういうことをやりたい、課題を踏まえて、あれば教えていただけますか。

**○佐和田勇人交流推進課長**　お答えします。

昨年度、多文化共生は、万国津梁会議の中で、多文化共生のアクションプランを策定するという提言がございました。

今年度はその策定作業にかかっておりまして、次年度からその事業を本格的にスタートする予定なんですけれども、今行っている事業の一つとして、委員がおっしゃるように、相談窓口、法律相談であったり生活相談であったりという窓口の設置であったり、多言語のガイドブックの策定なんですけれども、今年度は災害時の外国人支援サポーター事業を、北部と離島地域を中心にしてやっていくという、これから今後やっていく予定でございます。

また、多言語に関しましても、昨年度から始まったんですけれども、今のところ英語と中国語の簡体語、繁体語、そして韓国語のみですので、今年度はネパール語とインドネシア語、この２つをまず策定していく予定としております。

**○儀保唯委員**　外国人に対する支援としては、たしか労働と福祉も多く取り扱っているというところだと思うので、文化観光スポーツ部としては、どこに特に力を入れてやっていくというような方針なんでしょうか。

**○佐和田勇人交流推進課長**　アクションプランでは34の提言を受けておりまして、委員おっしゃるように、教育であったり雇用、そして労働、医療、福祉、住居、防災、各分野に多岐にわたっているんですけれども、我々のほうではそれを全て取りまとめるというものと、あとはまた、文化の交流であったり、あるいは経済の交流であったりと、そういう橋渡し的な交流をどんどんやっていこうかなというところでございます。

**○儀保唯委員**　アンケートを見たときに、観光客に対する県民の意識のアンケートがありました。

その中に、外国人に対するマナーの悪さだったり文化との違いというのを感じるというのが高かったと思うんですけれど、そういったところの理解を埋めるような、そういった県民に対する働きかけというのがちょっと弱いのかなと思ったんですけれど、この事業ではないところでされているんですか。

**○佐和田勇人交流推進課長**　おっしゃるように、文化の面でいろいろ違いがあるというところで、地域住民と、今来ている、一番多いのはネパールの方、

あるいはインドネシアの方、中国の方という、この３か国が多いんですけれども、そういった方々と地域を結びつける、各自治体さんも一緒になって取り組む予定なんですけれども、例えば祭りとか、また公民館、そういったところ、自治体、自治会事務所、そういったところで行われる行事に参加するとか、そういった取組をしようと今考えているところでございます。

**○儀保唯委員**　お願いします。

あと１個、470ページなんですけれども、この事業において、効果の中に、次世代を担う若年層に向けた芸能公演や県外における沖縄文化のＰＲとあるんですけれども、なかなか北部とか離島の子がこういう文化に触れる機会がないということで、こういった機会を援助するようなのは、この事業の中で今後取り入れられないかということでお伺いしたいです。

**○下地正人文化振興課長**　お答えいたします。

令和６年度の事業、琉球歴史文化芸術興隆事業ということで、こちらのほうの中では、県外での沖縄文化のＰＲですとか琉球歴史文化の日を中心とした若年層に向けた芸能公演を実施したということで、そこが、芸能公演の実施の中で、離島等を含めた対象にして、若年層に向けて芸能公演を行ったということになってございます。

引き続き、後継の事業がございまして、令和７年度は少し事業名が変わってございますけれども、そちらの中でもまた取組を検討しまして、離島、それから北部地域も含めた芸能関係の文化の継承、保存、発展に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**○儀保唯委員**　引き続きお願いします。

終わります。

**○新垣淑豊委員長**　次に、上原快佐委員。

**○上原快佐委員**　376ページの沖縄観光グローバル事業の中の海外富裕層向けのプロモーション活動の実績を教えてください。

**○親富祖英二観光振興課長**　お答えいたします。

本事業では、海外ラグジュアリー層市場向けＰＲや情報発信などを実施するとともに、ラグジュアリー層をターゲットとして、事業者間の連携強化の取組、獲得に取り組んでおります。

実績というところでしたが、まず取組としては、具体的にラグジュアリー層に特化した国際的な旅行商談会というのが海外で行われているんですけれども、そちらのほうに参加したり、海外の富裕層向け旅行会社などを招聘したＦＡＭツアーというのを行っております。そちらに呼んで、実際に体験してもらうという取組を行っています。

さらには、沖縄のラグジュアリーホテルとか、アクティビティーを取り入れたコンテンツ、新しい商品をつくっていくような発信を行っております。

これらの取組を通じて、海外の沖縄の認知というのは徐々に広がっていると考えておりまして、まず令和６年度の入域観光客統計、毎年発表しているものなんですけれども、そちらで対前年度、海外、181.4％と大幅に伸びてございます。

あともう一つ、入域数とは別に観光庁が統計を取っている宿泊者統計というのがあって、人数というのは人泊数なので１人でも何泊というのはありはするんですけれども、そちらのほうの調査から、コロナ前と比較した場合に、欧米豪市場、私どもが狙っているラグジュアリー層ということではあるんですけれども、そちらの宿泊者、人泊数大幅に伸びております。

そういうことからも、欧米豪向けのラグジュアリー市場のプロモーション活動の効果は一定程度あったのではないかなと考えているところです。

以上です。

**○上原快佐委員**　分かりました。

このグローバル事業の中では、航空路線の誘致拡充というのが事業の目的の一つですけれども、搭乗率というのはまず把握しているのかということと、この搭乗率が悪い航路に対する対策というのはどうなっているのか、お伺いします。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

まず搭乗率についてですけれども、海外向けの国際線の搭乗率について、航空会社の協力の下、毎月、搭乗者数及び搭乗率のデータを御提供いただいています。それを基に、各路線の搭乗率について把握しているところでございます。

続きまして、搭乗率が悪い路線に対する対策、取組という御質問ですけれども、こちらについては、海外事務所を沖縄県は幾つか持ってございますけれども、こちらの事務所をはじめ、実際に飛ばしている航空会社とも連携して、海外の現地においてのプロモーション、いろいろな活動を行っております。

海外誘客には、飛ばしている航空会社との連携が非常に効果的だと考えておりまして、引き続き海外

事務所、航空会社との連携を図りながら搭乗率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

**○上原快佐委員**　その連携の中でやはり重要なのは、マーケティングとニーズ調査がやはり必要になってくるかと思います。

そこを踏まえていないと、搭乗率はやはり上げられないのかなと思うんですが、そこら辺についてはいかがですか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

航空路線を拡充、誘致するために、おっしゃるようにマーケティングの情報調査というのは必要だと考えております。

そのためには、就航の状況ですとか空港の受入れ体制などを把握した上で、路線ごとに方針を定めたアプローチを行っているところでございます。

令和７年、本年度のことではあるんですけれども、本年度については沖縄観光グローバル事業の中で、外国人観光客誘致強化戦略策定事業というのを実施しておりまして、こちらの中で、各地域でのアンケート調査の実施に加えて、沖縄への航空データですとか、ＪＮＴＯ、これは日本政府観光局ですけれども、こちらのデータを活用して、今後、海外から沖縄への誘客の戦略をはじめ、航空路線の誘致に係る分析を行っているところでございます。

以上です。

**○上原快佐委員**　ぜひ今後とも詳細な調査と、あとプロモーション活動、それを強力に推し進めていただければなと思います。

続いて、385ページ、カップルアニバーサリーツーリズム事業ですが、リゾートウエディングの推移、消費額、また、滞在日数等を把握していれば教えていただきたいと思います。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

カップルアニバーサリーツーリズム事業ですけれども、この中でリゾートウエディングの件数とか消費額、滞在日数についてお答えいたします。

まず件数についてですけれども、県が実施している調査がございまして、こちらですと、平成29年の、これはコロナ前の数字ですけれども、こちらが１万7288組というのがございました。

これが令和２年のですね、コロナの時期なんですけれども、こちらで9212組、大幅に減少しております。

しかし、令和６年、昨年ですけれども、２万153組となりました。

コロナ前を上回る２万組超えの組数となってございます。

続きまして、消費額です。

消費額では、推計で平成29年、先ほどと同じ年数でお答えしますが、推計平成29年では53.4億円というふうに調査結果が出てございます。これが令和２年になると31.1億円で、やはり組数と比例しても減少してございますが、令和６年には83.6億円と増加してございます。

続きまして、滞在日数です。

沖縄リゾートウエディングにおける平均滞在日数ですけれども、これは国内の新郎新婦については平成29年が3.6日です。それが令和２年は3.2日と若干微減しておりました。これが令和６年には3.4日、これは横ばいといえば横ばいですけれども、令和２年に比べると若干増えてはおりますが、おおむね横ばいというような状況が続いているところでございます。

以上でございます。

**○上原快佐委員**　非常に経済効果としては高いものだと思います。

その中でも、リーガルウエディングを各市町村で取り組んでいると思うんですが、石垣市とかは婚姻届証明書とか、独自ですごくいいデザインのものを発行していたりするんですが、まずこのリーガルウエディングの推移と広報とか、あと、各市町村の実施状況というのを教えていただけますか。

**○親富祖英二観光振興課長**　お答えいたします。

リーガルウエディングの件数の推移ですけれども、こちらも県が実施しました調査によりますと、平成29年が400ちょうどだったんですけれども、コロナ禍によって、これは令和３年なんですが、令和３年度では一旦０、皆減となっております。その後、令和６年、昨年ですけれども、94組となって、400組に比べると減っているんですけど、０組から比べると回復傾向にあるのかなと考えてございます。

ちなみに、ほとんどが今香港からのお客様となっておりまして、先ほど言ったような婚姻の届出とかの様式とかが、香港においては国に帰っても使えるというところから選ばれているのかなというふうに考えてございます。

質問として、市町村との連携とか、どのように広

報しているのかというところでございますが、リーガルウエディングの広報につきましては、海外で開催されていますリゾートウエディングフェアというのがございます。そちらに出展して、来場者、これはお客様というか観光客の皆様になるのですが、そちらに対してプロモーションを実施しております。

そのほかに、県内の取組として、県内の市町村とか事業者に対しましては、この事業を委託しているリゾートウエディング協会というのがございますけれども、こちらのほうに窓口を入れて問合せに対応していただいたりとか、そちらで作成しているマニュアルというのがありますけれども、こちらを配布して、状況とか対応などについて周知を行っているところです。

市町村に特化した形でいきますと、国内外におけるプロモーションに参加しないかと呼びかけをしたり、件数とかの調査もあるんですが、そういった調査でもって連携を深めているような状況でございます。

今、コロナを経てリーガルウエディングは増加傾向になっておりますので、今後は、コロナ前に実施しておりました市町村向けの手続の周知などにさらに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○上原快佐委員**　引き続き取組を強化していただければと思います。

続いて391ページ、沖縄ワーケーション促進事業ですが、これは沖縄県全域を対象とした事業ですけれども、特に離島におけるこのワーケーションというのが、離島の交流人口を高める上でも非常に重要だと思うんですが、その実施状況と、あと離島自治体とどういった形で連携しているのかということを教えていただけますでしょうか。

**○親富祖英二観光振興課長**　お答えいたします。

ワーケーションの実施状況と離島との連携状況でございます。

まず、県では国内観光客の増加ですとか滞在日数の延伸、また来訪時期の平準化というのを図るために、県外企業向けにまず沖縄ワーケーションを促進するプロモーションを行っております。それとともに、県内の企業で連携してワーケーション情報の集約、発信、どういったところでどういった対応をしている、どういった商品があるというようなことの情報発信を行っております。

令和６年度については、ウェルネスなどを求める県外企業に対するプロモーションを実施したほか、沖縄でのワーケーションを希望するモニターツアーの実施、また、専門アドバイザーの派遣など、これまでの成果を活かしつつ、アフターコロナを踏まえた取組を実施しております。

本事業は、沖縄県全域へのワーケーション促進を図るもので、離島特化という問題ではないんですけれども、令和６年度においては専門アドバイザーを離島の３団体に派遣する取組を実施しております。

引き続き、離島を含めた沖縄全体の誘客とか滞在日数の延伸に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

**○上原快佐委員**　引き続きよろしくお願いします。

次に、399ページ、那覇空港観光２次交通対策事業なんですが、これは、本会議でも委員会でも、このレンタカー事業者に対する様々な指摘が行われましたけれども、実際この事業を新規で昨年からやられていますが、その実績等も含めて、御説明をお願いします。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

那覇空港観光２次交通対策事業というものなんですが、実績というところでございますけれど、実際に資料で御覧になっていただいていると思いますが、執行率ゼロということで、今回、全額不用ということで報告させていただいています。

こちらの理由というところなんですけれども、もともとこの事業は、那覇空港、おっしゃるように渋滞とかそういった二次交通の課題というのがございまして、対応するために観光客をレンタカーの送迎車両の臨時駐車場というのをつくるんですけれども、そちらに誘導するための交通誘導員を配置するというもので、そのときには二百四、五十万、それほど大きなものではなかったんですけど、そういうものでした。

具体的には、夏休みとかゴールデンウイークというものは、通常のレンタカーの乗り場に加えて、那覇空港の中にバスがよく使っているところを一時的に借り上げて、そちらのほうに誘導するという取組を行っているんですけれども、そちらのほうにレンタカーの送迎車両を駐車して、利用する観光客が乗降できるように配置をする予定でした。

それが、事業実施に当たりまして関係者との調整を行う中で、当初、県で人員を配置するということにしていたんですけれども、沖縄県レンタカー協会

のほうが誘導員の配置を行うこととなりましたので、本事業の執行を見送ったことに不用が生じたものです。ですので、配置人員自体は配置されているんですけど、配置の主体が県ではなくて協会さんになったというところでございます。

以上です。

**○上原快佐委員**　本来だったら、もうちょっとその前に丁寧なやり取りがあれば多分こういうことにはなっていなかったと思います。

引き続きレンタカー事業、様々な課題がありますので、協会も含めて、事業者と丁寧なやり取りをお願いしたいと思います。

続いて426ページ、災害時等観光客避難支援事業ですけれども、これも執行率が非常に低い状況になっていますが、その理由と課題を教えていただけますでしょうか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

本事業は、おっしゃるように執行率が3.2％と非常に低くなってございます。

この事業は、令和６年度の新規事業ということになって始まったものなんですけれども、もともとこの事業が企画された背景として、令和５年８月に襲来した迷走台風といわれた台風６号の影響というのがございました。

これが、影響が長期化したことにより帰宅困難となった観光客の方が数多く発生しまして、ホテルなどへの延泊を余儀なくされたことを受けて事業化したものとなっております。

この事業は、大きく分けて２つの取組からなっておりまして、１つ目が大規模災害発生時に県が設置する一時待機所というのがございますが、その設置にかかる委託料となります。

もう一つが補助金となっておりまして、この補助金は災害救助法が適用されない場合に観光客の避難に要する費用とかその準備費用について、市町村へ補助するものとなってございます。

１つ目の委託料については、一時待機所の候補となる県有施設、これは武道館だったり空手会館になるんですけれども、こちらの収容時にどれぐらいの人数が収容できるんだという調査ですとか設置訓練というのを行いましたが、実際には大規模災害は発生せず、一時待機所は設置しなかったことから、不用が生じたものとなっております。

もう一つの補助金なんですけれども、こちらの補助金では、制度上は全市町村が対象ということにはしておりますけれども、具体的に想定しているのはホテルが集積している地域、那覇市ですとか恩納村、あとは北谷町というのを想定して、説明会とか協議を行ってまいりました。

そうしたところ、那覇市につきましても、これまでいろいろあったけれども、ホテルを避難所として指定するのは想定していない。通常、準備されている体育館ですとか公共施設で足りるんじゃないかということがあって、ホテルに使うための補助金というのは申請しないという話がございました。

同様に、北谷町については、議会の議決事項となることから時間が必要ということで補助金の申請がなかったですとか、恩納村については協定までは締結したんですけれども、申請の内部調整が時間がかかりますよということで、令和６年度中の申請がなかったという理由により、結果として多額の不用が生じたものとなっております。

今後の取組なんですけれども、一時待機所の設置、これは委託料の話なんですけど、こちらについては、現在、国とか那覇市、那覇空港ビルディングと意見交換を行いながら、設置する場合の要件ですとか場所を含めて、設置要綱をいろいろ検討したり、備品類はどういったものがいいのかという調査業務を行っているところであり、大規模災害があれば速やかに設置できるような体制を整えたいと考えてございます。

もう一つの補助金につきましては、今年度中に恩納村のほうは申請する予定があるとは聞いておりますので、その予算措置もしていると聞いております。

ただ、那覇市と北谷町は引き続き状況が変わったとは聞いていないのが、まだ未定となってございます。

事業の実施については那覇市と協議を行っているところであって、その他の市町村についても、どういった、災害関係の集まりとかが年に何回かありまして、その場での周知とか情報共有をしていきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○上原快佐委員**　これも、予算を計上するときに、もうちょっと詳細な市町村との連携なり話合いが持たれていれば、多分この執行率にはなっていないと思うんですよね。なので、制度的な仕組みも含めて、引き続き検討していただきたい。

ただ、事業目的としては非常に重要なところだと

思うので、丁寧な今後の取組をお願いしたいと思います。

最後ですが、455ページ、しまくとぅばの事業ですけれども、現状のしまくとぅばの普及状況と、あと話者の推移、分かれば教えていただきたいと思います。

**○大嶺一治文化振興課しまくとぅば普及推進室長**　ありがとうございます。

県はこれまで、しまくとぅばに関する実態を把握するため、しまくとぅば県民意識調査を実施してきました。

令和６年度の調査結果におきましては、しまくとぅばを挨拶程度以上使う人の割合が42.5%ございまして、これは令和５年度の36.8%より増加している状況があります。

一方で、この調査が始まったのが平成25年度なんですけれども、このときにはこの同じ項目が58%あったんですよ。なので、どうしても減少傾向にあるという状況にあります。

**○上原快佐委員**　大分、平成26年からやって長い事業なんですけど、ただ、効果としてやはり減少しているというのは、効果として非常に疑問があるんですけれど、それを踏まえた上で、課題というのは何だというふうに認識していますか。

**○大嶺一治文化振興課しまくとぅば普及推進室長**　ありがとうございます。

おっしゃるとおり、なかなか減少傾向が食い止められないという状況があるんですけれども、やはり若年層に向けて継承というところが重要になってくるかなと思っております。

ですので、若年層向けの取組としましては、去年の３月からなんですけれども、初心者を対象にしたｅラーニングの取組を始めたり、それから、県内の希望する学校について、こちらから講師を派遣して、学校でのしまくとぅば教育というのを、導入が進められないかなということで取り組んでいるところです。

**○上原快佐委員**　ニフェーデービル、ありがとうございました。

**○新垣淑豊委員長**　次に、次呂久成崇委員。

**○次呂久成崇委員**　主要施策の報告書の382ページ、戦略的クルーズ観光推進事業について伺います。

まず、クルーズ観光推進の方針と取組について伺いたいと思います。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

クルーズの誘致の方針と取組というところですけれども、沖縄県ではまず、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と観光分野の基本計画であります第６次沖縄観光振興基本計画におきまして、質の高いクルーズ観光の推進というものを掲げております。

この実現を図るために、この事業などにおいて、付加価値の高いクルーズ誘致を戦略的に展開して、地域経済の波及効果の向上を図るとしております。

具体的にはですけれども、国内外のクルーズに特化した展示会というものが開催されておりまして、こちらに出展してアピールするということのほか、高付加価値旅行者が多く乗船している船の種類、ラグジュアリー船とかプレミアム船というのがあるんですけれど、一番大きいカジュアル船というものに比べて別のカテゴリーになるんですけど、このラグジュアリー船、プレミアム船の誘致というものを行うほか、前後泊が期待できる、沖縄の港を起点に発着するフライ＆クルーズといって、県外から飛行機で沖縄に来て、沖縄から船に乗ってぐるっと回ってまた沖縄に帰ってくるというフライ＆クルーズという商品があるんですけれども、こちらの誘致を積極的に行ってございます。

また、関係機関との連携を図って、初めてこの船が港に着いたときの初寄港式というのがあるんですけれども、こちらのほうを実施しておもてなしをやったり、観光案内所、これは初めてのときに限らないんですけれども、寄港した際に観光案内所を設けて、この沖縄に着いたところにどういった観光地がありますよとか、どういったところに行ったら買物できますよとか案内するようなところ、通訳の方の配置も含めて対応しているところでございます。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　地域経済の波及効果が高まっているということなんですけども、実際にどれぐらいの経済効果なんでしょうか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

クルーズの経済効果というところで、今、既存の調査で調べているところとしまして、令和６年度のクルーズ船客の消費単価が１日当たり、これは宿泊とかじゃなくて純粋にこのクルーズから下りてきて消費した単価なんですけれども、これは２万円強というふうになってございます。

クルーズ船の経済効果というのは、実はなかなか

にして把握できていないところがありまして、そちらがありまして、本年度、令和７年度の取組にはなるんですけれども、このクルーズ船の中でも先ほど申し上げたフライ＆クルーズといって、比較的経済効果が高い、前後泊でホテルにも泊まるし買物もするしというほうに絞って、経済効果については調査会社を含めて、ビューローさんも含めて調査を行う予定であり、それを踏まえてまた次の対策というものを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　このクルーズ船は企画をして、この航行計画を策定していくというのは、１年とか１年半前ぐらいから商品としても提供してきますよね。そうすると令和７年度、８年度とか、この寄港する回数であったり、この客数と見込みというのも、ある程度は出ているのかなと思うんですが、それは把握をされていますか。

要するにどれぐらいの増加が見込まれるのかというのをちょっとお聞きしたい。

**○親富祖英二観光振興課長**　令和７年、８年の先の予約については、港のほうに入っているものについては把握しております。令和７年では、合計487回、ちなみに令和６年が387回となっておりますので、増加するような数字となってございます。

ただ、これはたしか前回の経済労働委員会でもお答えしたかもしれないんですけれども、予約はキャンセルということもあり得るので変動はするんですけれども、方向としては増加しているような形で、今伺っております。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　課題としては、この２次交通を挙げているんですけれども。これは、課題はもうこの事業のほうでは誘致すること、そして受入れ体制の強化というところでのものかなと思うんですけれども、２次交通以外にも課題というのはあるんでしょうか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

まず課題の一番大きなものは２次交通というのがあるんですが、それは今御指摘いただいたところで、それ以外のところとしましては、よく委員の方もお聞きになったかもしれませんが、一部のクルーズ船が寄港した際に集中することによっていろいろな弊害があります。

例えば特定の観光地にごみがポイ捨てされたりするとか、公共トイレの使用マナーの悪さとか、どこまでがプライベートの空間なの分からないので住宅に入ってしまったりとか、そういった形での住環境への影響ですね。

あとタクシーがつかまらなくなって通院できないとか、そういった形での住民生活の影響というのは、課題としてあるのかなと考えております。

それ以外の課題としては、現在、集中して寄港しているのは那覇港と石垣港が多くて、それ以外の県管理の中城湾であったり、本部港だったり、そういうところへの分散化も必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　この２次交通問題を解決するには、やはりバス事業者であったりとか、タクシーとか、そういう関係機関との協議も必要不可欠だと思うんですけれども、その対策というのはどうなっているんでしょうか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

この２次交通の対策については、おっしゃいますようにタクシー会社とかバス事業者ですね、２次交通を行っているところの関連が出てくるんですけれども、対策については、この事業でも多少やっております。同じようにクルーズを扱っている別事業も含めて、これは観光庁の予算も活用させていただきながらなんですけれども、各港の管理者、市町村であれば石垣であれば石垣市とか、平良港であれば宮古島市、あと本部港であれば県の土木建築部になるんですが、そういったところと連携しながら巡回バスの運行とか、そういったものをやるのがよろしいのではないかと思っておりまして、地元の事業者のバスが活用できればそうやりますし、そうでなければ県の今やっている事業の中で、実証事業というか、先駆的な取組として、こちらのほうがバスを走らせるというようなことでいろいろデータを集めたりという取組も含めながら対策を取っているところでございます。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　寄港するこの船会社によって、その対応というのも恐らくばらつきがあると思うんですよね。

そして石垣とか中城とか、そこによってもまたちょっと違うかなと思いますので、この関係機関との課題解決に向けての協議というのは定期的にしっ

かり検証もしながら取組をお願いしたいなというふうに思うんですけれども。

先ほど課長のほうからもありましたが、一部、地元住民の皆さんへの生活への影響というところで、やはり私たち石垣のほうでも一度寄港すると何千人て降りてくるんですよね。

そこでその時間帯は、滞在時間は大体４時間から８時間ほどなんですけれども、スーパーのほうでは、地元の人たち、その期間はもうバスが五、六台来て買物できないんですよね。

そして川平湾とかではもうごみがもう本当に散乱をしている状況であったりとか、そういうとても地元の生活をしている皆さんの影響というものの課題解決については、この事業の受入れ体制の強化というところでは、どのような対応、対策ができるんでしょうか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

県民への住環境の影響というのは非常に大きな課題であるというふうに考えております。

それで、これまで既にやった取組としては、クルーズの乗船客向けに映像をつくっております。

これは沖縄の港に着く前に、船内で放映していただくようにつくってあるものになっていて、日本の沖縄ではこういったルールがあって、住民はこういう生活をしていて、観光客の中でこういったルールを守ってほしいというような、マナーを啓発するような動画をつくって放映依頼していることに加えて、あとは当然、それぞれの寄港地である市町村であったり、県の部局であったりするんですけれど、各市町村においてうちの職員のほうも含めて意見交換して、どういった課題があるかというところがあって、できるような対応をそれぞれ協力しながら、それぞれの分担の下でありますけれども、取り組んでいくことで、課題としては常に共有して、本日もそれぞれの港の課題についてまとめたものは持っておりますし、それについての課題が解決するように話をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　クルーズ船が寄港することによって、それから派生するこの課題というのは、やはり私はこの報告書のほうで挙げられているのは２次交通だけなんですけれども、やはりそれ以外の課題というのも山積しているわけですよね。

その課題解決については、やはり短期的、中長期的にどういった取組をするのかということは、ただこのクルーズ船の誘致、受入れ体制を、この事業だけ強化していくということだけじゃなくて、またこの地域経済の活性化だけじゃなくて、やはり地元の住民の皆さんにこの生活への悪影響を与えないための事業をしっかりやっていくというのがとても大事だと思うんですよ。

ですので、そういう課題解決の対策、取組というのも、この部分にはしっかりと記載していく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですかね。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

まさに課題意識としては県のほうも共有しておりまして、ですのでまずこういった取組を通じて、各港の対策協議会みたいなものについては県のほうからビューローも一緒に参加するようにしておりまして、その中で課題を共有していきながら解決策も考えていければというふうに思っております。

あと、課題としつつ思うのが、県もそうなんですけれども、港湾で港を造って受入れをする部隊と、観光客の対策をする部隊というのは、市町村もそうなんですけれども、それぞれ別の組織になっていることが多いので、その間の意見交換というものを内部でそれぞれやって、受入れをスムーズにして市民生活に影響が出ないような形で、クルーズの経済効果を最大限享受できるよう、それがひいては観光客の満足度向上にもつながって、リピーターにもつながっていくと思っていますので、そこは一緒に共有しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

**○次呂久成崇委員**　委員長、総括質疑で知事にちょっと解決策も含めて、今後の取組についてちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、委員長から次呂久委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

**○新垣淑豊委員長**　再開します。

**○次呂久成崇委員**　総括質疑で、やはり今後の戦略的クルーズ船観光推進事業について、今後の誘致、そして協力体制の強化はもちろんなんですけれども、その寄港することによって派生する諸課題の解決、また対策についてもどのような方針で取り組んでいくのか、対策をしていくのかということを、知

事の見解も伺いたいなと思っています。

ぜひ取り上げていただきますようお願いします。

**○新垣淑豊委員長**　次に、上原章委員。

**○上原章委員**　お願いします。

私も主な施策の中から、395ページの沖縄観光人材不足緊急対策事業（新規）なんですが、この中にあります観光人材受入等支援事業、この財政支援ということなんで、これちょっと詳しく教えてくれませんか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

沖縄観光人材不足緊急対策事業の中の観光人材受入等支援事業というところでございます。

こちらについては、内容としては観光事業者が県外などから人材を受け入れる場合に、その費用を支援、補助するんですけれども、そういったことによって人手不足解消を図るための事業となっております。

実績としましては、補助件数が64件と、補助金の金額としては3867万円というふうになってございます。

以上です。

**○上原章委員**　例えば１人の人材を受け入れるときに幾らぐらいの支援があるんですか。

**○親富祖英二観光振興課長**　すみません、ちょっと上限額が不確かなんですけれども、ほかの事業とかでやる場合に、大体１人当たり数十万の上限があって、補助率としては10分の８ということになって、数字については今確認いたします。

**○上原章委員**　これは渡航費とか、宿泊費とか、そういう内容になるんですか。

**○親富祖英二観光振興課長**　まず、支援の内容としましては、人材確保定着に関する求人広告の費用であったり、県内外の就職説明会に出展する費用であったり、あと交通費とかも含んでおります。

あと実際に受け入れる場合なんですけれども、採用する人材の交通費、いわゆる渡航費とかも含めですね、あと海外の方にはビザの取得費用であったり、あと住居の確保費用であったり、引っ越し、移転費用、そういったものも入ってございます。

加えて、先ほどの上限額の話なんですけれども、人材採用を予定する企業の１社当たり164万円、海外からの人材の場合は、海外からの採用者１人当たり76万円とか、国内の人材だと54万円とか、それぞれ基準を設けて実施している状況でございます。

以上です。

**○上原章委員**　今回、当初予算で、特にこの受入れ事業が２億3400万の予算でしたけど、決算額が１億200万と半分以下なんですが、この半分以下になった理由に皆さんは、従業員数が増えた事業者は補助対象外ということを、非常に申込みがそのような壁になったのかなということで、令和７年度からこれを改めるというような方向だという表現、これはそういうことですか。

**○親富祖英二観光振興課長**　ありがとうございます。

お答えいたします。

令和６年度のこの事業の不用が生じてしまった理由としては、補助の対象要件が合致しなかった、先ほど委員もおっしゃっていましたけれども、コロナ禍前の平成30年度と比べて従業員が減少している事業者という縛りがあって、実際に少なければ対象になったんですけれども、県内の事業者にだけコロナ禍以降、自らの努力によって人を増やしているところがあって、そこが対象外になってしまっているところが申請が伸びなかった理由であるというふうに分析しております。

それを踏まえて令和７年度なんですけれども、実は今年度、丸々後継ではないんですが、財源を変更して、観光振興基金の事業として今年度実施しておりまして、その中では昨年度の課題であった従業員のコロナ前の比較要件というのをなくして、それによって募集したところ、今年度は非常に、説明会の開催とかも一緒にやったこともあるんですけれども、申請件数が大幅に伸びているところで現時点で執行率も100％ということで非常に好評をいただいております。

以上です。

**○上原章委員**　ちなみに令和７年度の予算は幾らですか。

**○親富祖英二観光振興課長**　人材確保定着支援事業ですけれども、こちらの補助金の金額でいきますと8820万円となっております。

以上です。

**○上原章委員**　分かりました。

ぜひ、これ２年目、３年目とまだまだ観光の受皿が非常に弱いんで、しっかりお願いしたいと思います。

時間もあれですけれど、すみません、最後、410ページのサッカースタジアム、当初予算額2773万円が決算額130万円と、ほとんどこの事業が進んでな

い、この理由と今後どう対策されるか、最後にお聞かせください。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えします。

令和６年度の執行率は2.7％で繰越率が96.3％、4568万8000円を繰り越しております。

その理由としましては、整備計画の策定に当たる費用でしたが、このための有識者委員会を開催しておりまして、その最中に地元住民や民間事業者の意見の収集方法をもっとしっかりしたほうがいいというのは、意見がありまして、その対応のため、この委員会の開催を令和７年３月から令和７年７月へと移行したために大部分の事業費を繰り越しております。

実際にこの委員会の開催も終わりまして、精算も終わりまして、しっかりと整備計画の案の策定を先日公表したところです。

今後ともこの事業を進めていくに当たっては、しっかりと事業者からのサウンディング調査などを進めながら、意見を取り入れながらという形で、しっかりと事業を進めていきたいというふうに考えているところです。

**○上原章委員**　終わります。

**○新垣淑豊委員長**　次に、瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員**　よろしくお願いします。

まず、一括交付金事業で文化観光スポーツ部に係る事業があろうかと思います。

それで一括交付金事業の予算の推移、前年度比、そして減額傾向かなと思いますが、影響を伺います。

**○小浜守善観光政策課長**　お答えいたします。

文化観光スポーツ部における令和６年度の一括交付金当初予算額は27億2131万2000円で、対前年度比で１億663万3000円の減額、マイナス3.7％の減額となりました。

このため一部事業については事業内容を見直し、規模を縮小することで対応をいたしております。

なお、一括交付金以外にも、国と協調して新たに進める事業については、各省計上補助金、観光振興施策については観光振興基金、文化振興施策については文化芸術振興基金を財源とするなど、事業を円滑に実施するための財源確保に努めているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員**　436ページ、37番、世界のウチナーネットワーク強化推進事業があります。

その中のレッツスタディー！ウチナーネットワーク事業と沖縄文化芸能指導者派遣事業について、これらの事業内容と成果を伺います。

**○佐和田勇人交流推進課長**　お答えします。

まず、レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業なんですけれども、当該事業は沖縄県系移民を含むそのウチナーネットワークに関する学習を推進する指導者養成、また教材作成、それらを活用した出前講座や世界のウチナーンチュの日などに関する学習の機会を提供する、そうすることでまた世界各地に広がる世界のウチナーネットワークのさらなる継承と発展を図ることを目的としております。

成果ですけれども、令和６年度の実績についてですが、指導者養成講座については、沖縄移民の歴史、あるいは世界のウチナーンチュとの交流に関わりたい方を募集して集まった48名の方を対象に３回の講座を実施しております。

また、出前講座に関しましては、県内の小中高生及び一般県民に対して沖縄移民の歴史あるいはウチナーネットワークに関する授業を合計20回、累計参加人数860名を実施しております。

続きまして指導者派遣事業でございますが、事業概要につきましては、世界のウチナーンチュの日、10月30日なんですけれども、関連するイベントなどを実施する海外県人会に対しまして、沖縄から文化芸能の指導者を派遣することで、母県沖縄との絆を深め、また世界のウチナーンチュの日を通じて、海外県人会が主体的かつ継続的に取り組むことを支援し、そしてウチナーネットワークの継承、発展につなげる事業となっております。

成果としましては、昨年度実施した内容としましては、アメリカのノースカロライナ州、フェイエットビル沖縄県人会にエイサーの指導者を派遣しております。

また、同じくアメリカのフロリダ州、ペンサコーラ沖縄県人会にエイサー指導者を派遣しております。

また、カナダのオンタリオ州のトロント球陽会に琉球舞踊と三線の指導者を派遣しております。この３か所でございます。

事業の成果につきましてですけれども、令和６年度の派遣先である先ほどお話ししましたカナダのトロント球陽会では、文化芸能人材の不足などにより、これまで伝統芸能の継承がなく、全員が初心者でございましたが、今回の指導者派遣事業により、琉球舞踊あるいは三線の指導を受けたことで、若い世代のコミュニティから参加者が増えたほか、今後、エイサーチームを発足するなどの動きが見られ

るなど、次世代を中心とした県人会活動の活性化が期待されているところでございます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　アメリカの連合会、国際交流活動していますが、６月18日は移民の日だいうことで、毎年、継続して頑張っています。

本来は、これは以前は県の事業というか、県を挙げて取り組んでいたのですよと。そういう意味では世界のウチナーンチュの日に準じてというか、移民の日がそもそもの沖縄の歴史を学ぶ上では大事なのに、教えられてもいないと。それに対する強化を求める意見を伺いました。

これについての県としての位置づけや今後の事業化について、あるいは６月18日イベントをやってくれている団体へもっと支援を強化するという形で関われないか伺います。

**○佐和田勇人交流推進課長**　お答えします。

委員おっしゃるように６月18日は海外移住の日として1966年に国が制定したものでございます。

沖縄県出身者325人を含む日本人移住者781人を乗せたその移民船、笠戸丸という船がブラジルのサントス港に到着した日が1908年６月18日と関連しているため、沖縄移民の歴史を再確認する大変意義深い日でございます。

本県でも６月18日を移民の日として世界に雄飛した先人たちの偉業に感謝の意を表するとともに、世界のウチナーンチュの活躍をたたえる機会として、長年、委員おっしゃるようなパンアメリカンのほうで、関係団体を中心に各種取組が実施されているところでございます。

今年度は沖縄パンアメリカン連合会で移民の日にハワイとカナダで移民125周年を迎えることを記念して、６月18日を感謝と絆のウチナーンチュ移民の日として宣言されたところです。

移民の日の取組なんですけれども、現在県では海外移民に関する普及啓発を図るために、６月18日前後の週に県立図書館やＪＩＣＡ沖縄と連携してパネル展を実施するなど、県民に向けた広報活動に取り組んでおります。

また、沖縄パンアメリカン連合会を主催する移民の日交流会、これも６月18日にあったんですけれども、そこに県幹部とか職員が出席して、関係団体と連携を図りながら次世代へのウチナーネットワークの担い手である県系子弟留学生などとともに、沖縄移民の歴史や功績などの継承に取り組んでおります。

移民の歴史を学ぶことに関して言ったんですけれども、委員がおっしゃるように琉球政府時代に、まだウチナーンチュ大会が開催される前に、パレードを国際通りあるいは与那原町とか沖縄市でされていたと聞いております。

そのときは琉球政府にも移民課というのがございまして、1954年のボリビアへの移住を皮切りにして、戦後も１万7000名の移民を送り出しております。

そういうことを記念して沖縄県主催でパレードしたというお話は聞いております。

今は、委員御存じのように世界のウチナーンチュ大会をはじめとする10月30日の世界のウチナーンチュの日のイベント、あるいはウチナーネットワークコンシェルジュによる日常的な情報発信とか交流活動によって、県民への普及啓発に取り組んでいるところでございます。

また、県内学校に出向いて移民の歴史やウチナーネットワークを学習する機会を提供する出前講座、あるいは海外県系子弟と県内生徒がともに体験、学習するプログラムのジュニアスタディを通じて、次世代へ移民歴史の継承をする人材育成にも力を入れて今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　今後、位置づけをもっと強化してほしいと要望を伝えておきます。

次に、448ページ、42番。人材交流を中心とした新事業・共創ネットワーク事業、これについて内容と成果を伺います。

**○佐和田勇人交流推進課長**　これは２つございまして、１つは人材育成プログラムの実施委託、もう一つが南米ネットワークの発展可能性調査事業、この２つがございます。

まず、南米のウチナーネットワーク発展可能性調査事業でございますが、令和６年度は、一つ交流分野と経済分野に分けまして、交流分野に関しましては、県系関係者を対象とした南米ウチナーネットワークに関する基礎調査を実施いたしました。

経済分野に関しましても、南米の経済交流活性化に向けたニーズ調査あるいは関心度、そして課題などの調査、情報収集を行っております。

調査結果なんですけれども、令和６年度の調査では南米のウチナーネットワークを活用した情報共有、連絡体制の構築による人的交流の活性化に加え、経済交流の発展につながる可能性を確認いたし

ました。

南米における連絡窓口機能の設置に向けた現地調査委託が主となっております。

本調査の結果を踏まえまして、県庁内の関係部局、商工労働部などと情報共有しまして、今後有機的に連携して沖縄と南米との文化交流、経済交流などに取り組む体制を整えるために活用してまいります。

また、本調査を基にして成果が得られる事案の事業化を検討しているところでございます。

もう一つは南米の県系者が連携した交流支援事業ということで、ボリビアの沖縄移住地で課題となっている県系人の若者の就職支援のための技能習得、あるいは企業マインドの醸成などの人材育成に取り組むために、沖縄の技術者と現地若者との人材交流を通じた技術移転による沖縄移住地の課題解決につなげることを目的に実施いたしました。

一つ、県内の企業とのマッチングですね。特にボリビアのほうは、土壌のほうがかなり軟弱地盤ということで、沖縄の技術をもって、泥土の改質材、大地のガジマルという改質材を利用して道路補修の成功実験を行っております。

十分な強度が確認されまして、技術的な効果があることが実証されました。

そこで県系人で組織されるコロニア沖縄農牧総合協同組合、ＣＡＩＣＯというんですけれども、そのＣＡＩＣＯとこちらの県内の企業との技術連携協定の覚書が締結されました。

今後のボリビア県系社会との技術交流に向けての大きな第一歩となっております。

今後も、こういった技術交流を含めてどんどんつながりを拡大していければなと考えているところでございます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　南米事務所の開設の調査を終えた。

いつ開設するのかという点ではどんな進捗状況ですか。

**○佐和田勇人交流推進課長**　今ちょうど税制面とか、法制度面で調査を実施しております。11月中にそれが上がってくる予定でございます。

ですので、次年度からそれを開設する予定としております。

上がってきた報告書を基にしてクリアすべきところはクリアする、あるいは、その事務所を設置するためのいろいろな法整備をして、次年度の開設に向けて今調査をしているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員**　続きまして、454ページ、45番。

しまくとぅばアーカイブ事業について、結構細かい事業で重要な事業だと思いますので伺います。

**○大嶺一治文化振興課しまくとぅば普及推進室長**　ありがとうございます。

しまくとぅばアーカイブ事業ですけれども、これはしまくとぅばの普及、継承を目的に、音声資料や映像資料等が十分とは言えない県内各地域のしまくとぅばについて調査を行って、文法調査票ですとか、音声資料等を収集します。これを整理して、まず教材を作成するんですけれども、これらを作成するとともに、アーカイブとして保存、公開していくといった事業になっております。

**○瀬長美佐雄委員**　続きまして、同じしまくとぅばなんですが、アニメオリジナル事業と新規の事業で、若者向けというふうな位置づけもあるようですので、その事業内容について伺います。

**○大嶺一治文化振興課しまくとぅば普及推進室長**　ありがとうございます。

しまくとぅばアニメオリジナル事業ですけれども、しまくとぅばに日常的に触れてもらい、しまくとぅばの普及促進を図ることを目的として、若年層をターゲットにしたしまくとぅばアニメオリジナル動画を作成して、これをインターネット上で配信していくといった内容になっております。

**○瀬長美佐雄委員**　ユーチューブとかいろいろやっていて、それが見られているのか、どうなのかお願いします。

**○大嶺一治文化振興課しまくとぅば普及推進室長**　令和６年度の新規事業なんですけれども、県内で活動しているブイチューバーを活用して、小学生向けのオリジナルアニメ11本作成しました。

これをしまくとぅば普及センターがございますので、このユーチューブチャンネルで配信しております。

これが11本なんですけれども、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語、それぞれありまして、令和６年度事業ですので、今年３月末時点の視聴回数なんですけれども、３万8500回余りという視聴回数がございます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　続きまして、468ページ。空手ツーリズム受入体制構築事業について、内容と成果について伺います。

**○金城信尚空手振興課長**　御質問ありがとうございます。

事業内容なんですが、県では空手を文化観光資源として活用した空手ツーリズムを推進し、国内外の空手愛好家や観光客の受入れ体制構築を目的に、令和５年度より沖縄県観光振興基金を活用して事業を実施しております。

令和６年度の主な内容についてですが、空手観光窓口の設置や、空手の体験や観光情報の発信、ほかに空手を目的に来県した団体に対するおもてなし支援の実施、あと民間事業者に対する空手の旅行商品の造成支援といった内容となっております。

成果についてなんですけれども、令和６年度については、第２回沖縄空手少年少女世界大会の開催などもあり、海外、県外から多くの空手愛好家が来県したことから、本事業の実施により、来訪者の満足度の向上が図られたものと考えております。

具体的には、おもてなし支援の際にアンケートを実施しておりまして、おもてなし支援の満足度としては約90%が大変満足、やや満足と回答しておりまして、また、同じアンケートの結果の中で、今後５年以内の沖縄県への来訪意欲ということで、約83%が空手目的で今後５年以内に来県したいという回答となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　空手ツーリズムということですので、空手会館の利用につながったりということだと思いますが、この実態としてはどれぐらいの方が空手関係でいらっしゃるというふうに掌握しているでしょうか。

**○金城信尚空手振興課長**　御質問ありがとうございます。

県外や海外からの空手関係者の来訪者数ということで言えば、県などが主催するイベントの参加者数や沖縄空手会館の利用者数を用いて延べ人数で把握しておりまして、令和６年度については8496人となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員**　文化芸術振興基金をつくりました。民間企業からの支援も受けるという、その運用状況というか、どんな事業に使われているか伺います。

**○下地正人文化振興課長**　お答えいたします。

沖縄県文化芸術振興基金は、長期的、安定的に本県の文化芸術人材を育成するとともに、県民の鑑賞機会の提供や寄附を通じて文化芸術振興の基盤を社会全体で支える仕組みづくりなどのため、令和７年３月に設置したところであり、今年度から事業化を開始しております。

具体的には若手人材が活躍する機会を創出する観点から、40歳未満を対象とした脚本コンテストを開催し、優秀な作品は令和８年度以降、若手演者スタッフを公募し、舞台化する予定でございます。

また、令和８年度は首里城正殿が復元されることから、これをテーマとした機運醸成を図る取組等に対しても支援を行う予定であり、現在、公募状況を踏まえ、対象事業者の審査等、準備を進めているところです。

引き続き、文化芸術の専門家等を含め、幅広く御意見を伺いながら事業展開を行うとともに、社会全体で文化芸術を支えられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　県立芸大の卒業生の進路の状況、独り立ちするための支援も必要かと思いますが、その文化の担い手としての支援の状況も伺います。

**○下地正人文化振興課長**　お答えします。

県立芸大においては、進路支援の取組といたしまして、就職支援アドバイザーを２名配置をし、学生の進路、就職に関する相談業務等を行っているほか、専門性を生かした就職が図られるよう、学内合同企業説明会を年度内に２回開催し、クリエイティブ系を中心とした企業と学生とのマッチングを図るとともに、学生保護者等への就職意識を醸成するセミナーを開催するなど、就職率向上に向けた支援の取組を行っているところでございます。

また、文化の担い手としての支援は、令和６年度より文化芸術奨励支援事業を開始いたしまして、専門とする分野で一定の活動歴がある40歳未満の若手芸術家を支援しているところでございます。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　その県立芸大で昨年度、セクハラが発生し、処分をされたという事案があります。

県としての見解と対応状況を伺います。

**○下地正人文化振興課長**　昨年度に発生いたしました、いわゆるセクハラ事案につきましては、大学側で所要の手続を行った上で、令和６年８月に懲戒処分を行っているものでございます。

県立芸術大学は令和３年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人となっており、同法の趣旨によれば、設置団体の法人への関与、統制を極力排

し、法人の自主性、自律性を尊重することとされております。

県としましては、このような事案が発生したことは誠に遺憾でございますが、大学においてプライバシー等に配慮しつつ対応したものと受け止めております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　性暴力は許されないという毅然とした県の立場が必要だと思いますし、沖縄の伝統芸能文化を本当に担っていくという場であってはならないことだと、それに対しては設置者としての県の責任も果たさなければいけない、そこが重要だと思うんですね。

そこで再発防止を含めて、県としてもしっかり取り組むという、そういった立場、姿勢は示すべきだと思いますがどうでしょうか。

**○下地正人文化振興課長**　県といたしましては、また、誠に遺憾であるということを申し述べさせていただきますけれども、今後、再発防止に向けた対応については、大学側に助言ないしは意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○瀬長美佐雄委員**　ありがとうございました。

**○新垣淑豊委員長**　次に、當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員**　私のほうは410ページのこのサッカースタジアムの整備の推進なんですが、皆さんもう出されているのか、私頂いているんですが。Ｊリーグ企画スタジアム整備計画の案というのがあるんですが、これはいつ頃出される予定なんですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えします。

こちらのほうは９月26日に県民意見の募集という形で県のホームページに公表したところです。

**○當間盛夫委員**　ではこの整備計画の案ということでもう出されているわけですね。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　はい、そうです。

**○當間盛夫委員**　では、この中で事業スキームがあるんですが、この事業スキームの事業方針、簡単にちょっと方向性、方針を教えてください。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えします。

県としましては、設計、建設、維持管理、運営を一括で実施するＰＦＩ、ＢＴＯ、または県が一括発注しますＤＢＯ方式のいずれかの事業方式を考えております。

また、どちらの事業方式を採用する場合であっても、維持管理と運営については、ＰＰＰ手法である指定管理者制度を導入する予定としているところです。

**○當間盛夫委員**　私の一般質問でお伺いをしているんですけれど、民間事業者からこの提案提出があるんですけれど、皆さんの分でこの有識者委員会等を開いて検討して取り組んでいくということなんですけれど、この民間事業者からの提案はどういう形で進んでいるんですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えいたします。

民間事業者の提案につきましては、今年５月に提案があったところです。

こちらにつきましては、県のほうで最終的な回答については作成しますが、その前に専門家、有識者を集めまして、２回ほど議論をいただいて、回答の方向性について検討いただいているところです。

その意見をいただいた上で県の回答を取りまとめるという考えで進めております。

**○當間盛夫委員**　これはいつ頃回答される予定ですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えします。

回答については今年中を予定しているところです。

**○當間盛夫委員**　部長、この民間事業者の提案も皆さんから費用を頂いてやっているわけではなくて、各社が自己負担で、もう何百枚という図面もやりながら、労力をかけて提案しているわけですよね。

皆さん紳士的にこの分は提案者には回答すべきだと思うんですけれど、部長として、これはどういう方向を持つ予定ですか。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　今課長からあったように、有識者、これはＰＦＩに精通している委員を含めて構成しております。

本日、実は委員会を開いているところでして、年内に取りまとめをして、そこで正式に通知をしていきたいと思っています。

やはり当然その十分な時間をかけるのも大切ですけれども、今の段階で出てきている提案ですので、その段階ごとの提案というのがございますので、速やかに委員会で整理をして、年内に通知をすると。それによって少なくとも今、令和13年度という部分についても影響がなるべく出ないように、速やかに取組を進めているところでございます。

**○當間盛夫委員**　皆さんの第４章で整備事業費というのがあるんですが、まだ策定中という部分になるんですけど、以前お伺いしたので約240億というような概算のものがあったんですけれど、この事業整備費はどうなるんですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えします。

以前算定しました240億円、こちらにつきましては現在精査中でありますが、整備費の高騰もありますので、今精査中ということだけのお答えとなります。

ただ、前回よりは上がることが見込まれております。

以上となります。

**○當間盛夫委員**　ちなみに、全国のＪリーグのサッカースタジアムで、収支が黒字になっているスタジアムって何か所あるんですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　すみません、今、資料を持ち合わせておりませんが、民間が設置し民間が運営している施設についての情報は持っておりませんが、公的に設置して指定管理等で運営している施設について、黒字になっている施設はないというふうに聞いているところです。

以上です。

**○當間盛夫委員**　Ｊリーグじゃなくて、税リーグって言われているんだよね。もう金かかってというような言われ方をする中で、皆さんは算定中という中での部分で、経済効果もいろいろと出しているわけですよ。

せんだっての新聞で、このサッカースタジアムの経済効果が30億円から80億円という形で報道されていたんですけれど、概算の整備事業費も出ないのに、皆さん何か波及効果が、なんか黒字化なるよというものを前面に出してくるということは、どういう形でこの経済波及効果っていうのを皆さんは算定したんですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　お答えします。

この施設については、維持管理運営費のほうが黒字というために経済波及効果を出したわけではありません。

今回、実際に算定に当たっては、来場する方々が県内で消費するであろう消費単価や、サッカーチケットの販売数、またグッズ販売、その他施設の貸出し料金など、他事例などを参考に今回、算定したところです。

こういったものを合わせまして、観光庁に波及効果算定モデルがありますので、こちらのほうを活用しまして、経済波及効果、Ｊ３の場合、Ｊ２の場合、Ｊ１の場合というような考え方の下で、30億から80億円程度の、通常使い方をしたら経済波及効果が出るだろうということで、今回試算させていただきました。

**○當間盛夫委員**　とにかく財政的にこれだけの大きな負担になるわけですよね。

間違いなく240億円ではなくて、先ほど課長からもあったように、間違うと300億円かかる事業になってくるわけですよ。

それからしたら、皆さん、もっと県民にこのことは公表して、これだけの税金かけてやる品物なのかということを、私はもう一回ゼロベースで考える。そうでなければ、県の土地であるわけですから、ＬＡＢＶ方式とかありますんで、そういった部分で県は土地を貸す、その共同事業体という形で民間の事業者が入ってこの事業を進めていくというような考え方も私は持つべきだというふうに思っておりますので、私はもっと県民にこのことを皆さん全面的に公表する必要があると思うんですけど、部長、ちょっと最後に答弁ください。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　スタジアム整備につきましては、当然イニシャルコスト、あとランニングコスト、非常に重要になってくると思います。

従来の公共施設は、やっぱり低廉な価格でサービスを提供するということで、収益を上げるという部分が非常に視点が弱かったというふうに認識しております。そのため、ＰＦＩ法を含めてそういう視点が出てきたと思っております。

ただ、スタジアムにつきましては、ほかの施設と違い、なかなか収益を黒字を出しにくい状況だと。これは天然芝を維持しますので、例えばアリーナのような、いろいろなコンベンションなんかもできないということで稼働率が低くなります。ですので、非常に厳しい状況ではございますが、今考えているのは、当然イニシャルコストはあらゆる財源で探してきてそれをやると。

あと、ランニングコスト、これが非常に重要になりますので、この部分の指定管理を今想定していますけれど、維持管理をなるべく抑制して収益を上げる努力、これは今考えているところでは、広島の部分でも、スタジアム、委員会を開いてそこで視察をしました。

私は、北米の県人会サミットでドジャースに行くときに、ソーファイ・スタジアムというものを見てきました。そこでは、試合がない日の収益を上げる努力を相当程度やっております。これ、広島もそうです。

ですから、やはり那覇で造るに当たっては、その部分をぜひ力を入れて取り組んでいきたいというふ

うに考えています。

以上です。

**○當間盛夫委員**　皆さんの事業にそれが見えないから心配しているんだよ。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　見える化していきます。

**○新垣淑豊委員長**　次に、大浜一郎委員。

**○大浜一郎委員**　よろしくお願いします。

皆さんの部はですね、特に観光分野においてはこれまでね、ちょっと民間との何ていうかな、感覚が少し寄り添わないというか、なかなか民間の事業者からもいろいろな政策に対して不満があったことも多かったというふうに思うんですけれども、今後ですね、民間ノウハウと連携してうまくやることで、この観光というかもうパイの大きいところを下支えしなきゃいけないんだけれども、こういうふうにやっていくっていう施策っていうものほうは、今回の事業から出口論としてどういうことを今考えていますか。

**○小浜守善観光政策課長**　お答えいたします。

我々、確かに文化・観光・スポーツ各分野にわたって事業を展開しているところでございます。

いろいろ事業者との意見交換も行いながら、いろいろその意見も取り入れているところでございます。

今年度、令和７年度の当初予算額としては104億9000万円。

先ほど申しました令和６年度決算額としても、同じほど、107億ほどの事業費が出ておるところでございます。

それぞれ、今年度の事業でいえば観光ＭＩＣＥについてが50億円、文化空手振興については36.1億円、スポーツ振興について12.1億円、交流推進について5.9億円、それぞれ施策展開、テーマを持って誘客活動であり、文化の継承発展であり、空手の保存継承発展、スポーツアイランドの形成、ウチナーネットワークの継承発展というところで、事業の展開を図っているところでございます。

**○大浜一郎委員**　休憩。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、大浜委員より、出口論としてどういう施策があるのか聞いている旨説明があった。）

**○新垣淑豊委員長**　再開します。

**○小浜守善観光政策課長**　施策としましては、誘客活動については国内需要安定化、離島活性化、また観光グローバル、海外からの誘客というようなところを考えながら、また高付加価値なインバウンド観光地推進、あと先ほども御質問ありますが、戦略的なクルーズ、修学旅行における教育旅行、またワーケーションというようなところを取り組みながら、またいわゆる民間から今、課題として挙げられるような受入れ体制、観光人材確保の支援でありますとか、また、観光２次交通の事業、持続可能な観光地の形成に向けた２次交通ですね、観光事業者の収益力の向上サポート、またマリンレジャーに対する事故防止ですとか、サステーナブルツーリズム、また持続可能な国際観光景観事業というところを取り組んでいるところでございます。

**○大浜一郎委員**　いろいろな事業があるのは確かに大事ですよ、やらなきゃいけないですよ。

ただし、僕が皆さんにお願いしたいのは、戦略的に民間のノウハウとか、民間が何を考えてるのかというのと、要するにリアルタイムで議論する場をやっぱり増やしていかないと、施策に対するお互いのコラボレーションというのかな、そういったのが非常に薄くなってしまって、県はこう言う、民間はこう思っている、この歯車が合わないことが今まで多かったから、歯車合わすような出口の施策をやらなきゃいけないんじゃないでしょうかということを聞いているんですよ。

部長、この辺どうなんですか。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　委員おっしゃるように、コロナ禍含めてやっぱり業界との意見がなかなかかみ合わない部分があったというのはお聞きしております。

私、昨年部長就任以降でして、今委員おっしゃったように宿泊税を一つ例に取りますと、当然ながら市町村もそうですし、一番は観光業界、団体、そういうことの意見交換が非常にこれまでは難しかった。

それをまず、直接お会いして、これコンベンションビューローも含めてです、ホテル協会、組合、それもトップの方と直接お会いしてお話をしました。

その中で、過去のことはいろいろあったけれども、前を向いて一緒にやっていきましょうということで、宿泊税１年半かかりましたけれど、当初は１年で終わる予定だったのに、そういう形で信頼関係を築いてきたつもりです。

当然、それ以外についても、海の安全・安心、修学旅行、基本的にはもう直接、現場の方々の声を聞く。

ただ、私は全ては聞けませんので、職員にはなるべく現場に出向いて、直接話を聞いて、企画立案するようにと。

先ほど、上原快佐委員も十分な調整が不足だったんじゃないですかという部分が御指摘ありました。

まさしくそうだと思っています。

ですから、そこの部分は職員に徹底して、後で御説明しようかと思ったんですが、先にもう御説明しますけど、やっぱり非常に企画立案をし、そこで現場の声を聞いた上で実施します。

その中でやっぱり十分じゃない部分、やっぱり限られています時間が。半年ぐらいで予算要求しないといけないという行政マンの大変さもありますので、完璧な企画立案はできないまでも、そこを実施してみて、そこで不具合が出てきたら改善をする、もしくは廃止をして新しい事業をつくる、私はそれを徹底していきたいと。

どうしても行政マンというのは、一旦つくった事業というのは多少不具合が出ても走ってしまうんですね。

私は、それはおかしいと。十分じゃない部分は認めて、それを転換するという、やっぱりそういうのが大切だというふうに思っています。

そういう形で取り組んでいきたいと思っています。

**○大浜一郎委員**　そのとおりだと思います。

ぜひその方向でやってください。

そのためにもね、予算が少ないですよね。

予算を増やすためにさ、幾らぐらい予算を増やすべきかという、ちょっと思いを聞きたいんだけれど。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　予算は幾らあってもありがたいものではありますけれども、そういう意味で、実は今、現実にできる努力をしてきています。

まず一つが、宿泊税。これで大体、県分で試算では30億ぐらい毎年入ってきます。

それは、先ほどいろいろ不具合で不用が出ている部分、実はあれ国庫事業です。宿泊税を活用していくと、その辺が柔軟に組替えができます。まず、その部分が一つ。

あとはネーミングライツ、これも今、実は考えています。今県総でやっていましたけれど、県で初めて。今、３月で切れています。それを私は奥武山で今、スポーツ振興課と調整をしていて、額は小さいかもしれませんけれど、そういうのを市町村レベルでは多くありますけれど、県レベルではまだ一つだけです。そういうのも取り組んでいきたい。

あとは寄附。これは、文化芸術振興基金をつくりました。これは5000万の５年間で２億5000。

そこには寄附金をもらえれば、そこに一財を、具体的に何倍かは言いませんけれども、そういう形でやると。

この寄附についても、今ある企業とはトップで話をして、ある程度めどが立ちつつある寄附の状況がございます。

そういう形で、やっぱり行政として、待ちじゃなくて、積極的にこの収益を上げる努力をしていくと。それは現場の声を聞きながらと、そういう姿勢で臨みたいというふうに思っています。

**○大浜一郎委員**　すばらしいと思います。

だから、県内のＧＤＰをもう大半を下支えする、これは産業クラスターの中心的なものですよ。

だからね、これ104億ぐらいの予算じゃ駄目ですよ。倍増するぐらいの予算獲得するためには、僕はそのためにはエビデンスが大事。そこをしっかりしてほしいというふうに僕は思うんですよ。

ぜひ、エビデンスを持って、もう増額ぐらいの気持ちでやってみたらどうですか、部長。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　少し整理しますと、ＰＤＣＡの話ございました。

やっぱり、行政マンは現場の声を聞いて企画立案をするのが非常に大切だと思います。

そのときに、やっぱりその制度設計するに当たっては、観光団体と市町村の意見交換、そこからどのぐらいのニーズがあるかをまず酌み取っていくのが大切だと思います。

その際にはやっぱり見積り、そこをしっかり、できる範囲で、可能な限り精度の高い見積りをすると。実行をする段階では、やっぱり不用なんかが出るのはやっぱりスタートが遅い、あと周知が遅い、そこの部分をしっかりやることだと思っています。

あとは、その事業を執行するに当たってよく出てくるのが、事業者、市町村、やっぱり不得手ですので、丁寧な説明と分かりやすい事業内容の取組の説明をしていく人が大切だと。

あと、柔軟に対応してあげる仕組みをつくる。当然、行政はある程度専門的知識がありますけど、やっぱり申請してくる事業者、市町村って不慣れな部分ございますので、そこに丁寧に対応するというのが３つ目です。

最後は、先ほど言いましたように、やはり事業を

実施してみて、不具合が出れば思い切った対応を取るというのを取り組んでいきたい。

そういう循環をしつつ、どのぐらいの予算が必要かは現場の声次第だと思っています。

今のところは、ある程度、あらゆる財源を活用して立案してきていますので、今後は持続可能な世界が選ばれるということで、オーバーツーリズム、その辺に多くの時間とお金をかけないといけませんので、そこで実施をする段階でもう少しほしいとかそういう話が出てくるかと思います。

そのときは、自主財源的なものを持っていますので、その展開は非常にやりやすいのかなというふうに考えています。

**○大浜一郎委員**　今日、各部にもＰＤＣＡの精度について各部局にお伺いしたいんだけども、特にＣとＡですよ、ＣとＡ。最終的に出口はＡですから。

これはアクションですけど改善という意味があって、ここがちゃんとしないとＰに行かないので。

だから、それもぜひしっかり捉まえて、これだけの観光産業を下支えするところが104億ぐらいじゃこれ駄目ですよ。

もう少しですね、今いうＡのところをしっかりと構築して、もう予算をしっかりして、この観光産業を下支えして、民間ときっちりと組んで、何ていうのかな、もっと力強い形に持っていってもらいたいなということを、民間も要望していますし、我々もそうなってほしいと思います。

最後、お願いします。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　今ありがたいお言葉いただきましたけれども、やっぱり大切なのは、民間、県民がどういうことを求めているかをしっかり酌み取って、それを実施し、それが成果として表れることが大切だと思いますので、それに全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○大浜一郎委員**　ありがとうございます。

**○新垣淑豊委員長**　次に、座波一委員。

**○座波一委員**　マリンレジャー事故防止調査対策事業ですね、450ページ。

これ、昨年もこの死亡事故の問題で、責任を持って事故防止に当たるこのセクションが明確化されてないということが大きな課題じゃないかということで指摘をして、もう本当にそういった部署を立ち上げるべく、もう死亡事故ゼロ宣言をやるぐらい頑張ればどうかということを聞いたんですが、この令和６年度、変化がなかったような感じがします。

それについてどうでしょうか。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　水難事故防止対策につきましては、各部局がそれぞれ役割分担の下、連携協力して対策に取り組むことが重要と考えております。

そのため、県のほうでは、知事部局のほうでは例えばワーキンググループですとか、あと県警も含めた水難防止協議会などで、それぞれの部署の役割分担というところを確認しながら今現在、連携して進めているところです。

以上です。

**○座波一委員**　だから、数字として表れているんですか。

これ一日一日、こういった取組を実践してやれば、数字が確実に減るような協議会、ワーキングチームじゃないといけないでしょう。

何のためにやっているの一体、何しているんですか。

前年同様でしょう、死亡事故も推移も。

何しているんだって言っているんだ。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　まず、水難事故の発生状況なんですが、まず令和５年のほうは、全体で発生件数のほうが116件、そして罹災者数が169件ありました。

そのうち観光客のほうは、発生件数が51件、罹災者数が85件となっております。

これが令和６年度、広報、周知関係、安全対策に対する周知関係ですとか、また安全ツールの作成、そして令和６年度は、新たに自然海岸での巡回を行っております。

それにより令和６年は、県全体でいいますと、発生件数が128件、罹災者数が146件。これに対して観光客のほうを見てみますと、発生件数が74件、そして罹災者数が83件ということで、観光客がその間、増えていることも考慮しますと、ちょっと横ばいの状態ではありますけど、一定の効果があったのではないかと考えております。

以上です。

**○座波一委員**　何が功を奏して効果が出たと考えていますか。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　まずは、どうしてもシュノーケルっていうのは事故発生件数が多くなっておりますので、こちらの事故が７割が自然海岸で起こっているということから、令和６年度から大幅に自然海岸での巡回を強化しております。

この中でも、救助につながるような事例が４件ほ

ど確認されております。そういったところでも、一定程度効果があったのではないかと考えております。

**○座波一委員**　私はですね、もうこれ、やはりシュノーケルの事故っていうのはもう本当にこれが大きく影響していると見ているので、思い切った政策でね、もうシュノーケルの販売とか使用をもう禁止したらどうかと、規制したらどうかというぐらいやらないと、これシュノーケルって非常に危険なんですよね。熟練者も危険なぐらいだから。

その辺の取組というのは検討できないものなのか。

簡単に買える状況を変えないといけない。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　まず、シュノーケルの販売、使用ということについてですが、販売というところにつきましては、なかなかちょっと直接的な規制っていうところは難しいかと思われる一方、使用というところについては、県管理ビーチにおいては、管理運営要領によってシュノーケルの使用を制限しているとは聞いています。

ただ一方で、こういったビーチでシュノーケルの使用を禁止した場合、自然海岸のほうで観光客のほうが行って、シュノーケルを行うというような実態がありますので、それも含めて今後、自然海岸の巡回とかそういったところ、また、事前の周知による正しいシュノーケルの使い方ですとか、海を安全・安心に楽しんでいただくための対策について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○座波一委員**　自然海岸でのシュノーケルを巡回で防いでいるという、これでも絶対にこれは完璧ではない。

だから、このシュノーケルをコンビニでも買えるんですよね。しかも、ちゃちなシュノーケルね。全くやったことのない人が、沖縄のきれいな海を見て潜りたい、シュノーケルを使いたいってこんな単純な発想で使うからこうなるわけよ。だから危険ですよということを観光客分からないわけですよね。

それを教える、あるいは規制するというのが、うちとしての役目じゃないかなと思うんですけど、どうですか。

そこまで踏み込んでもいいんじゃないかなと思う。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　ちょっと繰り返しになりますが、なかなか販売というところは難しいんですが、シュノーケルの正しい使い方という点では、先ほどからある巡回の中で直接、観光客の方にお声かけをして使い方を教えたりですとか、また、事前、旅前の対策としまして、ＳＮＳなどでそういった正しい使い方なども含めて周知を行っているところです。

**○座波一委員**　シュノーケルの使い方、本当に現地で教えているの。そういう観光客を捕まえて。そんなことやっているんですか。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　巡回のほうは、沖縄ライフセービング協会のほうにお願いをしまして、今、沖縄本島、そして座間味のほう、宮古、八重山のほうで２人１組で実施しておりまして、その中では実際に、観光客の皆様にお声かけをしながら、その際ちょっと装備などを見ながらアドバイスなどを行っております。

**○座波一委員**　これね、今の調子だったらもう本当にこれ変わらんでしょうね。

本当にこれ、販売の問題は難しいって言っているけど、それ規制できるんですよ。それを研究したらいいですよ。

本当に死亡事故多発ということでね、緊急事態だから販売をこれは一般ではやめるということできないの。

**○小橋川健康観光振興課副参事**　まず、どういうふうにシュノーケルの安全な使い方を周知していくかというところも重要な観点だと考えておりますので、昨年度も自治体ですとかビーチ管理者、そしてマリン事業者のほうとも意見交換を行っております。

その中では、例えば事業者からは、なぜ観光客の方は、例えばライフジャケットを着けないのかだとかそういったところの意見だとか、管理者からは人手不足の中では人的リソースっていうところも限界がありますので、監視カメラだとかそういったところも積極的に導入したらどうかというような意見がございます。

引き続き、そういった関係機関とも意見交換をしながら、どういう対策ができるかというところについて、研究してまいりたいと思います。

**○座波一委員**　もうとにかく、安心・安全な世界基準の観光地という点で、もう毎年のようにこれだけの、50人以上の死亡者を出すというのは本当に最悪だと思いますよ。

これ本当に部長、どうやってこれ対策するのか、部長の意見聞いてみたいです。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　お答えいたしま

す。

実質令和６年度ぐらいから予算を大幅に取り組んでいます、令和６年度、令和７年度ですね。それ以前は、予算も3000万ぐらいで、巡回もほとんどない状況でした。実質６年度、今７年度、１年半です。

その中で大体やることが見えてきました。

本会議でも御説明しましたけど、基本的に７割は自然海岸であるということ。

シュノーケルと、あとライフジャケット未着用が多いということ。外国人観光客が急増しているということです。

この３点について明確になっていますので、そこに重点的に取り組んでいくというのがまず一つ。

具体的には、旅前に、やはりシュノーケルの危険性を伝える事例を紹介していく、これは国内国外問わずですね。

あとは、国籍別の事故原因、実はこれ、国によって大分違うんですね。そこを分析して、多言語での周知をしっかりやっていきたい、そういう素材をつくっていくということが大切。

あとは旅中、来ている最中では、やっぱり公安委員会が指定していますマル優事業者、そこをしっかり使っていく、促進していく、それが大切だと思っています。

３つ目は、当然今増やしている自然海岸でのライフガード。これも令和５年ではゼロでしたけど、今、常勤で11名、何名でしたかね、もう少しいるかな、常時雇用しています。

そういう形で今、恩納村だけだったのを、今年は宮古と八重山で常時雇用で回っています。そういう形で取り組んでいくというのがあります。

その結果、令和２年から、水難事故、これは毎年増加しています。ただ、罹災者と死者、行方不明者は、令和６年は減少に転じています。ですから、そういう状況と、あと令和６年度、実は入域観光客数は966万人ということで、143万人、17.3％増えています。

その中で、令和６年は一旦減少を少し見せたわけですね。

そういう意味では、一定の効果が、先ほど副参事が言ったのは、こういうことに基づいて一定の効果は出てきている。

ただ、事故件数は増加傾向。罹災者と死者は高止まりです。これをよしとは思っておりません。ですから、令和８年度以降は、今言った課題に重点的に、宿泊税も視野に入れて取り組んでいきたいというふうに考えています。

もしそれが数年やっても傾向として改善されない場合は、組織の一元化も含めて検討していく必要が出てくるかと思っています。

以上です。

**○座波一委員**　とにかく未経験者の衝動的な、こういうふうなシュノーケリングというのは非常に危険だということをね、本当に教えないと駄目なんです。これは沖縄の海があまりにきれいだから、誰でもできると思ったら大間違いということです。

先ほどサッカースタジアムの整備状況の進捗を聞いたんですが、マリンタウンＭＩＣＥ施設の件は、むしろ後退している。

これ、なぜかっていうのも聞いても時間がないんですけど、サッカースタジアムと、このＭＩＣＥの財源のつけ方の違いね、ちょっと説明してください。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　サッカースタジアムにつきましては、現在、あらゆる国庫の、または寄附なども合わせながら、使える財源について検討を行っているところです。

一方、大型ＭＩＣＥ施設につきましては、基本的に一般財源を、または基金などの活用を想定しているところですが、財政措置のある地方債などの活用も含めながら幅広く検討しているところで、国庫があるかないかという部分の中で違いがあると考えております。

**○座波一委員**　サッカースタジアムは、この国庫の期待ができる。ＭＩＣＥはそれができないっていう、この差ですか。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　今現在検討している中では、国庫を使わない、大部分については起債を使ってということで考えているところです。

**○座波一委員**　だからその財源の確保で今できないというのがＭＩＣＥなんだけれど、当初、国庫の可能性を模索していましたよね。

その取組はしてないの、今は。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　活用できる国庫については引き続き活用することを考えておりますが、大部分を国庫で賄うというのはかなり厳しいかと考えているところです。

**○新垣淑豊委員長**　休憩します。

（休憩中に、座波委員から総括質疑の提起があり、委員長から誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

**○新垣淑豊委員長**　再開いたします。

**○座波一委員**　ＭＩＣＥ支援事業、施設整備事業の件なんですが、サッカースタジアムの整備事業と比較して、財源の確保の問題か知りませんが、この整備の進捗が相当、ＭＩＣＥ事業は遅れて、サッカースタジアム事業は進んでいるという印象を受けます。

その中で、数年前に決定したこのＭＩＣＥ事業は、沖縄観光の、もう最後の決め手であるというほどの入れ込みでやってきたにも関わらず、今はもう停滞、衰退というふうな状況に見られます。

ですので、本当にこれ、ＭＩＣＥ事業をやる意味において、この沖縄県の取組ですね、本当にこれをしっかりと計画的にやっていくという、この方針を明確にするために、知事に総括質疑ということでお願いしたいと思っております。

そこで、本当にＭＩＣＥをしっかりやるか、やらないか、明言するぐらいの県の考えを確認したいと思っております。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　與座直也ＭＩＣＥ推進課長。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　１点、訂正をお願いしたいと思います。

當間盛夫委員の質問にありました、サッカースタジアムの施設で黒字化しているものはあるかっていうところで、こちらのほうから公的施設ではないとお答えしたところですが、３件、指定管理料がゼロになっている施設があるということなので、こちらのほう訂正させていただきたいと思います。

どうも申し訳ありませんでした。

**○新垣淑豊委員長**　當間盛夫委員、何かありますか。

以上で、文化観光スポーツ部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

**○新垣淑豊委員長**　再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、項目１、赤土流出防止に向けた根本的な農地対策など、部局横断的な取組について、座波一委員お願いします。

**○座波一委員**　まさにそのとおりなんだけれど。

赤土流出防止に向けた根本的な農地対策など、部局的な対応について、赤土等流出防止条例も含め、横断的な取組をどう考えているか、知事に求めたいということです。

以上です。

**○新垣淑豊委員長**　知事だけですね。

**○座波一委員**　はい。

**○新垣淑豊委員長**　では次に、項目２、ゆがふ製糖工場の整備に対する県の関与について。これは知事にですね、仲村未央委員。

**○仲村未央委員**　まさにそのことですけれども、サトウキビが基幹作物として、基幹産業として重要であるということは、何度もこの委員会を通じて確認をしてきたんですが、それに不可欠なゆがふ製糖工場の整備の、特に財源については決着が必要ですので、その確認を知事にお尋ねしたいということです。

**○新垣淑豊委員長**　次に３番、ゆがふ製糖工場の整備に関する県の対応について。

これは知事にということで、當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員**　仲村未央委員が言われたとおりでございますので、くっつけても構いません。

これ特別委員会で僕はやらんといけないからさ、取り下げるということはしない。

**○新垣淑豊委員長**　では４番目ですね。

奨学金返還支援事業の継続実施について、知事、これは上原章委員。

**○上原章委員**　この事業は令和７年度までとなっていますので、非常に県内の中小企業で働いている若者の方々は、給料も低い中で、奨学金難民というか、社会に出てすぐ返さなくちゃいけないという、そういった方々が相当いらっしゃるということで、ぜひこれは継続してやっていく。

部長、担当部署もやると言っていたんですけれど、知事に、これをやっていくということを質疑で確認していただきたいと思います。

**○新垣淑豊委員長**　では、５番、戦略的クルーズ観光推進事業を推進することにより生ずる様々な課題

への対応について、これも知事に。

次呂久成崇委員。

**○次呂久成崇委員**　県は、この新・沖縄21世紀ビジョンのほうでも、クルーズ観光推進を掲げているんですが、その中で誘致と受入れ体制の強化、それはもちろんだと思うんですけれども、ただ、それに伴って派生する影響で、地元の地域住民の生活に影響があるということに対してのこの対策をどう考えているのかということは、しっかり財源確保も含めて、やはり県は取り組まないといけないものだというふうに思いますので、その見解と対応等について、知事に伺いたいというふうに思います。

**○新垣淑豊委員長**　では６番、進捗が遅れているＭＩＣＥ施設整備についての今後の方針について、これも知事にですね、座波一委員。

**○座波一委員**　沖縄県の今後の観光の在り方として絶対的に必要だというような触れ込みで、ＭＩＣＥ施設を、方針を決定したのにかかわらず進捗が遅れており、今後の対応について、沖縄県の今後の方針について知事に確認したいということです。

**○新垣淑豊委員長**　それでは、反対の御意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言頂きたいと思います。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

**○新垣淑豊委員長**　反対の御意見なしでよろしいですか。

意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と、反対意見の表明を終結いたします。

次に、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、委員長より取り下げ等がないことを確認）

**○新垣淑豊委員長**　再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

**○新垣淑豊委員長**　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○新垣淑豊委員長**　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、10月16日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月17日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　淑　豊

令和７年10月14日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 文教厚生委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

# 文教厚生委員会記録（第２号）

## 開会の日時、場所

年月日　令和７年10月14日（火曜日）
開　会　午前10時０分
散　会　午後３時58分
場　所　第４委員会室

## 本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（こども未来部及び教育委員会所管分）
２　令和７年第５回議会認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
３　決算調査報告書記載内容等について

## 出席委員

委員長　新垣　新
副委員長　松下　美智子
委員　新垣善之　新里匠　小渡良太郎　比嘉忍
米須清一郎　山里将雄　西銘純恵　平良識子

## 欠席委員

委員　喜友名智子
※決算議案の審査等に関する基本的事項３（６）に基づき、監査委員である喜友名智子委員は調査に加わらない。

## 説明した者の職、氏名

| | |
|---|---|
| こども未来部長 | 真鳥裕茂 |
| こども若者政策課長 | 井上満男 |
| こども家庭課長 | 大宮規子 |
| 子育て支援課長 | 仲里直也 |
| 女性力・ダイバーシティ推進課長 | 知花弘恵 |
| 教育長 | 半嶺満 |
| 総務課長 | 平田直樹 |
| 教育支援課長 | 大城司 |
| 施設課長 | 大城勇人 |
| 学校人事課長 | 東哲宏 |
| 働き方改革推進課長 | 上江洲寿 |
| 県立学校教育課長 | 屋良淳 |
| 県立学校教育課特別支援教育室長 | 稲田政博 |
| 教育ＤＸ推進課長 | 當間文隆 |
| 義務教育課長 | 新城高広 |
| 保健体育課長 | 遠越学 |

**○新垣新委員長**　ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、こども未来部長と教育長の出席を求めております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号及び同認定第６号の決算２件の調査について、一括して議題といたします。

まず初めに、こども未来部長からこども未来部関係決算事項の概要説明を求めます。

真鳥裕茂こども未来部長。

**○真鳥裕茂こども未来部長**　よろしくお願いいたします。

こども未来部の令和６年度一般会計及び特別会計の決算概要について、御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております、こども未来部歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは、画面に表示されております３ページを御覧ください。

歳入決算について、御説明いたします。

令和６年度のこども未来部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（Ａ欄）ですが、91億9708万1000円に対し、調定額（Ｂ欄）は86億5889万1933円、収入済額（Ｃ欄）は85億1236万4643円、不納欠損額（Ｄ欄）は1818万6103円、収入未済額（Ｅ欄）は１億2834万1187円、収入比率は98.3％となっております。

次に、歳出決算について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

こども未来部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（Ａ欄）ですが、499億1448万9000円に対し、支出済額（Ｂ欄）は470億3825万3354円、翌年度繰越額（Ｃ欄）は３億4068万2000円、不用額は25億3555万3646円、執行率は94.2％と、なっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

５ページを御覧ください。

こども未来部の一般会計の歳入は款で申し上げますと、同じく５ページ３行目の（款）分担金及び負担金から、７ページの下から３行目の（款）県債までの８つの款からなっております。

それでは、５ページを御覧ください。

こども未来部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計（Ａ欄）ですが、89億9861万2000円に対し、調定額（Ｂ欄）は83億996万1948円、収入済額（Ｃ欄）は82億4300万2145円、不納欠損額（Ｄ欄）は1571万9082円。収入未済額（Ｅ欄）は5124万721円、収入比率は99.2％となっております。

収入未済額のうち、主なものは、同じく５ページ、３行目の（款）分担金及び負担金の収入未済額（Ｅ欄）3387万5854円で、その内容は、児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童及び扶養義務者等の生活困窮、転居先不明などにより徴収困難なため、収入未済となっております。

７ページを御覧ください。

上から９行目の（款）諸収入の収入未済額（Ｅ欄）1736万4867円で、その主な内容は、（項）雑入の児童扶養手当返還に係るもので、児童扶養手当受給者が事実婚や公的年金の受給資格を得た際の届出遅延による、返還金が発生しております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

８ページをお開きください。

こども未来部の一般会計の歳出は款で申し上げますと、同じく８ページの３行目の（款）総務費と８行目の（款）民生費と、９ページ１行目の（款）衛生費の３つの款からなっております。

それでは、８ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算は、予算現額の計（Ａ欄）ですが、497億1602万円に対し、支出済額（Ｂ欄）は469億2192万5947円、翌年度繰越額（Ｃ欄）は３億4068万2000円、不用額は24億5341万2053円、執行率は94.4％となっております。

翌年度繰越額（Ｃ欄）は、若夏学院運営費など３事業に係る繰越額であります。

繰り越した主な理由は、若夏学院の擁壁工事において、那覇市への計画変更手続に時間を要したことや、不発弾が発見され、当初より範囲を広げた磁気探査に時間を要したことなどによるものであります。

次に、不用額について、御説明いたします。

まず、上から３行目（款）総務費の不用額3001万1476円は、性暴力被害者等支援事業において、性暴力被害者ワンストップ支援センター運営業務の受託者が、免税事業者だったことによる消費税分の不用などにより見込みを下回ったことなどによるもので

あります。

次に、上から８行目（款）民生費の不用額18億5946万6770円について、その主なものを御説明いたします。

１つ下の（項）社会福祉費の不用額3436万9821円は、（目）社会福祉総務費において、くらしの応援サポート事業でのクーポンの配布数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

その下、（項）児童福祉費の不用額18億2509万6949円は、１つ下の（目）児童福祉総務費において、地域子ども・子育て支援事業や保育対策総合支援事業等における市町村補助額及び補助金確定額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

９ページを御覧ください。

（款）衛生費の不用額５億6393万3807円は、一番下の（目）母子保健衛生費において、こども医療助成事業における補助実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入決算について、御説明いたします。

10ページを御覧ください。

予算現額の計（Ａ欄）ですが、１億9846万9000円に対し、調定額（Ｂ欄）は３億4892万9985円、収入済額（Ｃ欄）は２億6936万2498円、不納欠損額（Ｄ欄）は246万7021円、収入未済額（Ｅ欄）は7710万466円、収入比率は77.2％となっております。

収入未済額（Ｅ欄）の7710万466円は、主に借受人が生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに、元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

次に、特別会計の歳出決算について御説明いたします。

11ページをお開きください。

特別会計の歳出決算は、予算現額の計（Ａ欄）ですが、１億9846万9000円に対し、支出済額（Ｂ欄）は１億1632万7407円、不用額は8214万1593円、執行率は58.6％となっております。

不用額の8214万1593円は、貸付見込みよりも貸付実績が下回ったことによるものであります。

以上で、こども未来部の令和６年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**○新垣新委員長**　こども未来部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算事項の概要の説明を求めます。

半嶺満教育長。

**○半嶺満教育長**　よろしくお願いします。

それでは、教育委員会所管の令和６年度歳入歳出決算についてその概要を御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております令和６年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

３ページをお開きください。

令和６年度の一般会計歳入決算は、予算現額524億4297万3746円に対し、調定額455億7756万8438円、収入済額455億7110万7855円、不納欠損額０円、収入未済額646万583円、収入比率は99.9％となっております。

以下、款別に、収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

（款）使用料及び手数料の収入済額は、47億1541万2427円で、その主なものは、全日制高等学校授業料であります。

（款）国庫支出金の収入済額は382億3938万1451円で、その主なものは、義務教育給与費及び公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金であります。

４ページをお開きください。

（款）財産収入の収入済額は１億6719万3988円で、その主なものは、実習生産物売払代、土地・建物貸付料であります。

（款）繰入金の収入済額は9362万1737円で、その内容は、沖縄県公立学校情報機器整備基金繰入金であります。

５ページをお開きください。

（款）諸収入の収入済額は３億5109万8252円で、その主なものは、文化財調査受託金、雑入（災害共済給付金）であります。

また、収入未済額の646万583円は、県教育委員会が発注した工事に関して、公正取引委員会から談合認定を受けた業者に対して請求した損害賠償金の未済分となっております。

（款）県債の収入済額は20億440万円で、その主なものは、県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

６ページを御覧ください。

教育委員会の合計は、（款）教育費と（款）災害

復旧費の合計となります。

それでは（款）教育費から御説明いたします。

（款）教育費の決算は、予算現額1852億2694万942円に対し、支出済額1745億3930万307円、翌年度繰越額69億1021万9616円、不用額37億7742万1019円、執行率は94.2％となっております。

次に、翌年度繰越額の主なものについて、項別に御説明いたします。

（項）教育総務費の翌年度繰越額７億7038万8000円の主なものは、（目）教育振興費の公立学校施設改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において学校等との調整などに不測の日数を要したことから、当初計画より遅れが生じ、やむを得ず繰り越したものであります。

７ページを御覧ください。

（項）中学校費の翌年度繰越額９億2929万9800円の主なものは、（目）学校建設費の中学校施設整備負担金事業費において、校舎新築工事で、隣接工区との相互作業に伴う施工期間及び作業スペースの確保等による、施工遅れが生じたことから、やむを得ず繰り越したものであります。

（項）高等学校費の翌年度繰越額39億4032万6116円の主なものは、（目）学校建設費の学校施設整備補助事業費において、年度中途で不具合等が生じた空調設備や自動火災報知設備の更新等への対応を優先したため、当初計画を大幅に見直しする必要が生じ、調整に不測の時間を要したことから、やむを得ず繰り越したものであります。

（項）特別支援学校費の翌年度繰越額９億5605万3020円の主なものは、施設整備補助事業費において、特別支援学校外壁等改修工事で施工箇所及び内容の見直しで、関係機関との調整に時間を要したことなどから、やむを得ず繰り越したものであります。

８ページを御覧ください。

（項）社会教育費の翌年度繰越額３億1415万2680円の主なものは、（目）青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、直前工事である駐車場整備工事並びに旧館解体工事の完了が想定より遅れたことに伴い、当年度予定していた工事の着工が遅れたことや、一部資材の年度内の納品が困難なことから、やむを得ず繰り越したものであります。

次に不用額の主なものについて、項別に御説明いたします。

６ページにお戻りください。

（項）教育総務費の不用額５億1141万3174円の主なものは、（目）事務局費の職員給与費の執行残及び（目）教育振興費の高等学校等奨学のための給付金事業において、給付金の支給実績数が、対象者見込み数より少なかったことによるものなどであります。

（項）小学校費の不用額10億7734万3160円の主なものは、教職員給与費の退職手当の執行残であります。

７ページを御覧ください。

（項）中学校費の不用額７億3511万5860円の主なものは、（目）教職員費の教職員給与費の退職手当の執行残であります。

（項）高等学校費の不用額７億2913万5609円の主なものは、（目）高等学校総務費の教職員給与費の退職手当の執行残によるものであります。

（項）特別支援学校費の不用額５億1805万9887円の主なものは、教職員給与費の退職手当の執行残であります。

８ページを御覧ください。

（項）社会教育費の不用額１億1740万9879円の主なものは、（目）青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、直前工事である旧館解体工事の入札残であります。

（項）保健体育費の不用額8894万3450円の主なものは、学校保健事業費の災害共済において、高額な給付となる障害見舞金や、死亡見舞金等の事故が発生しなかったことにより、交付金が不用となったことによるものであります。

以上が、（款）教育費の決算状況でございます。

次に、（款）災害復旧費について御説明いたします。

（款）災害復旧費の決算は、予算現額7943万3000円に対し、支出済額1935万7800円、不用額6007万5200円となっております。

不用額については、台風等による学校施設の被災が想定より少なかったことによるものであります。

以上が、教育委員会所管の令和６年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほどよろしくお願いします。

**○新垣新委員長**　教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算事案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意お願いいたします。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、10月10日と同様に行うこととし、本日の

質疑終了後に協議いたします。
休憩いたします。
（休憩中に、総括質疑の提起について説明）
**○新垣新委員長**　再開いたします。
質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう、簡潔にお願いいたします。
また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。
休憩いたします。
（休憩中に、質疑時間の譲渡について説明）
**○新垣新委員長**　再開いたします。
それでは、これより直ちにこども未来部及び教育委員会関係決算事項に対する質疑を行います。
米須清一郎委員。
**○米須清一郎委員**　お願いいたします。
主要施策の資料から幾つか上げたいと思います。
まず、こども未来部ですね。137ページ。子ども・若者育成支援事業というのがあります。
資料の中では、子ども・若者総合相談センターのことが記述されていますけれども、事業の中身で、ほかにもいろいろあるようですので、いま一度、令和６年度のこの事業の実施の概要の御説明をお願いしたいと思います。
**○井上満男こども若者政策課長**　お答えします。
子ども・若者育成支援事業ですが、不登校、ひきこもり、ニートなど、困難を有する子ども・若者を支援するため、３つの細事業を実施しております。
１つ目が、委員おっしゃった子ども・若者総合相談センター事業ということで、対象者がワンストップで相談できる窓口として、子どもみらい相談プラザｓｏｒａｅというものを那覇と名護に開設し運営している事業がまず１つ目になります。
次に２つ目が、子ども・若者社会適応促進事業ということで、地域にある若者サポートステーション、これは国のほうが設置をしているんですけれども、こちらと連携しまして、生活訓練、体験活動などの社会適応プログラムの実施、支援などを行っております。
最後３つ目が、子ども・若者支援地域協議会の設置促進事業になりますが、こちらは市町村において適切な支援を効率かつ円滑に実施していただきたいということで、協議会の設置促進を図っている事業で、令和６年度から実施している事業となっております。
以上です。
**○米須清一郎委員**　大きく分けて３つあるということで、全体の事業としては、もう10年越すぐらいの継続事業ですが、この３つ目の市町村の協議会設置促進は、令和６年度から取り組んでいるということですけれども、一方で、県にも協議会というのがあるとしたらいつからあるんでしょうかね、県全体としてのこの協議会についての説明をお願いします。
**○井上満男こども若者政策課長**　県の協議会は、平成25年１月から設置しておりまして、教育、福祉、保健、医療等６分野24名で構成しておりまして、この県の協議会のほうでは、子ども・若者支援に係る情報交換ですとか、その支援内容を広報、周知、啓発等に努めているところです。
**○米須清一郎委員**　この事業、本当に大事だと思うんですけれども、若者ということで、10代、20代、今39歳まで範囲に入ってくるんですかね、いわゆるニート、ひきこもりみたいなのですね。学校にいるときもそうですけれど、卒業するとさらにこう見えなくなるというところで、つながりがなかなか持てない中での大事な事業だと思うんです。
この協議会ですね、市町村に設置を促進するといったときに、いろんなことをもともとやっている中で、この若者支援まで含めて市町村で協議会をつくるのはなかなか大変だなと思うんですが、実際やってみてどうでしょう、各市町村の協議会設置というところがうまく進んでいるでしょうか。
**○井上満男こども若者政策課長**　まず市町村段階でこのような協議会が設置されているのが、石垣市と伊江村の２市村のみとなっております。
これらの子ども・若者を支援する協議会が市町村段階で設置されることによりまして、より地域の実情を把握されているということで、個別事案等も協議できるのかなと思っております。そこができれば、早い段階でこういった対象者をキャッチし、地域で完結した支援につなげられると。
それ以外にも、必要な機関につなぐことで切れ目のない支援ができるということで、それで令和６年度から県のほうでも、協議会設置促進に取り組んでいるところなんですけれども、やはり委員おっしゃったように、他の会議体とか市町村段階であったり、それから財政負担等、あるいはマンパワーとかそういったものが課題となっていますので、なかなか設置が進んでいないところなんですけれども、

今この設置を進める中で、令和６年度は９市町村のほうが興味を示していただきまして、県の委託の中で、コーディネーターを派遣するなどして支援をしているところです。

その結果、南大東村と伊平屋村のほうで、この準備室の設置に向けた動きが、今現在できてきているところなので、引き続きサポートしていきたいというふうに考えているところです。

**○米須清一郎委員**　なかなか見えない人、つながっていない人もいるんだろうなというところで、そこが人それぞれですけれども、支援が必要だとしたら、まずつながるところからという――本当にやりにくさというか、大変さもあると思うんですが、市町村がすぐにぱっとこう、うまくできているところもあるんでしょうけれども、協議会みたいのを設置してがっつりやっていくというのが難しい中では、県のほうでやはり広域的に、いろんな支援団体も――見聞きすると増えているというか新しい取組とか、新しい団体も出てきているのかなと思ったりもしますので、そういう新しい団体、新しい取組を県が取り込みながら、協議会の中で、市町村に共有していくことで促していく、動かしていくというところがあるのかなと思うんです。その辺県として、コーディネーターを配置して、市町村でやってくださいなのか、県が自ら全体を巻き込みながら、その情報を共有していくことで促していくということなんじゃないかと思ったりするんですけれど、その辺どうでしょうか。

**○井上満男こども若者政策課長**　先ほど答弁させていただきましたとおり、県の協議会のほうでは、情報交換ですとか周知啓発等を所掌しているということで、実はその構成員の中には、若者支援を行っているようなＮＰＯ法人さんとかも入っております。

地域の実情に応じた支援を個別的に考えていくことについては、やはり市町村のほうが強みがあるかなと思っています。ただ県の協議会での周知啓発というところは役割としておりますので、様々な若者支援を行う団体も今増えてきていると思いますので、こういったところのよい連携事例とか、好事例を県の協議会の中でも共有しながら、市町村にフィードバックする、そういった役割が発揮できるのではないかなと思っていますので、そういったところを検討していきたいと思います。

**○米須清一郎委員**　よろしくお願いいたします。

次に移ります、140ページ。沖縄こどもの貧困緊急対策事業。

細事業で、アからコまでですか、たくさんありますけれども、その中のウ、分析・評価・普及事業ということですけれども、報告資料の中で、学校版スクリーニングというのが出てきているんですが、これについて説明をお願いします。

**○大宮規子こども家庭課長**　この学校版スクリーニングといいますのは、学期の終了時などに学校現場において、教職員や養護教諭、そういった学校関係者のほか、スクールソーシャルワーカー、それから市町村の福祉部署、そういった様々な関係機関が集まって、生徒の状況を確認するというような会議を開催しております。

具体的には、スクリーニングシートというのを活用しまして、まず学校の先生方が一人一人の生徒の情報を入力して、これを点数化して、支援の必要性が高いと思われる児童生徒さんを抽出します。

その後、先ほど申し上げたような関係機関が一堂に会して、校内で会議を開きまして、抽出された児童生徒に対する支援の方向性について検討するというようなものが、学校版スクリーニングというものでございます。

**○米須清一郎委員**　事前にちょっと、聞き取りというか教えてもらったところでは、すごくいい方法だという理解でいます。県外の大学の先生が開発したいいものを基に、それを今３市町村、17校でやっている、それを広げていきたいというところだと思うんですけれども、ものはよくても先生たちが通常の授業もしながら、これに当たってチェックしたりとかというのも大変かなと思うんです。実際分かってきた結果で、傾向というんですか、それで必要な支援があればそこにつないでいくというところは、また専門の支援というか、学校の先生たちがチェックしたりというのもあるかもしれませんけれども、そういう先生だけが大変するんじゃなくて、支援につないでいくところの役割というのが必要かなと思うんですけれど、その辺体制としてどうでしょうか。

**○大宮規子こども家庭課長**　昨今の教員不足ですとか、教員の先生方の過重な業務負担という状況もあるのは承知をしておりまして、なかなか実施する学校や自治体が普及していっていないというのが課題なのかなということは認識しております。

県のほうでも毎年、研修会を実施しておりまして、その中で、例えばスクリーニングシートの記入の方法ですとか、スクリーニング会議の進め方、ファシリテーションの仕方などもロールプレイングを行いながら、研修をしているところです。

実際の支援が必要な子どもたちがいる場合については、会議の中で、様々な関係機関が集まって、支援が必要な子どもたちを今後どういうふうにしていくか、どういう支援機関につなげたほうがいいかというのは、みんなで協議して決定していますので、県としましては、そういった取組がまたほかの市町村、各学校にも普及できるように研修も含め理解が深まるような活動を引き続き行っていきたいというふうに思っております。

**○米須清一郎委員**　私の理解では、この支援の部分、いろんな連携が必要だと思うんですけれども、よく聞くＳＳＷってまさにこういうことをやっているんじゃないかと思うんですよ。

実際に配置があると思うんですね、県の配置もあり各市町村での配置もある。全市町村の全校に行き渡っているかどうかまでは確認していませんけれども、結構な配置がなされていると思うんです、ＳＳＷ。あれはあれ、これはこれではなくて、まさに中身的にこれはＳＳＷがやるところなんじゃないかなと思うわけですけれども、この事業をやる、広げていくに当たって、現に配置されているＳＳＷにこの手法を生かしてもらう、そういうことで広げてもらうということが中身的に何よりもいい支援になるというふうにできないかなと思うんですけれど、どうでしょうか。

**○大宮規子こども家庭課長**　この実際のスクリーニングの作業の中でも、スクールソーシャルワーカーの方、最終的なこの会議の段階でいろいろ関わっていただいております。

具体的な支援の方向性ですとか、あと役割分担、そういったのを学校で決定する際に助言していただくというような立場にありますので、今後もスクールソーシャルワーカーの方も連携しながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○米須清一郎委員**　ありがとうございます。

次に、教育委員会のほうに移りたいと思うんですが、541ページ。

バス通学費等支援事業、継続ですけれども、高校生等、一部中学生もということですが、高校生中心かと思うんですけれども、全日制とか定時制とかあると思うんですが、その辺の高校生の内訳での実施状況をお聞きしたいと思います。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

県では令和２年度から子どもの貧困対策として、全日制課程と定時制課程に在籍する生徒のバス・モノレール通学費無料化を実施しているところです。各課程における令和６年度の実績については、国公立の認定者4920人のうち、約4800人が全日制、約100人が定時制の生徒となっております。

以上です。

**○米須清一郎委員**　通信制というのはどうなっていますか。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

県立高等学校の通信制課程に在籍する生徒については、週に１回のスクーリングで日常的に通学がないことから、現在支援の対象外となっているところでございます。

**○米須清一郎委員**　毎日じゃないから支援の対象ではないって、ちょっと理由としては弱いかなと思うんですが、できない難しさというほかに何かあるんですか。

**○大城司教育支援課長**　事業の当初のほうから、週に１回というところで先ほど御答弁させていただいたんですが、日常的に通学がないというところで、これまで対象外になっていて、ちょっとそれ以外の件につきましては、今のところないというふうに考えております。

**○米須清一郎委員**　前からこの点は質疑に上がったり、あるいは個別での話でちょっと疑問を呈したりというのはあると思うんですけれども、理由、説明になっているのかなと思うんですよ、理由としてですね。

要するにできないのは実態が分からないとか、あまり必要としていないとか、何かあればですけれども、もう週１回しか行かない、それがバスだとして交通費がかかっているとして、やらない理由にはならないんじゃないかと思うんですけれども、いま一度、今後どうするのかというところをお聞きできればと思います。

**○大城司教育支援課長**　県立学校の通信課程については、現在在籍する生徒の中で、あと履修登録を行っている生徒を対象に、今年度週１回のスクーリングにおける通学の実態調査を行ったところであります。

今後は調査結果を踏まえて、県立学校の通信制課程に在籍する生徒の通学支援についても、現在検討しているところでございます。

以上です。

**○米須清一郎委員**　実際に対象者から声もありますので、これが多い少ない、毎日ではないとかそういうことではなくて、対象者についてはしっかりと御検討をいただきたいと思います。

今の事業で引き続きコミュニティーバスの関係はどうなっていますか。

**○大城司教育支援課長**　県教育委員会では、令和５年８月に実施した調査において対象となる路線バス型のコミュニティーバスを有する市町村へ、事業の参加に関する聞き取りを行っております。

令和７年３月末時点において、国頭村、久米島町、中城村、南城市、名護市の５市町村と、このバスの無料化の協定を交わしているところでございます。

令和６年度の実績としては、認定者数がこのコミュニティーバスで49名となっております。

以上です。

**○米須清一郎委員**　今御説明のとおりですけれど、その基となっているのは、令和５年度の調査ということですか。

**○大城司教育支援課長**　そのとおりでございます。

**○米須清一郎委員**　41市町村のコミュニティーバスは、年度年度で変わるところがあると思うんですよ。新しいものがでてきたり廃止したり、路線を変えたり。大変だと思うんですけれど、随時というか毎年度調査する必要があるのかなと思うんですけれどどうでしょうか。

**○大城司教育支援課長**　この件に関しては、県内のコミュニティーバスを運行している市町村のうち、現在協定を締結していない、本島内の市町村及び高等学校が設置されている離島市町村を対象に調査を行うことを今検討しているところです。

その調査の結果を踏まえて、当事業の参加の意向があった市町村と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○米須清一郎委員**　よろしくお願いします。

次の事業に移ります、523ページ。国際性に富む人材育成事業の中にある、３のアジア高校生オンライン国際交流事業。

これ昨年の令和５年度決算調査でも取り上げました。単価にすると高くついていないかという御指摘をさせていただいたんですけれども、そのときに令和５年度でいくと１人当たりで、たしか６万円ぐらいだったと思うんですよ。今回見える数字だと８万円ぐらいになるんですね。

いま一度聞きたいと思います。ちょっとオンラインにしては、１人当たり高くついていないですか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　お答えします。

まず、そもそもこのアジア高校生オンライン国際交流事業、これはコロナ禍において緊急措置として立ち上げた事業ですので、その頃には各学校においても、創意工夫でＩＣＴの活用等でオンライン等の研究が進んでいます。

教育委員会として事業を立ち上げる際に、例えば各学校ではなかなか設定できないような、かなり難易度の高いトピックを設定して、そういう学びをできる生徒たちに対して仕組みをつくった事業でございますので、単価としての高さということはあるかもしれませんが、それなりの質の高さを担保しつつ、オンラインでの探究活動をアジアの高校生たちと一緒に行うということに重きを置いているものでございます。

以上です。

**○米須清一郎委員**　高くつく要素、この事業委託の中身でどこの経費でこんなにかかるんでしょうか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　特にアジアの高校生たちと幾つかのグループをつくって、それをオンラインでつないでいくんですが、それぞれにファシリテーターとして大学の教授であったり、国際交流に造詣の深い方を講師として、またコーディネーターとしてお願いして、様々なプロジェクト型探求というものを行いますので、プログラムをつくるに当たっての人材費であるとか、そういったところに主にかかっていると思います。

以上です。

**○米須清一郎委員**　あと報告書の中の課題のところで、応募者は増加しているけれども、レベルがついてこないので、プログラムを見直すとか、発展コースの検討をしたいみたいな書き方をしているんですけれども、その辺は、この発展コース、今後のどういう見直しの方向なのか御説明お願いします。

**○屋良淳県立学校教育課長**　まず今年度については、去年と同じように100名程度で募集しまして、令和７年度は129名、実際のところは参加しております。今後、各学校での取組やアプリの進化、それから各民間のこういったプログラム、これがかなり充実してきておりまして、各学校のオンラインの効率化、それから発展、これが進んできておりますので、県立学校教育課が仕込む事業として、質の高さというのを学校が頑張っていることに対して、しっかりとリードできるのかどうかというところも見ながら、一方で、オンラインの大切さ、つまり、多くの生徒に広くオンラインのよさを享受してもらうということについては、各学校の取組もかなり支援していかないといけない状況ですので、その辺のあん

ばいを見ながら公費を使う事業としての在り方と、それから各学校の創意工夫、これをしっかりと勘案しながら、事業については進めていきたいと思っています。

以上です。

**○米須清一郎委員**　令和６年度に関しては、委託の発注方法としては、随契、プロポーザル、どういう発注の仕方をしていますか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　プロポーザルを実施しまして、業者を選定しております。

以上です。

**○米須清一郎委員**　その公募に当たっては、広くオープンにしていますか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　プロポーザルですので、募集をかけてそこに応募してきた業者さんの中から、プロポーザルで選定しております。

以上です。

**○米須清一郎委員**　昨年から言っています、今も答弁もありました、いろんなものが本当にでてきていて、やり方によっては、もう桁が違うと思うんですよ。100名、200名ではなくて、1000人、2000人にできる時代になっていると思うんですね。ぜひこうだと決めつけずに、いいものがどんどん出てきていますので、新しいことで広げていくという工夫をお願いして終わりたいと思います。

**○新垣新委員長**　次に、山里将雄委員。

**○山里将雄委員**　おはようございます。

全部の部に共通して聞いていることなんですけれども、令和６年度の内部統制評価報告書から確認をしたいと思います。

こども未来部、識別数が169件、そしてリスクの発現数が15件というふうになっています。多い数字ではないとは思いますけれども、そういった実際のリスクが発現しているという状況なんですが、これ令和２年度から始まっていますので、令和２年度からのこども未来部のリスク識別数とリスクの発現数について、お答えいただきたいと思います。

**○新垣新委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、執行部からこども未来部は令和６年度の組織改編で設置されたので、それ以前の子ども生活福祉部と単純比較はできないがよいかとの確認があり、山里委員よりそれでよいとの発言があった。）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

井上満男こども若者政策課長。

**○井上満男こども若者政策課長**　お答えします。

こども未来部令和６年度に組織改編してできましたので、それ以前の数字については、子ども生活福祉部の数字でお答えさせていただきたいと思います。

まず、令和２年度のリスク識別数が135件、発現数が７件。それから令和３年度が識別数199件、発現数14件。令和４年度が識別数264件、発現数20件。令和５年度が識別数338件、発現数が43件となっております。

令和６年度は先ほど委員がおっしゃったとおり、識別数が169件で、発現数は15件となっております。

**○山里将雄委員**　分かりました。

この数字を見る限り、増減はある感じはしますけれども、減っているという感じはあまりないので、やっぱりこの辺はしっかりと部として取り組んで、そういったリスクが発現しないように防止していただきたいなと思います。

最新で結構ですけれど、特に何かリスク、要するに業務上のいわゆるミス、どんなものがあったかお答えできますか、１つ２つで結構です。

**○井上満男こども若者政策課長**　部内においてもリスク、特に大きなものをどう捉えていくかというところで、１つの考え方として、収入未済額が多額であるものですとか、あるいは複数回、同じことが発生しているものは、少しリスクが高いものであると認識しておりまして、各所属にも注意を呼びかけております。

一例で申し上げますと、収入未済額が多額であるものに関しましては、児童福祉施設入所負担金というものがあります。こちらは児童相談所等が児童を福祉施設等に入所措置を行った場合に、保護者、扶養義務者から納付していただくものになっているんですけれども、どうしても生活困窮世帯の方々が多いですとか、転居先が不明ですとか、あとは保護者からなかなか理解、協力が得られないというようなところで、未収が発生する、それが増加する傾向にあるというふうになっております。

もう一つ、リスクを繰り返して発生しているものとしましては、児童相談所がメインになってくるんですけれども、近年の児童虐待相談対応件数が増加しまして、面談回数とかがやはり増えてきているというところで、公用車での交通事故が一定程度毎年発生してしまっているというところで、こちらは全所体制でこの事案とかの分析をして共有を図っているところでございます。

**○山里将雄委員**　こども未来部については、重要なリスクというのは発生していないんですけれども、その防止は図っていかなければならないと思いますが、再発防止対策についてはどのように考えていますか。

**○井上満男こども若者政策課長**　先ほどの事例で申し上げますと、やはり収入未済額が多額になってくるというところで、原因としては、生活困窮世帯が多いとかそういったところであるので、なかなか徴収が進まないというところがございます。

ただ、そこは県の債権管理マニュアル等も踏まえまして、督促を３か月に１回程度やったり、あるいは児童福祉司が面談に行くときに納付を促したりとか、一括で納入が厳しい場合は分割納付を促すなどの対応策は行っているところでございます。

あと交通事故に関しましては、先ほど申し上げたとおり、やはり不注意が要因とか、そういったところにもございますので、そこはそれぞれの相談所の中で、所内全体会議とかを通して職員にしっかりと注意を呼びかけているというところでございます。

**○山里将雄委員**　この件最後に、令和６年度についてで結構ですけれども、部長の評価といいますか、この件についてのお考えをお聞かせください。

**○真鳥裕茂こども未来部長**　令和６年度からこども未来部を発足したんですけれども、ちょうどその年に、予算経理班というのが各部局のほうに配置されまして、審査機能の強化がされているということと、もう一つは、内部統制の専従職員、主幹クラスですけれども、こういったのも配置されておりまして、リスクの発現の抑制が図られているというふうに考えております。

また、そういったことと併せて、具体的にコンプライアンス会議を開催したり、あとはチェックリストの共有だったり、執行管理のファイルを作成、活用するなどして、発生防止に努めているというところです。

そのほかとして、部独自の取組なんですが、新採用職員に対しては総務部が一括して新採用研修するんですけれども、それとはまた別にですね、予算業務に係る研修を行っています。

さらに、福祉現場から初めて本庁に異動されてくる方を対象に、予算編成の事務であったり、会計処理の研修を行っているというところです。全く現場の業務と違うものですから、そういった取組もしております。

今後ともですね、前年度発生したリスクの原因、それから再発防止策を全体で共有しながら、適正な執行の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○山里将雄委員**　ありがとうございました。

教育委員会にもお聞きしたいんですけれども、教育委員会は、今回の内部統制評価に記載がされていないんですね。

教育委員会もちょっと調べてみたら、法的には内部統制制度の対象に含まれていると認識しているんですけれども、これが今、教育委員会が含まれていないというのは、どういうことなんでしょうか。

**○平田直樹総務課長**　内部統制業務については、地方自治法の改正により、都道府県・指定都市に制度の導入が義務づけられて、知事部局が導入されていて、行政委員会、教育委員会は対象となっていないということでやっております。

ただ、教育委員会におきましても、これまで独自に取り組んでいた財務会計の相互点検など、内部点検を整理して事務の適正な執行、教育行政の適切な遂行を目的にして、令和６年度より内部統制として沖縄県教育委員会リスクマネジメントを導入しております。今年度からやっております。

**○山里将雄委員**　失礼しました。

私は対象になっているというふうに勘違いしていましたけれど、じゃ、対象には今なっていないということなんですね。分かりました。

教育委員会でも独自の取組をしているということなんですが、最近でいいますと、文教厚生委員会でも取り上げられている退職手当の未払いの問題ですね、そういったことも生じていますので、しっかりとそこは内部統制というものを行って、そしてリスクを減らしていくという努力をしていただきたいというふうに思います。

その辺、半嶺教育長、何かありましたらお願いします。

**○半嶺満教育長**　ただいま課長のほうからも答弁ございましたが、教育委員会においては、これまで独自に取り組んできた内部点検を整理しまして、事務の適正な執行、教育行政の適切な遂行を目的に、令和６年度より内部統制として沖縄県教育委員会リスクマネジメントを導入しているところであります。

リスクマネジメントの導入初年度においては、県民に対し大きな経済的、社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い重大な不備は確認はされておらず、取組がおおむね有効に運用されているというふうに評価しているところでありますが、チェック体制や

所属における執行管理等が不十分だったことに伴う不備については、複数件確認をされておりますので、一部の所属においては、今後の是正等について対応を強化するとともに、引き続き法令等の遵守、適正な事務の執行に取り組み、重大な不備の発生防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○山里将雄委員**　よろしくお願いします。

それでは、まず、こども未来部の施策の報告のほうからお伺いをしていきたいと思います。

153ページの里親支援センターの設置ですね。これについて少しお伺いします。

これは令和４年から児童福祉法の改正によって、里親支援センターの設置というものが行われるようになっていると理解してるいんですけれども、今回この報告書の中で、里親支援センターよしみずですか、これを年度末、２月に立ち上げたというふうになっております。

この里親支援センターというものの設置目的は何か、まずお伺いします。

**○大宮規子こども家庭課長**　社会的養護が必要な子どもたちについては、より家庭的な養育環境の下で養育するということが推進されているところでして、先ほど委員がおっしゃったように、児童福祉法の改正で児童福祉施設として位置づけられております。

里親支援センターは、家庭養育の推進を図ることによって、児童の養育環境を向上させるということを目的としておりまして、県のほうでは、里親家庭に対して一貫した体制で継続的かつ包括的な支援を行うという拠点として、里親養育支援センターよしみずを設置したというところでございます。

**○山里将雄委員**　この里親支援センターですか、１件を今回、設置したということなんですけれど、今現在、児童家庭支援センターというのがありますよね、今現在３か所、県で持っていると思います。この児童家庭支援センターでもこれまで里親支援を行ってきたわけですよね。この児童家庭支援センターと里親支援センターの関係というのは、どういうふうになりますか。

**○大宮規子こども家庭課長**　児童家庭支援センターにつきましては、地域の児童に関する相談のうち専門的な知識や技術を必要とする者に応じて助言等も行ったりですとか、あとは児童相談所からの委託を受けて、施設の入所までは要しないが要保護性があって、継続的な指導が必要な子どもたち、または、その保護者への指導を行うという児童福祉施設となっております。こちらは児相を補完する役割がございまして、通常は児童養護施設などに併設されている施設になっております。

一方、里親支援センターにつきましては、里親の支援事業を行うほか、里親や里子、それから里親になろうとする方からの相談を受けたり、援助を行ったりしておりまして、家庭的養育を推進して里子の健やかな育成を実現するということを目的としている施設であります。

児童家庭支援センターにおきましても、里親の方や里子からの相談を受けるということは可能なんですけれども、里親支援センターのほうでは、里親、里子に関する特化した支援をより包括的に行うという施設になっております。

**○山里将雄委員**　そうだとすると、今まで児童家庭支援センターでは里親についての相談を受けていたものが、このセンターができたことによって、そこに一括といいますかね、里親に関してはそこで包括的に全て取り組んでいくという考え方でよろしいですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　里親支援センターにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、一括して里親の開拓から委託が解除になって里親の下を離れて自立に向けた支援を行うまで継続して一貫した支援を行うという施設という位置づけになっております。

**○山里将雄委員**　分かりました。

じゃ、この里親支援センター、今回１件目が設置できたわけですけれども、今後その設置について増やしていく予定があるのか、それから、そういった計画書の整備とかされているのか。その辺はどうですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　里親支援センターは現在、那覇市内に１か所のみとなっておりまして、令和７年２月に設置したばかりでございますので、今後の里親支援センターの在り方につきましては、現在の運営状況ですとか、あと要望等を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

**○山里将雄委員**　分かりました。

ちょっとこの里親支援センターと直接関係ないのかもしれませんけれど、関係ないことはないか。私、代表質問等々でも取り上げたんですけれども、愛知県のほうで、いわゆる愛知方式と言われる妊娠時から里親とその親とマッチングするというのを取り組んでいるんですね。

今回、この里親支援センターが設置されたということでありますので、そこを拠点にいろんな取組をしていくと思いますが、このいわゆる愛知方式という考え方、これについてここで取り組んでいく、そのようなお考えはおありでしょうか。

**○大宮規子こども家庭課長**　愛知方式の導入につきましては、現在、県内でも民間の養子縁組あっせん機関のほうで、そういった出産前からのマッチングですとか、そういった支援を行っているところですので、愛知方式の導入につきましては、そのメリットですとか、あと課題などもあるかと思いますので、また民間のあっせん機関との違い等についても整理をした上で、今後研究していきたいというふうに考えております。

**○山里将雄委員**　よろしくお願いします。

それじゃ、もう一点お聞きしますけれど、155ページの子どもの貧困対策市町村支援事業のほうを少し確認させてください。

これは、この報告書を見たときに、この事業は基金からの取崩しで行っているというふうに思っているんですけれども、全て基金からの取崩しで充てているんでしょうか。

**○大宮規子こども家庭課長**　この市町村支援事業につきましては、沖縄県子どもの貧困対策基金を財源としまして、市町村に交付金を交付しております。

**○山里将雄委員**　基金からの取崩しということなんですが、基金というのは自分たちで幾ら必要だから取り崩すというふうに予算立てをするわけですよね。なのに、この5000万円以上の不用額が出ているというのがどうも理解ができなくて、これはどういうことなんですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　この市町村支援事業につきましては、市町村が実施する就学援助制度の充実ですとか、子どもの貧困対策に資する市町村の単独事業というのがございます。このうち市町村が実施する単独事業のほうで、市町村での活用が少なかったということで、不用が生じているという状況になっております。

**○山里将雄委員**　すると、市町村のほうでその分の予算が執行できなかったということは、どういうことなんでしょうか。

ここで課題のほうにも市町村によって、その取組にばらつきがあるというふうなことを書いているんですけれども、その辺はどういう状況なのか、少し具体的に教えていただけますか。

**○大宮規子こども家庭課長**　市町村の単独事業につきましては、令和６年度は16団体で実施をされておりまして、まだ実施していない市町村もあるということで、活用状況に差が生じているところでございます。この理由としましては、こちら予算が１億円なんですけれども、各市町村の要保護児童、それから準要保護児童数に応じて、この１億円を案分して基準額を定めておりますが、小規模の市町村におきましては、その人数によって案分しますので、基準額が少額となって事業が立てづらいという状況があるというふうに聞いております。

**○山里将雄委員**　これ市町村との調整といいますか話合いというか、そういう場はつくっているんですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　市町村とも意見交換などを行いまして、他の市町村での取組事例なども共有したりですとか、あと従来の基準額に加えて、過去３か年分の未執行分を上乗せして交付できるというふうに令和６年度から見直しを行っておりまして、より市町村のほうで活用しやすい配分方法に見直しを行ったところです。

それによりまして、令和７年度は、交付市町村が３団体増えまして、19団体で活用していただいているというところでございます。

**○山里将雄委員**　この子どもの貧困対策については、これまで沖縄県でも非常に大きな問題として取り組んでいるところですので、それは非常に重要な事業だと思います。市町村ごとにばらつきがあるというのは、少し問題かなというふうに思いますので、しっかり県として市町村と連携しながら取り組んでもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

じゃ、教育委員会のほうでも一つだけお伺いをしたいと思います。

高等学校ＤＸ加速化推進事業ですね、これについて、526ページになりますか、お願いします。

事業の目的・内容に、情報や数学等でＩＣＴを活用した授業展開に必要な高性能ＰＣや３Ｄプリンター等の環境整備を実施というふうにありますけれども、この事業というのは、今回、機器の支援、補助だけを行ったんですか。それとも、何かほかに人的な支援とかそういったものもしているんでしょうか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　お答えします。

本事業は、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成のため、環境整備に係る経費を支援するものです。

授業で必要な高性能ＰＣや３Ｄプリンターなど、機器整備のほかに学校・学科の特色に応じた大学教授や外部専門人材等を招聘しての研修、それから先進校視察など人的支援の経費も対象としております。

**○山里将雄委員**　令和６年度は、何校に対して補助というか支援を行っているんですか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　令和６年度の採択校は、本部高校、名護商工高校、北部農林高校、具志川商業高校、未来工科高校、宜野湾高校、那覇工業高校、八重山農林高校の８校となっております。

**○山里将雄委員**　これ１校当たりの支援額っていいますか、大体どれぐらいなんですかね。これ上限とかあるんですか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　こちら文部科学省の事業で、国庫10分の10で１校当たり上限1000万円となっております。

**○山里将雄委員**　上限1000万円ですか。これ不用額が3900万円出て、64.7％の執行率になっています。1000万円というと、あと３校から４校ぐらいはできたと思うんですけれど、これはどうしてこの不用額が出てしまったんですか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　お答えします。

本事業は国の経済対策に伴い、令和５年度２月補正予算として計上しましたが、交付決定時期の影響により全額繰越しを行いました。

令和６年度に国へ交付申請したところ、想定していた11校に対し、採択校が８校となったことにより、国庫内示額が減となり不用が生じたものです。

**○山里将雄委員**　最後にお伺いしますけれども、小中学校のほうでこれまで進めてきたのがＧＩＧＡスクール構想ですね。これ取り組んできたわけですけれども、そこは小学校・中学校で、これは高校に対する支援なんですけれども、このＧＩＧＡスクール構想との関連といいますか、多分ＧＩＧＡスクールで小学生、中学生をしっかりといわゆるＤＸというんですか、それになじませた上で、高校でしっかりとそのさらに上の教育をするというような考え方なんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺の関係性、位置づけはどうでしょうか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　ＧＩＧＡスクール構想は、小・中・高・特別支援学校、全ての児童生徒に１人１台の端末と高速ネットワークを整備し、ＩＣＴを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現を目的としております。

高等学校ＤＸ加速化推進事業は、このＧＩＧＡスクール構想で学んだ生徒が採択校において、より高度なＩＣＴ機器で学べるよう環境等を整備し、デジタルものづくりや情報Ⅱ等を含む科目の充実を図り、デジタル人材の育成を目指すものです。

これらの取組は文部科学省の教育ＤＸ推進の方針の下、実施されており、県教育委員会は両事業を関連させながら人材を育成しております。

**○新垣新委員長**　次に、松下美智子委員。

**○松下美智子委員**　皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに冒頭、こども未来部長のほうから歳入歳出決算説明資料の御説明を頂戴いたしました。

最後の特別会計の母子父子寡婦福祉資金特別会計で不用額がかなり出ておりますが、貸付見込み件数が下回ったからということなんですが、この見込みを下回った理由というのをどのようにあるというふうにお考えでしょうか。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業ですが、母子家庭や父子家庭、寡婦に対しまして資金の貸付けを行うことで、その経済的自立の助成ですとか、生活意欲の助長を図って安定した生活が営めるよう、修学資金ほか12種類の資金の貸付けを行っているところでございます。

こちらの貸付事業につきましては、過去５年間の貸付実績からこの資金の費用を見込んで算出しているんですけれども、見込みに比べまして、貸付実績が下回ったことによる不用というところが、主な要因となっております。

以上でございます。

**○松下美智子委員**　それは部長が答弁されていたんですけれど、なぜ質疑しているかというと、私も浦添市で大変お世話になった事業なんです。やっぱり経済的に大変な中で、この貸付事業を行ってくださっていることに大変感謝していて、予算もしっかり取っていただいているのに、これだけの不用額を出されるというのが、とてももったいない気がして、もう少し課内で利用するのに何かしづらいものがないのかどうかという御検討を――書類が煩雑であるとか、何か様々お声も聞いていますので、やっぱり立てた予算をしっかり使っていただけるように、もう少し御努力をいただければなというふうに思うんですが、御答弁ありましたらよろしくお願いします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　あり

がとうございます。

この貸付事業につきましては、修学資金の活用が非常に多くございます。そういった意味で、せっかくの制度ですので活用いただきたいということもありまして、各学校などを通じて、こういった貸付事業があるという周知を進めているところではございます。

また一方で、資金貸付決定までは時間を要する部分があるというようなことも御意見いただいておりますので、随時、迅速に貸付けができるようにということで要綱の見直しなども行ってまいりましたが、様式の作成方法等でまた御意見があるということをお伺いしましたので、より活用できるように部、課内、あとまた窓口となっている福祉事務所等とも検討してまいります。

ありがとうございます。

**○松下美智子委員**　以前に、大学の入学金が入学して後からしか出ないといって、準備するのが大変ということで、これを要請させていただいたら変えていただいたことがあるんですね。だから、しっかり現場のお声を聞いて、ぜひ見直ししていただいて、せっかく取っていただいている予算を、もうぜひこの父子、母子のために使っていただきたいということを要望したいと思います。お願いいたします。

こども未来部の130ページ、性の多様性推進事業ですけれども、ちょうど６月の新聞報道の中に、県で初めて調査をしていただいたその調査結果が出ておりました。

この県差別のない社会づくり条例自体は、令和５年10月１日に施行していただいているので、約２年たっているんですけれども、条例を知らないと答えた人が全体で67％に上っているということで、周知に課題があるということなんですけれども、この130ページの課題のところにも、さらなる周知啓発に努める必要があるというふうに記しておられるので、今後どのようになさるのか方向性があれば教えてください。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

性の多様性に関する周知・啓発につきましては、多様な性の在り方を尊重する社会づくりの推進で非常に重要だと思っておりまして、特に性の多様性についての情報に接する機会の少ないシニア世代ですとか、地域への周知が課題であるというふうに今、認識しているところです。

このため令和７年度につきましては、11月に北部地域で性の多様性や、今年３月に導入しましたパートナーシップ・ファミリーシップ制度について、広く県民に周知するためのイベントを開催予定でございます。特にシニア世代が参加しやすいようなイベント内容づくりということで、今進めているところでございます。

以上です。

**○松下美智子委員**　条例そのものを知らないという人が67％なので、その中にこの性の多様性を尊重するということが含まれていることを知っている方もさらに少ないのかなというふうに思います。

また那覇市のほうでも、この理解に不足をされていて、ＬＧＢＴが伝染をするとか、また、寄り添うのではなくて治療が必要という、そういう御発言があって、大変残念な思いをしているんですけれども、ともかくしっかり周知を――時間がかかるかとは思うんですけれども、今御努力いただいている御答弁もいただきましたので、ぜひ広く県民に周知ができるように取組をお願いしたいと思います。御答弁があればお願いします。

**○真鳥裕茂こども未来部長**　どうもありがとうございます。

今回調査をして、認知度がたしか三十数％だったと記憶しております。

他都道府県の話をして恐縮なんですけれども、東京都とか、たしか奈良県でしたか、そこよりは高い数字は出てきてはいるんですけれども、今般いろんな話題がございました。そういったものも含めて、周知啓発というのは、今後も引き続き連携を図りながら取り組んでいく必要があると思っております。また、このイベント等を通じて、特に認識が薄いシニア世代も含めて、啓発のほうに取り組んでまいりたいと思っております。

**○松下美智子委員**　ぜひ引き続きの御努力をよろしくお願いいたします。

それでは次、147ページ。児童相談所等の体制強化に移らせていただきます。

この事業の内容と、不用額がかなり出ていますので、その御説明をお願いいたします。

**○大宮規子こども家庭課長**　この事業につきましては、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、児童相談所の体制強化を図るため、主に３つの事業を実施しております。

まず１つ目が、家庭支援相談等事業費ということで、こちらは児童虐待等に関する相談にいつでも応じられる体制を整えるということで、虐待ホットラ

インを設置しておりまして、相談員６名を配置しているところです。

それから２つ目として、児童虐待防止対策事業ということで、こちらも児童相談所に児童虐待の相談専門員ですとか、受付相談専門員といった専門職の方を配置して、虐待防止の強化を図っているところです。また、講演会や周知広報なども行っております。

それから３つ目として、児童相談業務運営費というものがございますが、こちらは児童相談所の一時保護の実施を行うための運営費というのが主なものになっております。

こちら不用額が生じた理由なんですけれども、児童相談所に先ほど申し上げたような様々な専門職の方がいらっしゃいます。こちらの専門職の方は会計年度任用職員が主なんですけれども、配置する会計年度任用職員の報酬につきましては、その方の経験年数等に応じて基礎となる時給単価が決まっております。当初、想定していた時給単価よりもその方の経験年数等がちょっと浅かったなどの理由によって、この基準単価が下がったということで報酬や職員手当のほうで不用が生じているということが主な理由となっております。

**○松下美智子委員**　この課題のところにも、それぞれ職員の資質の向上ですとか、体制強化を図るというところ、また上のほうでも受付専門相談員の専門性向上を図る必要があるというふうに記されているんですけれども、もう少し専門的な知識を持った職員を多く雇うことができれば、この辺の不用額は減るという理解でよろしいんですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　経験年数にも応じて、その報酬の基礎となる時給単価が異なってくることにはなっております。ただ、現在採用している方々についても、やはりある程度経験年数のある方々になっておりまして、児童相談所のほうで即戦力となって活躍していただいている方々ではあります。

今いらっしゃるこの職員の方のスキルアップといいますか、資質を向上させるために様々な研修等もありますので、研修の機会を設けるとか、県外の研修に派遣するとか、そういった形で専門性を高めるような研修等も実施しているところでございます。

**○松下美智子委員**　本当に子どもの命を守るための大変大切な取組で、接してくださる支援員の方々の言動、振る舞いが大きく影響すると思いますので、この資質向上に、またさらなる取組をお願いしたいと思います。

要望しておきます。よろしくお願いします。

続きまして、山里委員が質疑をされたんですが、155ページの子どもの貧困対策市町村支援事業、少し重なりますが質疑させてください。

就学援助充実支援事業と市町村貧困施策支援事業と２つあるかと思うんですが、就学援助のほう、私てっきり全市町村でなさっているというふうに思っていたのですが、ここに29市町村に対し交付金を交付したとあるんですが、残りの12市町村についてはどのようになさっているのか、御答弁お願いします。

**○大宮規子こども家庭課長**　この就学援助制度の充実ということで、これに係る交付金につきましては、市町村が実施している就学援助に要する経費につきまして、交付税措置がされております。

県が交付するこの交付金は、交付税措置をされた額以上に負担をしている額の２分の１を補助しているというような仕組みになっておりますので、今活用していない市町村においては、その交付税措置の分で賄えているものというふうに考えております。それで申請が上がってこないものと認識しております。

**○松下美智子委員**　よく分かりました。

じゃ、国から直接市町村に行っているので、この事業自体やっていない市町村はないという理解でよろしいんですね。

**○大宮規子こども家庭課長**　交付税措置もありますので、全市町村でやっているという認識でよろしいかと思います。

**○松下美智子委員**　分かりました。

それでは、ちょっと１点だけ確認をさせていただきたいんですが、この市町村貧困施策支援事業というのは、子どもの貧困対策に資する事業であれば、市町村から手が挙がってくればどのような事業でも２分の１の補助をしていただけるということでよろしいですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　市町村単独事業につきましては、子どもの貧困に資する取組として市町村が実施する事業を対象としております。

例えば、子どもの貧困対策事業費、補助金の対象外となるような施設整備ですとか、そういったものも対象になりますし。また、独自にファミリーサポートセンターの利用料を助成したりしている市町村もございます。そういった市町村独自の貧困の解消に向けた取組に対しては、対象としております。

**○松下美智子委員**　理解しました。ありがとうござ

います。

それでは170ページ、認可外保育施設保育サービス向上事業ですけれども、すみません、ちょっと時間がありませんので、これは今年補正措置をしていただいて食材費の補助をつけていただきましたことを感謝申し上げます。

また、様々認可園とは補助に大きな差がありますので、今後ともしっかりこの認可外保育施設への支援をよろしくお願いしたいと思います。御答弁があればお願いします。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

認可外保育施設のサービス向上事業については、４つの細事業がございまして、主に認可外の研修に対して研修を受講された方が保育用具を購入できたりとか、指導監督基準を達成するために必要な支援とか、給食費の支援であったり、職員の健診の費用を支援したり、子どもとか職員の認可外保育施設の安全・安心な環境を支援するというための整備を今実施しているところです。市町村と連携して、引き続き支援していきたいと考えております。

以上です。

**○松下美智子委員**　ぜひよろしくお願いいたします。

すみません、教育委員会のほうに移らせていただきます。

まず10月８日の、これも報道で日本の教員、世界最長労働ということで、皆さんも御覧になったと思います。

本当に大変な現場の中で頑張っていただいているんですけれども、ちょっとそれに関連して、533ページの教員業務支援員配置事業についてお伺いします。

教員の業務が大変ということで、こういう支援員を配置する事業をしていただいているんですけれども、不用額が出ていることに関して御答弁お願いします。

**○上江洲寿働き方改革推進課長**　今回のこの不用額、主な要因としましては、特に新たに当該支援員の配置をスタートさせた市町村において、人材確保に苦慮し、年度の初めの一定期間、人材確保ができなかったことが主な理由として挙げられております。

以上です。

**○松下美智子委員**　これは今後、解消されていくんでしょうか。

**○上江洲寿働き方改革推進課長**　昨年度の６月時点で、我々が市町村に状況を確認したところ、その時点でもうおおむね配置できておりまして、令和６年度の市町村と令和７年度スタートしている市町村、同じ市町村になりますので、令和７年度はおおむね順調にスタートできているということで把握しております。

以上です。

**○松下美智子委員**　下の効果と課題のところの（２）なんですけれども、当該支援員の配置を希望する全ての県立学校に配置ができるように予算の確保が必要であるというふうに書かれているんですけれども、現在68校ということで希望数はどれぐらいありますか。

**○上江洲寿働き方改革推進課長**　令和６年度の事業では、年度当初、配置希望をしている県立学校は55校でした。令和７年度は、年度当初の希望校は58校となっております。

以上です。

**○松下美智子委員**　であれば、希望校を超えて68校に支援員を配置してくださっているという理解でよろしいんですか。

**○上江洲寿働き方改革推進課長**　先ほどの市町村で人材不足により年度初めに少し任用できなかった分の予算の有効活用を図るために、県立学校に年度途中でも随時希望を取りながら配置をしていって、最終的には希望する学校以上に配置できたという状況がございます。

以上です。

**○松下美智子委員**　そうであれば、課題のところにある希望する全ての県立学校に配置ができるように予算の確保が必要であるというのが、ちょっと意味が取れないのですが……。

**○上江洲寿働き方改革推進課長**　昨年度、年度の途中の配置もありましたので、年度当初、４月から配置できるように予算を確保という意味で記載させていただいております。

**○松下美智子委員**　了解いたしました。

それでは、最後に545ページの校内自立支援室事業についてお尋ねいたします。

ここにも記載されてはいるんですけれども、概要を聞きたかったんです。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

学校内にある空き教室等を活用し、事業により配置する学習支援員及び教職員が不登校児童生徒及び登校できるが教室に入れない児童生徒に対し、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促

すという事業になっております。

**○松下美智子委員**　すみません、ちょっと時間がないので、教育長、不登校に対してなんですけれども、ここの支援事業だけではなくて、様々不登校児に対しての支援事業を進めてくださっているんですけれども、この不登校、いろんなパターンがあるんですけれども、ぜひとも高校進学に道が開けるような支援を教育委員会としても御検討をいただきたいというふうに思っております。

**○半嶺満教育長**　不登校の状況ですね、全国的にもそうですけれども、本県においても増加傾向にありまして、非常に大きな課題というふうに捉えております。しっかりと子どもたちが自己実現を図れるように、まず魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

それから今、校内自立支援事業の御質問いただきましたが、やはり学校に来られる子どもたちをしっかりと支援しながら、教室に戻れるような取組をしております。また、やはり学校に来られないという子どもたちの支援も重要であるというふうに考えております。その点は、学校側にも教育支援センターとの連携、あるいは今、フリースクール等の活用が多い実態もありますので、フリースクールとの連携の在り方もしっかりと今後進めていきたいと思います。

そういう中で、やはり子どもたちが学んでいる状況を評価できる、そういったことも外部機関と連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいと思います。子どもたちがしっかりと進路を実現できるように支援してまいりたいというふうに思います。

**○新垣新委員長**　次に、西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員**　お疲れさまです。教育委員会からお願いします。

日本の教育予算がＯＥＣＤの中でほぼ最低。ヨーロッパは20人学級というのが今明らかになった。県民の声に応える努力を教育委員会が頑張っていることを評価します。

教員の精神疾患の多さで課題や困難があると思いますが、教育長の思いを先にお尋ねします。

**○半嶺満教育長**　御指摘のございました教職員の精神疾患による病気休職者、これはやはり増加傾向にありまして、喫緊の課題というふうに捉えております。

その改善に向けて、特に教育委員会としては、令和５年度に働き方改革を立ち上げました。そして、働き方改革とメンタルヘルス、これを一体として、今取組を進めているところであります。

特に県の職員に対しましては、具体的には保健スタッフの学校訪問による相談対応、あるいは管理職支援の強化、また新たにＩＣＴを活用した教職員の相談窓口を設置するなど、予防、相談、療養及び復職支援の取組の充実を図っております。

そして、やはり重要なことは、教職員の約７割を占める小中学校の先生方のメンタルヘルスの支援であるというふうに思っております。その効果的な取組を構築、創出するために、現在、那覇市と連携した国の調査研究事業を行っているところでありまして、オンラインによる全教員向けのセルフケア研修、あるいは相談体制の整備など、メンタルヘルス対策の事例の創出や効果的な取組の研究を行っているところであります。

そして、この事例を、ぜひ全県の教育委員会に広めていきたいということで、令和７年度からその体制を構築しまして、各市町村教育委員会の関係担当者等を集めて、その協議の場を設けているところであります。しっかりと那覇市の取組を全県に広めていきたいというふうに思っております。

子どもをめぐる課題、いじめ、不登校、あるいは貧困の問題等、様々ありますけれども、やはりそれに対応する先生方が心身ともに健康でなければならないというふうに考えているところでありますので、教職員の心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の構築に向けて、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○西銘純恵委員**　頑張ってください。

それでは主要施策の532ページ。インクルーシブ教育システム整備事業の事業内容と実績、執行率が79.4％と低いですが理由を伺います。

**○稲田政博県立学校教育課特別支援教育室長**　お答えいたします。

インクルーシブ教育システム整備事業の事業内容ですけれども、特別支援教育に係る管理者研修等の実践推進研修、そしてコーディネーター等の人材育成研修、巡回アドバイザー等の学校支援事業など、インクルーシブ教育システムの構築を目指した体制整備を進めております。

実績になりますが、令和６年度、インクルーシブ教育システム整備事業においては、実践推進研修の参加者が1334名、人材育成研修参加者が2927名、学校支援事業による相談員派遣が83回、協議会の開催６回となっております。不用額については、参集型研修をオンライン、オンデマンド研修に変更しまし

たので、そのときの旅費、講師の費用弁償、報償費等が不用になったことが理由となっています。

以上です。

**○西銘純恵委員**　特別支援教員免許の保持者、今何名いますか。全国に比べてどうなっていますか。

**○稲田政博県立学校教育課特別支援教育室長**　保持者数というより、特別支援学校における免許保有率というところでは全国調査がありますので、それでお答えしてもよろしいでしょうか。

最新の全国調査、令和５年になりますけれども、特別支援学校における全国の平均値は、免許保有率は87.2％です。同年の沖縄県の特別支援学校における免許保有率は、76.2％となっております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　沖縄県はまだ全国に比べて低過ぎると。頑張って研修をやる目的、この保有率を引き上げるのに効果があると思うんですがどうですか。

**○稲田政博県立学校教育課特別支援教育室長**　お答えします。

本県は全国と比べて保有率が低いということがありますが、本県で特別支援教育の免許状を取得できる大学が１校のみというところが少し原因になっているところもあるんですけれども、そこもカバーするために、本県の認定講習ということに例年力を入れて取り組んでおりますので、それもオンラインで最大限の数は受講できることになりましたので、引き続き、そこに力を入れて保有率、専門性の向上というところにつなげていきたいと思っております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　次は533ページ。松下委員もやりました教員業務支援員配置事業、市町村立の小中学校への配置計画と実績、課題を伺います。

**○上江洲寿働き方改革推進課長**　市町村立学校への配置につきましては、令和６年度の予算編成段階では28市町村の予定でしたが、令和６年度の実際スタート時は25市町村、219校の配置予定で事業をスタートしております。

実績のほうが最終的には同じく25市町村で224校、途中少し増えましたけれども、224校配置という実績になっております。

そして課題につきましては、先ほど繰り返しになりますが、やはり新しく事業スタートした市町村では、年度初めの人材確保が課題というところが浮かび上がっております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　ぜひ教員の業務支援というのは重要な職務だと思いますので、進めていただきたい。

次は、541ページのバス通学費等支援事業ですが、通信制についてお尋ねします。

通信制、県立は、何名いるんですか。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

令和７年５月１日時点で、宜野湾高校と泊高校の両校の通信制課程に在籍する生徒については、泊高校が953名、宜野湾高等学校が273名となっております。

**○西銘純恵委員**　この皆さんが、今言った補助を受けることができていない。今課題をいろいろ拾っているということもあると思いますが、同じように支援ができるようにやっていただきたいと思うんですが、次年度は何らかの形で進む可能性ありますか。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

今年度、通信制課程に通う生徒について、通学の実態調査を行ったところでございます。

この結果を踏まえて、このバス通学無料の対象にするかどうかについて、今現在検討を行っているところでございます。

**○西銘純恵委員**　ぜひ次年度、実現できるようにお願いします。

次、543ページの自立を目指す特別支援教育環境整備事業について、事業内容、説明、実績を伺います。

**○大城司教育支援課長**　本事業の概要でございますが、特別支援学校において、キャリア教育へのアドバイスや企業へのアプローチを行うコーディネーターの配置と就労に向けた自立及び技術向上を図るため、環境整備を行うことにより、無期雇用労働者としての就労を増やし、卒業後の自立及び社会参加を実現するための事業でございます。

**○西銘純恵委員**　中部にも支援学校を増やすということがあって、高等科を卒業した皆さんの就労、とても重要だと思います。事業開始からの就労実績、課題を伺います。

**○稲田政博県立学校教育課特別支援教育室長**　お答えします。

自立を目指す特別支援教育環境整備事業は、３年前にこの事業に変わっていますので、過去３年の就労実績でお答えしてよろしいでしょうか。

まず令和４年度の卒業生395名のうち、無期雇用者は68名、有期雇用者88名となっています。令和５年度卒業生に関しては360名のうち、無期雇用者が61名、有期雇用者は85名。昨年度、令和６年度卒業者354名のうち、無期雇用者は76名、有期雇用者は

51名となっております。
　以上です。
**○西銘純恵委員**　就労、無期が増えているということは、とても大事なことだと思っています。
　次、545ページ。ここも少しかぶりますけれども、校内自立支援室事業について、生徒の変化というのは分かりますか。
**○新城高広義務教育課長**　まず利用した生徒の支援の数ということで申し上げますと、令和４年度が294名、令和５年度が295名、そして令和６年度が790名となっております。
　以上です。
**○西銘純恵委員**　生徒の変化というのは、具体的に生徒がどのように変わった、どうなのかというのもお尋ねしています。
**○新城高広義務教育課長**　お答えします。
　まず指導の結果、生徒が登校することができるようになった、または校内自立支援室から教室へ復帰できるようになった児童生徒ですけれども、こちらも令和４年度から申し上げますと44.9％、令和５年度が44.6％、そして令和６年度が53.4％が、いわゆる登校復帰につながっていると言えます。
　以上です。
**○西銘純恵委員**　設置している市町村は全てではないですが、今どうなっていますか。学校の数と市町村の数をお願いします。
**○新城高広義務教育課長**　お答えします。
　県が実施する校内自立支援室事業においては、支援室を設置している17市町村60校に支援員の配置を行っております。
　以上です。
**○西銘純恵委員**　次年度以降の計画はどうなっていますか。
**○新城高広義務教育課長**　お答えします。
　今年度までは17市町村60校ということで拡充してきたんですけれども、令和７年度は20市町村54校ということで、学校数は減っているんですけれども、その分、市町村の自走というところもありますので、トータルすると市町村と県合わせると拡充という形になるかと考えております。
　以上です。
**○西銘純恵委員**　市町村の自走も積極的に進めていく、そして県事業も増やしていくということで、取組ぜひ頑張ってください。
　次、548ページ。学校給食費支援事業ですが、学校給食って学校教育の一環だと私は捉えているんですけれども、アレルギー生徒の弁当持参について、みんなが無償化を享受できるようにすべきだと思うんですが、次年度、その子たちに対して実施できる取組、どのようにやっていますか。
**○遠越学保健体育課長**　現在、実施している県の学校給食費無償化支援事業につきましては、保護者が負担する学校給食費を減免する事業でありまして、学校給食の提供を受けていない生徒は補助の対象外となっております。
　ただ、学校給食の提供を受けていない生徒を把握するために、本年８月に調査を行いましたところ、アレルギー等により給食の提供を受けていないという生徒が一定数いることを確認できましたので、このアレルギー等で学校給食の提供を受けていない、受けられない生徒への支援につきまして、今、市町村とどのような形ができるのかというところを意見交換を行っておりますので、今後また支援に向けて検討していきたいというふうに考えております。
**○新垣新委員長**　休憩いたします。
　　午前11時57分休憩
　　午後１時20分再開
**○新垣新委員長**　再開いたします。
　午前に引き続き、質疑を行います。
　西銘純恵委員。
**○西銘純恵委員**　学校給食費、最後の質問です。
　給食を実施するのは市町村なんですよね。これまでも県教委が頑張って補助を実現したんですけれども、やっぱり取り残されているというのは心もとない。来年、アレルギー食の補助に向けて、県は頑張っていらっしゃると思うんですが、市町村説得のために、ぜひ頑張っていただきたい。次年度実施の見通し、もう一度お尋ねします。
**○遠越学保健体育課長**　アレルギーにより給食を食べていない生徒の中には、全く１日も給食を食べていない生徒であったりとか、あるいは、その日のメニューにより喫食できない生徒等もおります。
　支援のため、例えば現金給付となりますといろいろ日数の確認ですとか、減免等の併用、確認の方法等課題もありますので、極力学校、教員の負担を最小限にするためにも、引き続き市町村と意見交換を行いながら、実施できるようにしっかりと検討していきたいと思います。
　以上です。
**○西銘純恵委員**　550ページの公立小中学校の施設整備事業。
　市町村別でトイレの洋式化率について伺いたいん

ですけれども、一番高い割合と低いところの割合をお尋ねします。

**○大城勇人施設課長**　お答えいたします。

文部科学省が令和５年度に実施した公立小中学校、特別支援学校を対象としたトイレの洋式化の状況調査によると、沖縄県の洋式トイレの割合は小中学校81.5％となっており、全国平均の68.3％を上回っております。

県内自治体において、全国平均を上回る団体は33団体あり、洋式化率100％の自治体が３団体、50％未満の自治体が３団体となっております。

洋式化率の低い３団体のうち２団体については、令和６年度に主な洋式化を済ませており、残りの１団体につきましては、学校の統合計画等の関係があるため、今後計画するように伺っているところでございます。

県教育委員会としましては、洋式化率の低い自治体に対して担当者説明会や事業計画ヒアリング等の際に、国の支援策を活用した取組などの助言等を行いながら、市町村と連携し教育環境の改善に努めてまいります。

**○西銘純恵委員**　551ページの県立高校の今年度のトイレ改修計画。低い学校は何％から何％に引き上げられますか。

**○大城勇人施設課長**　お答えいたします。

県立高校におきましては、全国的な調査が行われておりませんので、令和７年５月に県教育委員会が実施した調査において、73.4％となっております。

県立学校のトイレの洋式化につきましては、校舎等の増改築工事に合わせて実施するほか、洋式化率の低い学校等との意見交換や要望を踏まえ、整備を進めているところです。

令和７年度においては、県立高校５校の洋式化を進めているところであり、年度末にはトータルで約80％に改善する見込みとなっております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村とも連携し教育環境の改善に努めてまいります。

**○西銘純恵委員**　50％以下の学校は何校残っていて、次年度、改修できるんでしょうか。

**○大城勇人施設課長**　今回５校を整備することによって、残り１校が50％未満という状況になっておりますが、この学校につきましても、次年度その計画を立てているところです。

これによって、この学校を整備した際には、令和８年度末で80.2％に改善されます。

**○西銘純恵委員**　こども未来部、お尋ねします。

主要施策の125ページ、ＤＶ被害者は全国と比べてどうですか。ステップハウスの利用状況をお尋ねします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　令和５年度の配偶者暴力相談支援センターで受けたＤＶ相談件数については1926件で、対前年度91件の増となっておりまして、全国18位というところになっております。

ステップハウスにつきましては、令和６年度は４世帯への支援となっているところです。

**○西銘純恵委員**　ステップハウス４世帯ということですが、計画は何世帯の計画になっているんですか。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

令和６年度は、５世帯への支援を予定しておりました。

**○西銘純恵委員**　次、女性相談センターの運営方法と相談件数の５年間の推移をお尋ねします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

女性相談支援センターの運営体制ということで、総人数は27人となっております。職員が10名、会計年度任用職員16名、嘱託の医師が１名という体制でございます。

相談状況の推移につきましては、令和２年度が4041件、令和３年度が4444件、令和４年度が3746件、令和５年度が4172件、令和６年度が4843件となっております。

**○西銘純恵委員**　この事業は5000名に上るほど相談が多いということは、多分予算も内容ももっと拡充する必要がある事業ではないかと思っています。頑張ってください。

それで、130ページ。性の多様性推進事業をお尋ねします。

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度をつくった効果をお尋ねします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、令和７年10月８日現在で37件の届出をいただいておりまして、このうち２件がファミリーシップ制度の届出を行っているところであります。この届出を行うことによって、様々な行政サービスですとか民間サービスを受けられるというところがあります。

以上です。

**○西銘純恵委員**　行政や民間で受けることのできるサービスというのは、具体的にお願いできますか。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

県の行政サービスにつきましては、県営住宅への入居ですとか、生活保護の申請など、合計10件の行政サービスがございます。

また、市町村につきましては、34市町村において延べ281件、具体的には親子手帳の交付ですとか、学童や保育所の入所申込、送迎などのサービスが受けられます。

また、民間サービスにつきましては、携帯電話の家族割ですとか自動車保険、住宅ローンにおける配偶者と同等の取扱い、航空会社のマイル合算などが可能になっているところです。

以上です。

**○西銘純恵委員**　ぜひさらに周知を広げていただきたいと思います。

次は、133ページ。性暴力被害者等支援事業ですが、ワンストップ支援センターの相談者の推移は、全国と比べて沖縄県はどうでしょうか。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　ワンストップ支援センターですが、延べ相談件数について、令和３年度は2879件、令和４年度は2507件、令和５年度は2839件、令和６年度は4015件となっているところです。

全国との比較ですが、令和５年度内閣府の調査によりますと、全国相談件数は６万9100件となっております。なお、ワンストップ支援センターは、47都道府県全てに設置されているところなんですが、沖縄県のように24時間365日で相談を受け付けているのに対して、他府県では平日のみですとか、時間帯の制限があるという体制の違いがあるので、ちょっと全国との比較は難しい状況ではございます。

**○西銘純恵委員**　やっぱりこれも相談が相当増えてきていますので、それをさらに支援するというのは、とても大事だと思います。

加害経験者の件も支援をやっていますけれども、その経験者の推移と支援内容をお尋ねします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　ＤＶ加害者更生窓口への加害経験者からの相談件数につきましては、延べ人数ですが令和３年度が897件、令和４年度が896件、令和５年度が965件、令和６年度が920件となっておりまして、10年前の平成27年と比べまして100件ほど増加しております。

加害者への支援内容につきましては、電話相談等によりインテークやカウンセリング、あと面接相談による個別カウンセリングやワークトレーニングがあります。また、面接相談後には本人の意向を踏まえまして、公認心理師と相談員による加害経験者心理教育グループワークなどを実施しているところです。

そのほかグループワークの内容としましては、ワークセッションやディスカッション、ＤＶＤの視聴のほか、被害経験者及びＤＶ家庭と育った経験を持つ者の体験講話などを取り入れて、社会との関係修復にも努めているところです。

以上です。

**○西銘純恵委員**　加害者の支援というのは、継続的に長期にわたる必要があるんじゃないかと思いますので、そこもぜひ掌握しながらやってほしいと思います。

あと中学校、高校での予防講座の実績と効果を伺います。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　中高生を対象としたデートＤＶ予防啓発講座につきましては、毎年度、学校または児童養護施設等の若年層がいる施設及び団体向けに募集を行っておりまして、希望があった学校に対して開催しております。

この講座は若い世代へデートＤＶを含めた、あらゆる他者へ向かう暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことや自分に向かう暴力問題などについて考える機会を設けることを目的としております。令和６年度の実績は20校です。

**○西銘純恵委員**　次は、140ページ。沖縄こどもの貧困緊急対策事業ですけれども、これ部長に伺いたいんですが、翁長県政が全国に先駆けて沖縄県で行いました。開始した当初からの総括的な成果や評価と課題を伺います。

**○真鳥裕茂こども未来部長**　ありがとうございます。

この140ページに記載されている沖縄こどもの貧困緊急対策事業ですが、平成28年度からスタートして今年で丸10年になるということで、これは内閣府の補助事業になっているんですけれど、毎年予算を増額させていただきまして、当初は10億円でスタートしたんですが、令和７年度は20億円まで増額していただきました。

この沖縄こどもの緊急貧困対策事業などを活用して、子どもの貧困対策にこれまで取り組んできた結果、子どもの貧困世帯の割合が当初の平成27年度よ

り8.1ポイント改善しまして、21.8％となっています。そのパーセントの改善と併せて保護者の正規雇用率の改善、それから子どもの自己肯定感の向上などが調査結果から確認されており、一定の効果を上げているということで認識をしている次第でございます。

ただ昨年実施した子ども調査によりますと、物価高騰の影響で生活が苦しいとか、答えた世帯の割合が増えておりまして、今後とも継続的な支援が必要だということで認識をしております。

そういった認識の下に昨年策定した、子ども・若者計画の中にも子どもの貧困対策は最重要課題というふうに位置づけて、現在取り組んでいるところでございます。

基本的には、子どもの貧困対策ですけれども、日々の食生活、それから生活支援などの短期的施策と無料塾や進学費用の支援だとか、あと住宅、就職・生活を総合的に支援するゆいはぁと事業などの中長期的な施策、いわゆる自立支援施策を効果的に組み合わせることで、相乗効果が高まるというふうに考えておりまして、今後も引き続き効果的な施策となるよう、きめ細やかな支援に取り組んで、誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指して子ども施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

**○西銘純恵委員**　イの県立高校の居場所づくり運営支援事業。

当初の設置校、それと令和６年度の実施状況と支援した生徒の実人数、延べ人数、課題を伺います。

**○大宮規子こども家庭課長**　県立高校の居場所につきましては、平成28年度、南部圏域で１校の設置から始まりまして、令和６年度におきましては、16校まで拡充されております。

圏域別の内訳としましては、北部圏域で２校、それから中部圏域で５校、南部圏域で８校、宮古圏域で１校の計16校となっております。

それから支援した人数なんですけれども、令和６年度につきましては、16校で延べ５万9337人。実人数で申し上げますと、4334人となっております。

**○西銘純恵委員**　貧困の連鎖、やっぱり学歴、高校卒業というのはとても重要な課題だと思っています。この事業はとても重要だと思いますので、さらに進めていただきたいと思います。

それでは次、144ページ。こどもの未来県民会議の結成というのが、県民ぐるみで対策する機運を盛り上げてここまで来たと思うんですが、これまでの成果、そしてどんどん事業内容も変わっていると思うんですが、その内容についてお尋ねします。

**○大宮規子こども家庭課長**　沖縄こどもの未来県民会議につきましては、平成28年６月に設置をしたところです。構成団体は、経済団体、労働関係、教育、福祉、保健医療、支援団体、それから報道機関、行政といった幅広い分野の115団体で構成されております。

これまでの取組としましては、子どもに寄り添う給付型奨学金、これは児童養護施設を退所する子どもたちに対する給付型の奨学金事業、子どもの居場所等に対する食料品を安定的に供給する、おきなわこどもの未来ランチサポートといった事業、それから、県外の大学を受験する子どもたちに対する渡航費の支援といった事業を実施しておりまして、これらの取組により一定程度の成果は現れているものと認識しております。

**○西銘純恵委員**　次、155ページの子どもの貧困対策市町村支援事業で就学援助についてお尋ねしたいです。

全国と比べて事業前と令和６年度の比較で、小中の人数と援助率はどうなったでしょうか。

**○大城司教育支援課長**　文部科学省の就学援助実施状況調査によると、令和５年度の県内公立小中学校の就学援助受給者については３万4508人、就学援助率が23.57％となっております。

また、全国の就学援助率は13.66％となっており、沖縄県の就学援助率は全国より9.91ポイント高く、全国で２番目に高い数値となっております。

**○西銘純恵委員**　事業前は何ポイントでしたか。全国何位でしたか。

**○大城司教育支援課長**　平成27年度の就学援助人数が２万9539人で、率が20.39％となっております。全国２位です。

**○新垣新委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員から全国２位になったのはここ数年ではないのかとの確認があった。）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

大城司教育支援課長。

**○大城司教育支援課長**　平成27年度の人数等につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、全国何位かというのまでは、今把握しておりませんので、申し訳ありません。

以上です。

**○西銘純恵委員**　すごい効果を上げている事業で、

子どもたちね、本当に引き上げられていると思っています。

それでは、最後の質問をしますけれども、163ページ以降は待機児童解消とか保育問題なんですね。

それを５点ほどお尋ねします。

最初に待機児童は減っていますか。二、三年間の推移を伺います。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

本県における待機児童なんですけれど、施設整備が進んだことで10年連続で減少しています。ここ数年の推移ですと、令和５年度が411人、令和６年度が356人、令和７年度が171人ということで、令和７年度につきましては、前年度から約185人の減となっております。

**○西銘純恵委員**　正規雇用の保育士ですね、状況を含めて保育士確保の実績をお尋ねします。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

正規雇用は今ちょっと正確な数字は持っていないんですけれど、保育士確保対策事業の中でやっている正規雇用の事業がございます。その実績だと約８割以上だったと今記憶しております。

あと保育士の従事者数につきましては、令和６年４月１日時点で、約１万2000人となっております。

第３期の子ども・子育て支援事業計画というのがございまして、令和７年度から令和11年度までの５か年計画なんですけれど、これは各市町村の積み上げた計画になっております。その中で、令和11年度末までには約１万2800名の保育士を確保する計画となっております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　新たな施策として、地域限定保育士確保を県はやっていますが、その取組内容と成果と課題を伺います。

**○仲里直也子育て支援課長**　地域限定保育士試験なんですけれど、これは国家戦略特別区域法に基づいて、地域限定保育士の実技試験に代わって保育士試験、実技講習会を開催するための費用です。保育士試験は筆記試験が通ったら、次に実技試験があるんですけれど、この地域限定保育士試験というのは、その実技試験に代わって講習を受ければいいよという試験になっております。

ただし、その行われた地域、つまり沖縄県で３か年は勤務してくださいよという条件がついて、それ以降になると全国でも保育士活動ができるような、そういった事業になっております。

実績としましては、令和６年度におきまして二次試験、通常の実技試験129名に対して、地域限定の実技講習会は59名となっており、受験者数59名のうち全員が合格している状況です。

以上です。

**○西銘純恵委員**　あと認可外保育園の支援内容と全体数は、どれだけあるか。証明書の交付園は何園あるか、お尋ねします。

**○仲里直也子育て支援課長**　認可外保育施設保育サービス向上事業なんですけれど、認可外保育施設の入所児童の処遇向上であったり、施設の保育の質の向上、あと認可化の促進、保育を必要とする児童の適切な保護を一体的に図ることを目的として、４つの細事業を行っているところです。

主な事業としては、児童の健康診断であったり給食費の補助とか、研修を受けた認可外施設に対する環境整備に係る経費の一部補助であったり、指導監督基準を達成もしくは維持するために必要な施設整備の補助とかを行っております。

令和７年４月１日時点の認可外保育施設数なんですけれど、445施設となっております。全施設のうち指導監督基準を達成した施設の割合は70.6％で、314施設となっております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　待機児童ゼロ、令和11年度になるかと期待しています。

次に151ページ、少し戻りますけれど、家庭生活に困難を抱える特定妊婦と児童虐待防止について、母子を支援する事業予算が当初と比べて減額していますが理由を伺います。

**○大宮規子こども家庭課長**　この事業につきましては、当初２か所での設置を予定しておりましたが、当該事業を受託できる事業者が見つからなかったということで、１か所での実施となったということで不用額が生じております。

**○西銘純恵委員**　入所型居場所の仕組みの説明と実績を伺います。

**○大宮規子こども家庭課長**　まず入所につきましては、市町村のほうで病院等の関係機関から、こういった特定妊婦の情報提供があった場合、出産後の養育について、特に支援が必要と認められる特定妊婦を市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協と言われているものですけれども、そちらで登録する仕組みとなっております。

登録された特定妊婦のうちＤＶ等により安心して生活できる場所がないなど、出産前からの支援が必

要な場合は、この事業において市町村や関係機関から相談を受け、入所に向けた調整を行った上で、入所していただいているところです。

**○西銘純恵委員**　活用した実績、お尋ねします。

**○大宮規子こども家庭課長**　当該施設は、産前産後６か月の入所というのを想定しておりまして、４世帯まで入居可能な体制を整えているところです。令和６年度の実績としましては、７世帯の受入れを行いました。

**○西銘純恵委員**　ありがとうございます。

**○新垣新委員長**　次に、平良識子委員。

**○平良識子委員**　よろしくお願いいたします。

教育委員会から先にさせていただきます。

最初に、国際性に富む人材育成事業、523ページですね。

とりわけ現在の欧米の物価高騰、日本の物価高騰を上回る状況にある中で、私は世界経済から見たときに、これはもう落ち着くことはないと思っておりますので、従来の50名を想定してこの事業企画を立てているけれども、実際は24名、半分しか派遣できていないという現状をどのように今後対処していくのかというのを、まずお伺いしたいと思います。

**○屋良淳県立学校教育課長**　まず事業の派遣国、それからその派遣プログラムの内容等もしっかりと精査しながら、より多くの生徒にその事業が展開できるように中身を工夫しながら進めていくと。

当然、予算の拡充等についても進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○平良識子委員**　例年の希望人数を教えていただけますか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　長期留学、国際性に富む人材育成留学事業での応募人数ですけれども、令和５年度から申し上げます。令和５年度応募は195名に対して、20名の派遣。令和６年度は138名の応募に対しまして、21名の派遣。令和７年度は応募が136名に対しまして、24名の派遣となっております。

以上です。

**○平良識子委員**　一般的に留学がなかなか難しい世界経済の状況にもある中で、県の事業は沖縄の人材育成にとって、とても大事な事業だと思いますので、ぜひ予算の拡充をして人数を増やしていただきますようによろしくお願いいたします。希望者の数を見てもやっぱり倍率もすごいですので、ぜひ拡充を教育長よろしくお願いいたします。

次に、通告していたんですけれども、こころの健康づくり支援事業、534ページ、教員のメンタルヘルス事業、那覇市とモデル事業として取り組んでいて、今後の課題としては、全県にいかに横展開をしていくのかということの取組の中で、先ほど教育長のほうから総括的に、ぜひそれをやっていきたいというすばらしい答弁をいただきましたので、私も要望、希望させていただいて、期待をさせていただいて、指摘だけさせていただいて終わりたいと思います。

次に、549ページの中部地区特別支援学校整備事業ですけれども、執行率4.1％ということで、翌年度繰越しということになっているんですけれども、結果的にその繰り越した理由、執行率がこういう状況になったというのをまず御説明いただけますか。

**○大城勇人施設課長**　お答えいたします。

中部地区特別支援学校整備事業につきましては、令和６年度から実施設計を進めているところですが、実施設計着手後に交渉が難航していた用地を取得できたことなどから、計画の見直しに不測の時間を要し、令和７年度に繰り越したところです。

また、実施設計業務は造成工事、建築工事、設備工事の３件に分けて契約をしており、令和６年度内に前金払いを請求したのが設備工事の受注者のみであったことから、執行率が4.1％となっております。

現在、当該設計の成果を基に造成工事及び建築工事の入札をそれぞれ公告しているところであり、計画どおりであれば11月からは造成工事が始まる予定で、令和10年４月の開校に向けては影響がないものと考えております。

以上です。

**○平良識子委員**　ありがとうございます。

美咲特別支援学校については、非常に過密な状況であるので、早期の学校スタートが望まれておりますけれども、とりわけ美咲特別支援学校の過密状況について教えていただけますか。

**○平田直樹総務課長**　お答えします。

現在、令和10年４月の開校に向けて取り組んでおりますけれども、現在も児童生徒数が増加傾向にあります。このことから、特別支援教室の転用とか教室の増設、分教室の設置等を行うなど対応してきているところです。

引き続き児童生徒の動向を注視しながら、特別支援学校の過密化の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○平良識子委員**　予定どおり開校を目指して取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、555ページの知の拠点パワーアップ事業ですね。

県立図書館ですけれども、昨年も指摘をさせていただきました。窓口のクレームが、とりわけ研究者の皆様方から多いということが私のほうにもう何件も入ってきましたので、指摘をさせていただきました。

どのようにこの１年で改善をしたのか、お伺いいたします。

**○堀川恭宏生涯学習振興課長**　お答えいたします。

県立図書館では、毎年、新任職員を対象に著作権等に関する研修を行っております。また、図書館職員及び窓口委託業者を対象に、著作権等に関する研修を複数回実施するとともに、沖縄県立図書館複写サービス実施要項等について定期的に確認し、職員間で情報共有を行っているところです。

特に、複写の利用が多い郷土資料室には経験年数の長い職員を配置し、複写方法について分かりやすく丁寧な説明を行うことで、利用者の御理解をいただいており、複写に関する苦情対応件数は減少しております。

引き続き利用者への丁寧な説明、対応を心がけ、図書館サービスの向上に努めてまいります。

**○平良識子委員**　国立国会図書館に準じた対応を県立もやっているわけですから、やはりベテランの職員を配置して、スムーズな対応というんですか、それが図られたということの御説明もいただきましたので、引き続きよろしくお願いいたします。対応ありがとうございました。

次に、こども未来部に移らせていただきます。

重なったものはもう省かせていただきまして、127ページの国際家庭相談ネットワーク構築事業です。

これについても、やはり専門性が問われた事業なんですが、まず相談支援の件数実績を教えていただきたい。そしてまた傾向をお伺いいたします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

国際家事福祉相談につきましては、令和３年１月に開設しておりまして、在沖米軍人・軍属を相手方とする離婚や養育者などの悩みを抱える方に対して、電話相談、面接相談、同行支援を行っております。

相談実績ですが、令和４年度は190件、令和５年度は222件、令和６年度は253件と微増傾向にあります。

以上です。

**○平良識子委員**　米軍人との結婚に関しての交際トラブルの対応ということです。課題としてもありますけれども、在沖米軍関係機関とのこの問題解決に向けた連携というのが、とても重要になってくるなと思いますけれども、その取組はどのようにされていらっしゃるでしょうか。その体制構築に向けて、お伺いいたします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

在沖米軍関係機関との連携体制の構築につきましては、先ほど申し上げました相談支援以外に、在沖米軍関係機関と管理者レベルでの連絡会議ですとか、担当者間の意見交換など、県内の相談支援機関と在沖米軍関係機関との意見交換というのをやっておりまして、そのネットワークの定着を図っているところであります。

具体的には、令和６年度のこの連絡会議では、児童虐待ですとか国際家事ケースについて、情報、課題を共有しております。

また、米軍側による米軍側の支援機関のほうから日本側の相談機関への視察ですとか、意見交換なども行っておりまして、今後も定期的に会議の開催ですとか、意見交換をしながらネットワークの定着に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○平良識子委員**　近年、また新たな進展で、米軍関係者とより密に連絡体制というか、連携、取組を始めているということなので、ぜひ引き続き頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、児童相談所の体制強化事業、147ページですね。

まず相談件数が増加傾向にあるということですから、児童相談所の業務運営事業においての相談件数の推移をお伺いいたします。

**○大宮規子こども家庭課長**　児童相談所における相談件数、これは虐待以外の相談も含む全体の件数になりますけれども、令和３年度が8190件、令和４年度が8141件、令和５年度が8586件となっておりまして、児童の虐待相談対応件数の増加傾向の影響を受けまして、高止まりの状況となっております。

**○平良識子委員**　私も視察をさせていただきました。

昨年度の決算でも指摘させていただいて、もともと狭い敷地の中で、当初開設したときは、半分の児童生徒でスタートした施設規模が、もう今、倍の職員体制で会議する場所がないから体育館でやっている。あるいは、子どもたちが遊ぶスペースを潰して職員の事務室を整備せざるを得ないような非常にもう厳しい状況にあるということを見させていただきました。

その中で、今現状の職員数について、国の配置基準との比較も含めて、沖縄県の状況がどのくらい逼迫しているのか、過密な状況にあるのかという現状を教えていただけますか。

**○大宮規子こども家庭課長**　児童相談所の正職員及び会計年度任用職員を含む全体の職員数の推移なんですけれども、こちら直近３年間で申し上げますと、４月１日現在の人数では、令和５年度が191人、令和６年度が204人、令和７年度が299人ということで、毎年大幅に増加しておりまして、体制強化を図っているところではございます。

国の配置基準というものがあるんですけれども、その配置基準との比較におきましては、令和７年度については児童福祉司が16名、児童心理司が19名不足しているという状況になっております。

**○平良識子委員**　毎年増員を図って努力されている状況も拝見させていただいておりますけれども、それでもやはり国の基準からすると、まだまだ足りないという状況が明らかとなっております。やはり今の施設規模においては、私は中期的に、この児童相談所をどう体制強化を図っていくのかというのを抜本的にというか、これも検討を進めていかないといけないと思っております。

少し総括的になりますが、今後、児童相談所の体制強化をどのように部内として検討しているのかお伺いいたします。

**○真鳥裕茂こども未来部長**　お答えいたします。

児童虐待件数の増加による職員の急激な増員というのは、ちょうど平成16年児童福祉法が改正になって、子どもの前での面前ＤＶが虐待に当たるということで、それに基づいて職員定数が算出されるものですから、それを満たすために急激に増加していて今、狭隘化しているという課題については認識している次第でございます。

そこで現在、こども未来部内にワーキングチーム、プロジェクトチームを立ち上げております。この中には、児童相談所の所長も当然入れて立ち上げておりまして、今後の児童相談所の在り方について検討を始めたところであります。

今後、他県の自治体の状況ですね、そういった情報収集をするとともに、那覇市とも意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

**○平良識子委員**　ぜひ、那覇市、中核市においては設置できる状況になっておりますので、それは那覇市議会でも超党派で非常に望まれていますから――これは継続して那覇市とまず意見交換を重ねていくということを取り組んでいただきたいなと思っております。これ政治的にも応援させていただきたいと思います。

次に、160ページの放課後児童クラブ支援強化事業ですけれども、放課後児童クラブは非常に重要な施設となっております。その取組について、まずこの待機児童がやっぱり年々増加しているというのは肌で感じておりますけれども、現状、待機児童の数、教えていただけますか。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

令和７年５月１日時点の県内の放課後児童クラブにおける待機児童数については、７月に国において公表された速報値によると887名となっております。

**○平良識子委員**　求められている施設整備の数であったり、あるいは県の目標として、今後どのような取組をしていく、あるいは何か計画等を含めて、その辺りを教えていただけますか。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

第３期の子ども・子育て支援事業計画、各市町村から挙げられた５か年計画なんですけれど、令和７年から令和11年度末までになっております。

令和11年度末時点では691のクラブ数を整備することとなっており、今年度の631施設から60施設の増の計画となっております。

以上です。

**○平良識子委員**　ありがとうございます。

目標の設置数を目指して、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

最後に、少し重なるかもしれませんけれども、170ページの認可外保育施設保育サービス向上事業なんですけれども、とりわけ対象施設数、先ほどありましたが445ということでいいのかということと、もう一つ、この対象数の中で指導監督基準を満たしていない認可外施設について、改めてお伺いいたします。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

令和７年４月１日時点の施設数は445、314の施設が指導監督基準を達成している施設で、指導監督基準を達成していない施設数は、131施設です。

**○平良識子委員**　県内の認可外保育施設で、本当は認可園に入れたいけれども、そうではないということも含めて、受皿としてはとても大事な施設ですね。その中で、やっぱり指導監督基準を満たしていない施設が131あるということです。この監督基準を満たしていく努力を県として促し、指導していくのかって、とても大事だと思うんですけれども、どのように県として支援や取組等々をしていらっしゃいますか。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

保育の質の確保を図るために認可外保育施設の管理者、または保育従事者に対して、研修を毎年実施しております。

また、既存施設の改修等によって指導監督基準を達成ができる施設に対して、その改修費を補助する指導監督基準達成・継続支援事業も実施しているところです。また、基準を満たしていない施設を含む全施設に対して、年に１度立入調査を行っております。指導事項のある施設に対しては文書等による改善を求めて、改善状況の確認を継続的に、再度現場に行って確認するなどのことをやって、指導監督基準達成の施設を増やす支援を行っているところです。

以上です。

**○平良識子委員**　達成していなければ、受けられない支援事業というのもありますので、やはりいかに達成していくのかって、保護者においてもとても大事ですから、ぜひ県の取組を引き続き強化をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げて終わります。

ありがとうございました。

**○新垣新委員長**　次に、新垣善之委員。

**○新垣善之委員**　お願いします。初めに、こども未来部主要施策のほうからお願いします。

125ページ、困難な問題を抱える女性への支援ということで、先ほど西銘委員から質疑があり、相談件数が今4800件ということでした。

今、女性側の自立支援のプログラムというか、その内容は、先ほど委員からも、予算も内容も充実させていかなければいけない事業だなということでありました。

この女性側の自立支援のプログラムを今、現在どのように進めていますか。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

女性の自立支援につきましては、まず女性相談支援センターにおいて困難な問題を抱える女性を支援するために、ＤＶを初めとする様々な相談を受けておりまして、必要に応じて一時保護を実施しております。

一時保護を退所した後の支援としましては、長期での支援を要する場合は女性自立支援施設へ措置いたしまして、心身の健康の回復を図るための医学的、心理学的な援助を行って、自立促進のための生活支援を実施しているところです。

また、一時保護所を退所したＤＶ被害者の中で、地域の中で自立に向けた準備を行うステップハウス運営事業というのも行っておりまして、こちらは民間アパートの一室を提供して、社会に適応できるまでの間、継続的な心のケアや就労支援、生活支援などを実施しているところでございます。

以上です。

**○新垣善之委員**　こういった長期リハビリというか、社会復帰に向けてトレーニングしていると思うんですけれども、やはりパートナーや配偶者からＤＶを受けたりというのは不安でもあると思うので、これは提案にしかならないと思うんですけれど、自分も今、空手をやっていて、自己防衛能力ですよ。それを高めるためにも、やっぱり空手だったりとか、いつ襲われても金的を打ち、鼻を打ち、急所を責める。いなすというところは、防衛・護身術は女性、男性もそうなんですけれど、持っていないと――本当にそういったプログラムもやっているのか。今はそんなことやっていないよというのがあれば何かあればお願いします。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

今、委員御提案のような空手などの支援はしていないところなんですけれども、そういった体を動かしたりすることによって御自身の考え方とか、健康面での体力アップとか、いろいろよい面もあるかと思いますので、今日いただいたアドバイス、また女性相談支援センターにも共有してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

**○新垣善之委員**　ティーヌンジラーイジヒキ、イジヌンジラーティーヒキで、できれば話合いで、お互いの生活の話合いができればいいんですけれど、

やっぱりヒートアップしていくと手が出るところもあるので、そういったところをしっかりと押さえながら、トレーニングもできていけるといいのかなと思っておりました。

続いて、133ページ。性暴力被害等支援事業、ＤＶ防止対策事業についてなんですけれども、これも先ほど件数4000件余りの相談があるということでありました。

３つ目の事業でＤＶ防止対策がありますが、各中高校で、高校３年間あって、その３年間の中で交通安全、生活安全、災害安全の幾つか講座を開いて、夏休み前とかにいろいろやるんですけれども、また中高において、そういった３年間のうちにこういった生の今の生活の状態で、沖縄の貧困も一因にあるかもしれないですけれど、そういったところも事件・事故につながっていることを今現在、教育委員会ではそういった講座がしっかり行われているのか確認したいなと思っていて、どうですか。

こども未来部ではあるんですけれど、教育のほうでも、この事業とは別に、そういった講座もしっかり行われているのかという確認です。

**○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長**　お答えします。

すみません、ちょっとこども未来部のほうでの取組で恐縮ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、デートＤＶに関する予防講座というのを令和６年度は20校に対して行っております。こちらの受講につきまして、多くの学校にも受講いただけるように我々としても希望しておりますので、関係機関と連携しながら、各学校へもまた働きかけということで、現時点でも行っておりますけれども、年度途中でも今年度はまた呼びかけさせていただいております。そういった取組をまた重ねていきたいと思います。

以上です。

**○遠越学保健体育課長**　学校におきましては、生命（いのち）の安全教育、教材というのがありまして、性教育全般等についてを取り扱っているところでありますが、その中で、例えば嫌なことをされたら訴えるですとか、中学生、高校生ではデートＤＶ等について、また共通して自他の尊重について、全ての段階においてそういったことを取り扱うということになっております。人権であったり、学校保健、それから性教育について、様々な講演等を行っておりますので、その中で各学校の実情に応じた形で、そういった講座、講義、講演等も行っていけたらというふうに考えております。

以上です。

**○新垣善之委員**　ありがとうございます。

全体的な、全国の生徒を対象にした講演もあるんですけれど、やはり保健体育の授業、家庭科の授業でも、本当に個々の個人ともしっかり面と向き合って、被害に遭ったらこうなるんだよとか――今スマホのトラブルとかもいろいろあるんですけれど、そういったところのトラブルをクリアしていくとか、やってしまったときの加害の重さとかですね、多分やっていると思いますので今後とも充実してやってほしいなと思います。

それでは、教育委員会お願いします。

557ページの離島読書活動支援事業、プラスして559ページ。離島読書活動の充実事業についてお伺いします。

まず、この中で移動図書館一括貸出し、協力貸出しという言葉が分からなかったので、その内容をお伺いします。

**○堀川恭宏生涯学習振興課長**　お答えします。

移動図書館ですけれども、県立図書館の職員が離島等の図書館未設置町村に出向いて、本を600冊から1200冊程度準備し、公民館や学校などで地域住民に対して直接貸出を行うサービスをいいます。

次に、一括貸出しですけれども、学校や公民館、地域文庫などの団体の求めに応じて、500冊まで最長１年間貸出しを行い地域で活用していただくサービスです。

最後に、協力貸出しですけれども、こちらは離島、北部地域の市町村立図書館や図書館未設置町村の学校図書館や、公民館図書室等の拠点施設に利用者からのリクエストのあった県立図書館の一般閲覧室にある図書資料を貸し出すサービスとなっております。

以上です。

**○新垣善之委員**　ありがとうございます。

それぞれ貸出しがあると思うんですけれど、それぞれの団体であったりとか、県立図書館、この蔵書管理というのはどのようにされているんですか。

**○堀川恭宏生涯学習振興課長**　お答えします。

移動図書館等に使用する館外協力用図書については、長期間、最長１年間の貸出となりますので、県立図書館の一般閲覧室にある図書とは分けて管理を行っております。

館外協力用の図書といたしまして、令和７年３月31日時点で11万5977冊所蔵しておりまして、令和７

年度3300冊の購入を予定しているところです。

以上です。

**○新垣善之委員**　離島読書活動は地域教育の基盤でもあります。今後どのように事業拡大、発展させるのか。特に今、デジタル化や電子書籍の活用は課題でもあるんですけれども、学習セットの更新について課題とありますが、電子版への移行であったり検討できないかお願いします。

**○堀川恭宏生涯学習振興課長**　お答えいたします。

図書館未設置離島用電子書籍サービスについては、同地域内であればどこからでもアクセスが可能であるため、一定の地域が一定期間、占有的に利用することができません。そのため、一括貸出しの調べ学習セットを更新する際、図書資料を電子版に移行するということは少し難しいのかなと考えております。

以上です。

**○新垣善之委員**　それぞれ離島市町村といろいろ協議しながら、１人１台タブレットを持っているわけですので、例えば昆虫図鑑の更新であったりとか、いろんなところに子どもたちがアクセスして創造力を高めていけるような、この離島読書の充実に努めてほしいなと思います。

また、地域協力によって図書貸出しなどが行われているとありましたが、外部機関や地域ボランティアとの連携、未設置町村民へのアンケートなど、どのように行っていますか。

**○堀川恭宏生涯学習振興課長**　お答えいたします。

図書館未設置町村の住民が読みたい本のジャンルや作家、要望等を把握するため移動図書館を開催した際に、アンケートを実施しております。

また、令和６年度は、一括貸出しの利用団体に対して、当該サービスの改善要望がないかを把握するため、アンケートを実施しているところです。

以上です。

**○新垣善之委員**　離島の皆さんが手に取らなくても、市町村もしっかりこういったデジタル化を推奨しながらとか、いろいろ協議しながら、子どもたちの想像力を高めるような事業をもっと増やしてほしいなと思います。

以上です。

**○新垣新委員長**　次は、新里匠委員。

**○新里匠委員**　こども未来部の主要政策の中で、155ページからですね。

子どもの貧困対策についてでありますけれども、大きく考えてみたいと思っているんですが、困窮世帯というのがあるんですけれども、そのライフステージ、例えば小学校、中学校、高校、その先というところにわたって、全体的に受けられる支援額ってどのくらいなんでしょうか。

**○井上満男こども若者政策課長**　困窮世帯の子どもが大人になるまでに受けられる支援額を算定するというところなんですけれども、その子どもに対する支援というものの中には、給付金のような直接的なものもあれば、委託事業などで複数の子どもを対象にした支援を届けるような事業もございますので、１人当たりの子どもに対する金額はどれぐらいなのかということを算定するのは少し難しいところがございます。

**○新里匠委員**　例えば子どもの貧困対策予算から対象となる子どもの支援額を推計するのは、できるのではないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

**○井上満男こども若者政策課長**　一つの目安として、規模感を計るという意味では、令和６年度までは沖縄子どもの貧困対策計画を所管しておりましたので、その計画に掲げる施策の積み上げた予算というものは把握しています。そこに対象となる子どもの数から困窮世帯の割合を掛けたものを割ることによって、大体の規模感は分かるかなと思いますので、その方向で答弁させていただきますと、令和６年度の貧困対策予算が大体約289億円計上しております。同じ年の10月時点の推計人口、これが15歳未満でしか公表されていませんので、そちらで申し上げますと約23万人。それから困窮世帯の割合が、令和６年度は21.8％ということが県の調査で分かっておりますので、対象となる困窮世帯の子どもというのは、約５万人いるかというふうに推計をしております。

それを先ほど申し上げた289億円という貧困予算で割ると、大体１人当たり約57万円になるということになりますが、あくまでもこの貧困対策予算には、特定のライフステージに特化したような事業もあれば、ひとり親を対象にした施策という予算も含まれておりますので、貧困対策予算を子どもの数で割ったら大体57万円だよという規模感を計ることはできるんですけれども、これが毎年１人当たりの子どもに支給される額ということではないので、留意していただければと思います。

**○新里匠委員**　これを質問したのは、やはり支援を受ける未来があれば、家庭や子どもたちが希望を持って前に進めるというようなことにつながると

思ったからです。この周知ですけれども、困窮世帯が受けられる支援情報は、どのようにどういったところから情報を取るのか、集約したものがあれば教えていただきたいと思います。

**○大宮規子こども家庭課長**　困窮世帯に限ったものではないんですけれども、沖縄こどもの未来県民会議のほうで運営しております、こどもミライサイトというものがございます。このサイトでは、子どものライフステージに応じた支援メニューを体系的に整理をしまして、沖縄県や市町村の支援が一覧で確認できるようなポータルサイトとなっております。

このサイトについては、市町村の支援情報を掲載しておりますので、子どもの貧困対策に関わる支援員の方に対する研修の場においても、こういったサイトがあるということは周知をしているところです。

**○新里匠委員**　聞き取りの中で、こどもミライのポータルサイトについて確認をして、あるお母さんにこれ分かるかと聞いたら、たまたまそのママは分かりませんということでしたけれども、こういういいものがあるということで、周知をもっとやって、支援につなげていただきたいと思っております。

これは提案なんですけれど、あわせて、このライフステージごとにどのような支援メニューがあって、私自身にどれぐらいの支援が、国が助けて社会が助けていくということを分かることが必要だと思っております。

先ほどは15歳未満の予算を対象者で割った金額が57万円ぐらいだということでありましたけれども、その先の支援もあります、しっかりとというところで、これは教育にもつながっていく、大学、高等学校の進学についても、こういうことがあるよということのメッセージをしっかりとやっていただきたいと思います。そして、なるべく数値化をしていく努力をできないか伺います。今後でいいです。

**○井上満男こども若者政策課長**　お答えします。

令和６年度末に策定しました沖縄県こども・若者計画のほうでも、子育てに係る手続の軽減ですとか、支援を届けるための情報発信に取り組むという、そういう方向性は明記をしておりますので、これは計画期間中に取り組んでいかないといけないという認識はしております。

現在、こども家庭庁、国のほうで子育て支援制度レジストリという、データベース化をしようという取組が進んでおりまして、東京都と連携して、今現在、情報収集を大体150の自治体と行っているというふうに報道ベースで聞いております。これが進むことによって、例えば民間の子育てアプリとかとの連携によりまして、プッシュ型で配信するなどの、そういった仕組みの構築を進めているというふうにも聞いています。まずは150自治体からやって、順次ほかの自治体にも広げていくという、そういう方向性も国のほうも示してくれておりますので、こういったところも注視しながら、ライフステージに沿って、どういった子育て支援策が用意されているのかという情報発信というところは、引き続きこども未来部としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○新里匠委員**　国のほうでもその動きがあるということで、沖縄も遅れることなくしっかりやって、国の動向も注視しながら、なるべく早く数値化をしていただきたいと思っております。

引き続き542ページ、教育のほうでありますけれども、県外進学大学生支援事業です。

沖縄県の事業と国の事業のすみ分とありますけれども、どういったすみ分けがありますか。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

国の修学支援新制度においては、所得に応じて支援内容が４段階に分かれております。低所得世帯には手厚い支援となっておりますが、所得が高い世帯ほど給付額が減額される仕組みとなっております。

一方、県の事業につきましては、要件を満たせば一律の支援内容となっていることから、国と県の事業を比較した場合、目安として世帯年収300万円以上の世帯においては、扶養する子どもの人数によっては、県の事業のほうがより充実した内容となっているため、国の制度とのすみ分けを図っているところでございます。

以上です。

**○新里匠委員**　県の支援策は低所得者層ではない家庭に対してというところと、国の支援というのは、低所得者というところのすみ分けという部分ですかね。

あと、その評定の部分がありましたけれども、県は制度を活用するに当たって、評定どのくらいで国は評定どのくらいか教えていただきたいと思います。

**○大城司教育支援課長**　県の事業の場合は、高校の評定の平均値が4.0以上で、国の場合が3.5以上となっております。

**○新里匠委員**　最近、進学の形が変わってきて、外国に行く方々もいらっしゃると聞いておりますし、

とりわけ最近は通信制高校というものがいろんな進学の選択肢となっていると思うんですけれども、その通信高校の際の評定も同じように――例えば4.0という部分で通信制高校の評価というものが、その支援につながりますか。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

通信高校につきましても、全日制の先ほどの4.0以上と同じにしております。

**○新里匠委員**　国の制度も3.0以上ということでよろしいんでしょうか。

**○大城司教育支援課長**　国は3.5以上となっております。

**○新垣新委員長**　改めて訂正があるそうですので。

大城司教育支援課長。

**○大城司教育支援課長**　国の成績要件に関しましては、評定が平均3.5以上でありますが、仮に3.5未満であってもレポートの提出とか面談等によって、学習意欲がある生徒であれば対象要件となることもあるというふうに聞いております。

**○新里匠委員**　それは学校側が判断するんでしょうか。

**○大城司教育支援課長**　これは高校のほうで面談を行うというふうに聞いております。

**○新里匠委員**　あらゆる選択肢に、例えば通信制高校に行くというのは、通常の高校という言い方が適切か分かりませんけれども、普通に県立の高校とか私立の全日制の高校に行くというところに行けないという、そういう生徒が学びに行くことが多いんではないかと個人的には思うので、そこに対してもしっかりと進学する道を示していくということが必要であると思うので、ぜひともお願いしたいんですけれども、この国の実績というのは県は分からないわけですよね。

**○大城司教育支援課長**　国のほうが各県のそういう公表をしておりませんので、県で把握はしていないところでございます。

**○新里匠委員**　中学校とか、そういうところの名前は要らないので、例えば通信制高校に行った方が国の支援を受けているだとか、そういったことは把握できますか。

**○大城司教育支援課長**　お答えいたします。

先ほども申し上げたんですが、国のほうが公表しておりませんので、ちょっとそういう人数とか学校別とか、そういったのは把握できないところでございます。

**○新里匠委員**　改めて、各中学校のほうに県の教育庁のほうから通信制高校についても低所得者の部分については、支援があるということを通知をするべきだと思うんですけれどもいかがですか。

**○大城司教育支援課長**　県の支援もそうですけれど、国の修学支援制度についても、市町村教育委員会を通して各中学校のほうに、こういう大学に向けた支援があるということは、周知依頼をしているところでございます。

**○新垣新委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員から子育て支援員研修に係る質疑をしたいのでどの資料を見ればいいのか確認があった。）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

新城高広義務教育課長。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

事業名は、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業となっていますけれども、重点施策に入ってないため、ちょっと今、決算資料は手元に持っておりません。

**○新里匠委員**　今の子育て支援員の研修なんですけれども、この目的は何でしょうか。というのも、研修をすることによって、その研修する方のメリットといいますか、例えば仕事ができるようになるとか、そういうものはあるのでしょうか。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対して、多様な子育て分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創出し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図るため、県または市町村が実施する研修となっております。

以上です。

**○新里匠委員**　講習を受けた方は、例えばどういった事業に従事することができますか。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

放課後児童クラブですとか、一時預かり事業、あと事業所内保育事業等に携わることができるとあります。

以上です。

**○新里匠委員**　例えば、令和６年度の研修の定員に対する申込者は、どのくらいいますか。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

申込者数は、1139名となっております。令和６年度の定員については、450名となっております。

**○新里匠委員**　令和７年度の定員は何名ですか。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

500名となっております。

**○新里匠委員**　拡充していただいているということでありますけれども、定員に対する約２倍の申込みだということであります。市のほうも別立てでやっているということは聞いておりますけれども、ただ先ほど、この研修を受けることによって、働けるところが一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンターだったり、放課後児童クラブだったりというところに働くことができますよというところであるので、ただその事業は、働く人がいないので停滞をしている部分は各市町村あるわけですよ。なのに、こういった感じで、受けたい人が定員が少ないのでこの研修を受けられないということについては、やはり水道の蛇口を閉じたまま、これ飲みますよと飲んでくださいねと言っているのと一緒だと私は思っているんですけれども、そこについての見解をお伺いいたします。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

子育て支援員研修については、県が行う研修のほか一部市町村においても研修が実施されているところです。希望するにもかかわらず受講できない方がいらっしゃるという声がありますので、市町村とも連携し改善に向けて、どのような対応が可能か研究してまいりたいと考えます。

以上です。

**○新里匠委員**　この放課後児童クラブ、児童一時預かり事業等ですね、これは女性活躍、そして働き方改革の根幹だと思っております。しっかりとその入り口を大きくしていただきたい。そして活躍の場を本当にもっと広げていただきたいと思います。

それで、このコース４つあるんですけれども、沖縄県内では３コースしかやっていないようであります。この社会的養護コース、乳児院・児童養護施設等の部分については、沖縄県ではやられていますか。

**○新城高広義務教育課長**　お答えします。

この事業は沖縄県で行っておりません。

**○新里匠委員**　その理由をお聞かせください。

**○新城高広義務教育課長**　ただいまの委員の質問ですけれども、資料等今結果もこちらで持ち合わせておりませんので、また次の機会にお願いしたいと思います。

**○新里匠委員**　教育長、今のやり取りを聞いて、この研修の意義と、そしてこれからの予算拡大についてどう思われますか。

**○半嶺満教育長**　この幼児教育の段階でしっかりと子どもたちを教え育てていくということは、やはり教育の根幹であって重要な部分であるというふうに思っております。

今、御指摘のあったとおり、希望者が相当いるにもかかわらず、その定員が限られているというような現状もございますので、今、課長のほうからも、その点については研究をしていくというふうなことで方向性を述べておりますので、そういった人材育成がスムーズに行えるように、私どももしっかり確認しながら進めていきたいと思います。

**○新里匠委員**　教育長、これを質問しているのは、この研修の選考に漏れた方々からその声があるわけです。意欲があるというところはやはり拾って、子育てのしやすさをつくっていくというところを、ぜひともやっていただきたいと思います。

以上です。

**○新垣新委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から133ページについて女性力・ダイバーシティ推進課長に対し確認があった。）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

次に、比嘉忍委員。

**○比嘉忍委員**　よろしくお願いします。教育委員会のほうから質疑させてください。

主要施策に関する報告書のほうからです。かぶりますけれど、幾つかさらに確認させていただきたいのは、まず523ページ。国際性に富む人材育成留学事業です。

先ほど答弁でエントリー者数と派遣の数が、令和５年度が――聞いてメモしているんですが、当たっているかどうかをまず確認したいと思います。

令和５年度が195人に対して20人、令和６年度が138人に対して21人、今年度が136人に対して24人の派遣ということで答弁だったと思いますが間違いないですか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　はい、間違いございません。

**○比嘉忍委員**　それで、やっぱり物価高とか円安という形で状況が出てきているということで、倍率も高いんですが、ちなみに選考基準はどのようなものでしょうか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　派遣する国にもよりますけれども、基本的には学力、それから本人の意思をしっかり記した作文、論文と、後は面談等を通しながら選定していくという形になります。

**○比嘉忍委員**　それでは、この３年間、先ほどの数

字で大体３倍、４倍、令和５年度に至っては８倍ぐらいになるんですけれど、漏れた方々というのは、この選考基準に全員該当しなかったということになりますか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　基準に満たなかったということではなく、派遣する人数は予算に応じて、それから派遣する国、令和７年度は12か国にわたって派遣しておりますが、そういった派遣先の国、あとはその派遣の中身のプログラム、そういったもので予算を割り振りしますので、それに応じて出てきた数字で、例えば20名派遣であるとか、24名派遣ということが算出されますので、上位の人数ということになります。

以上です。

**○比嘉忍委員**　今、大事な答弁でした。

基準は満たしていますけれど、やはり予算の関係上、こんなすばらしい事業、子どもたちが派遣できないということということで、課長としては、ぜひ予算を増額して、さらにこういった子どもたちの視点を深めるためにもやっていただきたいという認識はございますか。

**○屋良淳県立学校教育課長**　この予算確保については、私どもも非常に必要だと思っておりますので、その予算確保に努めてまいります。

それから研修のプログラム、それから派遣先の国の状況、これは日々変わりますので、そういったところをしっかり先読みしながら、充実した事業となるように今後とも努力してまいります。

以上です。

**○比嘉忍委員**　教育長、ぜひ今、課長もおっしゃっていました。答弁の中でも、基準は満たしているけれど、やはり予算がありますので、その範囲内という状況も分かりますが、我々の次世代を支える沖縄の子どもたちの明るい将来、未来のためにも、目的にもありますようにグローバル化の進展や多様化、複雑化する国際社会に対応できる人材の育成をするため、高校生の派遣、外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図る、とてもすてきな事業だと思います。

ぜひ教育長として、率先して予算増額に取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

**○半嶺満教育長**　今、委員御紹介ありましたとおり、この国際性に富む人材育成事業、沖縄県を牽引する、国際的な視野を持ったグローバルな人材を育成するという視点で我々進めてきておりまして、非常に成果も出ておりまして、重要な事業であるというふうに考えております。

できるだけ多くの希望する子どもたちが、海外のこういう研修を体験して、広い視野を持って活躍できるように、我々もその予算確保に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

**○比嘉忍委員**　子どもたちの未来を明るく展開させるためにも、ぜひ御尽力をお願いしたいなと思います。

次は528ページで、県立学校インターネット推進事業についてです。

整備すべき予定校数と実施校という形で計画的には現況どのような状況なのかということと、令和６年度の実績を踏まえてどのような取組を展開しているのかということ、課題にございましたネットワークの安定稼働に向けた構成の見直しを検討するという、それを課題に挙げた背景ということで、どのような状況でしょうか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　まず、整備すべき予定校と実施校、こちらについてお答えします。

全ての県立学校において、児童、生徒、教師がインターネットに接続できる環境を構築しております。令和６年度は、校内の老朽化しているネットワーク機器の更新等を行い、教育ネットワーク環境の改善に取り組んでまいりました。

引き続き１人１台端末を活用した授業に支障を来すことがないよう、通信事業者と連携して、ネットワークの安定化に努めてまいります。

それから、安定稼働に向けた構成の見直しについてお答えします。

各県立学校で契約している通信サービス、こちらは価格は安価な代わりに、他の利用者と回線を共有するため、通信速度が周辺環境、例えば学校の立地や規模、利用者数、それから時間帯の影響を受けやすく、回線が混雑した際はインターネットの速度が遅くなることがあります。

現在の回線よりも上位のサービスとして、帯域確保型回線があり、一定の通信速度を保障し、回線を他者と共有しないため、回線が混雑せずに安定した通信環境を構築することが可能となっております。

安定稼働に向けた構成の見直しとして、通信速度が遅い状況が生じている一部の県立学校を帯域確保型回線に切替えているところです。

以上でございます。

**○比嘉忍委員**　今、課長が答弁ありましたように、通信速度の遅い環境から上位の――価格的にはちょっと割高になりますけれど、それに切替えてい

くということで今進めているということでよろしいんでしょうか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　はい、そのとおりでございます。

**○比嘉忍委員**　では、昨年の執行率は94％ということなんですが、昨年度でやるべき整備、それから切替え等は全て行われたということでよろしいですか。

そうなりますと、この不用が出た要因を教えてください。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　主な不用額は、ネットワーク機器の更新に対してこの入札額が予定価格を下回ったことです。なお、予定していた学校の機器更新、こちらは全て整備できております。

**○比嘉忍委員**　予定価格より下げたからといって求めている質というのを担保できているかということは、確認して大丈夫ですか。

**○當間文隆教育ＤＸ推進課長**　品質に関しては問題ございません。

**○比嘉忍委員**　引き続き今年度次年度に向けても、通信速度のストレスのないような形で、子どもたち、先生方の教育環境充実に向けてよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、こども未来部ですね。

主要施策の成果に関する報告書から、140ページ。

沖縄こどもの貧困緊急対策事業の中に、離島及び広域相談体制事業について、これは、キになりますね。特に離島町村で行われておりますが、課題についてが５行ぐらい記載されております。それの解決に向けての取組はどのようなことで考えておりますか。

**○大宮規子こども家庭課長**　小規模離島町村におきましては、支援員の人材確保が困難なことや、また困難を抱えていても地域が狭くコミュニティーが近いということで、なかなか支援を申し出にくいというような事情がありまして、そういった子どもや家庭への対応というものが課題となっております。

そのため県では、貧困対策支援員を定期的に派遣しまして、相談を行ったり、それから離島町村における居場所づくりに関する助言等を行っております。

そのほか既に支援を実施した離島へのフォローアップも行っていますし、地域の実情や課題把握のための訪問なども行っているところです。

また離島の子どもたちからの相談に対応するようなチャット相談など、そういった体制も図るような取組を実施しているところです。

**○比嘉忍委員**　しっかりと課題が上げられていますので、解決できるように小規模町村と連携していただきたいと思いますが、課題に上げている事項以外に、この実施されている町村のほうから何か要望とか寄せられている声とかございますか。

**○大宮規子こども家庭課長**　今のところ特に、課題とか、そういった要望等は上がってきてはいないようなんですけれども、今後も意見交換しながら、何か課題があれば連携しながら、取り組んでいきたいと思っております。

**○比嘉忍委員**　よろしくお願いします。

特に小規模町村自治体におかれましては、やはり町村、市もときにはありますけれども、単独ではできないような部分をしっかり県のほうがフォローアップしていただきたいという場面も出てきますので、よろしくお願いしたいなと思っております。

次に151ページ。若年妊産婦さんの居場所運営支援事業についてですね。

北部の名護のほうでも行われていると思いますが、現況についてと課題が記されております。その課題の状況、それと解決に向けての取組について答弁をお願いします。

**○大宮規子こども家庭課長**　県では北部圏域において、広域的な支援を行う若年妊産婦の居場所を令和６年１月から設置をしているところです。

この居場所では、通常の子どもの居場所におけるような支援のほか、若年妊産婦に特化したような支援――例えば出産、育児に関する相談ですとか、生活や保健指導、それから家計管理に関する助言、そういった支援を行っております。令和６年度につきましては、北部圏域５市町村から延べ936人の利用があったところです。

課題につきましては、若年妊産婦は、やはり家庭環境や経済状況等により抱えている困難というのも様々な状況があると思っています。その中で、現在、この子どもの居場所に産科の医院が関わっているということで、妊娠が判明した早い段階から関わることができているということは、とてもいいことなんですけれども、まだ家族にも相談できていないというような状況も今増えてきているということがありまして、家族関係の再構築ですとか、あと出産や妊娠、子育て等利用者のニーズも日々変化しておりますので、そういった母親への個別支援というものが必要なケースというのが増えてきているという

状況にあります。

若年妊産婦に対する支援は、それぞれの抱えている課題というのを的確に把握して、若年妊産婦が孤立しないような丁寧な支援が必要になってくるかと思います。支援をする側の支援員のスキルアップというのも必要になってくるかと思いますので、また市町村との連携もとても重要だと思っていますので、市町村とも連携しながら、また若年妊産婦が孤立しないように自立できるように支援していきたいというふうに考えております。

**○比嘉忍委員**　今ありましたように若年の妊婦さんだけに、家族にも知らせていないとかっていう――ちなみにそういった場合とかって、今現況としてどのような対応とかされているんですか。

**○大宮規子こども家庭課長**　若年妊産婦様本人と家庭の間に、例えば保健師さんも一緒に交えて入っていただいて、お互いの間に入って仲介を行うというか、そういったこともやっているというふうに聞いております。

**○比嘉忍委員**　若くしてというか、そういった形で新たな生命を育んで、１人で悩んで、そういった形の居場所づくりというのをやっていただいて、一昨年ですかね、真鳥部長も来ていただいて、名護市で対応していた――看板もなくて、名護ンチュの私がもう分からない普通の家庭、それも逆にいいかなと思いました。そういったところで、この10代のお母さんたちが集って、子どもたちと一緒にというところをちょっと視察させていただきました。

本当にこれからも必要とされている居場所だと思いますので、必要な部分に関しての予算措置はしっかりしながら、また今後も対応していただきたいと思います。

最後、結びに真鳥部長も先ほど貧困対策事業について、約10年になります。先ほど評価もいただいたんですが、また改めて伺いたいんですけれども、これ予算化する際に、実はもう10年前、私も市議会議員だった時代に自民党県連青年局のメンバーで、この要請書をしたためて、そのときの大臣だった島尻安伊子大臣に直接国に、東京まで要請して、それが安伊子大臣の下、展開してきたという予算だと思います。これはもう御承知のことだと思いますが、その経緯も含めてこの事業に対しての評価もぜひ一言お願いしたいなと思います。

**○真鳥裕茂こども未来部長**　先ほども答弁させていただいたんですけれども、この緊急貧困対策事業、10億円からスタートして、毎年積み上げ増額させていただいて、10年たって20億円まで手厚くつけさせていただいておりました。内閣府のほうで配慮いただいております。

こういったおかげで、子どもの貧困世帯の割合も20％台に改善できたというふうに考えております。

北部の若年妊産婦の居場所ですけれども、やはり寄り添った支援につながることが、つながっていない支援家庭を救うというところにつながると思います。

今年の正月明けでしたか沖縄市のほうで、相談もしていない若年者が出産をして死体遺棄をするという事件がございましたけれども、やはりつながっていない家庭をどう支援につなげていくかというのは、本当に課題でございまして、その辺については市町村とも連携をしながら――最近自治会の加入率も相当希薄になって何か20％台に落ち込んでいるという全国一悪いという話もお聞きしていますけれども、そういった中、やはり支援につながっていない家庭をどうつなげていくかというのは、喫緊の課題だというふうに感じております。また北部の若年者居場所のいろいろ課題もありますけれども、その辺も踏まえながら改良を重ねて、いい展開ができればなと思っている次第でございます。

**○比嘉忍委員**　部長、ありがとうございました。

やはり様々な課題もありますが、こういった課題も市町村とも連携、我々も共有して、県民のためにもいい政策が展開できるように努めていきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

**○新垣新委員長**　次に、小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員**　青年局の話が出たので、私も懐かしい思いをして話を聞いていました。

そのまま続けてではないんですけれども、こども未来部の172ページから少し確認、議論を始めていきたいと思います。

妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業について、令和６年度、特に課題の部分に書かれているこども家庭センターの設置の努力義務についてなんですけれども、今、市町村、令和６年度末時点での設置状況というのが、どの程度把握されているか教えてください。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

令和６年度当初の沖縄県の設置数は、14市町村になっております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　年度末時点の確認をしたつもり

なんですけれども、今当初の説明でしたよね。もう一回お願いします。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

令和７年度当初でお答えしたいと思います。令和７年度当初は19市町村になっております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　ありがとうございます。

まだ、なかなか努力義務というのもありますので、設置が少し滞っているという言い方は少し失礼な気がするんですけれども、設置されていないことによるデメリットというのは、主にどういうのが挙げられるのか教えてください。

**○仲里直也子育て支援課長**　こども家庭センターは令和４年６月に成立した児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村においては、子育て世代包括支援センターと市区町村の子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談や支援を行う機関として努めることとされているところであります。

今のところ19市町村が設置しているところでありますけれど、本来法の趣旨であれば、妊娠前から子育て支援の一体的な支援をするということでありますが、今のところ市町村の聞き取りによると、別々の福祉、児童福祉の母子保健機能は小規模であればあるほど、今のところ連携はできているというところで、主立ったデメリットというのが今のところまだちょっと声としては上がっていないところです。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　あくまで努力義務なので、現状でしっかり機能しているんであればそれはそれでと。ただ機能統合して、いろんな部分でスムーズにしていくようなメリットというのもあると思いますので、実際、課題として挙げられている部分でもありますから、令和７年度も進行していると思うんですけれども、ぜひ早めに、特に人口が多いところについては、ワンストップという言い方が適切かどうかともかくとして、一つの場所でいろんな相談ができるという環境を整えるのも重要だと思いますから、市町村に設置するという形になると市町村の意向もあると思うんですけれども、ぜひ県内で差が出ないように取り組んでいっていただきたいと要望します。

次、戻って165ページ、保育士確保対策強化事業と合わせて、ちょっとほかでも出たと思うんですけれども、167ページの地域限定保育士試験実施事業に関してです。

両方とも保育士確保に関する事業の主立ったものだと思うんですけれども、両方の実績、効果、そして令和６年度末の課題を教えてください。

**○仲里直也子育て支援課長**　保育士確保対策強化事業につきましては、保育士の労働環境の改善を目的として、休暇とか休憩等を取得する保育士の代替職員の配置を支援する事業などが主な事業内容となっております。

令和６年度は年休を取得する保育士の代替職員の配置につきましては、10市町村26施設において29人、休憩を取得する保育士の代替職員の配置につきましては、10市町村115施設において173名、産休を取得する保育士の代替職員の配置につきましては、５市町村８施設に10人の配置の支援を実施してきたところです。

続きまして、先ほど説明しました地域限定保育士事業は、国家戦略特別区域法に基づいて、地域限定保育士の実技試験に係る実技講習会を開催するための費用となっております。

令和６年度の実績としましては、保育実技講習会の受講者数は59名で、最終合格者も59名となっており、地域限定試験を二次試験で受けた方については、合格率100％となっております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　令和６年度の範囲内で構わないので、ここも少し教えてほしいんですけれども、こういった事業をやって定着率、離職率というのがいろんな業界でもささやかれる部分だと思うんですけれども、令和６年度なので、もう今、令和７年度の途中ですから、どこまでというのは把握できていない部分もあると思うんですけれども、例えば地域限定保育士がそのまま就職した割合とか、あと令和６年度で集めた方々が、例えば令和７年度でいなくなっているとかということがないのかどうかという部分を少し細かい形になるんですけれども、教えてもらえると助かります。

**○仲里直也子育て支援課長**　保育士確保対策強化事業、幾つかの細事業がございまして、その中に県外から保育士を誘致した際に支援する事業がございます。その事業の中で、効果測定として、今言った定着率を調査した数字があります。それで答弁させていただきます。

当該事業により実施している県外保育士の誘致支援の効果測定のために実施した調査によると、令和

３年度から令和５年度にかけて誘致した保育士の76%が令和６年度においても、引き続き県内の保育施設において従事していることが確認されているところです。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　保育士を確保していかないといけないというのは、この沖縄の問題でもあるんですけれども、日本全国的な問題でもあります。

一定程度の取り合いは、しようがないのかなというふうにも感じるんですけれども、やはり沖縄の保育行政を安定的に運営するためには、どうしてもマンパワーが必要というところがありますので、来たけれど、一、二年でいなくなるということにならないように、ぜひそこら辺のブラッシュアップも含めて、今後も引き続き展開していただきたいと思うんですが、この点でちょっと最後になるんですけれども、今、令和６年度末の時点で、よく私も待機児童の話、もう議論に議題として上げるんですけれども、ゼロから２歳児の待機児童の話、以前からずっとやってきたと思います。

令和６年度末のゼロから２歳児の待機児童の状況、全体とゼロから２歳児という形で、もし分けて、令和７年度当初でも構わないので確認をさせてください。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

令和７年４月１日の待機児童数は、171名です。そのうちゼロ歳児が14名、１歳児が100名、２歳児が27名となっております。

**○小渡良太郎委員**　ありがとうございます。

ここで少しその数字にも触れたのは、ゼロから２歳児、どうしても保育士の数が３歳から５歳児よりも多く必要と。ただ待機がこれだけいる背景に、さらにもっとあったら通わせたいという需要があるのも、私自身把握しているものですから、まずは、安定的な確保が大事なんですけれども、やはりゼロから２歳児の需要非常に高いですから、ぜひそこまで、ちゃんと確保できるような形で、取り組んでください、お願いします。

続いて、160ページ。放課後児童クラブ支援強化事業に関しても、これもまずは、令和６年度末の整備数の状況と、あとこれも待機児童ですね。課題にも増加傾向にあるとあるんですけれども、どういった状況にあるのか教えてください。

**○仲里直也子育て支援課長**　国の調査が５月１日時点になりますので、ちょっと５月１日時点で回答させていただきます。

令和７年５月１日時点における県内の放課後児童クラブ数につきましては、631クラブとなっており、待機児童数につきましては887人となっているところです。

**○小渡良太郎委員**　ありがとうございます。

この放課後児童クラブに関しても、需要が高いところであって、多分整備すればまた行かせたい、通わせたいという需要が出てきて、しばらくはその状況が続くのかなというふうにも考えています。

整備が進んでいる状況ではあるんですけれども、ただ施設によって、例えば子どもたちへの待遇に差があるという話も多く聞こえ始めてきております。

フリースクールの話でも以前、これは決算ではなくて委員会のほうでやったんですけれども、ある程度この独自の基準とかそういったのを設けて、沖縄の放課後児童クラブ、こういった形でやったほうがいいよという形の――認証制度ではないんですけれども、そういったくくりを１つつくるのも今後にとっては重要なのかなと。待機児童がこれだけいると、かつ整備もこれだけ進んでいるというだけではなくて、できる限り、質が低いものが乱造されるということを防ぐ意味でも、やはりそういった一定の基準を設けるというのは有用だと思うんですが、部長の見解を聞くのが一番ですかね。見解をお聞かせいただければと思います。担当課でも構いません。

**○仲里直也子育て支援課長**　お答えします。

放課後児童クラブは、公的施設を活用している場合と民間の施設がございます。公的施設であれば当然、市町村とかの話もできるんですけれど、民間だと直接指導とか、利用料の話とか、具体的に下げたり質の話をどうとかいうのは、なかなか難しい状況ではあります。今、県の委託事業で、市町村ごとの利用料であったりとか、そういったいろんなデータを調査した事業がございまして、それを県のホームページで公表したり、今年度はシンポジウムで関係者を集めて、利用料やそういったことを横展開で共有することで、ほかの施設であったり、利用者がこの施設の利用料、市町村の利用料が幾らであるとかというのが分かって、その辺でだんだんそういったところの利用者の意見が質の違いについて大きくなっていけば、民間のほうでも実際、独自で改善に向けた動きができてくるのかなというふうに考えております。

**○小渡良太郎委員**　県の立場にいる私として、やっぱり一番この相談が多いというか半ばクレームも含めてですね、利用料なんですよ。高い、隣に比べて

高いとかいろんな形で。ほかの県の事例を調べて、所得が低いと言われているのに、何で沖縄県は高いんだとかっていう話もよく耳にします。ある程度、市町村がやることでもありますから、多少の差異はあったとしてもサービスに差があってはならないし、基本的な部分でですね。あとはこの利用料もできるだけ平準化していくほうが県全体のことを考えたらいいのかなというふうに考えますので、その調整ももちろん、まずは整備をしていかないといけないという段階ですから、それも念頭に置いた上で、ぜひ整備を進めていただきたいと、これも要望して次に行きます。

次、教育委員会に、ちょっと総括的な部分で確認をさせていただきたいんですけれども、令和６年度の教育現場の状況、これも以前から委員会の中でいろいろと質疑させていただいた部分です。

この採用数と退職数の比較とか、あと特に私自身いろいろと確認しているのが教員の未配置、担任の未配置の状況とか、令和６年度末でどういった形になっているのか。

もう一つ、療養されている方の職員の数という部分まで合わせて教えていただければと思います。

**○東哲宏学校人事課長**　まず教員の採用数ですけれども、小中学校の計で令和５年度が356人、令和６年度が454人、令和７年度が408人となっております。また、高等学校につきましては、令和５年度が48人、令和６年度が59人、令和７年度48人です。特別支援学校については、令和５年度35人、令和６年度36人、令和７年度39人となっております。

次に、教員の未配置の状況です。

今年度につきましては、まず４月当初については、小・中・高・特別支援学校合計で７人未配置という状況でございました。ちなみに、担任の未配置はございませんでした。先日、本会議のほうでも御答弁させていただきましたけれども、９月時点での未配置数が、小・中・高・特別支援学校合計で32人、担任の未配置数が12人となっております。25人程度増加したというような状況です。

さらに、休職者数、病気休職者数につきまして、お答えします。

令和５年度につきましては410人、令和６年度388人となっており、22人減少しております。また、このうち精神性疾患による病気休職者数については、令和５年度が268人、令和６年度が247人となっておりまして、21人減少しております。

なお、いつもこの数値について在職者比率でもお答えしていたと思いますけれども、そこにつきましては、令和５年度が1.69％、令和６年度1.56％となっており、若干ですが0.13ポイント改善しております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　令和６年度決算なので、令和６年度末の数字を確認したつもりなんですけれど、令和７年度当初の話が、今の答弁で……。令和６年度の当初と令和６年度末という形でいいのか、教員未配置の部分が令和７年度当初と令和７年９月というような言い方があったものですから、ちょっと確認だけさせてください。

**○新垣新委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、小渡委員から学校人事課長の答弁について確認があった。）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

東哲宏学校人事課長。

**○東哲宏学校人事課長**　令和６年度の数値について、お答えいたします。

令和６年度の４月当初の未配置数が12人、担任未配置はございませんでした。最終的に令和６年度の令和７年３月の数字ですけれども、合計で90人、担任未配置が39人となっております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　ありがとうございます。

ちょうど未配置の部分が、私も令和６年度でさんざん議論した記憶があるんですけれども、当初ゼロだけど終わる頃にはもう39クラスも担任がいないという状況だったということは、人の確保ももちろん大事なんですけれども、人事配置も含めて、やはり令和７年度、８年度以降にそういった状況にならないように気をつけていかないといけないような一つの数字の表れだと捉えております。

適切な人事配置というのがどの辺のことを指すのかというのは、もう多岐にわたりますので、一概にこうあるべきというのは言い難いんですけれども、ただ何度も委員会でも繰り返しているように、先生がいないということはできればもう避けていただきたいんですが。担任の先生がいるクラスが隣にある中で、いないクラスがあるというのは、たった１年であっても子どもたちに影響が大きくなる懸念が強くありますから、令和７年度以降含めて、これは抜本的に取り組んでいく必要があると思うんです。

最後に教育長の見解を、この部分ですね、なかなか難しいとは思うんですが、ぜひ努力していただきたいと思いますので、見解をお聞かせください。

**○半嶺満教育長**　委員御指摘のとおり、学校に先生がいないということは、やはり子どもたちに不安を与えてしまう。子どもが安心して勉強を学ぶことのできる環境がなかなか構築できないと。また、その担任がいない、あるいは教科担任がいないところは、ほかの先生方がカバーすると。そういう面でも、非常に教職員の負担も大きくなるということで、これは大きな課題と考えておりまして、今、様々な方法を取りながら改善に取り組んでいるところです。

先ほど課長からございました、４月と３月の比較でいいますと非常にどうしても年度途中で病気休職等の先生が出てきまして、その代替教員もなかなか探せないという現状がありますけれども、しかし、毎年毎年改善傾向にございますので、しっかりと今ある取組を継続しながら推進しながら、教員の未配置についてもしっかり改善できるように取り組んでまいりたいと思います。

**○小渡良太郎委員**　よろしくお願いします。

以上です。

**○新垣新委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、執行部から答弁を訂正したいとの申出があった。）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

大城司教育支援課長。

**○大城司教育支援課長**　先ほど西銘委員のほうから、事業開始前の平成27年度の就学援助の状況について一部お答えできない部分がございましたので、改めてお答えいたします。

平成27年度の県内公立小中学校の就学援助受給者数については２万9539人、率で20.39％となっております。また、全国の就学援助率が15.23％となっており、本県の就学援助率は全国より5.16ポイント高く、全国で９番目に高い数値となっております。

以上でございます。

**○新垣新委員長**　続いて、大宮規子こども家庭課長。

**○大宮規子こども家庭課長**　先ほど西銘純恵委員の御質問の中で、県立高校の居場所の利用者数、御質問あったかと思いますけれども、人数に誤りがありましたので、修正させていただきたいと思います。

令和６年度16校の合計で延べ人数は６万3662名となっております。

申し訳ございませんでした。

**○新垣新委員長**　以上で、こども未来部及び教育委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

**○新垣新委員長**　再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について議題といたします。

総括質疑については、10月10日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。

次に、特に申し出たい事項についての御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

**○新垣新委員長**　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○新垣新委員長**　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

決算調査報告書は、10月16日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっていますが、各常任委員会で提起されている総括質疑候補の一覧については、先行して、明日15日の水曜日午前中までにタブレットへ掲載する予定となっております。

また、決算特別委員会の皆様は、10月17日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　　新

令和７年10月14日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 土木環境委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

# 土木環境委員会記録（第２号）

## 開会の日時、場所

年月日　令和７年10月14日（火曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後４時22分
場　所　第２委員会室

## 本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
２　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（環境部所管分）
３　令和７年第５回議会認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
４　令和７年第５回議会認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
５　決算調査報告書記載内容等について

## 出席委員

委員長　仲里全孝
副委員長　糸数昌洋
委員　喜屋武力　大屋政善　下地康教　中川京貴
山内末子　新垣光栄　比嘉瑞己　瑞慶覧長風

## 欠席委員

委員　又吉清義

※決算議案の審査等に関する基本的事項３（６）に基づき、監査委員である又吉清義委員は調査に加わらない。

## 説明した者の職、氏名

| | |
|---|---|
| 環境部長 | 多良間一弘 |
| 環境企画統括監 | 桑江隆 |
| 環境政策課長 | 仲地健次 |
| 環境保全課長 | 與儀喜真 |
| 環境保全課基地環境対策監 | 嘉数江美子 |
| 環境整備課長 | 與那嶺正人 |
| 自然保護課長 | 知念宏忠 |
| 環境再生課長 | 横田恵次郎 |
| 企業局長 | 宮城力 |
| 総務課長 | 志喜屋順治 |
| 経営計画課長 | 大城貴 |
| 経理課長 | 神谷司 |
| 配水管理課長 | 又吉直人 |
| 配水管理課危機管理室長 | 福元淳 |

**○仲里全孝委員長**　ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会乙第13号議案の議決議案１件、令和７年第５回議会認定第１号、同認定第22号及び同認定第23号の決算３件の調査についてを一括して議題といたします。

環境部長から環境部関係決算事項の概要の説明を求めます。

多良間一弘環境部長。

**○多良間一弘環境部長**　本日はどうもよろしくお願いいたします。

それでは、環境部の令和６年度一般会計決算の概要について、ただいま表示しました令和６年度歳入歳出決算説明資料（環境部）に基づいて御説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しました３ページを御覧ください。

環境部所管の歳入は６つの款からなっており、具体的には、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入、県債となっております。

１行目の予算現額の（Ａ）欄を御覧ください。

令和６年度の環境部所管の歳入の合計額は、予算現額（Ａ）は20億3022万1000円、調定額（Ｂ）は19億1762万9732円、うち収入済額（Ｃ）は18億3490万3291円であり、収入未済額（Ｅ）は8272万6441円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は95.7％となっております。

次に、（款）ごとの歳入について御説明いたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額4522万4000円に対し、収入済額は6071円であり、動物愛護管理センター等に係る土地使用料であります。

その３行下の（項）証紙収入につきましては、予算現額4522万円に対し、収入済額が０円となっておりますが、実際の収入済額は4359万9500円となっており、これについては、出納事務局において、取りまとめて計上されることとなっております。

（款）国庫支出金は、予算現額16億2542万4000円に対し、収入済額は15億2943万7937円であり、主なものは、外来種対策事業や世界自然遺産保全・適正利用推進事業などに係る沖縄振興特別推進交付金及び省エネ家電買換購入支援事業に係る物価高騰対応重点地方創生臨時交付金であります。

（款）財産収入は、予算現額1630万5000円に対し、収入済額は1630万4355円であり、その内容は、土地貸付料、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子に係る財産運用収入であります。

ただいま表示しました４ページを御覧ください。

（款）の繰入金は、予算現額9065万6000円に対し、収入済額は8624万1269円であり、その内容は、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

（款）諸収入は、予算現額611万2000円に対し、調定額は9004万100円、収入済額は731万3659円であります。

収入未済額が8272万6441円となっていますが、その内容は、平成29年度から令和３年度に実施した産業廃棄物の不適正保管に係る行政代執行による撤去・処理を行ったことに対する求償費用の収入未済額であります。

（款）県債は、予算現額２億4650万円に対し、収入済額は１億9560万円であり、その内容は、電動車転換促進事業であります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

ただいま表示しました５ページを御覧ください。

令和６年度の環境部所管の歳出は（款）衛生費からとなっております。

１行目の予算現額（Ａ）欄を御覧ください。

予算現額（Ａ）は39億7249万6000円、うち支出済額（Ｂ）は36億6710万4709円、翌年度への繰越額（Ｃ）は7200万円、不用額（Ｄ）は２億3339万1291円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は、92.3％となっております。

次に、不用額２億3339万1291円のうち、（目）で主なものについて御説明いたします。

不用額（Ｄ）欄の上から４行目になりますが、（目）環境衛生指導費の不用額5286万1780円は、主に海岸漂着物等地域対策推進事業において、各海岸管理者における漂着物の回収処理事業に係る入札残及び市町村補助分における実績精算に伴う執行残を積み上げたものであります。

下から２行目になりますが、（目）環境保全費の不用額6014万4245円は、主に省エネ家電買換購入支

援事業において、県民が買換購入した際に付与するポイント等の交付実績額が当初見込みよりも少なかったことによる執行残であります。

一番下の行になりますが、（目）自然保護費の不用額9730万5055円は、主に外来生物侵入防止事業費における埋立土砂搬入届出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、令和６年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○仲里全孝委員長**　環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関係決算事項の概要の説明を求めます。

宮城力企業局長。

**○宮城力企業局長**　委員の皆様おはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、企業局関連の令和７年第５回議会認定第22号、同認定第23号及び同乙第13号議案について順次御説明申し上げます。

本日は、令和６年度沖縄県企業局決算の概要により御説明いたします。

初めに、認定第22号令和６年度沖縄県水道事業会計決算について御説明いたします。

２ページを御覧ください。

上の表、収益的収支について御説明いたします。

水道事業収益が303億5258万6779円、水道事業費用が305億7051万3116円で、差引き２億1792万6337円の純損失を計上しており、これは平成14年度以来、22年ぶりであります。

その主な要因は、施設老朽化の進行による修繕費、渇水等に伴う海水淡水化施設の稼働による動力費等の費用が増加したことによるものであります。

続きまして下の表、資本的収支について、御説明いたします。

資本的収入は101億2916万9612円で、他会計借入金30億円の借入れ等により前年度比で約19億円増加しております。

資本的支出は121億6625万7658円で、国庫補助対象事業の繰越し等により、対前年度比で約８億円減少しております。

収支不足額は約20億円となっており、先に述べた他会計借入金や企業債の借入れにより、対前年度比で約60％減少しております。

３ページは、過去の決算額推移等を示した図表となっております。

３ページの上の図、水道事業収益の推移について、給水収益は令和５年度までほぼ横ばいでありましたが、令和６年10月１日からの料金改定により、令和６年度は約13億円増加しております。

他会計補助金については、令和５年度は、電気料金高騰や渇水の影響を受けた事業者の支援を目的とした補助金により大きく増加しておりましたが、令和６年度は補助対象期間の減により、減少しております。

中段の図、水道費用の推移を御覧ください。

沖縄県の水道事業の環境としまして、河川の規模が小さく、多くの河川等から取水する必要があること、北部地域の水源地と中南部の消費地が遠く離れていることから、全国と比べて取水ポンプ場や増圧ポンプ場が多く必要であるため、費用に占める動力費や人件費の割合が全国平均を上回っているという特徴があります。

そのため、動力費については、これまで約23億円程度で推移しておりましたが、近年の電気料金高騰に伴い、令和３年度以降右肩上がりで急激に推移しており、令和６年度は令和２年度比で約1.8倍増となり、水道事業の経営に大きな影響を与えております。

左下の表、給水原価・供給単価の推移を御覧ください。

令和３年度までは、有収水量１立方メートル当たりの費用である給水原価が、有収水量１立方メートル当たりの販売単価である供給単価を下回っておりましたが、動力費など費用の増加のため、令和４年度以降は給水原価が供給単価を上回っている状況が続いております。

これは、給水収益だけでは費用を賄えていない状況が続いているということになります。

４ページを御覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出の推移等を示した図となります。

右上の図、建設改良費の主な財源となります国庫補助金受入額については、平成28年度以降減少傾向が続いております。

中段右の図になりますが、それに伴い、資本的収支不足額を補塡する内部留保資金については、平成25年度以降減少傾向が続いておりましたが、令和６年度は、他会計借入金の受入れにより増加しております。

右下の図は、給水収益に対する企業債残高の割合

で、企業債残高の規模を示す指標となります。

本県は先に述べた特徴により、水の供給に当たって多くの設備投資が必要であり、その資金については、国庫補助金のほか、企業債借入により賄っていたことから、当比率が全国平均を上回る状況となっております。

以上で、認定第22号の説明を終わります。

続きまして、認定第23号令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、御説明いたします。

５ページを御覧ください。

上の表、収益的収支について、御説明いたします。工業用水道事業収益が６億9218万4122円、工業用水道事業費用が６億5681万1194円で、差引き3537万2928円の純利益となっております。

その主な要因は、収益においては、他会計補助金が増加し、費用においては、福地ダム災害復旧事業負担金の減額により負担金が減少したことであります。

続きまして下の表、資本的収支について御説明いたします。

資本的収入は3968万6300円で、前年度比で約3600万円増加しております。

資本的支出は１億668万917円で、前年度比で約5800万円増加しております。

これらはともに、国庫補助対象事業費の増などによるものであります。

６ページは、過去の決算額推移等を示した図表となっております。

中段の図、工業用水道費用の推移を御覧ください。

工業用水道事業につきましても、水道事業と同様に、動力費は令和３年度以降、右肩上がりで急激に推移しております。

７ページを御覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出の推移等を示した図となります。

中段右の図、建設改良費の推移については、平成18年度以降、ほぼ横ばいで推移しております。

下の図、施設老朽化の程度を表す有形固定資産減価償却比率については、全国平均を上回っており、今後は老朽化した施設の長寿命化対策や計画的な更新が必要となっております。

以上で、認定第23号議案の説明を終わります。

続きまして、乙第13号議案令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明いたします。

８ページを御覧ください。

本議案は、決算における未処分利益剰余金3446万4507円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○仲里全孝委員長**　企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので、御留意願います。

総括質疑の提起があった場合は、委員長が総括質疑を提起した委員に対し、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

総括質疑の項目については、本委員会の質疑終了後に、改めて、理由の確認や意見交換等の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認があり、中川委員から質疑取下げの申出があった。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

それでは、これより直ちに環境部及び企業局関係決算事項に対する質疑を行います。

山内末子委員。

**○山内末子委員**　おはようございます。

まず、環境部のほうからお願いいたします。

通告には出していないんですけれど、今、環境部長のほうから決算概要についての大まかな説明がございました。その中で見てみますと、執行率もなか

なかいい状況ではありますけれど、収入未済額が、幾つか項目が入っていないところがありますね。その辺、全体的な、環境部といたしまして、今回のこの決算に対します評価について、まずお伺いをいたします。

**○仲地健次環境政策課長**　お答えします。

令和６年度の決算につきましては、先ほど執行率のお話がありました。令和６年度の執行率は92.3％というところでございますが、県全体の歳出決算の執行率89.3％からすると、まだ少しいいのかなというところで、ちょっと考えております。

以上です。

**○山内末子委員**　それを踏まえて、全体的な今回の令和６年度の決算の全体的な評価、これについて、部長のほうからお願いいたします。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

執行率につきましては、先ほどもあったとおり、92.3％ということで90％を超えているわけですけども、執行率については前年度から若干、マイナス1.6ポイントほど減少しているような状況があります。これについては、いろいろ不用額が増えていたり、繰越額があるというところなんですけども、いろいろ工事の入札不調・不落等によって公園事業等のそういったものが、不調・不落があって、繰越しが多くなっているというような部分でありますとか、あるいは省エネ家電の購入事業、促進事業等におきまして、見込みよりも執行額が減ったという部分があったことによって、執行残、不用額が増えたというようなところがあると思っておりますので、そうしたところについてはもう少し、予算の効率的な執行に向けて、改善が必要な部分かというふうには考えているところでございます。

**○山内末子委員**　ありがとうございます。

その収入未済になっているところを含めて、後でお伺いをいたします。

それでは主要施策の成果からということで、59ページのＰＦＯＳ、有機フッ素化合物残留実態調査事業について、こちらに効果と課題がありますけど、もう少し具体的にお伺いをいたします。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

有機フッ素化合物残留実態調査事業の概要ですけれども、有機フッ素化合物残留実態調査事業は、県内のＰＦＯＳ等の残留実態を把握するために、令和５年度及び令和６年度に県内全市町村を対象とし、水質と土壌の調査を実施しております。

令和６年度は、令和５年度と同様に、水質調査は水質汚濁防止法の政令市である那覇市を除く40市町村から各１地点の合計40地点で調査を実施しております。土壌調査につきましては、全41市町村から各１地点の合計41地点で調査を実施しております。

なお、水質調査地点は、令和５年度と調査地点を変更して実施しております。

令和６年度の水質調査結果についてですが、40地点のうち２地点で指針値を超過し、38地点で指針値以下でありました。全県的な残留実態を把握したところです。

なお、過去２か年の水質調査結果から、令和５年度に嘉手納町内の１地点、令和６年度に嘉手納町、浦添市の２地点の計３地点で指針値超過が確認されております。

令和６年度の土壌調査結果につきましては、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが全市町村の調査時点で検出されており、ＰＦＨｘＳは22市町村の調査地点で検出されております。

なお、過去２か年の土壌調査結果から、全ての調査地点で、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されております。

以上です。

**○山内末子委員**　ありがとうございます。

水質調査のほうでも２地点で超過をしていると。土壌調査のほうでも、ほとんどのところで出ているということですけど、その課題の中で、汚染原因の特定ということが、やはり課題だと思いますけれど、この課題を解決していくためには、今後この事業を踏まえて、どのようなことをやっていけば、汚染原因に突き進んでいけるのか。

この辺については、どのように考えておりますでしょうか。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　水質調査につきましては、指針値を超過した調査地点について、この周辺の地下水ですとか、表流水ですとか、そういったところを追加で調査することを予定しております。

土壌調査につきましては、令和５年度、６年度の調査結果から、比較的高い値で検出された地点について、こちらも追加調査を行って、汚染の広がりですとか、あと、個々の地歴等の情報収集をして、できるだけ汚染源の推定につなげていきたいと考えております。

**○山内末子委員**　全国でも、やはりここ近年、汚染の状況が広がっているということで、そういった関

係からしますと、全国にはまた別の工場、沖縄ではちょっと米軍基地とか、大きなものもありますけど、全国では違う工場の汚染とかというのも出てきておりまして、いろんな意味でこれ全国的に、協議会なり何なり、そういったところを踏まえながら、しっかりとした調査を国と一緒にやっていくというのは、とても大事なことではないかなというふうに思います。

沖縄のほうから先に汚染の実態が出てきましたけど、今や本当に全国津々浦々で出てきていることを踏まえますと、これはぜひ沖縄だけの問題とせずに、全国的な、国も一緒になってやる体制というものが今後必要になってくるのかなと思いますけど、その辺について、部長いかがでしょうか。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

ＰＦＯＳにつきましては、今御指摘のとおり、全国でもいろいろと検出されているというような状況になっております。

これまでＰＦＯＳにつきましては、撥水性が高いであるとか、科学的に安定性が高いということで、様々な物質にいろいろ使われてきているというような経緯がございます。それの有害性が指摘された現在は、使用禁止という形になっているわけですけども、そういったものの残留性というものがあることによって、全国でもいろいろ、そういったものが検出されて問題になってきていると思っております。

それにつきましては、沖縄県においても、こういった形で調査をしているところでございますけれども、国におきましても、専門委員会とかそういったものを設置して、検討が進められているところですので、全国のモニタリングも、国においても行われているところですので、そういったデータも活用しながら、連携を取りながら、県としてもこの汚染原因の特定に向けて、非常にこの汚染原因を特定するのはかなり難しいと思うんですけども、土地利用状況とか、そういったものを調べながら、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○山内末子委員**　よろしくお願いいたします。

続きまして、83ページ。電動車転換促進事業、これについてお願いいたします。これは概要から具体的にお願いいたします。

**○横田恵次郎環境再生課長**　お答えいたします。

令和６年度の県公用車の電動車導入実績は51台となっております。令和３年度から令和６年度までの導入実績といたしましては、182台となっており、令和７年度に導入予定の31台と合わせると、本事業での導入台数は213台となる見込みです。予定どおり導入いたしますと、令和７年度末で特殊車両や軽自動車を除く、普通自動車467台中213台、約45.6％を電動車に転換することになります。

充電設備につきましては、令和６年度に１施設に１基導入しており、令和３年度から令和６年度までに30施設、122基を整備しております。令和７年度に新たに58基の設置を予定しており、最終的には41施設180基の整備になる見込みとなっております。

以上です。

**○山内末子委員**　この事業は順調に、進捗も含めて、また、今年度の計画も踏まえて、しっかりとやっていると思っております。

これによりますＣＯ２削減の量というのが、約18トンというふうになっておりますけど、目標値、沖縄県のＣＯ２削減目標値が2030年度の目標に向けて、今現状はどのようになっていますか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画においては、2030年度までの中間目標として、県内の温室効果ガスを2013年度比で31％削減することを掲げております。

最新のデータである2022年度の県内の温室効果ガス排出量は1170.6万トンであり、前年度と比較すると42万トン増加しておりますが、基準年度である2013年度と比較して、6.8％減少している状況にあります。

**○山内末子委員**　もうこれ今、特に沖縄は運輸のほうのＣＯ２の発生がとても大きいということを考えますと、こういった事業をＥＶでどんどんどんどんＣＯ２削減に向けて、目標に向けて、しっかりと環境部のほうでもやっていかないといけないと思うんですけれど。

次のところでもありますけれど、ＥＶバスの事業ですよね。こういったバスだとか、そういった運輸のほうの予算をつけていくということは、とてもＣＯ２削減に大きな影響を及ぼすと思っておりますので、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

それを踏まえて、先ほどありましたけど85ページの事業が、応募したけど不採択になったということで、予算がつけられていませんけど、この手続の状況とか、その辺のところをもう少し具体的に説明をお願いいたします。

85ページの業務用車両電動化促進事業がゼロ決算になっていますよね。

**○横田恵次郎環境再生課長**　この事業ですけれども、県では運輸部門の脱炭素化を促進するために、タクシーやレンタカー等の電動化を支援することを目的に、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、業務用車両電動化促進事業を実施する予定としておりました。

同交付金については例年３月頃に公募があり、翌年度５月頃に内示通知が出るため、事業を当初予算として計上する必要があり、令和６年度の当初予算額として9140万9000円を計上しておりました。

また、応募に際しては、再エネ発電設備を一定以上導入することが要件とされているため、商工労働部の再エネ導入事業である太陽光発電設備等導入支援事業と合わせて応募しましたが、審査の結果、不採択となっております。

なお、重点対策加速化事業の審査結果については、令和６年５月13日に、環境省から、本件は不採択との連絡がありましたが、その理由については公表されておりません。

同交付金の不採択により、歳入が見込めなくなったことから、２月議会において減額補正をしたところでございます。

**○山内末子委員**　ということは、この事業は今後も、今回不採択でありますけれど、また次年度に向けて予算組みをして、事業としてやっていくのかどうか、この辺はどうですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　令和７年度につきましても、事業スキームを適宜見直して再応募する予定で進めておりましたけれども、令和７年度の応募要件として2030年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴うＣＯ２排出を実質ゼロとすることなどが加えられており、現行の沖縄県環境保全率先実行計画の2030年度には、県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギーとすることを目指すとした取組目標と比較した上で、応募要件を満たすことが困難と判断して応募を見送っております。

**○山内末子委員**　実は私たち、委員長も含めてですけど、９月にカナダのほうに行ってまいりました。カナディアン・ロッキーのほうの氷河がどんどんもう全部溶けていっていると。それを目の当たりにしますと、とても怖いんですよ。もう、たかだか沖縄のＣＯ２削減かもしれませんけれど、これがどんどんどんどん溶けていくのがもう早くなっている。それを考えますと、30年の目標というのではなくて、本当に早いうちからこれ、沖縄だけの問題ではないんですけれど、我々がしっかりそれをやっていかないと、地球規模の問題ではありますけれど、そういったことを含めて、ぜひＣＯ２削減に向けてのこういった事業の展開を全力で取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、企業局にお願いいたします。

企業局のほうで、令和６年度の沖縄県企業局決算の概要からです。その中で先ほど説明がございました水道事業収益の推移の表からお願いいたしますけど、他会計の補助金の内訳の説明がありました。

もう少しこれを具体的にお願いしたいと思います。

**○志喜屋順治総務課長**　御説明いたします。

他会計補助金につきましては、額の大きいものから御説明させていただきますけども、特別高圧受電契約事業者支援補助金というのがございます。商工労働部のほうの事業ですけども、具体的には、特別高圧を受電している事業者に対して、電気料金が高騰する部分の影響を受けているところに対しての補助金をいただいておりまして、額としましては１億7039万円をいただいております。

もう一つのほうとしましては、水道用水供給事業者支援事業という補助金が、保健医療介護部のほうで実施していただいておりますけども、これにつきましては、水道用水供給事業者の原油高騰、それから物価高騰に伴う影響に対しての支援を行うということで実施させていただいているもので、額としましては、１億6700万5000円の補助をいただいたところでございます。

そのほかとしましては、総務省の繰出基準に基づくものでございますけども、子どもに対する児童手当の補填費として1842万9000円。それから、昭和60年から平成10年までに発行しました臨時財政特例債というものがございますけども、それの償還利息補塡金として、固定費として2344万円を受入れているところでございます。

以上でございます。

**○山内末子委員**　ありがとうございます。

令和６年度はこのような形になっていて、見込みといたしまして、次年度の方向性としてどのように推移していくのか、この辺までちょっとお願いいたします。

**○志喜屋順治総務課長**　次年度につきましても、今年度も含めて、次年度も含めてですけども、補助がいただける事業がございましたら積極的にエントリーして、そういった補助金はぜひ活用していきた

いというふうに考えているところでございます。
以上です。
**○山内末子委員**　局長からもありましたけれど、沖縄県の水道事業の規模といたしまして、本当にいろいろな意味で厳しい規模の中で、動力費や人件費の高騰などを含めて大変厳しい状況が続いていると思います。
そこで、その下にあります水道料金の改定スケジュールというのがありまして、昨年ですよね、改定をいたしました。昨年、企業局が改定をした中で、各市町村の水道料金の改定をしたところはどれぐらいになっていますか。幾つの市町村が改定をしたのか。
**○大城貴経営計画課長**　お答えいたします。
企業局の調査によりますと、令和７年９月現在で企業局から受水している市町村が29ございますが、そのうち９の市町村等が改定済みとなっております。
以上でございます。
**○山内末子委員**　今決算を見ていても、とにかく企業局の決算状況も厳しい状況が見えておりますけれど、今回、活性炭の補助事業というのが、次年度、その次の改定のときにはなくなるということを考えますと、水道料金の改定というもののスケジュールがまた変化をしていくのかなと心配をしておりますけれど、この辺の方向性というんですか、見込みというんですかね、その辺について局長のほうから少しお願いいたします。
**○宮城力企業局長**　令和６年10月から段階的な料金改定を行っているところですけれども、これは、まず令和７年度の企業債の償還ができなくなる見込みであるというところもあって、料金改定させていただきました。
料金改定に係る総括原価方式、この期間で幾らぐらい費用がかかって、それを賄うためには収益がどのぐらい必要で、それを単価で割り戻すとどのぐらいになるかという算定をするんですけれども、これは、令和６年度、７年度、８年度、９年度の４年度分の総括原価に対する総収益ということで、料金改定のスケジュールを行いました。
したがいまして、令和10年度以降どのぐらい費用がかかって、これを賄うにはどのぐらいの収益が必要なのか、これまた改めて、令和９年度、あるいは８年度、その辺りにまた改めて検討、検証していくということになります。
したがいまして、先ほどＰＦＯＳのお話がありましたけれども、まず、ＰＦＯＳだけではなくて老朽化施設もたくさんございます。これ、計画的に更新しなければいけない。水道広域化の施設整備もまだ半ばでございます。
この辺りの中長期的な投資計画も見据えた上で、持続的な経営をするには、どのような収益構造が必要なのか、この辺りをじっくり慎重に検討していきたいと思っております。
**○山内末子委員**　今ありましたように、導水管の整備もやらないといけない。その上で、電力はまだまだ高騰があるというようなことを考えますと、とても厳しい状況が企業局のほうではあるかなと思います。
それはもう本当に知恵を出していかないといけないと思っておりますし、全てにおいて計画的なことをやっていかないといけないと思っておりますので、ぜひそこはしっかりと皆さんで考えてお願いしたいと思います。
最後に、ずっと雨がなくて、この間ちょっとダムの上水を見てみますと、ちょっと心配なんですけど、今後また、今年ですけど、断水とかそういうようなことはないんでしょうか。この辺どうですか。
**○又吉直人配水管理課長**　お答えいたします。
本日０時付のダムの貯水率をちょっと御紹介しますと、平年値では92.6％で、現在の貯水率が82.3％で、10.3ポイント下回っておりますが、おととし渇水でちょっといろいろ騒いだ時期があったんですけども、その頃に沖縄渇水協議会のほうでいろいろ検討したときに、ダムの貯水率に応じて取り得る方策というのがいろいろあるんですけども、現在の状況としてはまだ危機状況に至らないということで、今後ダムの貯水率の推移を注視しながら、必要に応じてまた広報の強化とか、また節水の呼びかけ、そういったのを進めていきたいと考えております。
**○仲里全孝委員長**　山内末子委員の質疑は終わりました。
新垣光栄委員。
**○新垣光栄委員**　それでは、環境部のほうから歳入歳出決算説明資料の中から、ただいま表示しております決算の収入の分からなんですが、当初予算が24億576万3000円、そして調定額が19億円ということで、本来予算というのは大体80％ぐらい予算計上をして、増えるものが一般的なんですけど、なぜこのように大幅な減になっているのかお伺いいたします。詳しく説明をしていただきたいです。
**○仲地健次環境政策課長**　お答えします。

令和６年度の歳入決算額におきまして、当初予算額としましては24億500万円余りだったところ、最終的な歳入予算現額としまして20億3000万円余りとなっております。

その減額の主なものとしましては、２月補正におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減、そして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減などがあったことによるものであります。

**○新垣光栄委員**　そういった中で考えても、この環境部の予算というのは、私はもう今一番大切な部署だと思っているんですけども、あまりにも予算規模が小さ過ぎる。もっと予算も増やして、環境対策等事業も職員も増やして、今後の沖縄県の主要になる部署だと思っているんですけども、その辺、どのようにお考えでしょうか。

**○仲地健次環境政策課長**　予算額の件なんですけど、ちょっと今手元に資料がないので具体的な数字は述べられないんですけど、九州各県の歳出予算の状況を令和４年度の予算で調べましたところ、各県差がありました。

ただ、沖縄県と似たような組織を持っている福岡県につきまして、歳出予算として0.4%、沖縄県と同じような大体0.4%ということで、同様な予算規模なのかなというのは思っているんですが、今後、必要な環境保全に係る対策については、必要に応じて予算を要求していきたいと考えております。

**○新垣光栄委員**　ぜひ部長からも一言、今、観光宿泊税を導入しておりますので、これだけの事業をするためには職員をしっかり増やして、いろんな事業に取り組んでいただきたいと思っておりますけども、環境関係は環境部が中心になってマトリックス会議等も主導していっていただきたいと思うんですよ。どうでしょう。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

環境部はハード的な事業がほぼないような部署でして、ソフト面での規制面の部分が多い部署になっております。そのために額的には少なく見えると思いますけども、我々も必要な予算については毎年しっかり確保に努めております。

また必要な事業については、その都度体制等の強化も図っているところでございまして、少しずつではありますけども着実に予算額も確保して増やしてきておりますので、今後も必要な予算の確保には努めて、しっかりと環境保全の政策に努めてまいりたいと考えております。

**○仲里全孝委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、職員体制の答弁漏れがあるとの指摘があった。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

多良間一弘環境部長。

**○多良間一弘環境部長**　それにつきましても先ほど答弁しましたけど、体制の整備ということで、当然いろいろ必要な業務があるときには、そういった体制の強化にも努めていきたいということでございます。

**○新垣光栄委員**　それでは、事業のほうに行きます。

事業は、今、表示していただいている基地周辺環境対策推進事業において、専門家から蓋然性が高いということで総括があったと思うんですけど、具体的にもっと詳しく、どのような総括があったのかお伺いいたします。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

この基地周辺環境対策推進事業の中の普天間飛行場周辺のＰＦＯＳ等の汚染源調査のことになると思うんですけれども、このことについて県は、従来普天間飛行場一帯、この地下水の流れが国道330号側、こちらが上流で、海側の国道58号側、こちらが下流になっているとして、上流側の湧水等では高濃度のＰＦＯＳ等が検出されず、普天間飛行場を挟んだ下流側の湧水等において、高濃度のＰＦＯＳ等が検出される状況があるということがありました。このことから、汚染源は普天間飛行場にある蓋然性が高いと従来から考えておりました。

この事業が令和４年度から６年度にかけて専門家会議を通して、調査、検討を行っております。その結果、普天間飛行場の地下水の上流側の地域では、ＰＦＯＳ等の汚染源となり得る使用履歴が確認されず、一方、普天間飛行場内においては、消火訓練施設ですとか、あと格納庫での使用、あと流出事故の発生等が確認されたこと、また、地下水の流向などを把握するため、普天間飛行場内を北東側、真ん中、南西側の３つの流域に分けて、周辺地下水のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳ、６：２ＦＴＳといった４物質の構成比について調べております。

その類似性や検出濃度から分析したところ、この２つの流域、南西側、北東側の流域になるんですが、こちらにおいて、比較的狭い範囲ではありますが、地下水の流向、流動が推測できており、地下水については普天間飛行場から流れてきて、下流側の湧水に向かい流下していることが確認されていま

す。

また、この２つの流域の下流側の湧水等では、新しいタイプの泡消火薬剤の成分の由来とされています６：２ＦＴＳという物質が検出されております。

また、ＰＦＯＳ等の汚染源となり得る場所である泡消火薬剤の保管等が確認された格納庫ですとか、使用が確認された消火訓練施設が普天間飛行場内の同じ流域内に存在していること、これらのことから、県としては、ＰＦＯＳ等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったと考えているところです。

**○新垣光栄委員**　これだけちゃんと説明できる調査を行って、蓋然性が高いということですので、私はもう確定してもいいのではないかな、そのために立入調査をするべきだと思っております。

そこで次の事業のフッ素化合物の実態調査事業において、なぜ国に立入りを課題として求めないのかをお聞きいたします。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

県はこれまでも普天間飛行場が汚染源である蓋然性が高いと考えて、同飛行場の調査のため、立入申請を行ってきたところです。ただ、いまだ認められておりません。

県としましては、これまでの今回の調査により、汚染源が普天間飛行場にあると推定される重要な根拠、汚染源の特定に向けた科学的な裏づけが得られたと考えております。

そのため、去る９月８日とあと９日に立入調査の必要性への理解を求めるため、環境省、外務省、防衛省の担当者に対し、本調査結果を示し、普天間飛行場が汚染源である蓋然性がさらに高まったこと等について説明を行っております。

県としましては、今後も調査結果を示しながら、引き続き国や米軍に対し、立入調査の実現等を求めてまいりたいと考えております。

**○新垣光栄委員**　しっかり立入調査と、新たに環境基準を制定していただけるよう国にもっと強くアピールをしていただきたいと思います。

次は、赤土対策に移っていきますので、よろしくお願いいたします。

この事業で、許可、届出等、通知があった事業所に対して調査やパトロールを行っていたと。それで、298件実施し、138件が指導の対象になっていたということで、具体的に説明してもらえますか。

**○與儀喜真環境保全課長**　お答えします。

赤土等流出防止対策推進事業は、赤土等流出防止条例の運用に係る事業費でありまして、立入調査や監視パトロールを実施するとともに、周知活動の一環として県民を対象とした赤土等流出防止に係る交流集会や、土木業者等を対象とした講習会を開催するもので、県単予算の事業となっています。

令和６年度の成果としまして、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出通知がありました事業場等へ立入調査や監視パトロールを行っていますが、赤土等流出状況の確認を延べ298件実施して、そのうち届出通知の記載内容に沿わないなどの対策が不十分な138件については、指導により、赤土等流出対策等を改善させているというところであります。

**○新垣光栄委員**　このように届出しているところはまだいいんですけども、指導もできますけど、届出していないところはどのように対策をしているのかお伺いいたします。

**○與儀喜真環境保全課長**　条例上、1000平米以上の土地の改変については、届出とか通知の対象ということになりますが、やはりいまだに届出通知がなされないで事業を行っている方もいらっしゃいますので、やはりこれはそういう日々のパトロールでありますとか、そういう周辺の方からの通報でありますとかで確認されることがありますので、そういった場合に、保健所のほうで、もしくは本庁も一緒に現場立入りなどしまして、指導をして、事業中、行為がまだ続いている状況であれば、まずは一回止めて赤土対策をさせた上で届出の書類などもそろえて提出させると。

改変自体が一旦済んでしまっている場合でありましても、やはり必要な赤土対策を取られた上で事業の報告書は出してもらって、次からはちゃんと事業着手する前に、通知、届出等するようにというような指導などを行うということをやっております。

**○新垣光栄委員**　私は、赤土対策等、指導から改善までの期間が短くなると、もう河川とか海が赤土で汚染されてしまうということで、私は届出していないとか、違法性のある企業は、速やかに公表すべきだと思っています。もっと強くですね。

その辺はどのようにお考えですか。

**○與儀喜真環境保全課長**　今のところ条例上では、そういう改善をさせるとか、指導を行って届出をさせるとかということはありますけども、それについての公表を行うという事例は今のところありません。

**○新垣光栄委員**　ぜひ、事例がないからといって

ちゅうちょするのではなくて、本当に事例をつくったほうがいいと思います。

赤土を止める、私たちの沖縄は、きれいな海であるというのが観光資源になっていると思いますので、しっかり事例をつくって、どんどん公表すべきだと思うんですけど、部長、どのようにお考えですか。

**○多良間一弘環境部長**　赤土等の流出につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例に基づいて指導等を行っているわけですけども、条例におきましては罰則等も設けられておりますので、そういった悪質なものについては、そういったこと、罰則等をかけるということも考えられるところですけども、行政としましては、当然のことながら、まずは改善指導を行って、それを繰り返して、従わない場合等にそういった悪質なものに対して罰則をというのが通常の手順という話になりますので、我々今のところは、そういった形で確認されたところにつきましては、しっかりと改善されてきているというところがありますので、そういった、委員がおっしゃるような悪質な業者がいれば、そういったところも検討していくということになると思っております。

**○新垣光栄委員**　ぜひ改善のほうをお願いいたします。

そして、次、農地関係ですね。この辺も、また、農林とか含めて、連携した、そういう赤土対策が必要と思うんですけれども、そのような今取り組んでいる連携した事業等はどのようなのがあるのか、お伺いいたします。

**○與儀喜真環境保全課長**　農林部局との連携に関連する事業としましては、主要施策報告書78ページの赤土等流出防止総合対策事業のほうがあります。この赤土等流出防止総合対策事業は、環境部としましては、河川や海域の生態系のみならず観光産業や漁業にも大きな影響を与える赤土等の流出を防止するため、海域、陸域の調査や対策手法の実証試験、地域における赤土対策の取組支援など、総合的な赤土等流出防止対策を実施する一括交付金事業でありまして、その中で、赤土等流出防止対策検証事業、赤土等流出防止活動促進事業及び赤土等流出防止施設機能強化事業の３つの細事業で構成されております。

この細事業のうち、赤土等流出防止対策検証事業は、その赤土等の流出要因の特定、効果的な対策項の提示、赤土等流出削減量の試算を行うための陸、川、海の総合的な赤土等流出を監視、観測するものであります。連携の一つとして、この調査で得られたデータなどを、農林部局のほうにも提供して、やはりその必要な対策に活用していただいているのがあります。

もう一つの細事業で、赤土等流出防止活動促進事業というのがありまして、こちらのほうは、地域において地域住民と協働で赤土等流出防止対策活動を実施しているＮＰＯ法人等団体への補助を行うものと、地域の子どもたちの赤土等問題に関する意識を高めてもらうための出前講座などを実施しておりますが、この出前講座をする際に、一緒に農林水産部のほうでやっておりますコーディネーターにも参加していただいて、連携を取ったりというようなことをしております。

最後の、赤土等流出防止施設機能強化事業という事業につきましては、これは、これまでに赤土対策として設置されたものの土砂などが満杯となって、赤土等の流出源となっている沈砂池や砂防ダムがありまして、そういったものを、赤土等の堆積状況や管理状況等の実態調査を行って、しゅんせつ等の実証実験で赤土等流出防止効果についての検証を行っておりますが、この砂防ダムとか沈砂池というものが土地改良区などの方々が管理しているというのもありますので、今後こちらについても維持管理のマニュアルなどをつくっておりますので、このマニュアルを基に管理していただくというものをやっていただくと。その際に、農林水産部と連携して、やはりそこからの予算であるとか、そういったノウハウ、また、農林水産部から提供してもらうとか、そういったこともやっております。

**○新垣光栄委員**　いろいろ取組、お疲れさまです。

そういった中で、今、開発であれば保健所、そして農林関係であれば農林水産部、土木関係であれば土木建築部、そういった連携が抜本的に、この連携の仕組み、連携の強化という部分が、先ほど私が質問をしたのはそうであったんですけれども、強化する必要があると思うんですけど、どうお考えでしょうか。事業説明ではなくて、連携を強化する。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

赤土等の流出については、御指摘のとおり開発現場でありますとか、農地、既存農地でありますとか、そういったのが主な流出源になっております。

現在におきましては、条例施行後、総体としては、半分ほど流出量は減っておりまして、ただ、そのうちの約７割が農地という形になっております。この農地も、既存の営農活動からの流出というのが

ほぼ大きくなっております。

そうしたものに対して、土木建築部、農林水産部と、全庁的に取り組んでいくために、我々以前からちょっと今、資料がないのでいつ設置したかちょっとお答えできないんですけども、以前から全庁的な赤土等流出防止対策の協議会を設けて取り組んでおります。

その中でお互いに情報共有しながら、先ほども説明あったような研修会とか、そういうのもやりながら取り組んでおりますので、引き続きそうした組織も活用しながら、土木建築部、農林水産部と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○新垣光栄委員**　部長、すみません、強化をどう考えているかということを、もう少し具体的に。

**○多良間一弘環境部長**　強化といいますと、もう組織としては今言ったように、協議会等ございますので、それぞれの取組の事業において、いかにこの予算を確保していくか、あるいは農地対策をいかにやっていくかという部分を検討してく必要があると思います。

我々のほうにおきましては、今説明のあったとおり、赤土等流出防止総合対策事業の中でいろいろ農地対策等も検討しておりますので、そうした部分においてこの対策といったものをいろいろ検討していくということが一つの強化策かなと思っております。

そうしたものを農林水産部とも連携しながら実施していくということが大事なことだろうというふうに考えております。

**○新垣光栄委員**　これをまたやっていきます。

次に、緑化木の保全対策事業なんですけども、デイゴとか樹幹注入とか、私はもう害虫対策、防害虫対策を抜本的に見直すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　抜本的にというか、この事業といたしましては、緑化木保全対策事業では、地域に親しまれている、または名木等として保全が求められているデイゴやアカギについて、沖縄らしい良好な景観を図るため、市町村が実施する薬剤を用いた防除対策に対する補助及び本事業における防除対策の検証を、民間に委託しているという状況でございます。

**○新垣光栄委員**　この対応が、効果が、樹幹注入では時間がかかり過ぎます。久米島の松が枯れたわけですよ。もうああいう対策では、本当に大切な木が守れない、景観が守れない。本当にしっかり、この辺はもう一度見直す必要があるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　本事業により対策を実施したデイゴやアカギですね、これが対象となる害虫が原因で枯死したという例はないというふうに認識しております。

また、委託事業で実施しているデイゴの開花率調査では、対策を実施したデイゴの開花率が52.9%、実施しなかったものが30.1%ということで、対策を実施したほうが開花率が高いということが確認されております。そのため、本事業の効果が現れているものだとは認識しております。

**○新垣光栄委員**　対策をしたら、この効果ですよ、効果が最大限に生かされているのか、もう頭打ちに来ている、もっとほかに効果がある事業がないのかということですので、その辺はどういうふうに考えているのか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　この事業では、景観を形成していますデイゴですね、そういったものと、あと、また緑化木として対応されているアカギについて、市町村が実施する防除対策を補助すると、９割を補助で、残り１割を市町村が負担するという形での事業計画となっております。

なので、市町村にもその対象とする樹木ですね、そういったところをどれぐらい希望するのかというのもあるかと思いますけども、そういったところで希望を聞きながら、対策を講じているという状況でございます。

**○新垣光栄委員**　また次にさせていただきます。

沖縄県水道事業会計決算書のほうから、今表示されております当初純損失の２億1792万6337円に関して、所見を伺いたいと思います。

今後の水道事業に対して、不安なところがあると思うんですけども、所見を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

**○神谷司経理課長**　お答えします。

令和６年度水道事業における決算におきましては、当年度、純損失となっております。これは平成14年度以来の22年度ぶりの赤字ということになっております。

冒頭、企業局長のほうから概要説明があったかと思いますが、収益については、料金改定ということで伸びがあったんですけど、支出のほう、費用のほうがそれを上回る支出がございました。特に修繕費及び動力費のところが、収入の増を上回るような費

用の増があったがために、今回赤字となった次第であります。

以上です。

**○新垣光栄委員**　その２億1700万を補塡したのが、今、減債積立金という考えでいいのか。

**○宮城力企業局長**　未処分利益剰余金は、工業用水道事業のほうで、水道事業会計のこの２億1700万の損失については、翌年度以降の収益をもってこれに充てるということになります。

**○新垣光栄委員**　そうすると、今懸念されるのが、内部留保金の中からこの損益部分を調整できるのか。

**○宮城力企業局長**　内部留保資金は、資本的収支、建設改良事業を行います。あわせて、過去に建設改良で賄うために発行した企業債、これの償還に充てるために内部留保があるわけです。今２億1700万、令和６年度は純損失を計上しておりますけれども、令和６年度の水道料金の改定の効果は10月１日からでしたので半年分、それで13億円程度増収したんですけれども、令和７年度はこれが２倍、通年化しますので、収益については大分上昇するということが見込まれて、その７年度の収益をもってこの２億円を賄うということを今予定しているというところでございます。

**○新垣光栄委員**　そういった赤字の懸念を、今後ＰＦＯＳ等の除去費対策事業も入ってきます。そうすると、今の水道料金ですね、給水原価が供給単価を上回っている中で、この赤字の部分等をトータルして入れた場合に、どのぐらい水道料金が上がるのか、お伺いいたします。

**○宮城力企業局長**　資料の３ページに給水原価、供給単価の推移というのを今示しておりまして、令和６年度のいわゆる原価、コストが115円、単価が111円となっておりますけれども、この111円というのは半年分の効果ですので、これが通年化すると、右上のほうに、料金改定スケジュールにありますとおり120円になります。ですので、コストが一定であれば、それを上回る収益を上げられるということになります。

**○新垣光栄委員**　ちょっと分かりにくいんですけども、今のままだと、１立米当たり120円ほど値上がりすると考えていいですか。

**○宮城力企業局長**　資料の３ページをお願いいたします。

上段、右側の水道料金改定のスケジュールがあります。平成５年から令和６年の９月30日までは102円でした。これを令和６年の10月１日から、今120円にしています。令和６年度は10月１日から３月31日まででしたので、供給単価が120円ではなくて111円だったということになります。これが令和７年度は通年分で120円になりますし、令和８年からは135円。段階的に改定していくというスケジュールになっているところでございます。

**○新垣光栄委員**　そのように考えると、今、ＰＦＯＳの件で、費用がかさんでくるということで懸念される部分があると思うんですけども、今その費用を国に求めていくときに、どのような説明をするのかお伺いいたします。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　お答えします。

企業局としては、米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染は、国の責任において適切に対処する必要があると考えておりますので、これまでも国及び米軍に対し、汚染原因の究明と必要な対策の実施、県が実施する対策に係る費用を負担することなどを要請していく。企業局としても今までもやっているところですけども、今後も引き続きその実現に向けて強く求めていくということで考えております。

**○新垣光栄委員**　先ほど、環境部が実施した調査とか、本当に大切だと思っておりますし、環境部も一生懸命やっていただいております。

そういった連携をして、国にしっかり予算を求めていくということが必要だと思っております。そういった意味で、国へ予算を求めていくときに、どうしても、私たち県議会も同じ方向性で、国のほうに負担を求めていくべきだと思っているんですけども、そういった中で、やはり蓋然性が高い部分も主張していかないと、根拠に基づいた主張をしていかないと、なかなか国へ予算要求できないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。蓋然性がなくても、予算要求できないかと思っているんですけどね、どのように考えているのか。

**○宮城力企業局長**　前に企業局が調査した地下水の結果がありまして、嘉手納飛行場の周りの地下水の流れがどうなっているのかというのを調べて、その入り口のところの上流地点と出口のところの下流地点のＰＦＯＳ濃度をそれぞれ測定すると、下流では桁が違うぐらい濃度が高いＰＦＯＳ濃度が検出されたというところから、この主要な汚染源は嘉手納基地内にあるのではないか、その蓋然性が高いのではないかというのを我々はずっと主張してきていて、それだからこそというか、蓋然性が高いから施設提

供者である日本国政府、あるいは米軍によって汚染原因の特定と抜本的な対策をしていただきたいということと、係る費用については十分支援をしていただきたいということを従前から申し上げているところでございます。

**○新垣光栄委員**　最後になりますけども、国への予算要求をしていくためには、もう絶対的な蓋然性があるということを主張して求めていくということだと思いますし、それに基づいて淡水化のための動力を使っているわけですから、しっかり国に予算要求を、部長を中心にやって、また、全庁的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

以上で終わります。

**○仲里全孝委員長**　新垣光栄委員の質疑を終わります。

仲地健次環境政策課長のほうから、答弁漏れがあるようですので、許可します。

**○仲地健次環境政策課長**　先ほど、新垣光栄委員の環境部の予算に関する質問の中で、他県の状況を説明したところなんですが、先ほど福岡県ということで説明したところなんですが、正しくは大分県でしたので訂正させていただきます。おわびして訂正いたします。

以上です。

**○仲里全孝委員長**　糸数昌洋委員。

**○糸数昌洋委員**　よろしくお願いします。

今、新垣光栄委員からも質疑のあったところの基地周辺環境対策推進事業の関連なんですが、今回、令和６年の調査で、汚染源が普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったということで、皆さん総括をされたようですけれども、具体的な汚染源の特定に向けて、様々専門家から指摘がなされているという状況があるようですが、そこの部分について、事業の実施状況を含めて、説明をお願いできますか。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

有機フッ素化合物汚染源調査につきまして、県では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的な裏づけを得る目的で、有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置して、同飛行場周辺の地形と地質に関する情報収集を行うとともに、湧水等20か所に観測井戸をボーリングをして、新しく観測井戸12か所を設けて調査を行い、検討を行っています。

これまでの調査結果から、先ほどもお話ししたとおりではあるんですが、普天間飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出される状況などから、専門家会議において汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると、様々な調査、検討結果から総括され、汚染源が同飛行場である蓋然性がさらに高まったとされたところです。

**○糸数昌洋委員**　今後の調査、特にまた今年度の調査は非常に大事になると思うんですけど、具体的な汚染源の特定ということは、しっかりとやれるということになりますかね。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　これまでの調査結果の中でも、課題というか、そういったところもありまして、ある流域のところでは、降水量と、あとＰＦＯＳ等の検出濃度、それの総体を確認したところ、雨が降って濃度が上がるところ、雨が降って濃度が下がるところ。そういったところもありましたので、そういったところの解明がまだできておりませんし、また、この地下水の流れ、一部はこの流向とか、分かってはいるんですけれども、そのほかの流域でまだ分かっていないところもありますので、その辺りも解明していくということで、今後ちょっと検討をしていくということで考えております。

**○糸数昌洋委員**　ぜひ、この具体的な汚染源の特定ということはやっていただきたいというふうに思うんですけれども。県の調査の公表されている分も、されていない分もあろうかと思いますけど、この辺の公的なデータのやり取りというのは、国とも環境省ともきちんとやられているんですか。情報の交換、共有というのは。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　この事業の有機フッ素化合物汚染源調査の事業につきましては、専門家会議での議事概要ですとか、あと、調査結果についても環境保全課のホームページのほうで掲載しているところです。

今回の調査結果から、さらに蓋然性が高まったということもありまして、その内容を環境省をはじめ、外務省、防衛省の担当者にも説明してきたところではあります。

**○糸数昌洋委員**　蓋然性が高まったというところと、この辺はちょっとよく分からないんですけど、環境分野における、そこが高いんだけれども、先ほど言った、しっかりした特定ができていないというところとの詰め具合というんですか、この辺というのは、どこまでやればいいのか、具体的な汚染源の特定というのにあとどのぐらいかかるのか、その辺

の見通しというのはどうなりますか。

蓋然性が高いというのは分かるけれども、決定的にそこだというものまで詰めたいわけですよね。詰めていく作業。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　今は、この普天間飛行場周辺の調査ということで実施しておりまして、蓋然性が高いという結果が出ております。

ただ、実際に汚染源を特定するためには、基地内に立ち入って調査をして、ボーリングですとか地下水の調査であることをしないと、やはり特定ということはちょっと難しいかと考えております。

なので、立入りについて、県としては引き続き求めているところです。

**○糸数昌洋委員**　分かりました。引き続きよろしくお願いします。

その隣の有機フッ素化合物残留実態調査事業ですけども、これは令和７年度で終了となる事業になっていますけど、令和５年と比べて、この令和６年度の結果というのは、総括的にどうでしょうか。

令和５年度と比べて、異なる点とか含めて、新たに分かったとか。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　この有機フッ素化合物の残留実態調査におきましては、令和５年度と令和６年度で各市町村から各１地点ずつ選定して水質調査、土壌調査を調査を行っております。ＰＦＯＳと、あとＰＦＯＡの合計値について、令和５年度の水質調査では、嘉手納町の１地点で、指針値が50ナノグラムパーリットルになるんですが、それを超過して確認されております。

令和６年度の水質調査では、浦添市、嘉手納町の２地点で指針値の超過が確認されております。

土壌につきましては、令和５年度も令和６年度の結果においても、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが全地点から検知されているといったところです。

**○糸数昌洋委員**　この課題の中で、追加調査を実施する必要があるということが述べられておりますけれども、これは事業的には令和７年度で、その追加調査も含めて完了をするということでよろしいんでしょうか。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　追加調査につきまして、水質調査につきましては、指針値を超過した地点、浦添市の超過地点について、指針値を超過した原因について汚染源の特定はまだできていないところですので、この指針値を超過した地点周辺の表流水ですとか、地下水等を含めた計10地点で継続的な水質モニタリングを実施することとしております。

また、そのほかにも、地形ですとか土地利用状況等の資料調査を併せて実施することとしています。

ただ、この令和７年度で終了するかということについてなんですけれども、令和７年度の結果を踏まえて、今後どういうふうにまた調査を行っていくかということを検討していくこととしております。

**○糸数昌洋委員**　分かりました。

では、次へ移りたいと思います。

75ページ、国立自然史博物館誘致推進事業です。ちょっと予算の中で、不用額が425万8000円出ておりますけれども、この不用額の内容を教えてください。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

不用額425万8000円の主な理由といたしましては、委託料の残としまして210万9000円、これにつきましては、公募型プロポーザル方式委託業者選定による執行残、また、旅費が201万6000円の残がございまして、こちらは県選出国会議員等への説明を、県内に帰ってきたところで実施したことによって、経費節減に伴う執行残ということでございます。

**○糸数昌洋委員**　あと、課題の中で県民がイメージしやすいよう誘致基本方針を策定する必要があるということで述べられておりますけれども、この誘致基本方針の策定について、ちょっと説明を求めたいと思います。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

この課題にもありますように、国会議員にも説明しに行ったところ、イメージがしにくいというような話がございましたので、今、委託事業ではございますけれども検討委員会を立ち上げまして、国立自然史博物館を沖縄県に誘致する意義でありますとか、在り方でございますとかというところを、経済界やこの設立準備会、元琉大の学長等も委員になっていただきまして、この在り方について検討していただいているというところでございます。

**○糸数昌洋委員**　昨年の決算の折にもちょっと質疑をやらせていただいたんですけれども、この誘致に向けた機運の醸成とかの部分で、皆さんいろいろ国会議員にお会いされたりとか、知事が要請に行ったりとかされているけれども、まず県内の機運自体が全然盛り上がっていないというのを非常に感じるわけですね。

議会としても、議員連盟を立ち上げて、よく打合

せはしております。だけども、なかなかやはり機運自体の盛り上がりというのは、なかなかできないという状況の中で、特に今年というのは正念場じゃないかなというふうに思われるわけですね。この辺のもう少し県側の主体的な取組というものがあってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、皆さんの今年度、この機運醸成含めて、誘致にかける思いをぜひお聞きしたいと思います。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

自然史博物館につきましては、行政だけではなく、経済界、それから学者、専門家とか、県民が一丸となって、取り組んでいかないとなかなか厳しい部分があるのかなと思っております。

そうした中におきまして、今御指摘のとおり、いろいろ県民に対する県内での機運醸成というのが非常に重要なものだということで、我々もこれまで、シンポジウムでありますとか、企画展とか、ずっと続けてきておりまして、今年度もそういったものを委託業務においてはずっと実施してきているところでございます。

一方で、先ほど答弁したとおり、県民に対して分かりやすくいろいろ機運醸成を、シンポジウムをやっていくためには、もっとイメージしやすい、分かりやすいものが必要だということで、先ほどのような誘致コンセプトみたいなものを、今、策定を続けているところでございます。

現時点においては、今、御指摘のとおり、県議会においても議連を立ち上げていただいて、県民会議の設立に向けて動いているところですので、そういった状況も踏まえながら、連携しながら、もっと機運醸成を、どういった形でやれるかという工夫もいろいろ考えながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○糸数昌洋委員**　ぜひ議会と、そしてまた、行政と一体となっての取組を、まさにこの事業だからこそ、今やれている状況はあると思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

83ページの、先ほどもありましたけれども電動車転換促進事業です。令和７年で終了ということで、これは令和７年終了でよろしいんでしょうか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　令和７年度までの事業となっております。

**○糸数昌洋委員**　先ほどの答弁では、全体で令和７年度末で213台でしたかね。まだ公用車はあと半分ぐらい残っているかと思うんですけれども、この辺の転換というのはやらないのですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　お答えいたします。

県の事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の削減に係る計画である沖縄県環境保全率先実行計画がございまして、軽自動車及び特殊車両等を除く県公用車について、電動車を導入することとしております。

そのため、令和３年度から７年度を集中期間として、公用車の電動車への転換に取り組んでいるところであり、令和８年度以降につきましては、同計画に基づいて、各部局において電動車の導入が進んでいくものと考えております。

**○糸数昌洋委員**　分かりました。

本当にやるんであれば、もう全てやるぐらいの取組をやっていただきたいということで、質疑をさせてもらいました。

令和３年から事業が始まっておりますけれども、課題にある充電環境の整備、これについては、もう一定程度達成されていますでしょうか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　充電設備につきましては、令和６年度までに30施設122基、令和７年度に新たに58基の設置を予定しております。最終的には、41施設180基の整備が行われるという見込みとなっております。

**○糸数昌洋委員**　分かりました。

続いて、次のページの電動車転換促進事業のＥＶバスの関連ですけれども、前回、去年質疑のときには、事業者が補助金を活用しやすいようにということで、補助金交付後に車両を導入する必要があったところについて、令和６年４月以降に導入した車両については、今後事後申請ができるようにしたいという答弁があったと思います。

この２台分、令和６年度の大型バス２台分というのは、そのときの車両という理解でよろしいですか、事後申請できるようになった。

**○横田恵次郎環境再生課長**　お答えいたします。

令和６年度の申請につきましては、事前申請で出されております。

**○糸数昌洋委員**　年度内で車両調達できずに、補助申請を断念する事業者があったというのが、前回ありましたけれども、そのときの事業者についてはどういう形になったのでしょうか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　令和５年度、導入を見送った事業者ですけれども、令和６年度に申請をするのかなと思ったんですけれども、その事業者は、別の事業に使いたいということで申請はされておりませんでした。

**○糸数昌洋委員**　対応としては、事後申請でも対応できるという要綱の変更は行われたという理解でよろしいですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　そのように修正しております。

**○糸数昌洋委員**　ちょっとすみません。

水道事業会計の決算審査意見書から、少し最後質疑をしたいと思います。

先ほどいろいろ質疑があって、水道料金、これ受水費ですかね、市町村の。１立方当たりの、令和８年、来年の４月から120円から135円になるというお話があり、もう既に決まっていることだと思うんですけれども、今、この物価高騰の折、各市町村というのは、水道料金についてはかなり独自で減免をしながら対応している状況が、現状も続いている状況にあります。そういう状況の中で、次年度から１立方で15円上がってしまうということについて、これは県民の負担感というのはどうしても伴うことになりますけれども、この辺の、県民の物価高騰の負担感が減少する取組というのは考えられていないでしょうか。

**○宮城力企業局長**　先ほどの資料の料金改定のスケジュールのところで、102円から、本来125円に料金を引き上げるところ、一般会計からの補助金などを活用して令和６年10月１日から、そして令和７年度１年間、つまり１年半５円20銭の減免を、今行っているところでございます。

一般会計からの支援の原則としましては、まず、企業会計にあっては、独立採算制であること。一般会計から支援できる場合は限られていて、何らかの特殊な事情がある場合ということで限られております。

令和６年度も７年度も一般会計から支援いただいておりますけれども、５年度も、これはあくまでも、物価高騰に係る企業局の経営に非常に大きな影響を与えているというところで支援をいただいていて、これが毎年になると、これは恒常的なもので、特別な事情とは言えなくなるという点もございます。

したがいまして、一般会計から支援、今回30億円の借入れも受け付けました。様々なことをしていただいているところではございます。

大変心苦しいところではありますけれども、102円から135円の大幅な改定をした背景には、平成５年から令和５年度まで30年間、料金を据え置いて、これまた様々な経営改善の取組を図ってきましたが、もう耐えられないところに、加えて物価の高騰と、電気料金の高騰が降って湧いたというところもあって非常に、今、重い決断をしたというところでございます。

**○糸数昌洋委員**　やはり県民の今の負担感というのは非常に大きいので、５円21銭の減免はあったけれども、今度、来年の４月になれば、ここからまた15円、ぽんと上がっていきますから、そこの負担感が非常に大きいと思いますので、この物価高騰の状況も見ながら、ここは一般会計からの借入れ含め、引き続き検討はいただきたいなということは要望申し上げたいと思います。

それでこの課題として、動力費、それから施設管理等に係る人件費の割合が全国平均より高いということでありますけれども、ここをしっかりと対応していくという取組は、どういう取組が考えられますか。

**○宮城力企業局長**　動力費にあっては、水源が北部にあって、これを南部に送るためのポンプの力が必要になってきます。これで、動力費がかさみます。

あるいは、海水淡水化施設、これは渇水の場合であるとか、あるいは東系列の導水路トンネルの工事を冬場の一定期間行わなくてはならず、その間、北部のダムからの取水量が抑制されるもんですから、海淡をフル稼働させないといけない。その辺りの動力の上昇があるんですけれども、小水力発電、これ西原、それから読谷で行っておりますし、あるいは、ポンプで水を送る際のプロペラのシャフト、これの枚数をいろいろ減少させるとか、いろんな検証をした上で、動力費の低減に取り組んできてはいるところでございます。今後もさらなる動力費の圧縮、どのようなことができるかというのは検討していきます。

あと人件費なんですが、人件費については、これまで浄水場の管理、従前は全て職員がやってきましたけれども、夜間、それから休日については、北谷浄水場を除いては、外部委託をしていて、これによってある程度のマンパワーを縮減させたというところもございます。

今後どういうことができるかというのも、いろいろ、今かんかんがくがくしているところで、今後もどのようなことができるかというのは、不断の取組として行っていきたいというふうに思います。

**○糸数昌洋委員**　分かりました。ぜひまた頑張ってください。

終わります。

**○仲里全孝委員長**　糸数委員の質疑は終わりました。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時21分再開

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

比嘉瑞己委員。

**○比嘉瑞己委員**　委員長ありがとうございます。

それでは成果事業説明書の59ページからお願いします。

有機フッ素化合物残留実態調査事業ですが、午前中も質疑ありましたが、水質調査で、２つの地点で指針値を超過しているとのことでした。その２つの地点の細かい説明をお願いします。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

指針値については、ＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計値で50ナノグラムパーリットルとなりますが、指針値を超過した２地点については、嘉手納町比謝川、比謝橋下の197ナノグラムパーリットルと、浦添市西洲３丁目地先、排水管の出口の177ナノグラムパーリットルの２地点となります。

**○比嘉瑞己委員**　嘉手納の比謝川は以前にもあったと思うんですけど、今回浦添の西洲でも出ているということです。この地域は、初めて検出されているのか、また、この西洲というと近くに牧港補給地区、キャンプ・キンザーもありますが、その関連についてはどのように考えていますか。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　浦添市の指針値を超過した地点については、今回初めて検出され、50ナノグラムパーリットルを超えて検出されておりまして、この調査地点の上流側には牧港補給地区が位置しておりますが、指針値超過の原因については、県が過去にも、これまで行っている調査があるんですが、これらのほかの地点のＰＦＯＳ等に係る調査と併せて、考察しても汚染源の特定はできておりません。また、この同地区、牧港補給地区との関連性も不明となっております。

**○比嘉瑞己委員**　今回の調査で、この２つの地点が出てきたわけですけど、さらなる調査も必要だと思います。その上で立入調査も課題になってくると思います。

続いて、関連してですが、57ページの基地周辺環境対策推進事業ですね。この点も、既に質疑されておりますが、今回さらに蓋然性が高まったという、米軍基地由来のですね、そうした調査結果が出たわけですが、午前中の質疑で皆さんその調査結果を基に環境省、防衛省に説明をしているとのことでしたが、皆さんの説明を受けての回答はどういったものでしたか。立入調査等々、何か反応がありましたか。

**○桑江隆環境企画統括監**　この調査結果をもちまして、９月８日と９月９日に説明に行っています。その中で環境省のほうからは、各省庁と連携を取りながら対策を取って、米側に伝えていくというようなことがありましたので、我々としましても、引き続きこういう科学的な調査結果を基に立入りについて求めていきたいというふうに考えております。

**○比嘉瑞己委員**　県はこうした科学的な根拠も示しながら言っているんですけど、一向に立入調査が実現しておりません。それで立入調査について伺いますが、前にこの委員会でも聞いたと思いますが、県がこの調査を求めたのはいつで、その法的根拠まで教えてください。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

普天間基地に関しては、平成31年２月に立入申請を認めております。

根拠としましては、日米合同委員会合意に基づく73年合意に基づく根拠で、立入申請を行っているところです。

**○比嘉瑞己委員**　平成の時代に求めていて、なかなか実現していないということです。少しずつ、県が示しながら、国も検討しているだろうと期待をしたいところなんですが、動きがありません。

日米合同委員会の73年合意ですが、この合意では当事者である自治体が直接米軍に調査を求めることができるというふうに書いてあると思うんですが、直接米軍に立入調査を求めたことはありますか。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　今おっしゃったように地元の司令官宛に、調査を要請することができるとされておりますが、実際の手続としては防衛局を通じて手続をするような形となっております。

**○比嘉瑞己委員**　部長に、ぜひ答弁を求めたいんですが、この間手続上、やはり政府を通してという形になっているようです。

ただ、この地域協定上はその当事者である自治体が直接求めることが、合意の中で決められているわけですから、これは直接、政府がなかなか重い腰を上げない中では、やはり沖縄県が直接米軍にも求める、この手続も必要だと思いますが、今回、皆さん

頑張って調査もやったわけですから、この立入調査を再度申請すべきだと思います。再度というか、米軍には初めてですかね。直接申請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○多良間一弘環境部長**　立入申請につきましては、73年合意に基づく立入申請につきましては、宛先はちゃんと米軍の地元司令官となっております。ただ手続上、沖縄防衛局を通してということになっているということでございます。

その立入申請につきましては、今おっしゃっているように、もう10年以上もこういう形で、結果が何も出ない、理由も示されていない状況にあるわけなので。ただ、いろいろ我々としては、その間、立入りができないということで、蓋然性が米軍基地内にあるという、蓋然性があるということの科学的根拠を求めるということで、３年間かけてこういう形で検討委員会も設置して調査してきたところです。

ですから、その理由をしっかり説明すれば、またこの我々の立入申請についての判断というのが、根拠として使えるものだというふうに考えておりますので、またその辺りの状況を見ながら、今後も引き続き国等に対して立入りの実現に向けて働きかけていきたいというふうに考えているところです。

**○比嘉瑞己委員**　なかなか政府に言っても、米軍に伝えますというふうな回答しかないわけですから、その後どうなったかというのをしっかりと詰めていただきたいと思います。

それで場合によっては、やはり沖縄県が直接やるということが、内外に示す上でも大切だと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

企業局に伺います。令和６年度の水道事業会計決算概要の説明資料を見ておりますが、この間、ほかの委員からもありましたけど、改めて、令和６年度でＰＦＯＳ対策はどういったものを、概要ですね、それと決算額を教えてください。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　お答えします。

令和６年度はＰＦＯＳ対策として、何か執行したものがあるかというと、ないです。

先ほど、事業費としてということでちょっとお答えしたところだったんですけど、実際のところは、水質分析であったり、海淡の増産、これは具体的に幾らというのはちょっと言えないですけども、出せていないんですけれども、そういった費用はかかっております。

**○宮城力企業局長**　直接のＰＦＯＳ対策費というよりも、ＰＦＯＳの濃度が高い比謝川、水源である比謝川から取水できないことによる海水淡水化施設の動力費の増産であったり、あるいは水源地域、それから浄水場の水質の検査、ＰＦＯＳに係る、これらもろもろ経費はあるんですけれども、厳密に対策費でどれぐらいという切り分けがなかなか難しいというところでございます。

**○仲里全孝委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、活性炭の経費が含まれているかどうかの確認があった。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

比嘉瑞己委員。

**○比嘉瑞己委員**　ありがとうございます、失礼しました。

令和６年度では、活性炭事業は入っていないということなんですが、今言った海水淡水化施設だったり、その動力費とかというのが切り分けが難しいということなんですけれども、やはり何らかを示さないと、今から国に対策を求めるわけですから。この分析というんですか、引き続き必要だと思うんですが、いかがですか。

**○宮城力企業局長**　ＰＦＡＳ除去のための高機能の活性炭、これについては従前の活性炭と比べて単年度当たり約3.5億円という数字を概算ではじき出しているところです。

その他の動力費等の経費については、もう少し精査した上で、実際どのぐらい費用がかさんでいるか、コスト増になっているか、これを検討していきたいと思っています。

**○比嘉瑞己委員**　ありがとうございました。

企業局はこれで終わりにしましょうね。

環境部で66ページの沖縄戦跡国定公園の見直し事業について伺います。

説明では、この見直しのために調査をしているということでしたが、どのような再評価になりましたか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

戦跡につきましては、戦争遺跡に関する著作がある沖縄国際大学元教授の吉浜忍先生の沖縄戦争遺跡において、実相が見え、資料、証言などが多いなどとして抽出された戦跡の分布を調査したところ、公園内に分布する20余りの戦跡のうち、約６割の戦跡が既に特別保護地区及び特別地域に分布し、自然環境と一体となった風景地として一定の保護がなされている状況となっております。

また、普通地域に分布する残りの戦跡につきましては、周囲が畑地や道路沿いであるなど、戦跡を含

む保護すべき自然の風景地に該当するものは確認できないというような状況になっております。

**○比嘉瑞己委員**　その20か所のうち、特に研究者の中でも指摘がされている場所だということですが、そうした調査を生かして、今後の見直しにどう反映させていくんですか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えします。

戦跡を含む風景地の見直しにつきましては、自然環境の調査結果から植生の自然度が高く、地種区分の格上げの候補となっている箇所に位置しているものがございますので、これらについては当該箇所の地種区分の格上げなどを検討しているということでございます。

**○比嘉瑞己委員**　今回調査した場所なんですけれども、そこは遺骨収集、これはやっているかどうか、把握できていますか。

**○知念宏忠自然保護課長**　調査しているのは戦跡でございまして、遺骨収集の場所については環境部のほうが所管しておりませんので、把握していないという状況でございます。

**○比嘉瑞己委員**　国定公園なので、国定公園法という環境省の所管ではありますけれども、日本で唯一の戦跡の国定公園という性格を持っています。

それで、発端も遺骨をめぐる問題で見直しもされているわけですから、やはりその沖縄戦、この戦跡という観点が大変大切だと思うんですが、この見直し作業の審議会、メンバーの構成はどうなっていますか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

国定公園の見直しにつきまして、沖縄県では自然環境保全審議会への意見を聞くことにしておりますけれども、こちらにつきましては審議会の委員としまして、植物、動物、生態系、地形、観光、建築、自然保護行政、法律などの幅広い分野の有識者で構成されておりまして、今現在、定数の15名が委嘱されているという状況でございます。

**○比嘉瑞己委員**　一般的なといったらあれですけど、やはりこの景観とか、そういったものを見るのであればそのメンバーでいいかと思います。ただ、やはり戦跡国定公園ですので、この戦跡という観点からの、やはり検討が必要だと思います。

この調査事業も、吉浜先生の著作を元にということなんですけれども、県の埋蔵文化センターでは、沖縄の戦争遺跡1077か所あると指定しています。だからちゃんと、見直しをせっかくやるのですから、南部のあそこの公園区域内にどういった重要な戦跡があるのかというのをもっと私は精査する必要があると思います。

遺骨収集もやっているかどうか分からないと言うんですけれども、同じ援護課のほうに聞けば、ある程度は分かるかと思うので、そこもちゃんと調べるべきだと思います。

今回の見直しも、皆さんも、植生、植物だとかそういった景観の部分で見ているんですけれども、やはり何度も繰り返しますが、戦跡としての国定公園の在り方についての幅広い議論が必要だと思います。

審議会のメンバー、なかなかこれから追加というのは難しいと聞いておりますが、今後この見直し作業に当たっては、沖縄戦の専門家、あるいは遺骨収集ボランティアの皆さんなど、幅広い県民の声を反映させて見直すべきだと思いますが、いかがですか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

国定公園の見直しにつきまして、計画見直しを変更する場合につきましては、調査している自然環境調査とか、あと地元の市町村の要望、有識者のヒアリングを踏まえて、一定の自然的、社会的条件の変化を捉えていくということになります。

また、今後行う地元説明でありますとか、先ほど申し上げました県の自然環境保全審議会、また、これは国定公園でございますので、環境省のほうでパブリックコメントを実施する予定になっておりますので、そちらのほうで様々な立場からの御意見をいただけるものであると考えております。

**○比嘉瑞己委員**　部長も当初から関わっていらっしゃいますので、やはり今の課長の答弁だとまだまだ弱いなという感じがします。

戦跡としての視点をどうやって見直し作業に取り組んでいくのか、部長の見解を教えてください。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

沖縄戦跡国定公園は、まずは自然公園法に基づく公園ですので、風景として評価するのが基本になります。その中におきまして、この沖縄戦跡国定公園は、先ほど来指摘があるとおり、日本で唯一の戦跡を含む国定公園という形になります。その扱いがどうなるかという話になりますと、戦跡そのもの、遺骨そのものを評価するというのは、別の文化財法とかいろいろあると思いますので、それとは別に、戦跡がある風景というその一体性でもって評価する。

遺骨についても、戦跡国定公園の中の風景を構成する要素として、我々評価していくという形で捉え

ております。

そういった視点で、今回は戦跡の存在とか、その価値とかそういったものも含めながら、風景としての一体性というものは評価しておりますので、それを含めて今回いろいろ地種区分の見直しを行っていくという形になるというふうに考えております。

**○比嘉瑞己委員**　引き続きよろしくお願いします。

それでは最後に、自然史博物館について、私からも質疑をさせていただきます。糸数委員からもありましたように、今議会も、議員連盟をつくって皆さんと一緒に頑張っているところなんですが、令和６年、皆さんの取組、進捗状況をまず教えてください。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

県では、これまでシンポジウムなどの開催によって、機運醸成を図っておりますけれども、昨年度は11月に沖縄市民会館でのシンポジウムを開催したほか、離島を含む県内５圏域での企画展の実施、県広報番組でのテレビ放送、県広報紙、ラジオＣＭ等での情報発信、ポスター、リーフレットの作成などを行っております。また、県外、海外向けに、認知度向上を図るために、昨年９月には沖縄県で開催されました国際自然史標本保存学会と生物多様性情報標準化委員会による合同国際会議において、ブースを設置しまして、海外、県外の自然史研究者向けにＰＲを行っております。

また、11月には大阪自然史博物館フェスティバルにおいてブースを設置するなど、県外、国外、県内も含めてＰＲを行っているというところでございまして、また、国につきましては、骨太の方針に係る要請文に盛り込んでいただくような要請を２回行ったと。

また、県選出の国会議員につきまして、国立自然史博物館有志の取組状況を説明したいというところでございます。

**○比嘉瑞己委員**　御苦労さまです。

今後、国に求めていくわけなんですけど、対応する所管の省庁はどこになりますか。

**○知念宏忠自然保護課長**　要請等を行っておりますけれども、国においては国立自然史博物館の所管省庁がまだ決まっていない状況にございまして、いわゆる骨太の方針の要請について、県のほうでは国立自然史博物館の設立実現に向けた設立形態の検討をはじめとする国による取組の着手について要請をしたというところでございます。

**○比嘉瑞己委員**　国立ですので、なかなか大きい話ですけれども、一般に博物館だったり、そういった分野になると、どこになりますか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えします。

国立大学法人に基づく大学共同利用機関法人が設置しているところにつきましては、国立大学法人法を所管している文科省ということになるかなと考えておりますけれども、ほかの独立行政法人や個別法に基づく運営、設置などは、文化庁がその法律を所管しているということで理解しております。

**○比嘉瑞己委員**　部長、私たち、委員会でもスミソニアン博物館を見にいって、すごく感銘を受けました。私も賛同しているのは、やはりあそこが学術の研究分野というところでの世界的な機関というところにすごく魅力を感じましたし、今回の話も、学術会議の皆さんが発端となっています。

なので、やはりそういった教育機関、研究機関としての役割が重要だと思いますが、部長はどうお考えですか。

**○多良間一弘環境部長**　自然史博物館には３つの機能があるというふうに私は理解しております。それが、今、御指摘の研究という部門と、それからその研究に資する標本の保存・収集、それから標本とかを活用した展示施設による普及啓発活動だというふうに考えております。

自然史研究を基にそういうふうにやる施設ですので、当然のことながら研究施設の研究という機能が最も重要であろうというふうには考えているところです。

**○比嘉瑞己委員**　そうなんですよ。なので、そこをもっと県民にも知ってもらう。その機運を高めていただきたいんですけれども、皆さん今、鋭意頑張ってきているんですけれども、やはりシンポジウムとか、発信型が今中心だと思うんですね。だけど、そうした教育分野の人たちも主体的に一緒にやってくれませんか、県民会議に向けて参加してくれませんかという呼びかけはまだまだこれからなのかなと感じました。

経済界の皆さんには、ある一定程度浸透してきているんですけれども、また肝腎のこの教育分野、あるいは自治体の皆さんが、私たちは何をやればいいのかというところからのスタートだと思いますので、ぜひ次年度は県民会議の設立に向けて、こうした教育機関の皆さんがもっともっと関わってもらう取組が必要だと思いますが、最後にその取組についてお聞かせください。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

自然史博物館については先ほども答弁しましたとおり、県民が一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

そのためには、そういった学問分野のほうの協力も必要だというふうに考えております。

庁内におきましては、教育庁も含めて、全庁的な体制もつくっているところですので、そういったところも含めながら、教育関係者も巻き込みながら取り込めるように、シンポジウムの在り方とか、企画展の在り方も御指摘のいろいろな問題点も踏まえながら、やり方を検討しながら、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

**○仲里全孝委員長**　比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

瑞慶覧長風委員。

**○瑞慶覧長風委員**　よろしくお願いします。

主要施策の報告書の57ページからお願いいたします。

基地周辺環境対策推進事業についてですけれども、事業内容のほうに国内法に環境基準の定めのない化学物質について、地下水とあります。地下水調査で把握できた汚染物質について伺います。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

基地周辺環境対策推進事業については、３つの細事業からなっておりまして、そのうちの米軍基地特有化学物質調査事業においては、米軍基地返還時の浄化に向けた環境調査において、米軍基地で使用が想定される物質や、国内で使用が禁止されているものの基準値がない化学物質の汚染があっても調査されないことが懸念されます。

そのため、このような化学物質について情報を収集、整理するとともに、返還予定の基地周辺で当該物質に係る地下水調査を実施しているところです。

測定物質につきましては、専門家の意見等を踏まえ、過去に使用されていたものの、現在国内で使用が禁止されており基準値等が定められていない国内法使用禁止等物質、化審法の第２種特定化学物質になりますが、このうちクロルデンなど14物質について調査しております。

また、米軍基地内で使用が想定されている基地内相当量使用物質等のうち、弾薬成分であるトリメチレントリニトロアミンなど、10物質について調査を実施しております。

令和６年度については、返還予定の４つの基地周辺14地点と、対象区として１地点の合計15地点で水質調査を実施しております。

現在、国内で使用が禁止されている基準値等が定められていない国内法使用禁止等物質として、そのうち、ディルドリン、ヘプタクロル、クロルデン、ＤＤＴ及びヘキサクロロベンゼンが全15地点で検出されており、エンドリン、ペンタクロロベンゼン等農薬等は４つの基地周辺の地点で検出されております。

また、米軍基地内で使用が想定されている基地内相当量使用物質等として、10物質調査しており、弾薬成分であるトリメチレントリニトロアミンが２つの基地周辺等の８地点で、あとＴＮＴ及び２，４－ＤＮＴ、２，６－ＤＮＴが１地点で検出されております。

今後も引き続き、化学物質に関わる情報を収集、整理するとともに、地下水調査を継続し、化学物質の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

**○瑞慶覧長風委員**　詳細にありがとうございます。

各調査地点で危険物質が様々発見されているということですけれども、基地返還に関しての浄化を想定しての調査ということと理解しますが、この調査結果について、これはどのように国に共有して生かしていくのか見解を伺います。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　返還合意された米軍基地については、米軍基地返還時に、跡地利用推進法に基づき、国による支障除去、措置が行われることになりますが、これら調査しているような物質、国内使用禁止等物質でありますとか、基地内相当量使用物質等についても、土壌汚染のおそれがあるため、適切な支障除去、措置を講ずるよう国に求めるためこれらの化学物質の存在状況を把握することを目的に当事業を実施し、地下水の調査を実施しております。

現時点では、これらの化学物質の基地周辺における存在状況の把握や必要な情報収集、整理を進めている段階でありまして、現状において、国に対して、具体的な調査結果の共有、協議等は実施しておりませんが、県が平成29年に作成した米軍基地環境調査ガイドラインにおいては、返還実施計画に基づく支障除去の際に、これらの化学物質を調査対象とすることを提言しており、国等へ当ガイドラインを共有しております。

今後の調査結果の整理状況を踏まえ、返還状況を見ながら、必要に応じて国との情報共有や協議を行っていくことを検討していきたいと考えております。

**○瑞慶覧長風委員**　ありがとうございます。

跡地利用推進法等の調査対象でない危険物質に関しても、しっかりと調査対象にするよう、これから求めていくということですけれども、ぜひ引き続き実態を県でも調査して、国と共有して対策を進めていただくようお願いいたします。

次に、92ページのほうをお願いします。

島しょ型資源循環社会構築事業についてお伺いします。この多良間村におけるバイオガス発酵施設導入可能性の検討に関するモデル事業について詳細を伺います。

**○與那嶺正人環境整備課長**　お答えいたします。

島しょ型資源循環社会構築事業において、多良間村では、生ごみ等のバイオマスを活用したバイオガス発酵施設導入可能性に係る基礎調査を実施したところです。

具体的には発酵試験、液肥利用ニーズの調査、アンケート調査等を実施し、見込まれる生ごみの回収量に合わせた設備規模の検討、発電した際の採算性の評価を行っております。調査の結果、多良間村で回収できる生ごみの量が少なく、発酵施設単独の事業採算性としては赤字となることが分かりました。

しかしながら、生ごみだけでなく、し尿や浄化槽の汚泥を処理するし尿処理設備としての機能を持たせて整備した場合、現在老朽化しているし尿処理施設を改築する場合と比較すると、事業の採算性が得られる結果となりました。

調査においては、バイオガス発酵施設の導入可能性に係る基礎調査として取りまとめを行い、事業を終了したところでありますが、今後、多良間村では、本調査事業の成果を活用し、村の費用で生ごみに加え、し尿等も合わせて処理できる実験機を導入して、次の段階の調査に入ることを検討していると伺っているところです。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　ぜひ推進していただきたい事業だと思うんですけれども、このモデル事業を県が実施するに至った経緯について伺いたいと思います。

**○與那嶺正人環境整備課長**　本県におきましては、全国と比較して資源循環、再生利用率が低いということがありまして、それを底上げすることを目的として、資源循環に着目して検討したところ、どういった物質が資源循環できるかということで、主にプラスチックと生ごみなどのバイオマス資源、これについて着目して検討することとしました。それで令和５年度に検討を行った結果として、多良間村の生ごみのバイオガス導入に係る基礎調査を行ったという経緯があります。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　可燃ごみの組成における生ごみの含有量が多いということで、生ごみの処理を別にすることによってのメリットみたいなことについて、改めて伺ってよろしいでしょうか。

**○與那嶺正人環境整備課長**　生ごみを分別して処理するメリットとしまして、メタン発酵施設の発電、また、堆肥化施設の堆肥化などによってバイオマス資源の有効利用につながることや、焼却施設において、可燃ごみ中の含水量の減少に伴い焼却温度を保つための助燃剤の使用が削減されることによって、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、維持管理コストが低減されることが挙げられます。さらに、焼却量の減少に伴う焼却灰の排出削減による最終処分場の延命化も期待されます。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　ありがとうございます。

今回、離島のほうがモデル事業に応募したということですけれども、本島でもこのような形で進めていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、今本島内でこのバイオガス発電施設というものはあるんでしょうか。伺います。

**○與那嶺正人環境整備課長**　今、本島内でバイオガスを有効活用しているプラントにつきましては、２か所ありまして、１つは八重瀬町のほうにありまして指定管理を受けた事業者のほうで乳用牛の糞尿、動植物性残渣、スーパーの廃棄惣菜などを原料に発電を行っている事例があります。

もう一つは、浦添の牧港のほうで民間事業者のほうが、動植物性残渣、主にコンビニチェーンからの食品残渣というふうに聞いていますが、それをもって発電を行っているという２つの事例があります。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　本島において可燃ごみ焼却における生ごみを別で処理していくと、そういうこのメタン、バイオガスの発電につなげていくと、そういうモデルというものを実現していくためにも、県が主体性を持って取り組んでいただくことが必要なのかなというふうにも考えますけれども。あくまで実施主体は市町村ということは伺っていますが、市町村と民間のバイオガス発電所との連携の在り方について、見解を伺えればと思います。

**○與那嶺正人環境整備課長**　委員がおっしゃられたとおり、生ごみは一般廃棄物になりますので、市町

村の自治事務となっております。

その一環で、市町村が住民の理解を得ることで分別収集をして、それぞれの市町村が検討を行って実施するということも検討されるものだと考えております。

県としましては、沖縄県廃棄物処理計画において、バイオマスの利活用を促進することについて、施策として位置づけておりますので、県としては市町村に対して技術的支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　最後どういった場面で情報共有、支援等を行っていくのかまでお聞かせ願えればと思います。

**○與那嶺正人環境整備課長**　多良間村で行った基礎調査がありますので、それのまた多良間村が次の段階に入る事業も行っていきますし、その成果を基に、今年度竹富町でも発電施設にこだわらずに、コンポスト、生ごみ処理機と言われているものですね、それも活用してこの事業を基に横展開できないかということで今検討していますので、そういった成果をもってほかの市町村にもこの結果を周知しながら、それぞれ検討していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　県の積極的な取組の推進を期待して、要望いたします。

ありがとうございます。

次に、企業局の水道事業会計決算についてお伺いいたします。

特に資料というものではないんですけれども、令和６年度の地方公営企業繰出基準に関する繰入金の内容と金額について御説明いただけましたら、お願いいたします。

**○志喜屋順治総務課長**　お答えいたします。

繰出基準に基づく一般会計からの繰出金につきましては、総額として２億9880万4000円となっております。その内訳としまして、いわゆる３条予算、水道事業収益についての部分になりますけども、児童手当の補塡費として1842万9000円、臨時財政特例債の償還利息補塡費として2344万円、資本的収入の部分になります、いわゆる４条予算ですけども、その部分の収入としましては、臨時財政特例債の償還元金の補塡費として２億5693万5000円となっているところでございます。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　ありがとうございます。

この地方公営企業繰出基準において、上水道の出資に要する経費の（２）繰出基準のオの（エ）公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するための事業についての①の要件について内容を伺った上で、現在こちらに該当している事業はないのか、改めて伺います。

**○志喜屋順治総務課長**　おっしゃる繰出事由の部分につきましてですが、水源水質について、トリハロメタン、有機フッ素化合物等の物質が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている場合、または超えるおそれがある場合に、当該物質を除去するために行う浄水場等の施設整備について、一般会計、その他の特別会計から出資を受けることができるというものとなっております。

これにつきまして、企業局のほうの事業に適用できるかというところの部分でございますけども、この経費につきましては、令和５年度から追加された項目となっておりますけども、過去に出資に要する経費を企業局のほうに該当することができるかということを総務省に確認しているところでございますけども、確認したところでは、補助率が３分の１等々、２分の１、４分の１の補助事業が基本的に想定されているものであって、全ての補助事業に対象となるものではないというふうな回答をいただいているところですので、基本的に補助率の部分で考えたときには、企業局の事業が該当しないというふうに考えているところでございます。

**○瑞慶覧長風委員**　では、今後想定されている北谷浄水場の高機能粒状活性炭取替えの事業に関しても、こちらのメニューは当てはまらないのか、当てはまるのか、その辺りの見解を伺います。

**○志喜屋順治総務課長**　当該メニューにつきましては、基本的に、施設整備に係る事業についてのメニューだと考えておりまして、活性炭の取替えにつきましては、維持管理費用と考えているところですので、このメニューには該当しないものというふうに考えております。

**○瑞慶覧長風委員**　今、県の見解としてだと思うんですけれども、それは一応総務省ともやり取りをした上で、対象外ということになるのか、改めて伺います。

**○志喜屋順治総務課長**　先ほどもお答えしたとおり、総務省のほうに確認した内容を踏まえて、該当しないというふうに判断しているものでございます。

**○瑞慶覧長風委員**　この北谷浄水場の高機能活性炭の取替えに関しては、防衛省の補助も使えない。こういった２分の１の交付税措置も使えないというような状況もあります。

先ほど局長からありましたけれども、3.5億円のコスト増ということになると、取替工事が始まると毎年5.6億円が４年間かかるという想定だと思うんですけれども、非常に負担が大きくなる中で、今後の基地内への立入調査による汚染源の特定、また、原因者や施設提供者に対する費用負担を求めていくに当たり、日本政府、米国政府への働きかけ、これをどのように行っていくか、改めて見解を伺います。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　お答えします。

先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、企業局としては、以前に基地の内外を調査して、その上で、基地に蓋然性があるというふうに考えているところですので、その蓋然性を国のほうには訴えつつ、今後も施設提供者である国のほうで汚染源の特定、その他対策費等々負担するように求めていくということで考えております。

**○瑞慶覧長風委員**　これは県民生活にも影響が大きいことだと思っておりますので、改めて知事のほうに、総括質疑として今後の対策の在り方、働きかけの在り方をお伺いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**○仲里全孝委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から総括質疑の詳細内容について説明するよう発言があった。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

瑞慶覧長風委員。

**○瑞慶覧長風委員**　今、やり取りをさせていただきました、今後の北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染除去の高機能活性炭の取替え、想定されている取替えにかかる多額の事業費負担の課題があります。

そのことにおいて、今後基地内の立入調査による汚染源の特定、また、原因者や施設提供者に対する費用負担を求めるに当たり、日本政府、米国政府への働きかけをどのように行っていくか。そのことを知事に見解を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

**○仲里全孝委員長**　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後に協議を行います。

質疑を続けてください。

**○瑞慶覧長風委員**　以上です。

ありがとうございました。

**○仲里全孝委員長**　瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。

喜屋武力委員。

**○喜屋武力委員**　こんにちは。よろしくお願いします。

環境部ですね、令和６年度主要施策の成果に関する報告書の中から、57ページから95ページまでの報告書の中で、当初予算額、決算額、事業実績の説明で、59、65、66、76、81、83、84、85、86、90のページで、当初予算額から最終予算額の変動がありますが、最終予算の説明を伺いたい。お願いします。

**○仲地健次環境政策課長**　お答えします。

喜屋武委員からの御質問の、当初予算と最終予算額が異なることについての一般的な理由について説明いたします。

当初予算については、当初予算編成時に事業の執行計画に基づいて、必要と見込まれる予算額を積み上げておりますが、当初予算編成時に想定できなかった理由があり、年度途中で費用が必要となる場合、予算の増額や入札残、執行残の減額を行う補正予算を編成したり、また、予算が不足する事業に対して執行残が見込まれる別の事業から予算を充当する流用手続を行うことがあるため、差が生じることがあります。

さらに前年度の事業で工期が確保できなかったことなどによる、前年度からの繰越予算として、予算が増額となる場合もありますので、当初予算額と最終予算額で差が生じることがあります。

以上となります。

**○喜屋武力委員**　当初予算額を立てたものの、うまく予算の計上ができなくなったことで、最終予算額となっているが、予算の計上ができなくなったことについての説明もできますか。

**○仲里全孝委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、補正予算等で既に説明されているという指摘に対し、喜屋武委員から沖縄戦跡国定公園見直し事業について説明を求めたいとあった。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

知念宏忠自然保護課長。

**○知念宏忠自然保護課長**　戦跡国定公園見直し事業につきまして、当初予算額の675万円から699万2000円に額が増額したものにつきましては、戦跡国定公園の調査において、自然植生とかの状況を改めて調

査をするために、予算額を流用いたしまして、調査を行ったというところで予算額が増えて、決算額が増えているということでございます。

**○喜屋武力委員**　ある程度、把握はしていますが、令和６年度、当初計画を立てていた事業は予算の確保ができずに未執行となっているが、令和７年度の予算での事業は確実に取り組まれているのか、これについて説明ください。

**○横田恵次郎環境再生課長**　この業務用車両電動化促進事業は令和６年度だけとなっておりまして、令和７年度につきましても、事業スキームを適宜見直し、再度応募する予定で進めてきたところでありますけれども、令和７年度の応募要件として、2030年までに公共施設、公用施設の電力消費に伴うＣＯ２排出を実質ゼロとすることなどが加えられており、現行の沖縄県環境保全率先実行計画の2030年度には、県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギーとすることを目指すとした取組目標と比較した上で、応募要件を満たすことが困難と判断し、応募を見送っているところです。

**○喜屋武力委員**　事業の実績が説明書でありますが、当初予算額の欄の下に最終予算額を提示することで、もう少し私たちも見やすくなると思うんですが、当局の考えを伺います。

**○仲地健次環境政策課長**　委員御指摘の内容なんですけど、主要施策の様式が分かりにくいというような御指摘だと思うんですが、ちょっとこの辺、取りまとめている財政課がこの様式をつくって、取りまとめて議員にお配りしているものですので、ちょっとそういった今の御指摘も財政課のほうに伝えていきたいと思います。

**○喜屋武力委員**　同じく85ページ、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化の継承・発展。

太陽光発電設備を有する事業者等の業務用車両（タクシー、レンタカー等）の電動化に係る補助事業がありますね。当初予算9140万9000円が、決算額が、最終予算が０円となっているが、これの説明をお願いします。

**○仲里全孝委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、委員長が所用のため、副委員長が委員長席に着席）

**○糸数昌洋副委員長**　再開いたします。

委員長の指名により副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

横田恵次郎環境再生課長。

**○横田恵次郎環境再生課長**　お答えいたします。

県では、運輸部分の脱炭素化を促進するために、タクシーやレンタカー等の電動化を支援することを目的に、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、業務用車両電動化促進事業を実施する予定としておりました。

同交付金については、例年３月頃に公募があり、翌年度の５月頃に内示通知が出るため、事業を当初予算として計上する必要があり、令和６年度当初予算として9140万9000円を計上しておりました。

また、応募に際しては、再エネ発電設備を一定以上導入することが要件とされているため、商工労働部の再エネ導入事業である太陽光発電設備等導入支援事業と併せて応募しましたが、審査の結果、不採択となっております。

なお、重点対策加速化事業の審査結果については、令和６年５月13日に環境省から本件は不採択との連絡がありましたが、その理由については公表されておりません。

同交付金の不採択により歳入が見込めなくなったことから、２月議会において減額補正したところであります。

以上です。

**○喜屋武力委員**　これは、国土交通省、環境省からの予算、補助金だと考えられますけどね。地球温暖化や脱炭素化については世界中で問題となっている中で、沖縄県の人口比率からしても、鉄軌道も少なく、移動手段がほとんど車でありますよね。そしてまた、重要電力も火力発電が主で、他の県と比較しても、また炭素を排出しているのが多い県だと私は考えているんですが。こんな要素を、やはり国に重要性を訴えることで、これは予算が取り込めたんじゃないかと考えられるんですが、どうですかね。

**○横田恵次郎環境再生課長**　先ほどもちょっと回答させていただいたんですけれども、不採択の理由については、公表されていないという状況がございます。

ただ、この不採択の理由とかは公表されておりませんけれども、令和６年度の採択結果を見ますと、個人事業者への単純な間接補助というよりも事業実施の創意工夫や波及効果が期待される基盤を既に構築している自治体が多く採択されているという傾向がありました。

令和６年度は６府県26市８町の計40団体が採択されている状況でございます。

**○喜屋武力委員**　ほかの県はそういうふうに取っているということですか。ほかの県の内容を見て、やはり沖縄県も見直して、やはり取れるものは取る。そういったことをしないと、沖縄県も予算が厳しいほうですから、ぜひ努力してください。お願いします。

次に行きます。企業局です。

沖縄県水道事業会計、工業用水道事業会計決算書の11ページ、賃借対照表等の関連から引当金の取崩しとあります。（１）退職給付金引当金、（２）賞与引当金、（３）法定福利費引当金、（４）修繕引当金の取崩しとなっているが、詳しい説明をお願いします。

**○志喜屋順治総務課長**　お答えいたします。

引当金につきましては、将来発生する費用、負債ですね。それを支払うために、あらかじめ固定負債として、負債のほうに引き当てるものが引当金となっております。

ですので、今のページの11ページの前の10ページ目を御覧いただきたいんですけども、４の引当金の計上方法というところで、基本的に退職給付引当金につきましては、職員の退職手当の支給に備えるために引き当てるものでして、当年度における退職手当の要支給額に相当する金額を計上しています。

分かりやすく言うと、企業局の職員全員が自己都合で、例えば今年全員が辞めるというときにも退職金が支払えるように積み立てているのが、この退職給付引当金となっております。

賞与引当金につきましては、11ページ目の（２）になるんですけども、いわゆるボーナスですね。職員の期末手当、勤勉手当の支給に備えるものでして、基本的にこの賞与引当金については、６月分のボーナスに引き当てるものでして、６月分のボーナスの原因となっているのが、12月のボーナスを支給した後の働いた報償として支払うものですので、12月分から３月分までの４か月分を前年度の予算で引き当てておいて、その次の年の６月に、４月、５月分と合わせて、６月のボーナスとして支給するものが、賞与引当金となっております。

法定福利引当金につきましては、県でもそうなんですけども、ボーナスの際にも、基本的には健康保険料ですとか、社会保険料ですとか、そういったものを天引きする部分と、あと企業局が負担するものがありますので、支給する際に合わせて社会保険事務所ですとか、共済組合とかに支払うための費用として引き当てているものでして、そういったものを引き当ててきております。

委員がおっしゃっていました、２の引当金の取崩しにつきましては、その年に退職された職員に実際支払うために取崩しているのが、退職給付引当金の取崩し、賞与引当金、法定福利費引当金についても、６月に支給する際にそこから引き出して支給する、費用を負担しているというふうなものの取崩しとなっております。

修繕引当金につきましては、従前の修繕引当金につきまして、今蓄えているものがございますので、それを取崩しているところですけども、先ほどの説明の計上のところの部分では説明しなかったのは、新しい会計基準で引当金の厳格化が図られて、修繕引当金というものが、今の制度では、なかなか引当てが難しいというところがあるので、実際には引き当てておりませんで、過去に引き当てた修繕引当金を取崩して、活用させていただいているところです。

具体的に、この引当金の取崩しにつきましては、活性炭の取替費用に充てるために取崩しているところでございます。

以上です。

**○喜屋武力委員**　大体分かりましたが、取り崩すことで、今後の財政にどのような支障もないのか、また何年度まで取り崩せばいいのか、それについて説明できますか。

**○志喜屋順治総務課長**　引当金につきましては、当該年度の費用として計上して引き当てているところですので、基本的には収入見合いの費用として計上していますので、経営上は特に支障がないものとなっております。

引き当てた引当金については、事由が発生したときにそのまま蓄えていた、積み立てたものを取崩して支給するところがありますので、特に、将来にわたって、経営に何かしらの影響を与えるものではございません。

以上です。

**○喜屋武力委員**　分かりました。

進みます。13ページ、令和６年度沖縄県水道事業報告書の中から、経営指標に関する事項の下の表から経営収支比率、料金回収率、企業債残高対給水収益比率、有収率、有形固定資産減価償却率、また⑥番の管路更新基準年数超過率ですが、令和２年から令和６年度まで、それぞれのパーセント率が減となっているけど、これに対しての詳しい説明をお願いします。

**○大城貴経営計画課長**　御説明いたします。

まず資料を、ちょっと指標についてそれぞれ説明したいと思いますが、14ページ目を御覧ください。まず、経常収支比率なんですけれども、経常費用、費用ですので、営業費用と営業外費用があるわけなんですけれども、営業に伴う動力費とか人件費、あと支払利息などの費用に対する経常収益、これは料金収入とか、他会計補助金、これの割合になっておりまして、経営の健全性を表す指標というふうになっております。この指標、米印にも書いてありますように、比率が高いほど良好な経営状況を示すというふうになります。

また、２番目の料金回収率なんですけれども、これは供給単価、いわゆる料金ですね。あと給水原価、これは水をつくるためのコストに対する比率になっておりまして、100％を下回っている場合は適正な料金収入の確保が求められるという形で、収入で必要な費用を賄い切れていないという状況にあります。

これで、13ページに戻るわけなんですけれども、13ページ目の指標の経常収支比率と、料金回収率なんですけども、どちらも下方傾向にございます。要は料金回収率でも100％を切っておりますので、必要な費用について、料金で賄え切れていないという状況が今続いてるというところがございます。

ですので、料金回収率は100を切って、経常収支率も100を切っているということになるわけなんですけども、そういったこともございまして、令和６年10月１日から料金改定を段階的にしておりまして、令和８年４月の料金改定以降、この指標が改善されるものと見込んでいるところでございます。

３つ目の企業債残高対給水収益比率なんですけども、これもすみません、また行って戻って申し訳ないんですが、14ページ目を御覧ください。給水収益に対する企業債残高の割合となっておりまして、要は料金収入に対する企業債残高の割合で、その残高の規模を示す指標となっておりますので、数値が高ければ、企業債残高の規模が大きいことを示すというふうになっております。

13ページ目を御覧ください。

これにつきましては、令和２年度の380％程度から、徐々に低下しておりまして、令和６年度に308.1％というふうになっておりますが、これは令和６年10月１日から料金改定を行いまして、その比率が下がったというふうになっておりますが、全国の平均が令和５年度で225.8％というふうになっておりまして、沖縄県企業局は全国に比べて高い水準にありますので、その低減化に努めていきたいと、今取り組んでいるところでございます。

続きまして、14ページ目を御覧ください。

有収率なんですけども、年間の送水量に対する収益があった水量というふうになりまして、送った水量に対してどれだけ収益があったかという形なりますので、100％に近いほど、施設の稼働が収益に反映されて、良好な状況というふうになっております。これについては全て99％以上ですので、高い水準を維持しているということになっております。

５番目の有形固定資産減価償却率なんですけれども、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却はどの程度進んでいるかという指標で、これ自体が資産の老朽化の度合いを示しているものというふうになっております。これについては、近年、令和２年度から令和６年度にかけて徐々に上がっている状態ですので、老朽化の度合いが上がってきているという評価になりますので、我々としましては、財源の確保、料金収入も含めてこういった施設の更新、耐震化に取り組んでいるということとしております。

最後の管路更新基準年数超過率なんですけども、これも14ページに書いていますが、管路の更新総延長に対する、企業局のほうで管路の種類、口径ごとに、更新基準年数を定めております。更新するタイミングを定めておりますので、それを超過した管路の割合も管路の老朽化の状況を示す指標となっております。御覧のとおり、徐々に低下傾向、令和２年度の32.1％が令和６年度には29.9％、少しずつですが低下傾向にありますので、計画的に管路の老朽化、耐震化を進めて、この指標の低減化に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○喜屋武力委員**　いろいろと聞きたかったんですが、今の説明でほとんど納得がいきました。

引き続き計画的な施設の更新に努めると言われていますんで、ぜひ頑張ってください。

次に進みます。

重要施策の成果に関する報告書、59ページ、有機フッ素化合物についての事業内容では、水質調査は那覇市を除く40市町村で行い、土壌調査は41市町村で行ったとあるが、調査サンプルの回収場所などはどのようなところを選定してサンプルを取ったのか、伺いたい。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　有機フッ

素化合物残留実態調査につきまして、選定の方法なんですけれども、調査地点の選定につきましては、調査全体として生活環境に関わる領域を広く調査するためとしておりまして、まず、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視調査地点がある市町村では、当該地点を優先することとしてます。

また、県が別事業でＰＦＯＳ等を調査している地点もありますので、そちらは除くこととしております。

また、可能な限り広域で残留実態を把握するために、令和５年度と令和６年度は異なる流域地点を調査することを基本としているところです。

**○喜屋武力委員**　都市化が進む中であっちこっち、やはり埋め土したり、そういったところが出てきますよね。そういったところも調査しないと、一定に、この川が汚染とかね、そういったものは決められないんですよ。いろいろなものを埋めてしまった場合には、そういったところも出てきますんで。

ただ、こういった埋め土されたところもあるんじゃないかというところも調査するべきじゃないかなと思っています。

次に進みますけどね。ＰＦＯＳの汚染がどのように発生するのか、説明ください。

**○嘉数江美子環境保全課基地環境対策監**　お答えいたします。

ＰＦＯＳ等については撥水性、あと撥油性、科学的安定性等の物性があることから、従来より半導体、あと金属メッキ、フッ素ポリマー加工、界面活性剤、泡消火薬剤、ワックスなど、幅広い用途に使われて、日常生活の中でも広く一般的にＰＦＯＳ等を含む製品が活用されて、使用されてきております。

現在、ＰＦＯＳ等については、既に製造とか使用、輸入等も禁止されているところでありますが、今回のこの事業での調査内容からも、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが各土壌の地点から検出されているような状況があります。

こういったものはＰＦＯＳ等を過去にも使用した製品が広く、過去に禁止される前に市中に出回ったものがあることから、こういったものがどのように処理されたかというのは、汚染源の追跡というのは非常に困難であると考えております。

泡消火薬剤については、ＰＦＯＳ等を含まないものに交換が求められてきているんですが、点検、管理、使用について、燃料火災等の緊急時の使用については例外的に認められているということもあります。

今普天間飛行場周辺で検出されているＰＦＯＳ等については、泡消火薬剤が原因と考えており、普天間飛行場の蓋然性が高いと考えております。

一般的に広く検出されているものについては、過去に使われていた経緯もございますし、過去に一般的に使われていたことから、広く検出されているような状況があると考えております。

**○喜屋武力委員**　私が少しまとめたものがありますが、大体発生するところは工場ですね。そしてごみ捨て場とか、排水処理とか、米軍基地とか、民間空港とかの近所でも発生しているんですよ。

そういったものがあって、必ず米軍基地から発生しているんじゃないんじゃないかということもありますんで、そういったところも、だから埋立てされたところも調べる必要があるんじゃないかって。だから、それで投げたんですよ。

今後そういったところも、原因はどこかというのを、地道に調査することが必要だと思いますんで、よろしくお願いします。

令和６年度のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ。全国と比べて47都道府県での調査で、100パーリットルですか、超える都道府県が、東京、千葉、神奈川、福岡、大分県の５か所であるが、沖縄県の数値がはるかに高いといいますか、中部水源からの高度ＰＦＯＳが検出されている。現在もこの場所から給水は行っているのか、お聞かせください。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　お答えします。

直近、令和７年４月から８月にかけての実績のほうでお話しさせていただきますけれども、比謝川のほうで最大で96、川崎のほうが43、嘉手納井戸群で29、長田川で７という状況です。１リットル当たりのナノグラムということになります。

比謝川と川崎に関しては、基本的には取水はしていなかったところ、11月からのトンネル工事を控えていることがありまして、10月１日から川崎だけは日量１万トン取水している状況です。

**○喜屋武力委員**　活性炭も、８年から４年に変えた中で、ＰＦＯＳの濃度がどれぐらいまで減少になっているのか。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　直近ですと10月１日に川崎を取水しておりまして、その影響で10月６日時点の浄水場原水の濃度としては５で、そこを活性炭が通りまして、処理水としては８ということになっております。

**○喜屋武力委員**　活性炭にかかる県の、８年に１回

やっていたのが４年に１回ですよね。それは３億5000万というのは、４分の１で割った数字になるんじゃないですか。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　費用のお話として、ちょっとお話しさせていただくんですけれども、北谷浄水場の活性炭取替費用というのは、年間約4.2億円見込んでいて、従前より約2.1億円の増加となります。今年度から硬度低減化施設の、もともとはろ過池だったところを活性炭に取替えて、新たに活性炭を導入するということになるんですけども、それが1.4億円ということになります。合わせると5.6億円取替えにかかるんですけれども、従前のトリハロメタン対策として導入していた頃と比較すると、3.5億円が純粋に増加している費用ということになります。

**○喜屋武力委員**　年間3.5億円かかるということですか。

**○福元淳配水管理課危機管理室長**　それが純粋な増加分ということになります。

**○喜屋武力委員**　分かりました。

**○糸数昌洋副委員長**　喜屋武力委員の質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後３時９分再開

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

休憩前に引き続き委員会を開きます。

大屋政善委員。

**○大屋政善委員**　皆さん、こんにちは。しばらくの間お付き合いお願いします。

通告はしていないんですけど、大丈夫ですよね。皆さんは行政のプロですから、答弁はちゃんとできると思いますので、よろしくお願いします。

まず１点目に、環境部の歳入歳出説明資料から。減額補正予算のことでありますが、それは先ほど新垣光栄さんの質疑の中でありましたので、省略します。

不法投棄の問題で、ちょっと触れてみたいと思うんですが、質疑をしたい。よろしくお願いします。

県内における不法投棄の状況ですね。その状況と防止対策について、ちょっと説明お願いします。

**○與那嶺正人環境整備課長**　お答えいたします。

県においては、不法投棄の調査を行っており、令和５年度末時点の県内の不法投棄の現状は、過年度からの残存も含めて122件、総重量は2502トンとなっております。内訳としては、一般廃棄物が780トンで全体の３割、産業廃棄物が1724トンで全体の７割程度となっております。

なお、産業廃棄物の種類別では、廃タイヤ等の廃プラスチック類の重量が最も大きく、次いで瓦礫類や木くずといった建設廃材が混ざった建設混合廃棄物が多くなっております。

県では、産業廃棄物税基金を活用した不法投棄対策事業において、各保健所に警察官ＯＢを廃棄物監視指導員として配置し、監視パトロールを行うほか、市町村産廃対策支援事業において、市町村が設置する監視カメラや立て看板の費用の一部を補助するなど、不法投棄の防止対策を進めております。

以上です。

**○大屋政善委員**　今の説明からしますと、防止対策は各市町村の警察ＯＢとか、いろいろな方々にお願いしてやっているという説明がありましたが、不法投棄の市町村に対する県の支援策として、どういったものがありますか。

**○與那嶺正人環境整備課長**　市町村が実施する産業廃棄物の不法投棄防止対策事業に要する経費のうち、２分の１を上限に補助を行っております。

令和６年度の申請件数は２件となっておりまして、申請があった中城村及び西原町に対し、地域内の不法投棄頻発箇所に監視カメラや立て看板設置の支援を行ったところです。

県としては、引き続き市町村への支援などを行い、不法投棄の防止を図ってまいります。

以上です。

**○大屋政善委員**　ありがとうございます。

この不法投棄に対する法令等、例えば違反者が出た場合に、法令等についてちょっとお伺いしますが。

**○與那嶺正人環境整備課長**　通常、廃掃法と言いますけど、廃棄物処理法において対応を行うことになりますが、基本的に不法投棄物については、原因者である投棄者が撤去すべきものとなっておりまして、不法投棄が発見された場合、県は市町村や県警等と連携して、投棄者の特定に向けた調査を行っております。

投棄者の特定が困難な場合、その場合は、土地の所有者や管理者に対し、撤去を求めるということになっております。

以上です。

**○大屋政善委員**　犯人が探せないというときに、例えば今、説明からすると、土地の管理者に片づけてもらうということを言っているということでありま

すが、土地の管理者からすると迷惑なことであって、問題はその辺なんですよ。市町村、あるいは皆さんが何らかの形でこういった取締りを徹底的にして、犯人を探して、罰則を与えるとか。徹底的にそういうことをやってもらいたいと思うんですが、そのことについて。

**○與那嶺正人環境整備課長**　繰り返しになりますが、廃棄物処理法で、まずは投棄者を特定するというのが、一番の提案になりますので、市町村や県警とも連携して、主に保健所がパトロール等を行っていますけど、それで基本的には証拠から可能な限り投棄者の特定に取り組むということになっておりまして、土地の所有者につきましては、基本的には自分の土地に捨てられないようにするというのが重要な対策として考えております。

以上です。

**○大屋政善委員**　これが今難しい、一番難しいんですよね。

この不法投棄、要するに違反者は、もうどこということはないんですよ。行き当たりばったりです。人がいないところ、捨てられるところは、もうすぐ行き当たりばったり。もう本当に地権者からすると、もう迷惑な話ですね。その辺も、例えばですよ、例えばじゃなくても、各市町村から皆さんのほうに市町村ではいろんな形でこの不法投棄の一般質問なりで出るんですけど、このときに監視カメラの要望、要請が結構多いんですが、その監視カメラの要望、要請について、皆さんとしては市町村に対して、どういう対策をしていますか。

**○與那嶺正人環境整備課長**　先ほど説明しました市町村に対する２分の１補助事業がありますので、これまでも、監視カメラについては、各市町村に設置するということを支援してきたところであります。

監視カメラを設置すること自体が抑止力になるというか、カメラが向いているところには捨てなくなると思いますので、そういう効果もあると思うんですけれども、今、我々のほうで把握しているものでは、過去に監視カメラを設置したことによって検挙につながった例を６件把握しておりまして、そういった効果もあるということで、市町村への支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

**○大屋政善委員**　そういうことで、監視カメラも非常に重大な役目をしておりますので、ぜひ、この監視カメラ、徹底的に各市町村からの要請、要望に応えていただきたいと思います。

お願いししておきます。

それで、例えばこの違反者、特定の違反者が捕まったと。その事例は何件かありますか。

**○與那嶺正人環境整備課長**　検挙については、警察のほうで直接捕まえる場合もあるんですけれども、県が今把握しているものは、先ほど申しました６件が、監視カメラが証拠となって検挙した件数があるということです。

以上です。

**○大屋政善委員**　ありがとうございます。

そのときに罰則、捕まった人たちの罰則はどういう形で、ちゃんとした法令に基づいて罰則はやっていますか。

**○與那嶺正人環境整備課長**　ちょっと罰則の金額等は、今手元にはないのですけれども、近年、廃棄物処理法、大分重くなってきて、基本的には裁判までいって罰金刑とかということを課せられたというのは、何件か把握はしております。

**○大屋政善委員**　ありがとうございます。

そういう形でぜひ取締りを強化してもらいたいと思います。

次に、赤土防止について、ちょっと触れてみたいと思いますが。

76ページをお願いします。赤土等流出防止対策推進事業、総合対策事業ですね。先ほども説明がありましたんですが、この赤土対策の必要な地域とこの具体的な内容と対策の効果ですね。この説明をちょっとお願いします。

**○與儀喜真環境保全課長**　赤土等流出防止対策推進事業につきましては、赤土等流出防止条例の運用に係る事業費でありまして、赤土等流出防止条例は、県全域にかかります。

県全域において、立入調査や監視パトロールを実施しておりまして、また、県民等への周知活動の一環として、赤土等流出防止に係る交流集会や、土木事業者を対象としての講習会などを開催している事業であります。

**○大屋政善委員**　先ほど、新垣光栄委員の質問の中にもありましたが、赤土を出したのは大体７割が土地改良関係と、企業関係が３割という説明がありましたが、私も土地改良の役員をしている関係上、赤土に対しては、この委員会の中でも、絶えず農家の皆さんにも言っているんですが、なかなか聞いてくれないんですよ、なかなか。この罰則、こういった罰則もあるよと。たしか講習会、協議会もやられていますよね、中部のほうで。そういうときに、そう

いった罰則規定も説明してもらって、皆さん、協議会も土木、そして農林、環境、立ち上げられているということでありますので、ぜひこのことについては協議会の中でも十分話し合って、特に農林農家の方に強く言ってもらいたいと思います。と申しますのは、漁業関係者とのトラブルの元になって、企業が悪い、農家が悪い、こういったトラブルの元になっているもんですから、もう企業はある程度法令をちゃんと守ってやっているんですが、農家はもうやり方がでたらめ。私も農家ですが、はっきり言って。それを農林のほうにも強く言って、対策をさせてもらいたいと思います。

それは終わります。

次、企業局にちょっと。水道料金のほうは、令和８年度から135円ですか、先ほど説明がありましたが、その中で、各市町村、水道料金も非常に赤字ということでありますが、一元化の話をちょこっと聞いたことがありますが、その内容について答弁をお願いします。

**○大城貴経営計画課長**　広域化についてなんですけれども、現在企業局では、本島周辺離島８村への広域化を実施しているところでございます。

それ以降の広域化については、保健医療介護部が中心となった広域連携検討会というものが開かれておりまして、これで各市町村、県、企業局含めて、意見交換を続けているところでございます。

以上です。

**○大屋政善委員**　この中身の内容は、ある程度、説明できるんであれば。

**○大城貴経営計画課長**　これは保健医療介護部所管とはなるんですけれども、様々な広域化連携のパターンを、手元に資料はないので、詳細はちょっと伝えることができないんですけれども、広域化の連携のパターンを想定しまして、そのときのメリット、デメリットですね、そういった広域化を進めたときに料金、そのコストがどうなるかとか、そういったシミュレーションを議論した上で、各市町村、様々意見がありますので、その辺を保健医療介護部中心となって、今議論しているというところなっております。

**○大屋政善委員**　その協議会議論はいつ頃まで続きそうですか。

**○宮城力企業局長**　保健医療介護部が旗振り役で、企業局はプレーヤーとして参加しているところです。

聞くところによると、水道広域化にあっては、今、既に現に給水している中南部の市町村の方々からすると、広域化をすればするほどコストが上がっていく。つまり、企業局が卸すお金が高くなっていくというデメリットがありますので、水道広域化するのであれば、このコストについてどう考えるかというようなお考えがあるやに聞いています。

その辺りのオーソライズが図れないことには、なかなか話は収れんしていかないのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

**○大屋政善委員**　分かりました。

この参考資料の中で、５ページの中あたりに、福地ダム災害復旧事業負担金の減額に伴う負担金が前年度より1800万減少したとありますが、この内容がちょっと分からなくて。1800万の減にした、減少した内容、５ページ。

**○志喜屋順治総務課長**　お答えします。

福地ダム災害復旧事業につきましては、令和５年８月に、台風で福地ダムののり面が崩壊した部分がありまして、そこの部分に対して、企業局のほう、建設負担金、維持管理負担金は負担しているところがありますので、それに応じた負担金が２年間発生しておりまして、その２年目のほうが負担する額が減っているということで、減少しているところです。

**○大屋政善委員**　ありがとうございます。

次、工業用水、ちょっとお聞きしたいんですが。工業用水の件で。工業用水の利用料金ですね、料金はどういう形で決定されますか。

**○神谷司経理課長**　工業用水道事業の料金についてでございます。工業用水道事業につきましては二部料金となっておりまして、まずは一定料金の基本料金があります。これが月幾ら、何トン利用するということで月当たり１立米当たり35円になっていると。これを超過する部分については70円、１立米当たり70円を徴収するということでの二部料金の体制になっているところでございます。

**○大屋政善委員**　分かりました。ありがとうございます。

ちょっと私が聞きたい、今から話しますが、旧与那城の海中道路、工業用水の管が入っていますよね。あの管は今生きていますか。

**○宮城力企業局長**　従前は与那城辺りに工業用水道を供給しておりましたけれども、どんどんどんどん使用量が減っていって、もう大分前に給水を止めています。その間、管はまだ埋まってはいるんですけれども、再開するにはこれを全部取っ替えないとい

けない。それにはかなりの費用がかかる。加えて、今、計画水量１日当たり３万立米、契約しているのが２万5000で、ほかにもいろいろ引き合いがありますので、なかなか管をまた再敷設したとしても、そこに振り分ける水量というものの確保が難しいという状況にございます。

**○大屋政善委員**　あれは確かに、今、平安座で石油企業が撤退したということで止まっていると思うんですが、管はあることはあると聞いています。

その管の中には、何かほかの何かが通っているという話が聞こえるんですが、そういったのはないですか。

**○大城貴経営計画課長**　工業用水の平安座島向けの管については、現在使用しておりません。その中、御指摘としては、ほかの使用の用途、ほかの用途で使っているんじゃないかというようなお話だと思いますが、そのような事実も今のところございません。

**○大屋政善委員**　ありがとうございます。

工業用水は恐らく、あの管は50年ちょっと余ると思うんですが、新しく工場用地、平安座に何らかの形で工場用地が来るときは必要になってくるかもしれないけど、そのときにまた、恐らくもう耐用年数も切れて50年余り前ですから、交換という形になりますが、もし工場として平安座に工業団地が成り立った場合には、この工業用水も生かせると理解してもよろしいですか。

**○宮城力企業局長**　先ほど答弁申し上げましたけれども、管路自体がもう大分老朽化しておりますので、これを取り替えないといけないんですが、かなりの費用がかかります。

まずこれが１点と、もう一つは、どのぐらいの水量を使用するかはまだ分かりませんけれども、割り当てられた計画水量があって、これがもうそろそろ100％に近づきつつある。そうすると、ほかに振り分ける水が足りなくなるというところでございます。

**○大屋政善委員**　ありがとうございます。

厳しいですね。私がもう答えを出しております。厳しいです。

終わります。

**○仲里全孝委員長**　大屋政善委員の質疑が終わりました。

下地康教委員。

**○下地康教委員**　令和６年度の主要施策の成果表ですね、65ページ、伊良部県立自然公園見直し事業ですけれども、これの中で当初予算から減額をされていますね。その内容はどういうものでしょうか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えします。

当初予算からの減額につきましては、他事業への流用減となっておりまして、87万9000円を他の事業に流用したことによるものでございます。

**○下地康教委員**　それで、この事業は６年度は基礎資料が収集できたというふうにあって、計画の見直しに向けた基礎資料というのは、内容はどういうものでしょうか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

見直し作業につきましては、令和３年度から公園計画の見直しに着手しておりますけれども、昨年度につきましては、夏季の陸生植物の調査を実施したというところでございます。

**○下地康教委員**　そもそも、他の事業に流用したので減額という話ですけれども、基本的には予算というのは必要な予算を組んで、それで必要な内容がこの予算で執行できると。不用というか、ちょっと余るので、そのほかの予算に流用するというのが普通の考え方だと思うんですけども、これは、いきなりほかの予算に流用するということは、この予算はそもそも、もともと要らなかったという考え方になるんですか。どうですか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

流用につきましては、この事業において委託費を積んでおりまして、こちらについては業務発注に当たって、国の標準価格とか、県の規定による単価、参考見積りを積算した上で、一般競争入札を実施したところ、想定より低額で落札されたというところでございまして、そのときの残額が88万1000円でしたので、こちらをその他の事業に流用したということでございます。

**○下地康教委員**　最初は、その説明のほうが非常に分かりやすかったというふうに思います。

それで、そもそも見直し事業というのは、これ、どういう原因でというか、どういう要望があったのかというのをお聞きしたいと思います。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

先ほど、令和３年度より公園の計画の見直しに着手というお話をさせていただきましたけれども、伊良部県立自然公園につきましては、平成７年に指定してございまして、その後、伊良部大橋の開通とか、下地島空港の定期便就航等に伴う社会基盤の整備や、近年の活発な経済活動に伴う宅地化等の開発が進んでおりますので、それらを踏まえまして、公

園計画の見直しに着手したというところでございます。

**○下地康教委員**　伊良部島は、自然公園に、全体が指定されているというふうに理解をしていますけれども、つまり様々な社会事情によって、要するに土地利用の変化が出てきているというふうに思うんですけれども、これは都市計画との絡みも非常にあると思うんですね。

伊良部島は都市計画の決定はされていませんけれども、やはり、その辺りを今回の調査の見直し事業の中でどういうふうに捉えているのか、ちょっとお聞かせください。

**○知念宏忠自然保護課長**　この都市利用計画等につきましては、今後計画の見直しの事業に当たって、宮古島市とも調整をしていくことになります。

また、地権者とも調整をしていくことになりますので、そちらの意見等を踏まえて計画の見直しに反映していきたいということを考えております。

**○下地康教委員**　具体的に、見直しの時期というのは想定されているんでしょうか。また、想定されるんであれば、いつ頃になるというふうに思っていますか。

**○知念宏忠自然保護課長**　お答えいたします。

この見直しにつきましては、今年度も引き続き動植物の調査を行っております。次年度もまた今、四季の調査を予定しておりまして、次年度も一季残しておりますけれども、その調査を行いまして、公園計画の変更の原案を作成しまして、令和９年度を目途に公園計画の見直しができればということを考えております。

**○下地康教委員**　ありがとうございます。

次に移ります。これは85ページ、業務用車両電動化促進事業、これは先ほども質問が出ていたと思うんですけれども、まず、その事業目的ですね。

これは太陽光発電設備を要する事業者の業務用車両の電動化というふうにあるんですけども、これは太陽光の発電設備を持っている事業者が対象というふうな理解でよろしいですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　太陽光発電設備を有する企業、もしくは、再エネを売っているものもございますので、それを契約して電力として使っているところが対象となるという形になっております。

**○下地康教委員**　要するに、設備を所有している事業者が対象ということでいいですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　有している、もしくは、同じく商工労働部でやろうとしていた、太陽光発電設備に対する補助を使って整備するといった形で整備される方が対象となります。

太陽光発電設備を有する事業者、もしくは太陽光とか、そういった再生可能エネルギーを導入している、契約している会社が対象となるという形になります。

**○下地康教委員**　これは先ほども理由を説明してもらったと思うんですけども、再度、ゼロになった理由をお聞かせください。

**○横田恵次郎環境再生課長**　本事業は、環境省の重点対策加速化事業を利用して、業務用車両電動化促進事業を実施する予定としておりましたが、重点対策加速化事業の審査結果について、令和６年５月13日に、環境省から、本件は不採択との連絡があり、同交付金の不採択により歳入が見込めなくなったことから、２月議会に補正を行い、最終予算額０円とし、事業を実施していないという状況でございます。

**○下地康教委員**　これは再度この事業に対する、エントリーをする予定ですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　令和７年度につきましても、事業スキームを適宜見直し、再度応募する予定で進めておりましたけれども、令和７年度の応募要件として、2030年までに公共施設、公用施設の電力消費に伴うＣＯ２排出を実質ゼロとすることなどの要件が加わっております。

現行の沖縄県環境保全率先実行計画においては、2030年には県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギーとすることを目指すとした、取組目標を掲げておりますので、比較した上で、応募要件を満たすことが困難と判断し、応募を見送ったという状況でございます。

**○下地康教委員**　私が質問しているのは、この事業を再度エントリーしていくのかというふうな話をしていますけども、端的にもう一度答えてもらえますか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　令和７年度から、そういった厳しい要件が書かれたことから、困難と判断し、エントリーはしておりません。

**○下地康教委員**　それでは、令和７年度にはこの事業というのは予算化されていないという理解でよろしいですね。

**○横田恵次郎環境再生課長**　はい、入っておりません。

**○下地康教委員**　これはエントリーもそうなんですけども、やはりしっかりとした事業の内容を、また

沖縄県が持っている環境の計画、それをしっかりと吟味して、それはエントリーする必要があったんじゃないかなというふうに思いますけれども、これ、部長どうですか。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

本県におきましては、先ほど説明のあったとおり、2030年度までの再生可能エネルギーを目指す、この目標が50％という形になっておるんですけども、こういったものの見直しについては、本県が島しょ性であるということでの電力の再生可能エネルギーの達成する見込みというのが、本土の原発を使ってやっているものと、原発がなく、それから本土との電力系統が途絶えているという、独立しているという、そういった課題が非常に大きな問題であります。

そうしたことで、この令和７年度の応募要件の、2030年度の実質ゼロというこの応募要件は、我々としてもいろいろ温暖化対策計画の見直しも含めて、いろいろ検討しているところなんですけれども、こういったところはちょっと難しいという判断があって、そういったところもありまして、この事業についてはもう要件を満たさないということで、応募を見送っているというような状況というところでございます。

**○下地康教委員**　いや、僕が言っているのは、要するに、そういったものを全部検討して、やはりエントリーをする必要があったんじゃないのかという話をしているのであって、その辺りをどう見ていますかということですね。

**○多良間一弘環境部長**　すみません、説明がちょっと悪かったかもしれませんけど、そういった形で、我々、地球温暖化対策率先実行計画の見直しと併せて、この要綱も満たすかどうかと。この率先実行計画の応募要件に見直せるように、実質ゼロとみなせるかどうかというところも検討した上で、そこは困難だということで、県の率先実行計画の見直しがなかなか難しいということですので、そういったところで応募は見送ったといったところです。

**○下地康教委員**　今後、しっかりとその辺りを検討して、エントリーをする場合は予算の変更がないようにやっていただきたいというふうに思います。

次に、88ページ、全島緑化県民運動推進事業ですけれども、この内容を大まかに説明してもらえますか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　業務の内容といたしましては、全島緑化県民運動推進会議の開催ですとか、これは農林高校等でお願いしているんですけれども、花のゆりかご事業で生産した花の約２万2000本を地域の学校ですとか団体へ配布しております。

また、沖縄県ＣＯ２吸収量認証制度について、企業、団体、市町村向けの制度説明会を１回開催し、審査会によって２件が採択されたという状況がございます。

**○下地康教委員**　この事業の説明では、花のゆりかご事業、これは農林高校に対して花の苗の委託をしているということですけども、この農林高校というのは何か所ですかね。

**○横田恵次郎環境再生課長**　５校になります。

**○下地康教委員**　その中に、離島の高校は何校ありますか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　久米島と八重山になります。

**○下地康教委員**　宮古島はなかったんですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　はい、宮古島は入っておりません。

**○下地康教委員**　その理由を聞かせてもらえますか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　宮古島のほうにつきましては、学校のカリキュラムからそういったものがなくなったために担当できないということで、やっていないということと聞いております。

**○下地康教委員**　この事業というのは、全島緑化ですよね。つまり離島があるんですが、沖縄にはいろいろ大小離島ありますよ。しかしながら、その離島の中でも大きいのは、やはり宮古、石垣、それと久米島、そういった辺りだと思うんですけれども、やはりそういった県内の中でも大きな離島と言われるところには、全島緑化ということでこれは何らかの形で、そういったことをやらなければならないんじゃないですか。どうですか。

**○横田恵次郎環境再生課長**　宮古島のほうですけれども、確かに、学校がつくっていないんですけれども、一応県としてはやはり宮古島もやってほしいということでお願いをしていて、学校のほうでも、どういったことができるのか、今、検討していきたいというふうなことは、回答としていただいている状況ではございます。

**○下地康教委員**　この事業というのは平成20年度から始まっていますよね。宮古島はこれまでに一回もそういうことをされていないんですかね。

**○横田恵次郎環境再生課長**　この事業では、花のゆりかご事業として宮古島ではやってはいないんです

けれども、宮古島には、美ぎ島宮古グリーンネットという団体がおりまして、この方々が育林や植樹作業を担って、宮古地区で活動されているということは聞いております。

**○仲里全孝委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から当該事業がしっかりと全島に行き渡っているのか確認したいという質問の意図等について補足説明があった。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

下地康教委員。

**○下地康教委員**　この予算を、全島にしっかりと行き渡らせるための方策を、しっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、それをしっかりとお約束できますでしょうか。

**○多良間一弘環境部長**　お答えいたします。

花のゆりかご事業につきましては、先ほど答弁があったとおり、高校等におきましては、そういったカリキュラムがないということでそれは実施していないところなんですけども、御指摘のいろいろ福祉施設とかそういったところも、協力できるものかどうかという、そういった体制ですね、実施できるかどうかというのをまずいろいろ確認して調整した上で、そういった部分についてもできる方向で検討していきたいと思います。

**○下地康教委員**　ぜひ、事業のその目的をしっかりと執行していただきたいというふうに思います。

最後に、企業局の決算の概要ですね、それで行きたいと思います。

４ページ、企業債の残高対給水収益比率ですか。これは300％以上だと注意をするような水準、経営状況というふうに考えるんですけれども、全国平均が225.8％、沖縄の場合はもう300を超えていますね。その辺りはどういうふうにして対策といいますか、考えていますか。

**○大城貴経営計画課長**　企業債残高対給水収益比率なんですが、委員御指摘のとおり、令和５年度末時点で、沖縄県340.7％に対して全国の225.8％、高い状況にございます。

先ほどの決算資料の13ページにありましたように、できるだけ建設改良事業の補塡財源を確保しながら、企業債残高の抑制を図っているところでありまして、これが徐々に減少しているところであります。

令和６年度につきましては、料金収入ですね、料金を改定したことによって、308.1％というような形になっておりますので、当面の目標としましては300％以下、それを目標に掲げて、中長期計画では定めているというところで、それに向けて取り組んでいるというところでございます。

**○下地康教委員**　この辺り、非常に沖縄は地理的といいますか、北部から持ってこなきゃいけないというような導水管の延長距離とか、非常に厳しいところがあると思うんですけども、それはまた頑張っていただきたいというふうに思っております。

それと、この４ページのほうの資本的収入の推移というふうにありますけれども、その中で、令和６年度はその他のほうで32億、ほかの会計から繰り入れているという話ですけれども、これは返さなきゃいけないですよね。これはどうなんですか、その計画というのは。

**○志喜屋順治総務課長**　お答えします。

長期借入金につきましては、30億円借入れしております。貸付期間としまして、令和６年度から令和21年度までの15年間、据置き期間５年間を据置きさせていただきまして、貸付け条件としましては、年利率0.9％で、元金均等の年賦払いとして15年間の計画で返済する計画となっております。

**○下地康教委員**　つまり収入がなければ返せないですよね、基本的にね。この収入をどう考えているかという話ですね。

**○大城貴経営計画課長**　この資料の３ページにありますように、３ページの上のほう、料金改定スケジュールというところがございますが、近年のコスト状況等を踏まえまして、企業局では令和６年の10月１日から段階的に料金改定を行うこととしております。

令和８年４月１日に135円70銭になることになりまして、さらに料金収入が増えますので、こういった収入で、日々の事業運営合わせて、建設改良事業ですね、更新、耐震化等の事業に充てていきたいというふうに考えているところでございます。

**○下地康教委員**　やはり公共料金、特に水道料金は、設備費用がかなりかかります。なので、やはり公共料金に関しては、５年をめどに料金を改定していくというのが、基本的な水道企業の運営状況だというふうに考えるんですね。その辺りを、やはりしっかり県民の皆さん方に理解をしていただけるような、そういったことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

それともう一つは、やはり補助金ですね、補助金が相当減っています。そういう意味では、その辺り

をやはり考えていかなきゃいけないなというふうに思っていますので、全体的な今後の料金の考え方、それと経営の方法ですね、ぜひ局長のほうから一言お願いします。

**○宮城力企業局長**　料金の今後の考え方という趣旨の御質問ですけれども、今現行の段階的な水道料金の改定スケジュールは、令和６年度から令和９年度までにかかるコストについての収益ということで算定しているところで、おおむね水道法の施行規則ですかね、一定程度の期間における水道料金の水準について検討されたりということもありますので、これは恒常的にやっていくこととしております。

２点目、情報発信をもっとするべきじゃないかという、たしか御趣旨ですけれども、実はこれ、まさしく御指摘のとおりで、我々積極的に、もっと積極的な情報発信をしなければいけないというふうに感じているところ。今の企業会計の状況がどうあるのか、財務状況をはじめ、様々な取組について幅広く発信していきたい。今行っているところですが、さらなる強化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

３点目、国費の確保という視点だと思います。企業局にあっては、全てハード交付金、基本的に全てハード交付金ですので、ハード交付金の総額が減少すると、その分我々の企業局の配分額も非常に小さくなっていくという現状がございます。幸いなことに、昨年はハード交付金の補正で、企業局は38億円措置していただきました。

我々、今後とも、当初に限らず、補正予算も含めて、あらゆる機会を通して所要額の確保に向けて総務部と連携しながら、努めていきたいと。そうすることによって、持続的な企業局の水道事業の会計が担保されるのではないかというふうに考えているところで、今後とも努めてまいります。

以上です。

**○下地康教委員**　皆さんの努力がしっかりと報われるように、また我々も応援していきたいというふうに思います。

以上です。

**○仲里全孝委員長**　下地康教委員の質疑は終わりました。

以上で、環境部及び企業局関係決算事項に対する質疑を終結します。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について議題とします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由を説明お願いします。

なお、提起の理由の説明の順序につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、第１項目の下地康教委員の提起について、与那原マリーナにおける使用料の誤徴収に関する再発防止に向けた取組についてをお願いします。

下地康教委員。

**○下地康教委員**　与那原マリーナにおける使用料の誤徴収に関する再発防止に向けた取組、まさにそのとおりでありまして、これは実を言うと、重大な事項という形で監査には報告されていますよね。

それで、その中では今後再発防止に向けた検討をするとしか書いていないので、しっかりとどういった再発防止のやり方が考えられているのかですね。

それと、この問題にはもう一つ、ちょっと懸念する事項がありまして、これ自治法上５年を過ぎると、その請求をすることができないというふうな話があるんですね、誤徴収に関してですよ。５年を過ぎた人たちに対する対策、対応、こういったものをどう考えているのかというものをしっかりと聞きたいというふうに考えています。

以上です。

**○仲里全孝委員長**　次に、項目２番、北谷浄水場におけるＰＦＯＳ汚染除去に係る汚染源特定及び原因者への費用負担を求めるための日本政府及び米国政府への働きかけ方針について、提起の理由について、瑞慶覧長風委員。

**○瑞慶覧長風委員**　北谷浄水場におけるＰＦＡＳ除去の高機能活性炭の設置の事業については、施設整備ということで防衛省からの補助もあったわけですけれども、それが取替えということになると、維持管理に当たるため、補助金も該当しない。今日質疑させていただいた公営企業繰出基準に関する地方交付税の措置の要件にも、施設整備ということで該当しないということで、このまま何の補助も国の負担もなく、県が多額の費用を負担するということは、

非常に理不尽であるというふうに考えます。

県の調査で、米軍基地が汚染源である蓋然性が極めて高いということの結果も出ておりますので、それを踏まえて基地の立入調査によっての汚染源の特定、あるいは米軍に対しての費用の負担なのか、施設提供者である日本政府に対しての費用の負担なのか、いずれにしても県民が不利益を被っているわけなので、その原因者、施設提供者である両者に費用負担を求めていくべきだと考えております。

その働きかけを、知事がどのように行っていくかということについては、知事に方針を伺うべきかなというふうに思っております。

なので、この文章は、原因者と施設提供者ということも付け加えていただいたほうがよろしいのかなというふうにも思っております。

以上です。

**○仲里全孝委員長**　提起の理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

（休憩中に、提起のあった２項目について内容及び文言の確認を行い、報告することで意見の一致を見た。）

**○仲里全孝委員長**　再開いたします。

総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

ほかに御提案はありませんか。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

**○仲里全孝委員長**　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結します。

次に、お諮りします。

これまでの調査におきましては、決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○仲里全孝委員長**　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

なお、決算調査報告書は、10月16日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、10月17日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会します。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　里　全　孝

副委員長　　糸　数　昌　洋

令和７年10月17日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 決算特別委員会記録

（ 第 ２ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

# 決算特別委員会記録（第２号）

**開会の日時、場所**

年月日　令和７年10月17日（金曜日）
開　会　午前10時０分
散　会　午前10時22分
場　所　第７委員会室

**本日の委員会に付した事件**

１　総括質疑の方法等について

**出　席　委　員**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 仲村家治 | | | |
| 副委員長 | 仲村未央 | | | |
| 委　員 | 新垣善之 | 新里　匠 | 大屋政善 | 小渡良太郎 |
| | 新垣　新 | 島尻忠明 | 幸喜　愛 | 玉城健一郎 |
| | 山内末子 | 新垣光栄 | 糸数昌洋 | 西銘純恵 |
| | 瑞慶覧長風 | 當間盛夫 | | |

**欠　席　委　員**

下地康教

**○仲村家治委員長**　ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

まず初めに、去る10月９日の本委員会において、當間委員より提起のありました総括質疑項目の取扱いについて御協議いただきます。

まず、提起のありました総括質疑項目について、當間委員から、改めてその理由の説明をお願いします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

それでは、基金運用の在り方についての提起理由について、當間委員お願いします。

**○當間盛夫委員**　ありがとうございます。

資金運用に関して質疑をさせてもらったんですが、金利がこれからいろいろな形で上昇していくというような形を考えてくると、やはり県民から受けたこの公金の運用ということは大事なものがあると思っておりますので、その分を知事にぜひ確認をしたいと思っておりますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

**○仲村家治委員長**　それでは、反対の御意見がありましたら、御発言願います。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

**○仲村家治委員長**　意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、総括質疑項目について確認を行った。）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

休憩中に御協議いたしました本特別委員会で提起された総括質疑項目につきましては、各常任委員会から報告のあった総括質疑項目と併せて理事会にて協議することといたします。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑項目について、事務局より説明）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

（休憩中に、理事会開催）

午前10時３分休憩

午前10時19分再開

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議した結果、次のとおりとなりました。

理事会で全ての協議項目が一致しました。

１、質疑項目、総括質疑の全てとする。当該質疑事項に対して出席を求める者は知事とする。

２、質疑方法及び時間、質疑時間40分で各委員から質疑。タブレットに各会派の持ち時間を表示しておりますので、御参照ください。

（２）７で定める質疑通告期限までに通告がない会派がある場合は、改めて、通告がある会派に質疑時間を再配分します。

（３）、（２）により質疑時間に変更のあった会派で質疑者が複数いる場合は、質疑者ごとの質疑時間を、10月20日月曜日の正午までに報告してください。

３、会派間の質疑時間の譲渡はできません。

４、質疑順序は多数会派順といたします。

５、重複する質疑は避けていただきます。

６、質疑通告書は様式３により、質疑の要旨は可能な限り具体的に記載をお願いいたします。

最後に、質疑通告及び質疑時間の割振に係る報告期限は、本日17日午後５時といたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○仲村家治委員長**　御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩中に、委員長から、通告期限及び執行部からの趣旨確認について、改めて発言があった。）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、10月21日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　村　家　治

令和７年10月21日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 決算特別委員会記録

（ 第 ３ 号 ）

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

# 決算特別委員会記録（第３号）

**開会の日時、場所**

年月日　　令和７年10月21日（火曜日）
開　会　　午前10時１分
散　会　　午後０時15分
場　所　　第７委員会室

**本日の委員会に付した事件**

| | | |
|---|---|---|
| １ | 令和７年第５回議会乙第13号議案 | 令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について |
| ２ | 令和７年第５回議会認定第１号 | 令和６年度沖縄一般会計決算の認定について |
| ３ | 令和７年第５回議会認定第２号 | 令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について |
| ４ | 令和７年第５回議会認定第３号 | 令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について |
| ５ | 令和７年第５回議会認定第４号 | 令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について |
| ６ | 令和７年第５回議会認定第５号 | 令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について |
| ７ | 令和７年第５回議会認定第６号 | 令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について |
| ８ | 令和７年第５回議会認定第７号 | 令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について |
| ９ | 令和７年第５回議会認定第８号 | 令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について |
| 10 | 令和７年第５回議会認定第９号 | 令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について |
| 11 | 令和７年第５回議会認定第10号 | 令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について |
| 12 | 令和７年第５回議会認定第11号 | 令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について |
| 13 | 令和７年第５回議会認定第12号 | 令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について |
| 14 | 令和７年第５回議会認定第13号 | 令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について |
| 15 | 令和７年第５回議会認定第14号 | 令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について |
| 16 | 令和７年第５回議会認定第15号 | 令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について |
| 17 | 令和７年第５回議会認定第16号 | 令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について |
| 18 | 令和７年第５回議会認定第17号 | 令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について |
| 19 | 令和７年第５回議会認定第18号 | 令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について |
| 20 | 令和７年第５回議会認定第19号 | 令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について |
| 21 | 令和７年第５回議会認定第20号 | 令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| 22 | 令和７年第５回議会認定第21号 | 令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について |
| 23 | 令和７年第５回議会認定第22号 | 令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について |
| 24 | 令和７年第５回議会認定第23号 | 令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について |
| 25 | 令和７年第５回議会認定第24号 | 令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について |

**出　席　委　員**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 仲　村　家　治 | | | |
| 副委員長 | 仲　村　未　央 | | | |
| 委　　員 | 新　垣　善　之 | 新　里　　匠 | 大　屋　政　善 | 小　渡　良太郎 |
| | 新　垣　　新 | 島　尻　忠　明 | 幸　喜　　愛 | 玉　城　健一郎 |
| | 山　内　末　子 | 新　垣　光　栄 | 糸　数　昌　洋 | 西　銘　純　恵 |
| | 瑞慶覧　長　風 | 當　間　盛　夫 | | |

**欠　席　委　員**

下　地　康　教

**説明のため出席した者の職、氏名**

| | |
|---|---|
| 知事 | 玉　城　デニー |
| 知事公室長 | 溜　　政　仁 |
| 基地対策課長 | 玉　元　宏一朗 |
| 消防防災対策課長 | 照　屋　陽　一 |
| 総務部長 | 宮　城　嗣　吉 |
| 農林水産部長 | 喜屋武　盛　人 |
| 商工労働部長 | 知　念　百　代 |
| 文化観光スポーツ部長 | 諸見里　　真 |
| ＭＩＣＥ推進課長 | 與　座　直　也 |
| 会計管理者 | 友　利　公　子 |

**○仲村家治委員長**　ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

令和７年第５回議会乙第13号議案の議決議案１件及び令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事の出席を求めております。

なお、総括質疑の実施方法につきましては、タブレットでお示ししました10月17日の本委員会において決定したとおりとなっておりますので、御承知おき願います。

また、下地康教委員は本日欠席となっておりますので、同委員より通告のありました質疑についてはその効力を失うこととなります。

それでは、これより直ちに総括質疑を行います。新垣新委員。

**○新垣新委員**　それでは質疑を行います。

大項目１、赤土流出防止に向けた基本的な農地対策など部局横断的な取組について。

赤土流出は依然として深刻であり、単なる防止施設の整備では限界があり、農地造成や営農形態の見直しを含む部局横断的な取組が必要である。

県として、具体的な連携体制をどう構築していくか考えを伺う。

**○玉城デニー知事**　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。おはようございます。

決算特別委員会、真摯に答弁に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新垣新委員の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、赤土等の流出防止対策の総合的、計画的な実施を目的に、平成25年に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画、令和５年に第二次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定し、基本方針の一つに、農地からの赤土等流出防止対策の強化を位置づけるなど、流出防止対策を実施しております。

また本計画の推進に当たって、県庁内に副知事を委員長、環境部長を副委員長、庁内各部長級職員を構成員といたしました沖縄県赤土等流出防止対策協議会を組織し、横断的な体制により、部局間で連携して対策に取り組んでいるところです。

農地からの赤土等流出防止は、環境問題の重要な課題の一つであり、引き続き対策の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○新垣新委員**　赤土が流出している市町村はどのくらいあるのかお聞かせください。

**○喜屋武盛人農林水産部長**　お答えいたします。

環境部が設定いたしました第二次沖縄県赤土等流出防止基本計画によりますと、沖縄県全域で赤土の流出が顕著に見られる76地域を監視地域として指定しておりまして、これらの中から、特に環境保全の観点から守るべき自然環境がある22地域を重点監視地域として指定しております。

この重点監視地域の約７割を、北部と八重山圏域で占めております。重点監視地域といたしましては、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、中部圏域ではうるま市、南部圏域では糸満市、久米島町で、宮古圏域では宮古島市、八重山圏域では、石垣市、竹富町というふうになっているところでございます。

**○新垣新委員**　この件におきまして、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画においてですね、市町村との連携。重ねて、なかなか厳しい状況に至って、環境問題等に大きく影響しています。特にサンゴ、モズク、アーサ等々に影響が出ているという問題を深刻に捉えるべきだと思いますが、改めて知事に伺いますが、この問題は市町村に出向いて、現場も見て、指導助言を強く申入れながら、県と市町村とのさらなる強い連携が必要だと思いますが、知事の見解を求めます。

**○喜屋武盛人農林水産部長**　お答えいたします。

第二次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画においては、重点監視地域となっている市町村等では、営農上の赤土等流出防止対策を具体的に推進するため、市町村協議会を設置しております。

県では、現在12市町村の協議会に農業環境コーディネーターを配置し支援しているところであり、同コーディネーターが農家への赤土等の流出防止対策の支援指導や、地域イベントなどを通じた普及啓発活動を行っております。

さらに、農林水産部においては、市町村協議会の活動を支援するため、部内関係課及び各市町村協議会を構成員とした沖縄県赤土等流出防止営農対策連絡協議会を設置しており、市町村における取組状況や課題等について協議、対策に当たっているところでございます。

以上です。

**○玉城デニー知事**　お答えいたします。

主に環境面の御不安の指摘でございますけれども当然、サンゴ、モズク、アーサ、それから底生生物等に非常に大きな影響を与えるのが、この赤土流出等及びその沈殿による対策が問題となっております。部長から答弁をさせていただきましたけれども、12市町村の協議会で、農業環境のコーディネーターを配置、農業対策はもちろんですが、環境面においても十分配慮するようにということでこの計画をつくり、取り組ませていただいております。

引き続き、市町村から要望がありましたらその環境面の強化に対しても、県からも支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○仲村家治委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、新垣委員より知事自ら現場に出向いているかを聞いているとの説明があった。）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

玉城デニー知事。

**○玉城デニー知事**　これまでにも現場視察の要望がありました際には、現場に出向いて実際にその赤土の流出状況を見て、そしてその原因となっている畑地等において、あるいはその砂防ダム等においても視察をさせていただいております。引き続き、そういう状況をしっかりと把握をさせていただきながら、適宜適切に必要な支援を行ってまいりたいと思います。

**○新垣新委員**　続きまして、大項目２、進捗が遅れているＭＩＣＥ施設整備に係る今後の方針について。ＭＩＣＥ施設整備は観光・経済振興の要だが、県として、整備手法の見直しや民間活力導入の可能性をどのように検討しているのか伺う。

**○玉城デニー知事**　沖縄県では、現在大型ＭＩＣＥ施設整備に係る基本計画の改定に向けて、事業条件、実現性の高い官民連携の手法、事業スケジュール等検討を進めております。具体的には、ＭＩＣＥ需要動向調査を踏まえたコンセッション方式採用の現行計画の精査、そしてホテル整備を含む事業範囲の検討のほか、都市計画法の用途地域変更等の手続を進めている状況にあります。

沖縄県としましては、令和７年度の基本計画改定後は、ＰＦＩの手続を進め、可能な限り早期に大型ＭＩＣＥ施設を整備し、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○新垣新委員**　ＰＦＩを導入することによって、経済効果等はどのような形で見込んでいるのか伺います。

**○與座直也ＭＩＣＥ推進課長**　先月公表しました整備計画案のほうで示したところですが、経済波及効果については下位モデルから上位モデルまで作成しまして、波及効果を30億円から80億円というふうに見込んでいるところです。

以上です。

すみません。今、もう一つのＪスタのほう答えていました。申し訳ありません、訂正します。

経済波及効果につきましては551億円のほうを見込んでおります。

以上であります。

**○新垣新委員**　構想は現実に向かないといけないんですが、もう11年間成果が見えないままです。

知事、もうこれ以上変更はないと理解してよろしいですか。

**○玉城デニー知事**　ＭＩＣＥ施設の整備に関しては変更はございません。

**○新垣新委員**　今度は実現できる可能性が高いと理解してよろしいですか。

**○玉城デニー知事**　先ほど答弁させていただきました、ＭＩＣＥの需要動向調査を踏まえたコンセッション方式の調査の精査、あるいは、前回はホテルの建築と経営までも含めての発注をかけたところ、それが不調に終わったということもありまして、その内容についてもしっかりと精査をしながら、適切な規模と経営が可能な範囲でのサウンディングも現在行っておりますので、そこも含めて丁寧に点検し、整備に向けた手続を進めてまいりたいと思います。

**○新垣新委員**　改めてもうこれ以上変更はない、確実に着実にこのＰＦＩ導入の成果が出ると理解して、強い知事のメッセージをいただきたいんですがいかがですか。

期待していますよ。県民は。

**○玉城デニー知事**　重ねて申し上げますけれども、なぜ受注に至らなかったのかということは、しっかりと精査をする必要があると考えておりますし、またそれに参画をする企業がどのような規模で、あるいはどのような内容で、その意志を持っていらっしゃるかということも丁寧に伺う必要があると思います。その上での多少の変更は伴うかもしれませんけれども、計画そのものは着実に進めていけるように、均衡ある県土の発展を目指して取り組んでまいります。

**○新垣新委員**　頑張ってください。

**○仲村家治委員長**　大屋政善委員。

**○大屋政善委員**　総合防災計画における消防防災ヘリの導入及び運用について、総括質疑の中から質疑をさせていただきます。災害の大規模化、多発化が進む中で、消防防災ヘリの導入は喫緊の課題であるが、県として導入の見通し、費用負担、運行管理の在り方をどのように考えているか伺います。

**○玉城デニー知事**　お答えいたします。

消防防災ヘリの導入につきましては、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、39の市町村から承認をいただいておりますが、現時点ではまだ石垣市及びうるま市からは承認をいただけておりません。県としては、両市から意見のある夜間運航や２機体制について、根拠を持って説明できるよう、既に運用実績のある他県の航空隊を対象に、航空隊の発足から夜間運航や２機体制を取るまでの運用上の課題等を確認し、石垣市、うるま市の２市や協議会に説明を行うなど消防防災ヘリの導入に向けて取り組んでおります。

また、費用の負担につきましては、市町村が航空隊員の人件費を負担し、県が機体や施設の整備に係る初期費用や維持管理費、運行委託料等を負担することとしております。

運行管理につきましては、運行責任者を県職員とし、運行管理者、操縦士、整備士を民間業者へ委託、航空隊員を市町村消防からの派遣とすることとしております。

以上でございます。

**○大屋政善委員**　うるま市、石垣市からまだ了解をもらえていないという答弁がありましたが、内容も今説明あったんですけれど、そのうるま市、石垣市との話合いがどういう形になっているのか、お話できればお願いします。

**○溜政仁知事公室長**　知事から、うるま市、石垣市からは承認をいただけてないという御説明をさせていただきました。両市につきまして私以下、担当までの各レベルにおいて現状の説明と、あるいはその必要性等の説明を随時、市長なり担当者なりに説明を行い調整を進めているというところでございます。

以上です。

**○大屋政善委員**　うるま市、石垣市とのこういった話合いを何回持たれておりますか。

**○照屋陽一消防防災対策課長**　お答えします。

今２年分ちょっとお話ししたいと思いますけれども。令和５年度はですね、市町村の意見交換を１回していまして、うるま市に関しては、２回訪問して

ございます。市長説明が１回、また消防長への説明が１回となってございます。令和６年度はうるま市に関しましては計２回訪問していまして、市長説明が１回、先ほどと同じく消防長への説明が１回ということになってございます。

以上でございます。

**○大屋政善委員**　その市長面談の内容をお聞かせください。

**○照屋陽一消防防災対策課長**　お答えします。

石垣市長とうるま市長から、航空隊の隊員として市町村消防職員を派遣することに対して意見があると。また基地整備場所を中城村の消防学校としていること、また夜間運行を当初からやるべきではないか、当初から２機体制をすべきではないか等について、これまで意見がありましたので、これについて御説明しているところでございます。

**○大屋政善委員**　今答弁がありましたように、その話合いの中で折り合いがつきそうなことはありますか。

**○溜政仁知事公室長**　先ほど知事からも御説明させていただいたところなんですけれども、両市からはそういう２機体制あるいは夜間の運行という話がありますので、先行して他県で２機体制あるいは夜間の運行をやっている都道府県について、まずは調査して、当初からどのぐらいかかってそういう体制になったのかというのを現在調査をしていて、それについて整理して、改めて説明をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○大屋政善委員**　大体いつ頃までに調査できそうですか。それと併せて職員の身分はどうなんですか。

**○照屋陽一消防防災対策課長**　この調査に関してなんですけれども、夜間運航に関しましては、既に８月後半に行ってございます。２機体制につきましては11月中に計画しているところでございます。

それとあと１点ありました身分についてなんですけれども、この消防からの派遣職員の身分の取扱いに関しましては、協議会に設置しておりますワーキンググループの中で検討しておりまして、これは地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣として、派遣元の身分を有したまま、県職員として併任するというふうにお話をしています。

なお消防防災航空センターに関しましては、県庁内の組織として設置することになります。

以上でございます。

**○大屋政善委員**　今、派遣職員については県職員という身分をやるということで答弁がありますが、例えば派遣職員というのは各市町村から派遣された場合には、人事異動がある中で、異動する度に講習を受けなければいけないんですよね。いろいろな研修や講習。３年に１回あるいは２年に１回そういう形にするよりは、逆に県職員として県で職員を抱えて、その職員を常駐させるような形にはできないですか。

**○溜政仁知事公室長**　航空隊につきましては、市町村の消防を支援するために、消防組織法に基づき都道府県が設置するものとなっており、その設置に当たっては、国からの通知において、消防職員による専門の活動組織の編成を図ることが適当であるとの考え方が示されております。このため全国的に、県が職員を採用し航空隊を編成している事例はないということでございます。

また、航空隊経験者が消防本部に戻ることにより、地上と航空隊の連携が深まり、消防力向上につながることもあり、航空隊の編成は市町村消防職員の派遣によって確保する方法が適切であるというふうに考えております。

以上です。

**○大屋政善委員**　御答弁ありがとうございます。あと１点、米軍との航空圏といいますか、そういった関係の調整はどうなっていますか。

**○溜政仁知事公室長**　ヘリ基地を現在予定している消防学校は、普天間飛行場の航空交通管制圏に位置しているということです。令和５年に海兵隊の普天間飛行場の運用担当の少佐等へ、現場の整備計画等について説明をしたところでございます。米軍からは、運用開始が近づいたら、緊急時に米軍より防災ヘリを優先的に活動させる場合の運用方法や、パイロットに運行スケジュール等の細かな内容を説明したいなど、安全な運用に向けた助言もあったところであり、協力する旨の意向を確認しております。

なお、消防学校と同じ管制圏で運用している、浦添の前田にある浦添総合病院のドクターヘリについても、米軍機より優先して飛行許可を得られているということでございます。

以上です。

**○大屋政善委員**　分かりました。ありがとうございます。

**○仲村家治委員長**　新垣善之委員。

**○新垣善之委員**　お願いします。

１つ目に、臨時財政対策債の借換えについてです。令和７年度当初予算が修正されましたが、実際

の借換え額はどのようになっていますか。お願いします。

**○宮城嗣吉総務部長**　令和７年度の公債管理特別会計における借換債の予算額は、修正議決され231億円が計上されております。当該借換債の借入れは、借入れ対象の償還期日を踏まえ、来年の３月に行われるため、現時点においては借入実績はございません。

なお、令和６年度の借換えは、予算額115億円について今年３月に借入れを行っており、全額臨時財政対策債となっております。

以上です。

**○新垣善之委員**　それでは今後の借換え方針について伺います。

**○玉城デニー知事**　借換債の予算計上に当たりましては、世代間負担の公平性、年度ごとの公債費負担の軽減の観点も踏まえ、慎重に対応しております。具体的には、必要な事業に対して、国庫補助金など活用可能な財源を充当した上で、なお生ずる一般財源の不足分を補うため、財政調整基金等残高、そして今後の借換え可能額、財政状況等を考慮しながら、借換債を計上しております。

なお今後の臨時財政対策債に係る借換債の予算計上については、これから進めます令和８年度の当初予算の編成過程で検討することとしておりますが、喫緊の課題である物価高への対応あるいはインフラの長寿命化等、将来を見据えた投資などの対策等を実施する必要があることから、臨時財政対策債を含む借換え可能額全額の借換えを視野に、調整をしてまいりたいというように今のところ考えております。

**○新垣善之委員**　続いて２つ目です。

基金の運用状況と今後の見通しについてお伺いします。

県が保有する各種基金の運用利回りは低位にありますが、一括運用の検討状況、金利上昇局面での運用方針、債権ラダー型運用など、リスク分散策をどう考えているのかをお伺いします。

**○玉城デニー知事**　お答えいたします。

金利のある時代を迎え、効率的な基金の運用による運用益の確保はやはり今後重要になるものと考えております。そのため、一括運用を含めて、どのような方法が適切か、金利上昇局面における運用方針については、他県における取組なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

また今後の見通しにつきましては、複数年度にわたる基金の執行見込みを精緻に把握する必要があるものと考えております。特に、債券の運用に当たっては、どのようなリスク分散等が適切か、やはり他県における取組なども参考にしながら検討していきたいと考えております。

**○新垣善之委員**　県の基金運用は安全性を最優先として行われておりますが、今後、金利変動リスクや市場環境の変化に対応していくためには、専門的な運用の知識や、分析体制の強化が必要だと考えます。出納事務局や総務部として金融専門人材の配置や外部アドバイザーの活用など、運用体制の高度化を検討しているのかお伺いします。

**○玉城デニー知事**　全庁にわたる課題というように受け止めておりますので、私から答弁させていただきますが、委員御提案のとおり、基金の効率的な運用を実現するためには、やはり専門的な知識や分析体制を整える必要があるということは十分認識をしております。その上で、金融専門の人材配置や育成につきましては、どのような対応と登用が可能かということは、しっかり検討していかなければならないということも考えております。

また、いわゆる外部アドバイザーの活用につきましては、こちらも他県の状況などもしっかり調査をしながら検討を進めていければというふうに考えております。

以上です。

**○新垣善之委員**　現在、基金ごとに個別運用されておりますが、今後、規模の経済を生かして一括運用や統合管理を進めることで、より高い利回りや効率的な資金管理が可能になると考えます。この点について県として、どのような課題認識を持ち、実現可能性をどのように検討しているのかお伺いします。

**○友利公子会計管理者**　お答えいたします。

一括運用につきましては、複数年度にわたる基金の執行見込みを精緻に把握した上で実施する必要があるものと考えております。特に、債券運用に当たりましては、どのようなリスク分散策が適切か調査・研究する必要があることから、他県における取組なども参考にしながら検討してまいります。

以上です。

**○新垣善之委員**　今後の財政運営において、しっかり実現可能になるようによろしくお願いします。

以上です。

**○仲村家治委員長**　小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員**　質疑に当たって、まず通告にも書いてあるんですが、ワシントン駐在問題について

は、令和６年12月24日付で法人設立に関する追認手続を行って、過去の一連の行為は正当化されるというふうにされているんですけれども、その法的根拠は百条委員会の審議においても明らかとなっておりません。

また知事自ら設置した検証委員会でも、違法の疑いを指摘されております。監査委員からは不適切な事務処理が継続されていたとの指摘もある以上で、正当化されたとするには大いに疑義がある、あまりにも根拠が希薄であるということを前提とした上で、通告のとおり質疑を行いたいと思います。

まず１番、ワシントン駐在活動事業に係る委託料支出の適法性等及び非弁行為への支払いではないかということについて、一部非弁行為と指摘された業務を含む委託料を経由した、追加払込資本による赤字補填というスキームが明らかになっておりますが、会計原則に適合するのかどうかいまだに不明であります。こうした事態に対する予算執行責任者としての知事の認識を伺います。

**○玉城デニー知事**　お答えいたします。

コロンビア特別区における非弁行為については、コロンビア特別区控訴裁判所規則に規定されているものと承知をしており、県としては、委託先が米国の法律事務所に再委託したこと等の行為が、同規則でいう非弁行為には当たらないものというふうに考えております。

また本事業の委託料には、米国現地における駐在活動に必要な経費が一括して計上されており、委託先が委託業務の実施に必要な支出を行っておりました。そのうち、現地スタッフの給与や健康保険料、マーキュリー社への専門サービス料など一部の経費につきましては、支払い先の要望等の事情を踏まえ、ワシントンＤＣオフィス社を介して支払うこととされ、委託先が所要額を同社の口座に振り込み、同社がこれを原資として支出をしていたものであります。委託料を原資としたこれらの支出は、同社の赤字を補填するものではなく、ワシントン駐在の活動に必要な経費として、県が負担すべき経費を県が委託料として支払ったにすぎないというふうに考えております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　この場はあくまで令和６年度の沖縄県の決算の審議になりますから、向こうでの法律はともかくとして、日本のこの沖縄における法律の部分での説明を改めてお願いしたいと思います。このスキーム、今御説明した部分ですね、我々としては委託料を支出する、それを委託先が再投入すると、実質的に公費による損失補塡構造になっているのではないかというふうに考えるんですがどうでしょうか。

**○溜政仁知事公室長**　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の赤字は、同社が県から提供される資金を、損益取引ではなく資本取引に分類される、いわゆるアディショナル・ペイドイン・キャピタルとして受け入れていることから生じているものであり、同社の運営に影響が生じるものではないと考えております。また、県はワシントン駐在の活動のために必要な経費であって、同社を介して支払われていた経費を委託料の対象として支出していたものであり、同社の赤字を補填する趣旨で支出を行っていたものではないということでございます。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　改めて、この支出行為がですね会計原則及び地方自治法第232条の２、適正な公金の支出というところとどう整合性があるのか説明をお願いします。

**○玉元宏一朗基地対策課長**　委員お尋ねのところの支出の正当性につきましてですが、ワシントンＤＣオフィス社が支出していた経費は、私どもの委託料で契約しているところの経費に含まれる内容として、現地スタッフの給与や健康保険料、マーキュリー社への支払いなどでございまして、そのほか事務所の家賃、その他の活動経費と同様に、ワシントン駐在の活動のために必要な経費として、私どもの委託契約の中に含まれる経費として支出をしておりますので、その観点において地方自治法に基づく支出として整合性が取れているものと考えております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　それでは少し視点を変えて、検証委員会、監査委員等々の指摘があったということを先に申し上げました。この指摘について知事は重く受け止めるというふうに述べておられますが、実際に是正措置、再発防止の具体策、いつどのように講じるかまだ明らかになっておりません。

監査で不適切な事務処理が継続していると明言されたにもかかわらず、組織上の責任処理や契約管理の見直しが行われてないように見受けられますが、現時点での進捗をお聞かせください。

**○玉城デニー知事**　委員御指摘のとおり、県の事務について、私は知事として包括的な執行管理権限を

有するとともに、内部統制の整備及び運用に関する最終責任者として、ワシントンＤＣオフィス社については地方自治法などの関係法令に基づく手続がなされていなかったという事態が生じたことを重く受け止めております。

このような事態を踏まえ、行政の長として、令和６年12月に法人の設立について文書で意思決定をした上で、株券については公有財産として登録し、駐在職員については営利企業従事許可の手続を取り、令和７年２月に議会に対して経営状況の報告書を提出するなど改善の措置を講じ、令和７年６月にはワシントンＤＣオフィス社の解散等の手続を完了したところであります。

引き続き必要な措置を講じていくとともに、高い透明性の確保を前提に、法的な論点を整理しながら、ワシントン駐在の新たな体制について検討してまいりたいと考えておりますが、現在令和６年の内部統制評価結果を踏まえ、職員の責任に関する調査を実施しているところであり、服務規律の徹底と再発防止に向けた取組を進めながら、公務の遂行に対する信頼回復に全力で努めるとともに、適切な時期に公表してまいりたいと、今進めているところであります。

**○小渡良太郎委員**　今の答弁にもあった令和６年12月24日付での追認手続についてなんですけれども、そもそも無効と指摘された行為を事後に追認するということによって、適法化できるという法的根拠はどこにあるのか改めて教えてください。

**○玉元宏一朗基地対策課長**　委員御指摘の追認のことなんですけれども、これは昨年来、議会その他含めてワシントン駐在員事務所に関する指摘を受けて、昨年の12月ですけれども、その時点での県としての検証を踏まえて、設立に当たっての文書による決裁手続が取られていなかったことなどの課題を踏まえて、文書による決裁手続を取り、そして株券を公有財産に登録をし、当時いた駐在に対しては営利企業の従事許可を取るというふうにしたわけです。

これらの対策といいますか、追認作業については、効果としては、設立当初に文書による意思決定がなされていなかったことについて、正式にこの時点で文書による決裁を行ったということによって、それ以降の駐在が活動できる根拠として使えるというふうになったものですけれども、それは県庁内部の手続の中で効果を発揮するというふうなものだというふうに認識をしております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　今の答弁少し理解に苦しむんですけれども、行政法上、無効行為の追認は効力を生じないというふうにされております。知事の行為についてむしろ法秩序の安定性を損なうおそれがあると考えるんですが、その点どのように認識されてますか。

**○玉城デニー知事**　ワシントン事務所の設立に関する調査検証委員会から御指摘があったことについては、ただいま担当部局から答弁がありましたとおり、その是正の措置を図ってきたところであります。先ほども私答弁させていただいておりますけれども、現在は内部統制評価の調査を踏まえ、服務規律の徹底と再発防止に向けた取組を進めるという点において、公務の執行に対する信頼回復に全力で努めてまいりたいというように取り組んでいるところであります。

**○小渡良太郎委員**　改めてですけれど、追認行為に関する部分と、追認行為を行ったことによる過去一連の行為の正当化というところは、切り離して考えるべきではないかなというふうにも考えております。

次２番に行きます。平和啓発に関する各種事業の統合の必要性とワシントン事務所の連携に関してなんですが、県内外で多様に実施される平和啓発事業について、目的や手法の重複、情報発信の断片化等が見られます。事業内容の再精査や統合・廃止などが必要と考えられますが見解をお聞かせください。

**○溜政仁知事公室長**　お答えいたします。

戦後80年が経過し、戦争体験者から直接話を聞く機会が減少し、その記憶の風化が危惧される中、県では、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に継承するため、平和学習の充実、次世代に語り継ぐ担い手の育成確保、平和啓発プロモーションなど、様々な事業に取り組んでいるところでございます。一方、これらの事業の実施に当たっては、各事業の役割分担や連携を強化していくことが重要であると認識しており、引き続き効率的に推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　続いて平和啓発事業の一部が、実質的にワシントン事務所の活動と重複していると見られるんですけれども、この事務所と連携する事業、しない事業が混在散見されていると。独立して予算を持って運用されているという現状があるんですが、整理された考え方があるのかどうかお聞かせください。

**○溜政仁知事公室長**　ワシントン駐在につきまして、辺野古新基地建設問題を始めとする米軍基地問題の解決については、日本の政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから平成27年度に設置したものでございます。

平和分野に関しては、国連の中満事務次長の沖縄への招聘に向けて、昨年来ワシントン駐在と平和・地域外交推進課が連携して取り組み、今年６月に実現したところでございます。

このほか、各部局からの依頼に応じて、情報収集あるいは関係者との調整を行うなど、できる範囲で駐在は積極的に連携して取り組んできたところでございます。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　国連のほうをお招きした場合の予算というのは、どの部局が持っていましたか。

**○溜政仁知事公室長**　知事公室でございます。

**○小渡良太郎委員**　ワシントン事務所はあくまでその手伝いをしたという認識でよろしいですか。

**○溜政仁知事公室長**　中満事務次長は国連ですので、ニューヨークに主にいるということで、ワシントン駐在が向こうでの調整のコーディネートを行ったということでございます。

**○小渡良太郎委員**　そういった部分をしっかり整理した方針が持たれているかというところについては、ちょっと具体的な答弁がなかったので改めてお聞かせください。令和６年度時点でですね。

**○溜政仁知事公室長**　先ほど答弁させていただいたとおり、基本的にはワシントン駐在においては、基地問題の解決のための情報収集・発信を目的として設置されているんですけれども、そのほか各部局において情報収集、あるいはコーディネート等の依頼があった場合は積極的に協力をしているというような形で取り組んでいたところでございます。

以上です。

**○小渡良太郎委員**　ある程度確認できたので次行きます。３番、ワシントン駐在員活動事業の成果についてなんですけれども、本事業においては違法な法人設立・運営を前提とした活動が継続されてきたということが明らかとなっております。約８年にわたって法令違反を繰り返しでの事業の成果を正当化するということの根拠について伺います。

**○玉城デニー知事**　先ほどもお答えいたしましたけれども、沖縄県としては、この文書による意思決定や必要な手続の整理を行っていなかったということにより様々な懸念を招いたことについては、重く受け止め是正を図ってきたものであります。

一方で法人の設立及び運営については、現地の弁護士や会計士に委託し、米国の法令に従って適法に行われたと考えております。その上で地方自治法第233条第５項の規定により、主要施策の成果に関する報告書を提出したところですが、この同項の趣旨は、決算が数字で表現される収支計算書であるのに鑑み、具体的にその実績を明らかに示すためとされております。

県の施策のうち、何を主要施策として議会に報告するかは県の判断でよいとされており、ワシントン駐在員活動事業費は、令和６年度予算を提案する際の知事提案説明要旨においても説明している事業であることから、法の規定に基づき、主要な施策としてその効果及び課題を報告したという流れになっております。

**○小渡良太郎委員**　先ほどから何度か答弁にも見受けられるんですけれども、海外で事業展開する場合、もちろん出先の国の法律を守るということは大前提になります。その上で、私たち日本国、沖縄県ですから、日本の法律または沖縄県の条例も満たした上で活動するというのが当然のことだと思うんですけれども。

その部分について、アメリカのほうは満たしているよというような答弁があっても、日本の法律を十全に守っていたというような答弁が見受けられないように感じます。約８年にわたって法令違反が指摘された中で、その活動から得られたとする成果をもって事業を正当化することもできないと思いますし、また違法・不適切な枠組みの下で得た成果を、行政的にどう評価するのか、今後の政策形成でどう反映させるのかというところは、やはりまず日本の法律、沖縄県の条例にのっとって判断をするということが重要になると考えているんですが。

知事自身の政治的責任も含めて明確な見解をお聞かせください。

**○玉城デニー知事**　先ほど答弁しておりますので、重ねて答弁するので申し訳ないんですが、この間文書による意思決定や必要な手続の整理が行われていなかったことにより、いわゆる地方自治法上、その他の法令上で様々な疑念を招いたことについては当然重く受け止めております。その上で是正の措置を図るとともに、公務への信頼性を回復させるということで、現在内部統制の規定に基づいて、我々も職員の行為及び長である責任の所在について検討を進

めているところであります。

時期をもってその結果を公表し、より透明性の高い県政運用に努めてまいりたいというように考えております。

**○小渡良太郎委員**　改めてですね、このワシントン駐在問題というものは疑念じゃないんですよ。違法性も指摘されております。いろいろな部分でちゃんと法に適合しているかというところにも疑義がある。実際に監査でも、また検証委員会でも違法性が指摘されているわけであります。

しっかりと知事責任を果たしていくということは、今までも答弁繰り返されているんですね。非常に重要なことであるんですが、同時に時期をうかがうという答弁もあったんですけれども、この責任の取り方についても、改めてどういうふうな形で、この問題がどれぐらいの大きさを持っているのかということを踏まえて、先延ばしにしているようにしか聞こえない部分もあるものですから、そこのところですね、どう責任を取るのかというところについて改めて知事の考えをお聞かせください。

**○玉城デニー知事**　重ねて答弁するようで大変申し訳ありません。現在のところ、内部統制の規定に基づいてその責任の所在等につきましてもしっかりと精査をさせていただいているところでございます。ですから、これはあくまでも私見と受け止めていただければと思いますが、年内には、その状況については報告ができるのではないかというように現在の状況を捉えているところであります。

**○小渡良太郎委員**　このワシントン駐在問題については、この令和６年度が大きな転換点というか、いろいろなものが噴出したタイミングになったかなというふうに感じております。令和６年度決算の審議でありますので、しっかりと決算を閉じる、閉じてはいるんですけれども、ちゃんとこの反省をこのワシントン駐在問題だけではなくて、全て全庁的な問題として捉えて、こういうことが二度と起きないようにということをしっかり反省して、次につなげるということが重要だと考えますので、ぜひそこのところしっかりやっていただきたいと要望して終わります。

**○玉城デニー知事**　委員御指摘のとおり、ワシントン事務所における、いわゆる地方自治法に基づいた規定が取り組まれていなかった、報告及び文書の保存等ができていなかったということを大変深く受け止めております。このようなことが二度と庁内で起きることがないよう、外郭の団体等への注意喚起も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○小渡良太郎委員**　ありがとうございます。

**○仲村家治委員長**　幸喜愛委員。

**○幸喜愛委員**　よろしくお願いいたします。

私からは、基地負担軽減に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

まず依然として米軍構成員による事件・事故が続き、令和６年度は刑法犯で73件、飲酒運転など52件が発生しています。また、米軍による車両事故が発生した場合、賠償金が支払われるまでの間に１年程度かかることや、賠償の中身も、制度の不備から不利益が生じながらも、被害を受けた側の県民が泣き寝入りを強いられている現状があるとの報道がありました。

その上、県内での訓練の要請も依然多く、県民の不安は解消されていません。基地の整理・縮小が進まない現状を、知事はどのように受け止めておられるかお伺いいたします。

**○玉城デニー知事**　戦後80年を経た今もなお、沖縄県には在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中し続け、県民は過重な基地負担を強いられ続けており、日常的に発生する航空機騒音や、米軍人等による相次ぐ事件・事故などが県民に大きな不安を与えています。

一方政府は、沖縄の基地負担の軽減に全力で取り組むとしながらも、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとして、いわゆる南西シフトにより沖縄の基地機能の強化も同時に進めております。

我々沖縄県としましては、日本の安全保障が大事であるならば、その負担もやはり全国で担うべきであるということを繰り返し申し上げており、また日米両政府に対しても、在日米軍基地の一層の整理縮小、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

なお、米軍の公務中による事故に係る被害者補償の迅速化等については、問題点の整理などを行い、日米地位協定のその点においての改定についても強く求めてまいりたいというように考えております。

以上です。

**○幸喜愛委員**　こういった相次ぐ米軍絡みの事件・事故に対する対応として、今県はフォーラムを実施しています。フォーラムの実効性についてお伺いします。1995年の10・21県民大会から30年目の本日、

米軍内での性犯罪の半数近くが沖縄県内において発生しているとの報道が今朝ありました。

その中にあって、このフォーラムの果たす役割はとても大きく、とりわけ女性や子どもたちの安心・安全を守るために重要な取組ともいえると思います。このフォーラムに対して、知事がどのように評価し、県としてどのように実効性を高めていくお考えかを伺います。

**○溜政仁知事公室長**　米軍人等の事件・事故の再発防止のためには、一義的には米軍及び政府が一層の隊員教育の徹底と綱紀の粛正に取り組むべきであり、その上で県や県警も連携することが重要だと考えております。このため、本年５月に開催された沖縄コミュニティー・パートナーシップ・フォーラムでは、米軍人等の犯罪防止に関する関係機関の取組を共有し、今後も連携することを確認しました。

フォーラムの１度の開催で、米軍人等の事件・事故の問題が大幅に解決するものではなく、今回共有された各機関の取組がより効果のあるものになることが重要と考えております。また県としては、女性団体等との意見交換を行っているところでございます。今後のフォーラムでの協議に当該意見を反映させるなど、実効性のある取組へとつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

**○幸喜愛委員**　では最後に、今後の戦略と知事の姿勢についてお伺いします。日米の軍事強化や、自衛隊の機能の拡大が進む中で、県民の基地負担はむしろ増していると思われます。こうした中で知事はどのような戦略と方針で、基地負担軽減を前進させようとしているのかお伺いいたします。

**○玉城デニー知事**　沖縄県としては、かねてからこの米軍基地の整理・縮小、さらなる基地の返還を求めている中、これ以上の基地負担が生じることがあってはならないと考えており、機会あるごとに、日米両政府に対し沖縄の過重な基地負担の軽減を求めているところです。特に統合計画で示されております、在沖海兵隊約9000人の国外移転については、令和６年12月に、在沖海兵隊約100名がグアム移転を開始したとの発表があったものの、その後の具体的な移転計画はいまだ示されていないことから、本年の８月ハワイにて私が太平洋海兵隊司令官と面談した際にも、この移転計画に係る情報提供を求めてきたところであります。

また御承知のとおり、基地問題の解決には国民的議論を喚起する必要があるということから、県内外でトークキャラバンやシンポジウムの開催などにこの間取り組んできているところですが、引き続き沖縄県としてはあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し米軍基地の整理・縮小や基地問題の解決、事件・事故等の徹底防止などについても強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○幸喜愛委員**　ありがとうございました。

**○仲村家治委員長**　玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員**　消防防災計画における消防防災ヘリの導入について、そのヘリの任務と役割についてお伺いいたします。

**○玉城デニー知事**　地域防災ヘリは、救助活動や消火活動を始め、遭難者の捜索、災害時における空中からの情報収集や物資の搬送等を実施するほか、ドクターヘリの補完として、救急搬送を担うなど、様々な用途での活動が可能というように考えております。

**○玉城健一郎委員**　ありがとうございます。なかなかこのドクターヘリと消防防災ヘリの違いというのが分からない中で今、あくまで消防防災ヘリというのは、消防と防災に特化したもので、この補完的な問題でドクターヘリがあるという認識で分かりました。

続きまして、消防防災ヘリの検討経緯についてお伺いいたします。

**○溜政仁知事公室長**　お答えいたします。

消防防災ヘリについては、平成27年度に北部地域から導入の要望があったことを契機に検討を開始し、令和３年度には１機の先行導入、日中の運行、市町村からの隊員派遣等の基本的な13項目について全市町村の同意を得た上で、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を設立し協議してまいりました。

同協議会において市町村と具体的な検討を進め、基地整備場所、機体の仕様、人員派遣費用等で県への要望の４つの議案について可決し、現在市町村へ承認を依頼しているところでございます。

以上になります。

**○玉城健一郎委員**　まず、つくるに当たって全市町村で合意した内容なんですけれども、この中で、まず最初スタートは１機から始めることだったりとか、まずは日中からスタートするということが合意にあったと思いますけれどその点はいかがですか。

**○溜政仁知事公室長**　委員おっしゃるとおり、まず前提としましては、１機の先行導入を行うこと、そ

れと、日中の運行というところから始めるということは同意してスタートしているということでございます。

**○玉城健一郎委員**　その中で設置だったりヘリの購入は県が行った上で、隊員は市町村がやっていく。それが消防としての当たり前のことで、やはり市町村の合意にのっとって、導入というのを進めたほうがいいと思います。石垣市やうるま市が導入についていろいろな御意見がありますが、これは今後の改善点として柔軟に対応すればいいと思いますので、ぜひ今後これについてしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

**○溜政仁知事公室長**　消防防災ヘリの導入につきましては、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、現在39市町村から承認をいただいているところですが、先ほど御指摘があったとおり、石垣市、うるま市からは承認をいただけていないというところでございます。

県としては、両市から意見のある夜間運航や２機体制について、根拠を持って説明できるよう、既に運用実績のある他県の航空隊を対象に、航空隊発足から夜間運航、あるいは２機体制を取るまでの運用上の課題等を確認し、２市や協議会に説明を行うなど消防防災ヘリ導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○玉城健一郎委員**　頑張ってください。

**○仲村家治委員長**　山内末子委員。

**○山内末子委員**　よろしくお願いいたします。

私は、ゆがふ製糖工場の整備に関する県の状況について質疑をいたします。

まず、サトウキビが県の基幹作物、基幹産業と言われる根拠、地域経済への波及効果と雇用の創出についての評価をお伺いいたします。

**○喜屋武盛人農林水産部長**　お答えいたします。

サトウキビは台風、干ばつなどの厳しい気象条件下においても、比較的安定した生産が可能な本県の基幹作物であり、農家所得や地域経済を支え、製糖業とともに、県経済の発展に大きく寄与してきたところであります。沖縄本島における令和６・７年期のサトウキビ生産農家は約4100戸、産出額は約28億円で、製糖業や運送業などでの雇用の創出につながるなど、関連産業への経済波及効果も含め、サトウキビ産業は重要であると認識しております。

**○山内末子委員**　このような重要な基幹産業だという認識がある中で、本島唯一でありますゆがふ製糖は、老朽化のために、やはり新工場建設を計画をしておりました。当初の300億円から264億円と、かなり事業費も圧縮されておりますけれど、国、県、関係市町村、事業者の費用負担の問題が特に難航しております。

提示されております負担額の調整、財源確保について知事の見解を伺います。

**○喜屋武盛人農林水産部長**　お答えいたします。

県では、令和７年１月に、地区別で市町村担当課長などとの意見交換を開催し、圧縮後の事業費や農林水産省の新たな事業を説明の上、費用負担の協力を依頼し、負担額の調整、検討を進めてきたところです。また、各地区の市町村会と連携の上、７月下旬から９月上旬にかけて、市町村長への説明会を地区別で開催し、これまでの検討状況や費用負担などを説明して、協力を依頼したところであります。

市町村長からは、製糖工場整備の必要性や、一定の費用負担に理解を示す意見がある一方で、負担軽減等を求める要望がありました。県としましては、引き続き市町村の理解が得られるよう、丁寧に対応してまいります。

**○山内末子委員**　サトウキビが県の基幹産業、作物ということは皆さん承知だとは思っております。ただ現状といたしましては、やはり高齢化により生産者が少なくなるとか、あるいは若者の後継者がいなくなるとか、遊休地が多くなっていくということで課題が多い中で、市町村が多額の予算をつぎ込むという、その原動力というかまだそこに、考えが至っていないというか大きな課題があると思っています。

そういったことをしっかりと解消していく策、それもしっかりやっていかなければ、この財源の確保というのが市町村も厳しい状況があるかと思いますが、その辺についてはやはり知事もしっかり、県のほうでも、市町村とのこの財源確保、どのようにこれからまた進めていくのか、これにつきましても知事のほうから御見解をお願いいたします。

**○玉城デニー知事**　非常に厳しい状況が続いている県内農業でございますけれども、先日、農林水産省が調査をして明らかになりましたが、10年後の後継者が決まっていない県内の農地の割合が全体の76％に上るということが明らかになっております。ですから、この後継者不足等を含め、農業の将来性とあわせて、サトウキビ生産の将来性についても、ゆがふ製糖の事業主体となる、その経営計画はもちろんですが、ＪＡや市町村の協力が得られなければ、サ

トウキビの振興については非常に先行き不透明になってしまうという状況に陥りかねません。

ですから、県といたしましては、今後も農家が安心してサトウキビを生産できるよう、まず市町村及び関係団体と連携をして、生産振興に取り組むということを確認するとともに、製糖工場の整備に係る財源の確保に向けては、現在国のほうにも要求をしておりますけれども、引き続き県負担、市町村負担についても、事業主体のゆがふ製糖も含めて、この将来的な負担軽減についてもしっかり協議をしていかなければならないというように考えております。

引き続き努力してまいりたいと考えております。

**○山内末子委員**　ありがとうございます。

今関係機関のお話もございました。この関係機関からは国に対しまして、既存の補助施策では地元の負担額が大変大きいと。そういうことで補助率の上乗せや、あるいは補助の上限の撤廃を求める、そういうことは今意見交換の中で、あるいは要請をしている中だと思いますけれど、その辺につきましてはどのような見解を持ち、また県としてどう対応していくのか、それについてお聞かせください。

**○喜屋武盛人農林水産部長**　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省が新たに創設いたしました新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりますが、補助上限額などの課題があり、地元の負担が大きいということは認識しております。そのため知事を先頭に令和７年８月に国に対し分蜜糖製糖工場の安定操業対策に関する要請を行い、同事業の補助率及び補助上限額のさらなるかさ上げなどを要望したところでございます。

引き続き負担軽減が図られるよう、国に対し強く働きかけてまいります。

以上です。

**○山内末子委員**　お願いいたします。

サトウキビにつきましてはもう農業だけではなくて、先日私も行ってきましたら、そのバガスからジーンズを作ったり、あるいは和紙を作ったりと、いろんな付加価値をつけながら、６次産業も含めて可能性が大変大きいと思います。その可能性をいかにしていくのか。修学旅行であったり、観光あるいは教育など、全てにおいて、農林、文化スポーツ、そして商工労働と多角的な面を考えながら、計画的に進めていくことが必要だと思いますので、その件について最後に知事の見解をお伺いいたします。

**○玉城デニー知事**　委員御案内のとおり、ゆがふ製糖としても、ぜひこの副産物事業あるいは観光施設としての事業等についても検討していきたいというようなお考えがおありのようですので、ただしそのための財源の確保についても、やはり将来性を鑑みた上で、しっかり計画を立てていかなければならないと思います。引き続き関係団体、市町村、そしてゆがふ製糖とも、そのような将来の方向性についてもしっかり議論をしてまいりたいというふうに考えております。

**○山内末子委員**　ありがとうございます。

**○仲村家治委員長**　新垣光栄委員。

**○新垣光栄委員**　よろしくお願いいたします。

経済労働委員会の総括質疑から（１）戦略的クルーズ観光推進事業を推進することにより生じる様々な課題の対応について。

現場においては港と観光地を結ぶ交通手段が限られております。そのため、２次交通のバスやタクシーの確保、人手不足への対応、さらにごみ問題など、地域住民の日常生活への影響が課題となっているが、県としての対応、取組についてどのように検討をしているのか知事に伺います。

**○諸見里真文化観光スポーツ部長**　お答えいたします。

県では付加価値の高いクルーズ船の誘致を戦略的に展開するため、展示会への出展、ラグジュアリー船、プレミアム船、フライ＆クルーズの誘致に取り組んでおります。その結果本島のみならず、離島についても魅力的な寄港地として人気が高まる一方、寄港回数の増加に伴い、２次交通の問題、ごみの放置やトイレマナー違反など、地域ルールの理解不足による住民生活への影響が課題となっております。

県としましては、現在循環バスの運行や乗降場所への案内スタッフの配置、マナー啓発動画の船内放映を実施しているところであり、引き続き市町村、観光協会等と連携し、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

**○新垣光栄委員**　それでは再質問をします。

今、現場の実情を踏まえると課題が多いと思っています。その中で今の県独自だけの対応ではなかなか進まないのではないかなと。

そこで県の支援に加えて、各関係市町村や港湾管理者、そして観光事業者などと、協働体制を構築して協力的に取り組む必要があると思っています。そのためにも県として独自で対応するのではなく、関

係自治体や事業者がその役割分担をしっかり明確にして取り組む必要があると思います。

そういった取組を整理して、実効性のある連携体制を構築していくことが重要だと思っておりますけれど知事の見解をよろしくお願いいたします。

**○玉城デニー知事**　沖縄県としましては、観光コンベンションビューローを含め様々な関係団体による協議会がそのような問題・課題等についての話し合いを進めておりまして、具体的にどのような手法が取れるのかということについても、県のほうへも様々な要請等も届いているということでございます。

引き続き、今後の世界から選ばれる観光地を目指していくためには、様々な取組についての協議をさらに高めていって、あらゆる方々がステークホルダーとして参画し、そして自ら動いていけるようにという方向へも、ぜひ財源措置も含めた関係団体との連携をしっかり協議してまいりたいというように考えております。

**○新垣光栄委員**　２つ目ですね。今進捗が遅れているＭＩＣＥ施設整備に係る今後の方針について。

マリンタウン大型ＭＩＣＥ計画の入札が不調に終わった最大の要因は県による魅力発信、そして情報発信の不足にあったと考えてます。

そこで、知事のリーダーシップの下、今後の方針をしっかり示し、この事業を具体的に着実に前に進めていくため、知事の姿勢を明確にしていただきたいと思います。知事の見解をよろしくお願いします。

**○玉城デニー知事**　ありがとうございます。東海岸地域には、御嶽、それから世界遺産の城跡など、文化施設やスポーツコンベンション、自然、様々な魅力があると認識をしております。

大型ＭＩＣＥ施設の整備につきましては、現在基本計画の改定に向けて事業条件、実現性の高い官民連携の手法、事業スケジュールなどを検討しておりますが、沖縄県としましては、引き続き東海岸地域サンライズ推進協議会と連携し、可能な限り早期の大型ＭＩＣＥ施設の整備に取り組み、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展と、併せて沖縄県の魅力についても発信強化を進めていけるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○新垣光栄委員**　ありがとうございます。

**○仲村家治委員長**　仲村未央委員。

**○仲村未央委員**　ゆがふ製糖の件です。

重なりましたので、２点目からお尋ねをいたしますが、当然のこととして、ゆがふ製糖の新工場建設、これは沖縄県として必要不可欠であるとの認識でよいですか。

**○喜屋武盛人農林水産部長**　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場は、沖縄本島唯一の製糖工場であります。沖縄本島では約4100戸の農家がサトウキビを生産しており、産出額は約28億円で、製糖業や運送業等での雇用の創出につながるなど、サトウキビ産業は重要であることから、製糖工場は必要不可欠であると認識しております。

県としましては、ゆがふ製糖工場の整備について、引き続き国、市町村、関係団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○仲村未央委員**　土地の問題で、これも確保されているその建設用地、今再々延長に入っていて、年度末の令和８年の３月で満期を迎えるわけですけれども、タイムリミットと認識をしますが、県は土地の確保の問題についてどう対応されるのか知事の認識を伺います。

**○知念百代商工労働部長**　お答えいたします。

現在ですね、ゆがふ製糖株式会社に対しましては、令和７年度末までに分譲用地の取得、そして施設整備に係る資金調達計画等の提出を求めているところです。ゆがふ製糖株式会社につきましては、これまで委員おっしゃっていましたように、２度の期限延長をしてまいりました。

今回の期限であります令和７年度末までに、資金調達計画に係る必要書類を提出いただきたいというふうに考えているところです。土地の確保の状況につきましては、今現在その資金調達の計画等に係る書類をもっての状況によるのかなというふうに今のところ考えているところです。

**○仲村未央委員**　そうなると今、年末に差しかかっておりますので、その期限も含めて、解決に向けて急がれるタイミングに入っているというふうに理解をいたします。

そして４点目のですね、先ほどの財源問題ですけれども、これどのように決着を図る考えなのか知事の方針を伺います。

**○玉城デニー知事**　委員御指摘のとおり、用地の取得は、経営計画ともリンクしているわけでございまして、この経営計画についてまだゆがふ製糖が、事業主体となるわけですけれども、市町村との協議を継続して取り組んでおりますし、また国に対しても、ぜひこの国の補助をしっかりと運用できるようにということでの協議も鋭意進めております。

できる限り早期に市町村の納得、協力が得られるよう、県としても様々な案を提案させていただきながら、この関係主体、ＪＡ及び市町村が、行政等と一体となってサトウキビ振興を継続していけるような、そういう仕組みも含めた取組を、しっかり、そして早期に結論を得られるよう頑張りたいと思います。

**○仲村未央委員**　沖縄県もその負担軽減に関しては国に要請をしています。知事も自ら８月に要請をされたと思うんですけれども、その補助率のかさ上げ等あるいは裏づけとなる財政の支援等ですね、具体的な支援要請を国にされましたが、国のほうの感触はいかがですか。

**○玉城デニー知事**　この製糖施設の国庫補助につきましては、新基本計画実装・農業構造転換支援事業というものが、まさにこのゆがふ製糖の新しい工場建設の補助に使えるというような感触も得ております。ただその補助率について、現在その上限がかかっているという点も踏まえて、さらなるそのスキームを別に創設できないかということも含めて検討をお願いしております。

また、それに合わせて、県と市町村の負担割合及び市町村間の負担割合の調整についても、現に生産農家がいらっしゃらないという市町村もあるわけでございまして、その分の配分割合をどうするかということについても、様々な形で国とも情報共有をしながら進めているところであります。

**○仲村未央委員**　市町村との負担割合ですけれど、今１対１で基本的なスキームを組んで調整を図っているところでまだその了解が得られていないということですね。これを１対１から県分をさらに拡充をする、そういったことも含めて調整をされているのかお尋ねをいたします。

**○玉城デニー知事**　市町村の御意見も踏まえて、どのような配分が適正であるか、また当然そのサトウキビ振興は市町村にとっても大きな方針の一つで掲げていただいているところですので、今後10年20年先のサトウキビ振興についても、ＪＡなどの関係機関と市町村がどのような連携でその農家に対する支援を行っていただくかということについても、我々もサポートする観点から、その仕組みもしっかりつくっていかなければならないというように考えています。

**○仲村未央委員**　国の糖価調整制度の維持、それから補助率の引上げ、かさ上げと、こういったことをしっかりと引き出していくには、やはり県の踏み込んだ対応というのが非常に今求められている状況なのかなと。それが１つの決着に向けて動かす、大きな動きのきっかけになるのではないかという思いがありますけれども、今一度その市町村との負担割合に関して、知事の方針を強く求めたいと思いますがいかがでしょうか。

**○玉城デニー知事**　繰り返しの答弁で大変申し訳ございませんが、サトウキビの製糖振興を、今後10年20年、例えばこの工場建設すると、その償還のためには30年規模ぐらいの長いスパンでサトウキビ振興をしていくという基本的な考え方がまずまとまる必要があると思います。

そのことについても、当然県もしっかり後押しをするという思いでおりますので、関係団体、市町村、そしてサトウキビを現に作っていらっしゃる農家の方々が、これからも継続していけるような手法についても、新たに考えていくなどの取組を我々もしっかり出していきたいというふうに考えております。

引き続き取り組んでまいります。

**○仲村家治委員長**　糸数昌洋委員。

**○糸数昌洋委員**　よろしくお願いいたします。

１点目の収入未済額の管理の在り方と今後の体制の改善について伺いたいと思います。

この案件につきましては、総務企画委員会における高橋真議員の質疑で指摘された件でありますけれども、同議員からは、小さい金額かもしれませんけれど、この管理の在り方については大変懸念をしているとして総括質疑に上げていただきたいということで提供されました。

まず（１）です。北部合同庁舎における、建物使用料の収入未済額４万82円の発生の経緯と、当局の対応について伺います。

**○宮城嗣吉総務部長**　収入未済額４万82円は、令和４年度に北部合同庁舎において、売店経営継続を申請した企業に対して、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間、行政財産使用許可を行ったことに伴う建物使用料でございます。行政財産使用許可書において、使用料の納入期日は別に発する納入通知書によるとして、令和４年５月31日までに収めることになっていましたが、期限までの支払いがありませんでした。

また、使用開始日以後に、当該企業から売店継続が困難であることを理由に使用許可期間の変更申請があり、同年７月31日までの使用期間短縮を承認しました。同日以降、所管課から２度納入通知書の送

付を行いましたが、同年11月22日に債務者の破産手続が開始され、その後同手続が廃止決定されたことに伴い、現在まで使用料未納となっております。

以上です。

**○糸数昌洋委員**　委員会の質疑の中で、令和４年にこの破産開始のあった事業者について、その交渉記録が一切残っていないと。また関連資料についても僅か２年前のことでありますけれども、残っていないということについて非常に疑義を示しております。

当局から、滞納発生時点でしかるべき措置を取るべきだったという答弁もございましたけれども、（２）の、現場の債権管理の在り方の何が不適切だったのかということについて答弁を求めます。

**○宮城嗣吉総務部長**　本来、使用料未納のまま納入期限が経過した場合には、速やかに督促状を発布し、債務者へ接触するなど、適切に債権管理を行うことが県の方針として定められております。しかし、本債権発生時においては、担当者のみならず、所管課として債権管理に関する情報共有や、本来行うべき事務処理の意識が足りず、組織として対応が不十分であったことが不適切な債権管理につながったものと考えております。

以上です。

**○糸数昌洋委員**　本庁から離れた北部合同庁舎で、金額も小さかったということで、そういう様々事情が重なったかと思いますけれども。要因がいろいろあったかと思います。この今後の在り方の改善を、どういうふうに行っていくのかお聞かせください。

**○宮城嗣吉総務部長**　県では適切な債権管理の徹底、滞納発生の未然防止、債権回収の強化など、収入未済額の縮減に向けた取組を推進するため、平成27年８月に沖縄県における今後の債権管理に関する方針、平成28年９月に適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル、令和３年３月に沖縄県債権管理条例を制定しております。

また担当者向けに、これらの規程に基づく債権管理説明会や、全庁的な調査、ヒアリングを実施することで、各債権所管課による適切な債権管理を推進しております。あわせて、令和６年度から各部等に設置した内部統制専任職員や予算経理班を活用して、本来行うべき事務処理や、他所属の取組事例を広く共有するとともに、各所属で開催するコンプライアンス会議において、職員一人一人が主体的に内部統制に取り組むという意識醸成を図っております。

引き続き担当者向け説明会において、不適切事案の共有を図るとともに、業務プロセス及びリスク発現時の早急な是正措置など、具体的な説明を通して、担当者の知識、スキル向上を支援し、債権管理の一層の適正化を図ってまいります。

以上です。

**○糸数昌洋委員**　最後になりますが、知事の見解も伺いたいと思います。

**○玉城デニー知事**　県民等の県行政に対する信頼や信用を確保することは、県政運営にとりまして非常に重要であると認識をしております。沖縄県では、令和２年度に沖縄県内部統制に関する方針を定め、これまで事務の適正な執行確保に取り組んでおりますし、令和６年度からはそのための専任職員の配属をするというようなことについても、その強化を図ってきております。

この内部統制は、各所属においてどのようなリスクが考えられ、どのように備えるべきかなどについてを共有し、職員一人一人が意識して行動することが重要であると考えております。これらの各所属における対策の徹底に加えて、絶対に重大な不備を発現させないという強い意識を全庁で共有しながら、さらなる内部統制の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○糸数昌洋委員**　２点目の奨学金返還支援事業の継続実施についてであります。経済労働委員会における上原章議員の質疑からの総括質疑になりますけれども、まず令和４年度からの事業でありますが、これまでの実績と事業効果及び対象の企業や従業員の反応について伺います。

**○知念百代商工労働部長**　お答えいたします。

本事業は、県内中小企業の人材の確保、定着を目的に実施しているところです。企業が従業員に対して行う奨学金返還支援に対し、企業が負担する経費の一部を補助する事業となっております。本事業を開始した令和４年度の実績についてですが、16社、82名分、総額193万円でしたが、令和６年度には65社、289名分、総額1410万円となっておりまして、人数ベースで3.5倍、金額ベースで7.3倍と増加しております。

また、令和７年度は予算を拡充しまして、８月末現在で66社から277名、約1426万円の申請を受け付けているところです。

本事業への従業員の反応等についてですけれども、この本事業を活用する企業のほうからは学生等

に企業ＰＲがしやすくなった、社員の定着率も向上したといったような声が、そして従業員のほうからは、業務に対するモチベーションがアップしたなどの意見が寄せられております。

そういう意味から一定の効果があったというふうに考えているところです。

**○糸数昌洋委員**　本事業の課題について伺います。

**○知念百代商工労働部長**　課題についてですけれども、この事業のさらなる活用の促進を図っていかなくてはいけないというふうに考えておりまして、これについては企業に対する制度の周知、そういったものが課題というふうに認識しております。県ではこれまで制度説明会の開催ですとか、商工会との連携による事業の案内、それから県広報媒体への掲載、ホームページにおける情報発信などにより周知を図ってきたところです。

また制度の導入企業に対しましては、県主催の合同企業説明会への優先出展、そして会場での掲示などのインセンティブを付与することによって、当該事業の推進を図っているところです。今後、周知の強化に向けましては、県内経済団体等への戸別訪問などによりまして、会員企業への制度導入を促していただくように積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

**○糸数昌洋委員**　（３）であります。本事業の要綱等において、代理返還制度、これは令和６年度実績で29件あるという答弁もございましたけれども、きちんともう少し位置づけてですね、周知を図るべきだと思いますけれども見解を伺います。

**○知念百代商工労働部長**　この代理返還制度は、やはり人材の確保、定着を図る上で非常に効果があると考えておりまして、福利厚生の一環として導入する企業さんが増えているというふうに認識しております。この代理返還制度そのものは、企業にとりましてもメリットがありまして、法人税額の控除の適用ですとか、賃上げ促進税制の対象になるといったことが挙げられます。

また従業員にとりましても、返済の負担軽減に加えまして、所得税や社会保険料の負担増もないといったメリットもございます。こういう意味から本県で実施しております奨学金返還支援事業は、この代理返還制度を活用する企業も積極的に支援の対象としているところです。これまで代理返還制度を推奨していくために、ホームページにおきまして、そのメリットを掲載し、新規申請企業に対しましては、その制度の導入を促してまいりました。

今後さらなる利用の促進に向けまして、各支援機関とも連携し、制度の意義と効果を丁寧に説明してまいりたいと存じます。

**○糸数昌洋委員**　４点目であります。この事業ですね、中小企業基本法に規定されている中小企業者が対象ということで、県内には数多く医療法人とか、それからまた福祉法人等に働く従業員もおりますので、その方々も対象とすべきであると思いますけれども見解を伺います。

**○知念百代商工労働部長**　委員おっしゃいますように、中小企業基本法に規定する中小企業が対象となっている事業ではございます。保健医療介護部それから生活福祉部、こども未来部におきましては、医療や福祉の専門人材の育成確保に対する取組としまして、看護師、介護福祉士、保育士の修学資金貸与ですとか、貸与資金免除制度、そして薬剤師の奨学金返還助成の支援等を実施しているところです。

医療福祉分野における人材確保に対する取組というのは、それぞれの分野における課題が様々であり、関係部局において、専門性と公共性の観点から支援策が適切に実施されているものと考えております。

**○糸数昌洋委員**　最後になります。本事業は令和４年から令和７年度までの事業ということになっております。次年度以降も継続して事業実施するとともに、対象者の拡充についてもぜひ御検討いただきたいと思いますが、最後に知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事**　本事業は令和４年度の事業開始以降利用実績が年々増加しており、企業から好評を得ておりまして、また支援を受けている従業員からは、継続して働きたいというようなそのような声もあるということで、非常に前向きに支援制度について受け止めていただいているということが、大変私たちも安心といいますか、働ける環境がしっかり確保されているということに非常に効果があると受け止めております。

ただ、現在担当部局におきましては、成果と課題をしっかり検証して、より効果的・効率的に事業が継続できるようにということで、まずその点も踏まえつつ、次年度における概算要求に向けて必要額を精査するようにということで指示をしておりますので、今後もその課題等をしっかりと精査をした上で、より効果的な支援策となるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○糸数昌洋委員**　よろしくお願いします。終わります。

**○仲村家治委員長**　西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員**　お疲れさまです。お尋ねします。

１番、ワシントン駐在はこれまで多くの成果を上げています。米国政府等関係者や連邦議会関係者、ほかに報道関係者や県人会関係者など、数多く面談を行ってきました。その人数とこれまでの成果を伺います。

**○玉城デニー知事**　まず私からお答えいたします。

ワシントン駐在は2015年４月から2025年３月までの10年間で、米国政府関係者207名、連邦議会関係者3306名を含む延べ6440名余りの方々と面談等を行い、沖縄基地問題の解決に向けて精力的に情報発信を続けてきております。その結果、2020年６月の米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、国防権限法案の関連資料に、辺野古新基地建設への懸念事項が記載され採決されたことや、本年９月に可決されました、2026会計年度国防権限法の下院案及び同法案の附帯報告書に、沖縄における軍人による犯罪防止策等について盛り込まれたこと。さらに、複数の有力なシンクタンクの報告書においても、辺野古新基地建設に対する疑問が示されたことなど、米国連邦議会の議論やシンクタンクの考え方に影響を与えたことは非常に大きな成果であったと考えております。また、駐在自らが大学生等を対象に、広く沖縄の基地問題等について説明してきたほか、観光等の情報発信や県産品の販売促進、在米県人会との連携にも重要な役割を果たしてきたものと考えている次第であります。

**○西銘純恵委員**　政府、議会関係者等で6000名余りとおっしゃいましたけれど、ほかの県人会関係、報道関係合わせたら、万を超える皆さんとこれまで対応されてきたのではないかと思います。米国の労働組合ＡＰＡＬＡの代表団が辺野古調査などで来沖しています。

米国内でも、辺野古新基地に反対する県民やデニー県政を支援するための取組を行っているようですが、活動内容を伺います。

**○玉城デニー知事**　アジア太平洋系アメリカ人労働者連合、ＡＰＡＬＡはワシントン駐在からの要請を受けて、連邦議会、上下両院の軍事委員会の幹部に書簡を発出し、国防権限法、ＮＤＡＡにおいて、辺野古新基地建設問題やＰＦＡＳ等に関する沖縄県の要望を取り上げるよう求めたほか、今年６月の総会においては、沖縄の人々を支援するという６回目の決議を採択したと伺っております。

私も2023年３月に訪米した際、ＡＰＡＬＡの幹部と面談して今後の連携について意見交換をしたほか、先月も来県した代表団の方々とお会いさせていただきました。ＡＰＡＬＡは全米に20余りの支部と60万人の会員を有しております。ワシントン駐在がこのような広いネットワークを有する団体と連携し、沖縄の米軍基地問題を広く発信することにより、米国内の関係者等の理解を深める効果があったものというように考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　県職員が米国に駐在して、ＦＡＲＡ登録をすることの効果について伺います。

**○溜政仁知事公室長**　お答えいたします。

米国の外国代理人登録法、いわゆるＦＡＲＡは、外国政府等の代理人として、米国内で活動するものに登録を義務づけ、その活動を報告させ、報告された内容を公表することにより、米国内における外国政府等の影響に関する透明性を高めることを目的としていると承知しております。

ワシントンＤＣオフィス社及び同社の役員としての駐在職員を、ＦＡＲＡに基づいて登録することにより、日常的、継続的に現地で政府関係者や連邦議会関係者等に対し、直接沖縄の状況や県の考え方を説明するなどの活動ができたものと考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　米国内において、日常的、継続的につながりを持って活動して成果を上げてきたのは、駐在とＦＡＲＡ登録が重要な役割を果たしてきたということだと思います。知事訪米に果たしてきた駐在の役割と成果を伺います。

**○溜政仁知事公室長**　お答えいたします。

2015年以降、ワシントン駐在は計８回の知事訪米に対応しており、モンデール元副大統領との面談や、ペリー元国防長官を招いてのシンポジウムの開催などを実現しております。

昨年９月の訪米においては、駐在が日頃から培ってきた人脈を活用し、連邦議会議員や、有識者等との面談の取り付け、共和党系シンクタンクであるハドソン研究所での講演、民主党のプログレッシブ議員連盟の定例会でのスピーチ、議員補佐官を集めたブリーフィングといった新たな取組を実現し、知事の考えを正確かつ効果的に伝える上で大きな役割を果たしてきたと考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　ワシントン駐在の閉鎖によってどのような支障が出ていますか。

**○溜政仁知事公室長**　ワシントン駐在はこれまで培ってきたネットワークを生かしながら、米国政府や連邦議会関係者等との面談を重ね、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行ってきたところです。

現在、ワシントン駐在が不在であるため、対面での働きかけ等を日常的かつ継続的に行うことが困難な状況であり、現地でのタイムリーな情報収集については影響が既に生じております。

さらに今後、連邦議会の中間選挙等で、議員や補佐官の入れ替わりが想定される中で、これまで培ってきたネットワークを維持して働きかけを行うことに影響が生じることを懸念しております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　沖縄からではできないことをＦＡＲＡ登録、ワシントン駐在がやってきたということで、大きな支障が出ているということも言われました。駐在の早期再開に向けての取組をお伺いします。

**○溜政仁知事公室長**　県としては沖縄の基地問題の解決を図るためには、引き続き米国において、これまで培ってきたネットワークを生かし情報収集や情報発信を行うことが必要であると考えております。このため、ワシントン駐在については、高い透明性を確保した上で、新たな体制で再スタートできるよう、法人設立の要否、ビザの種類に関する検討など、可能な限り早期の再開を目指して取り組んでいるところです。

今後検討結果を取りまとめた上で、議会にも十分説明し適切な時期に予算を提案したいと考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　10年前に翁長県政がワシントン駐在を開始したんですよね。本当に全国的に前例がないことで、そんな中でワシントン駐在について様々な指摘がなされて、今県が取り組んでいると思うんですが、知事は指摘を受けたことを今後どう生かしていきますか。

**○玉城デニー知事**　現在議会における百条委員会や、それから調査検証委員会、監査結果報告書などの指摘等を踏まえて、問題点を整理し、問題が発生した要因を分析した報告書を作成しているところであります。

今後、報告書を公表して、議会や県民の皆様に対する説明責任を果たすとともに、新たな体制についても、反省点を踏まえ、高い透明性を確保できるよう、十分な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員**　本当にワシントン駐在を置かなければならない理由って何でしょうか。それは沖縄の米軍基地の実態を日本政府が米国政府に伝えないからですよね。新基地反対の民意を米国に伝えないからですよね。軟弱地盤で辺野古埋立ては技術的にも不可能だということを伝えないからですよね。

本当に政府が沖縄の苦しみに向き合っていない。だから沖縄は頑張らないといけないと思っています。米兵による性暴行で人間の尊厳が踏みにじられて、事件・事故、爆音被害、ＰＦＡＳ汚染など、米軍基地問題の解決に向けて沖縄県が独自に取り組むことは大きな意義があると思います。

最後に、ワシントン駐在を早期再開するための知事の決意を伺います。

**○玉城デニー知事**　ワシントン駐在は沖縄の基地問題の解決に向けて、米国政府や連邦議会関係者等へ、精力的に働きかけを行い、その結果、米国連邦議会の議論やシンクタンクの考え方に影響を与えるなど、先ほども答弁させていただいたとおり、大きな成果を上げてきております。

沖縄県としては沖縄の基地問題の解決を図るためには、米国においてこれまで培ってきたネットワークを閉ざすことなく、引き続き継続して生かしていくことが重要だと考えております。情報収集や情報発信を行うことが必要であるということは論をまたないと考えております。

このため、ワシントン駐在につきましては、高い透明性を確保した上で新たな体制で再スタートできるよう、法人設立の要否、ビザの種類等に関する検討を行っているところであり、その結果を取りまとめ、もちろん議会にも十分説明をさせていただいた上で、適切な時期に予算を県議会に提案し、議決を得ることにより、可能な限り早期に再開し、沖縄の基地問題の解決の促進にもつなげてまいりたいというように考えております。

引き続き、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

**○西銘純恵委員**　この10年間のワシントン駐在の役割、成果というのが、ほとんど県民の中にはなかなか知らされていなかったと、私、今本当に県議員としても痛切に感じています。ですから成果をね、県民に知らせていくという様々あると思うんですけれど、この広報についてぜひ取り組んでいただきたい

ということを要望して終わります。

**○玉城デニー知事**　このワシントン駐在の成果につきましても、県としてなかなか情報発信が行き届いてないということも十分反省すべきだと考えております。その点についても、部局においてどのような発信の方法が効力があるかということについても、十分検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○仲村家治委員長**　瑞慶覧長風委員。

**○瑞慶覧長風委員**　１番の基地負担軽減に向けた取組について伺います。幸喜委員とかぶりますけれども改めて伺います。

米軍基地の負担軽減がなかなか進まない中、日米の軍事強化や自衛隊による基地負担も増えております。基地負担の軽減についてどのように考え、取り組もうとしているのか。自衛隊による基地強化の状況に対する見解も、この答弁ではいただけたらと思っております。知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事**　答弁させていただきます。

沖縄県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えており、機会あるごとに、日米両政府に対し、沖縄の過重な基地負担の軽減を求めているところです。特に、統合計画等に基づく在沖海兵隊の約9000人の国外移転については、本年８月にハワイにて私が太平洋海兵隊司令官と面談した際にも、海兵隊約100名のグアム移転以降の具体的な移転計画に係る情報提供を求めております。

また、この基地問題の解決のためには、やはり国民の皆さんが自分事として受け止めていただくことが重要であるというところから、国民的議論を喚起する必要があるということで、県内外ではトークキャラバンやシンポジウムの開催などに取り組んでおります。引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、沖縄における米軍基地の整理縮小や基地問題の解決を粘り強く求めてまいりたいと考えております。

なお自衛隊につきましては、米軍の機能や規模が縮小されないまま、自衛隊の配備の拡張が同時に進められることは、沖縄の基地負担の増加につながるという点からしても、負担軽減は、まず米軍の削減と自衛隊の配備について併せて検討する必要があるというように考えておりまして、政府に対しても、そのような観点から、しっかりと取り組んでいただくよう求めているところであります。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　最近では与那国に関しても、町長が変わって、これ以上の自衛隊の機能強化については慎重な姿勢を示すというところにも転換をしてきております。そのようなところとも知事も連携をしながら、この自衛隊の基地負担の課題についても取り組んで向き合っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

質問取りの際に伺いましたけれども、嘉手納以南の米軍基地返還の要請の取組状況について見解をもしいただけましたらお願いいたします。

**○溜政仁知事公室長**　嘉手納以南の米軍基地の整理統合・縮小等につきましては、ＳＡＣＯの最終合意あるいは統合計画で示されたものについて政府において進められているところでございます。現在、例えばキンザーにおいては倉庫群を読谷等に移転させる等の作業を沖縄防衛局のほうで鋭意進めているということを聞いております。

ただ予定されている示されていた期間は、おおむね過ぎているところでございますが、防衛局において移転のほうは進めているというふうに承知しているところでございます。

以上です。

**○瑞慶覧長風委員**　具体的な返還のスケジュールが示されるよう、これからもしっかりと求めていただきたいと思いますのでお願いいたします。

２番は西銘委員のほうの質疑とかぶりますので取り下げます。

次に、２番となっていますが３番の北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染対策に関わる県の方針について伺います。

今後想定される、北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染除去の高機能粒状活性炭取換えに関わる多額の事業費負担課題について、米軍基地内への立入調査による汚染源の特定と、原因者あるいは施設提供者に対する費用負担を求めるに当たり、今後の日本政府、米国政府への働きかけをどのように行うか知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事**　重要な水源である比謝川や、嘉手納井戸群から検出されるＰＦＯＳ等につきましては、企業局の調査により、その主な汚染源は嘉手納基地内にある蓋然性が高いと考えております。このＰＦＯＳ等汚染の対策費用は、施設提供者である国が負担すべきものと考えており、これまでもあらゆる機会を通して国に対し要求を行ってまいりました。

また、本年８月に行った軍転協による国への要請においても、企業局浄水場の粒状活性炭の取換え費用については、既存の制度によらない新たな制度による費用負担を求めることを追加したところであります。

基地の蓋然性が高いＰＦＯＳ等の汚染について、私は汚染原因の究明と必要な対策の実施並びに基地内への県職員の立入調査を、国及び米軍に対しても引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

**○瑞慶覧長風委員**　ちょっと今駐在がいない中で、米国に対する直接の働きかけというものの支障も出ているというふうに思いますけれども、知事が直接的にこの件に関しても、米国を訪問されて働きかけを行っていただく必要もあるのかなというふうに思っております。そのことについて、もし言及できるようでしたらお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

**○玉城デニー知事**　この間、国連特別報告者でありますマルコス・Ａ・オレリャーナさんを招聘し、講演を行うとともに、氏が国連に対して、その報告書の提出を進めているというようなこともございます。つまり、このＰＦＯＳの汚染は、私たちの命の水の問題であるということが、世界的にその改善が求められている。特に米軍基地を受け入れている地域でも、そのような要求が高くなってきているということを、米国が当事者としてしっかりと受け止めることがやはり重要であるというふうに我々も認識をしています。

引き続き機会を見まして、私もそのような要望・要請について、自らアメリカを訪問をし、各議員及び関係者の方々に対して、その解決のための理解を求める行動を提起してまいりたいというふうに考えております。

**○瑞慶覧長風委員**　知事答弁ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

最後、委員会質疑でもやりましたけれども、改めてこの今想定されている粒状活性炭の取換えに関わる年間の費用についてどのようなものか、以前の事業では、４年間かけて年間約４億円の費用ということですけれども、現状の想定を伺います。

**○宮城嗣吉総務部長**　お答えいたします。

今現状、高機能の活性炭を整備しているところです。それ以前の活性炭の費用と比べますと、年度当たり約3.5億円コスト増となるということで試算しているところでございます。

今現在導入している高機能活性炭については４年間で約16億円かかりました。ただしこれが今後あと何年維持できるのかというところによりますが、年度当たりにすると3.5億円のコスト増になるということでございます。通常の活性炭と比べて、約3.5億円のコスト増になるということで試算しているところでございます。

**○瑞慶覧長風委員**　分かりました。ありがとうございました。

**○仲村家治委員長**　當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員**　委員長、休憩お願いいたします。

**○仲村家治委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、ゆがふ製糖の質疑については取り下げる旨申出があった。）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

**○當間盛夫委員**　まず知事、県民から負託されている公金、基金についての効率的な運用を行うことに対して、知事の見解をまずお聞かせください。

**○玉城デニー知事**　お答えいたします。

基金を含め、県公金のより効率的な運用による自主財源の拡大に向けた取組は重要であると認識しております。効率的な県の公金の運用につきましては、積極的な債券による運用も含め、沖縄県における課題を整理し、他県における取組なども参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○當間盛夫委員**　知事、この37基金のうち、約2000億円の基金の残高、平均残高からすると1700億円になるんですが、この基金の運用収益で１億5000万円という、低いというのか、知事のこの運用収益含めたこの基金の在り方等々、もう一度認識をお聞かせください。

**○玉城デニー知事**　御指摘のとおり、沖縄における基金の運用実績は、東京都や群馬県等と比較すると低いという状況にあるものと承知しておりますが、その要因としてやはり債券による運用が少ないことにあるということも同時に受け止めております。他方債券による運用をしていない団体もあるということもありまして、各都道府県における公金の運用状況は様々であるということも認識しております。積極的な債券による運用も含め、より効率的な県公金の運用については、他県の取組なども参考にしながら、そこは、鋭意取り組んでまいりたい、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○當間盛夫委員**　ということは、これまでは基金の運用収入を増やすというような考えは、対策を含めて知事としてなかったということでいいですか。

**○玉城デニー知事**　そのような活用方法について、従来非常に少なかったという点を含めますと、さらにその活用方法については他県の状況なども参考にしながら、検討に値すべきではないかというように考えている次第であります。

**○當間盛夫委員**　我々監査の審査でよく依存型ということがあって、自主財源を増やさないといけないという中で、こういう2000億円あるこの基金の状況というものを、他府県のこの基金の状況というのは知事はどう認識してますか。

**○玉城デニー知事**　それぞれの県において、公金の運用については安全かつ丁寧に運用を行っているものというように認識しております。

**○仲村家治委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より他県と比べて沖縄の基金の状況をどう認識しているのか聞いている旨説明があった。）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

**○玉城デニー知事**　失礼いたしました。そのような運用の方法についても、現在同類他府県と同じように人口規模、予算規模を比較をしながら、沖縄県の可能な運用状況について、検討しているということでございます。

**○當間盛夫委員**　検討するということは次年度、令和８年度からは、皆さんが言うこの他府県並みという他府県の状況を見ながらということになるんですけれど。令和８年度には運用方法ということをいろんな形で検討していくということでいいんですか。

**○玉城デニー知事**　今来年度予算編成においてその点も含めて、検討しているということであります。

**○當間盛夫委員**　知事、一括運用は今できる状況にありますか。

**○友利公子会計管理者**　お答えいたします。

一括運用ですけれども、基金の効率的な運用ということで他県においての一括運用ということもあるとは承知しておりますけれども、整理しなければいけない様々な課題もございますので、他県の状況も参考にしながら、また執行機関のほうとも連携をしながら調査研究をしていきたいと思います。

**○仲村家治委員長**　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より沖縄県が規程等含め、一括運用できる状況にあるのかを聞いている旨説明があった。）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

**○玉城デニー知事**　現在は個別の基金ごとで管理及び運用しておりまして、沖縄県公金管理運用方針第４の３の（２）で、預金または債券によりそれを運用しているという状況であります。

**○當間盛夫委員**　一括運用というのは我が沖縄県ではまだやっていないんですね。規定がないということなんですね。ですから、私はこの２番目で問うんですけれど、公金管理の基本方針を策定し、公金管理に取り組むことについて知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事**　当然新たな運用方法あるいは公金のさらなる使用の拡充等については、その規定をはっきりさせた上で運用すべきであろうというように認識しておりますので、引き続きその点についても検討してまいりたいと考えております。

**○當間盛夫委員**　知事、本当にこれから金利がいろいろなもので上がっていくという状況になっているんですね。知事も認識をお持ちだと思うんですけれど、今のこの基金の債券の割合ってお手元にあるかと思うんですけれど。この債券が103億円の、運用の全体の5.8％、約６％しかないんですよ。この債券の運用の仕方ということを知事これからどう考えていきますか。

**○玉城デニー知事**　その債券の運用についても、今検討を重ねているところでありまして、沖縄県には、その債券の運用についても、十分検討しうる体力があるというように認識をしております。

**○當間盛夫委員**　やはり、我々沖縄県は県債の残高も少ないんですね、いろんな各都道府県に比べても少ない。その一方でこの基金というのは、九州や他府県に比べても我々平均残高が高いんですよ。だからこの運用するというのは大変大事なものがあって、公金ですので、県民からやはり負託された公金管理をどうするのかということを考えると、やはり他府県をもっと勉強して、この公金管理で債券をどういう形で運用していくということを踏まえながら、公金の運用の在り方を、知事、ぜひホームページ等で県民等にも示すべき事項だというふうに思っているんですが、その件に対してどうでしょうか。

**○玉城デニー知事**　委員御提案のとおり、やはりこの公金の活用や使用状況について、県民に見える化を図るということは非常に重要なことだと考えておりますし、それによって、県に対する信頼、あるいは、県が発注する各事業等の受注についてもまた、各業界での意欲につながれば、またさらに、それを雇用でありますとかあるいは経済の循環などのサイクルとしていけるようなことも含めますと、ホームページでの掲載を含めた県民に対する広報活動については、しっかりと検討していくことが重要である

と考えております。

**○當間盛夫委員**　よろしくお願いします。

**○仲村家治委員長**　以上で、知事に対する総括質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

（休憩中に、執行部退席）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

本委員会に付託された議案等に対する質疑は全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

（休憩中に、議案等の採決の順序等について協議）

**○仲村家治委員長**　再開いたします。

これより議案等の採決を行います。

まず初めに令和７年第５回議会乙第13号議案令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○仲村家治委員長**　御異議なしと認めます。

よって、令和７年第５回議会乙第13号議案は可決されました。

次に、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までの、決算23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの決算23件は認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○仲村家治委員長**　御異議なしと認めます。

よって、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までの決算23件は認定されました。

次に、令和７年第５回議会認定第１号令和６年度沖縄県一般会計決算の認定についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員**　ただいま議題となっております認定第１号令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について、私ども沖縄自民党・無所属の会としては、令和５年度決算において、違法な設立運営が明るみとなったワシントン事務所に関し、ワシントン駐在員活動事業費の予算執行の違法性を根拠として、一般会計決算を不認定としたところであります。令和６年度においても同じようにワシントン駐在員活動事業費として、予算が組み込まれ、決算も出ております。

知事は、令和６年12月24日付で法人設立に関する追認手続を行ったとしておりますが、この追認行為によって、過去の一連の行為が正当化されるという、法的根拠については、百条委員会等の審議においても何ら明らかとなっておりません。また知事自ら設置した検証委員会からも、違法の疑いを指摘されております。監査委員からは、不適切な事務処理が継続されていたという指摘もございます。

令和６年度における同事業の予算執行についても、違法の疑いを免れないものであるというべきであると考えております。従って、令和６年度沖縄県一般会計決算については、不認定とすべきであると思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

**○仲村家治委員長**　ほかに意見、討論等はありませんか。

（「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり）

**○仲村家治委員長**　意見、討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより、令和７年第５回議会認定第１号を採決いたします。本決算は、挙手により採決いたします。　なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本決算は、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、令和７年第５回議会認定第１号は認定されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○仲村家治委員長**　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理を全て終了いたしました。

委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

これをもって委員会を散会いたします。

# 決算特別委員会議案処理一覧表

| 議案番号 | 議案名 | 議決の結果 |
|---|---|---|
| 令和７年第５回議会<br>乙第13号議案 | 令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 全会一致<br>可決 |

# 決算特別委員会決算処理一覧表

| 認定番号 | 決算名 | 議決の結果 |
|---|---|---|
| 令和７年第５回議会<br>認定第１号 | 令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について | 多数<br>認定 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第２号 | 令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について | 全会一致<br>認定 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第３号 | 令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第４号 | 令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第５号 | 令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第６号 | 令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第７号 | 令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第８号 | 令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第９号 | 令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第10号 | 令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第11号 | 令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第12号 | 和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第13号 | 令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第14号 | 令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第15号 | 令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第16号 | 令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認定第17号 | 令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について | 〃 |

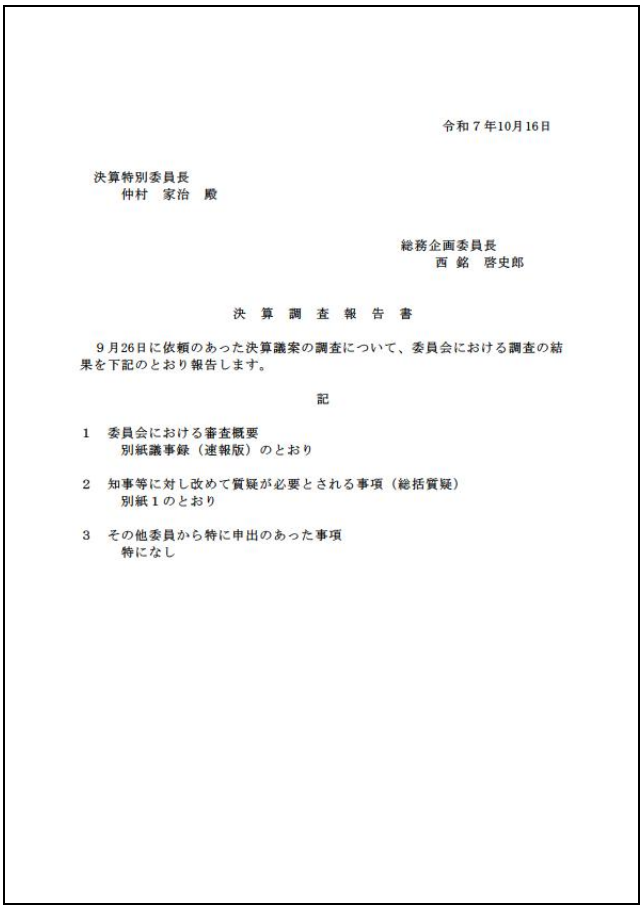
| 認　定　番　号 | 決　　算　　名 | 議決の結果 |
|---|---|---|
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　１８　号 | 令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について | 全会一致<br>認　　定 |
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　１９　号 | 令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　２０　号 | 令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　２１　号 | 令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　２２　号 | 令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　２３　号 | 令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について | 〃 |
| 令和７年第５回議会<br>認　定　第　２４　号 | 令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について | 〃 |

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　村　家　治

# 令和７年第５回沖縄県議会（定例会）閉会中継続審査　各常任委員長からの決算調査報告書

## ○総務企画委員会



令和７年10月16日

決算特別委員長
仲村　家治　殿

総務企画委員長
西銘　啓史郎

決　算　調　査　報　告　書

９月26日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１　委員会における審査概要
別紙議事録（速報版）のとおり

２　知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
別紙１のとおり

３　その他委員から特に申出のあった事項
特になし

別紙１（総務企画委員会）

総　括　質　疑

１　臨時財政対策債の借り換えについて（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ６～Ｐ７、Ｐ48、10月14日　Ｐ96

（総括質疑の内容）

令和７年度予算を増額修正し115億円を全額借り入れたとのことだが、最大の借り換え額がどれくらいだったのか確認する必要があると考える。これについて知事に聞きたい。

２　ワシントン駐在員活動事業にかかる委託料支出の適法性等及び非弁行為への支払いではないかについて（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ52～Ｐ57、Ｐ48、10月14日　Ｐ96～97

ＦＡＲＡ報告ではＤＣオフィス社による支払いとなっているが、実質的には委託料として支払いがなされている。ワシントンコア社が委託料として金銭を受け取っていいのかどうか不明である。追加払込資本などについて委託料として支出することができるのか。また、非弁行為に対して委託料を支払うことはできないのではないか、ということについて知事に聞きたい。

３　特別会計の監査の在り方とその組織体制について（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ16～Ｐ19、Ｐ48、10月14日　Ｐ97

（総括質疑の内容）

特別会計の監査は監査委員ではなく、包括外部監査を部局で行うとのことであるが、それが適切になされなかったため、宜野湾マリーナの件について二十数年間指摘されなかったのではないか。当該監査の在り方について体制を整える必要があると考える。これについて知事の考えを聞きたい。

４　消防防災計画における消防防災ヘリの導入及び運用について（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ73～Ｐ81、10月14日　Ｐ97～Ｐ98

（総括質疑の内容）

消防防災ヘリの導入について、２市から承認を得られていない理由としては、初めから終わりまでの全工程の計画がなく、防災ヘリの配備体制に関する明確な回答がないこと。また、運用面においても日中の運行のみで、関係市町村からの派遣職員の所属も不明であることなど、運用を含め当該計画が全体的に不十分であると考える。これについて知事の考えを聞きたい。

５　収入未済額の管理の在り方と今後の体制の改善について（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ27～Ｐ33、10月14日　Ｐ98

（総括質疑の内容）
　北部合同庁舎における行政財産使用許可に伴う建物使用料の収入未済について、管理が適切に行われておらず、その後の対応にも不備が多かったことから、その改善を求めるとともに再発防止を図ることについて、知事の見解を聞きたい。

6　平和啓発に関連する各種事業の統合の必要性とワシントン事務所との連携不足について（知事）
　【速報版】10月10日　Ｐ57～Ｐ66、10月14日　Ｐ98
（総括質疑の内容）
　平和啓発に関する各種事業について、各部各課で重複しているように感じている。また、知事公室だけでなく総務部でも同様の事業があり、ワシントンで実施する事業について、ワシントン事務所を活用していないと考える。各種事業の統合の必要性と同事務所の連携不足について、知事に聞きたい。

7　ワシントン駐在員活動事業の成果について（知事）
　【速報版】10月10日　Ｐ66～Ｐ73、10月14日　Ｐ98～Ｐ99
（総括質疑の内容）
　百条委員会で審査中であり疑義がある中で、事業の成果を公表することに対して疑問があるので、これについて知事の考えを聞きたい。

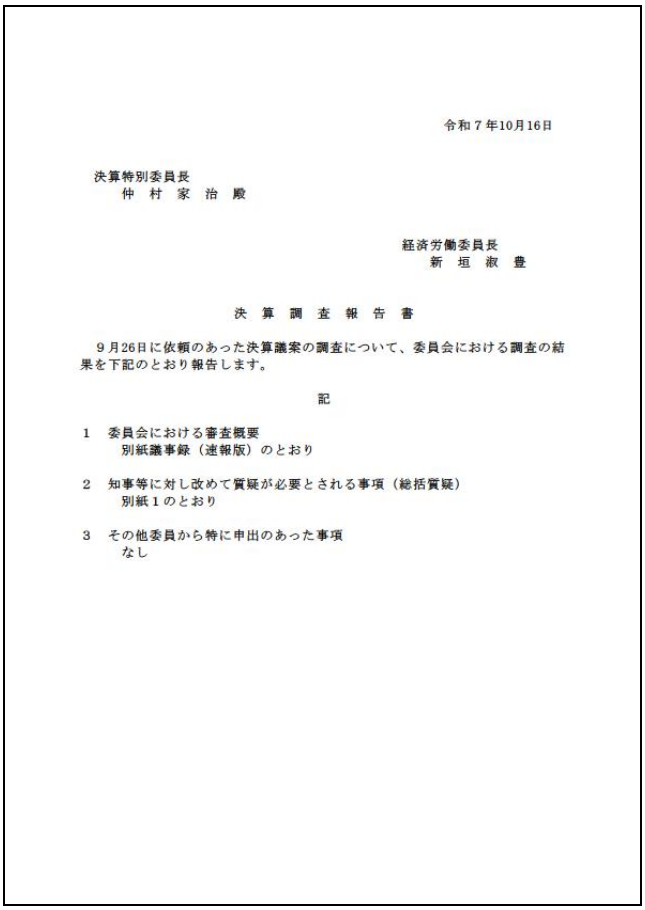
8　ワシントン駐在の現地活動停止に伴う支障と早期の再開について（知事）
　【速報版】10月10日　Ｐ85～Ｐ86、10月14日　Ｐ99
（総括質疑の内容）
　ワシントン事務所の閉鎖に伴ってどのような支障が出ていると感じているか。また、同事務所をいつ、どのように再開しようと考えているのか、ということについて知事に聞きたい。

9 基地負担軽減に向けた取組について（知事）
　【速報版】10月10日　Ｐ92～Ｐ94、10月14日　Ｐ99
（総括質疑の内容）
　米軍基地の負担軽減がなかなか進まない中、日米の軍事強化や自衛隊の基地負担が増えている。基地負担の軽減について、知事がどのように考え取り組もうとしているのか聞きたい。

10　訪米に関する成果等について（知事）
　【速報版】10月10日　Ｐ95～Ｐ97、10月14日　Ｐ99
（総括質疑の内容）
　知事の訪米やワシントン事務所設置をしても基地の負担軽減になかなかつながらないと感じている。訪米による成果等があるのか。ないのであれば、別の方法があるのかどうかについて知事に聞きたい。

11　基金の運用状況と今後の見通しについて（知事）
　【速報版】10月10日　Ｐ7、10月14日　Ｐ90、Ｐ99
（総括質疑の内容）
　基金の運用は大変重要な事項になると考えている。今後、各特別会計上で行っていた基金の運用について、一元化する議論を進めるかどうか知事の考えを聞きたい。

**○経済労働委員会**



令和７年10月16日

決算特別委員長
仲 村 家 治 殿

経済労働委員長
新 垣 淑 豊

決 算 調 査 報 告 書

９月26日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１ 委員会における審査概要
別紙議事録（速報版）のとおり

２ 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
別紙１のとおり

３ その他委員から特に申出のあった事項
なし

別紙１（経済労働委員会）

総　括　質　疑

１　赤土流出防止に向けた根本的な農地対策など部局横断的な取組について（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ25～29、10月14日　Ｐ103

（総括質疑の内容）

赤土等流出の主な原因である農地からの流出防止対策については、既存の対策ではなかなかその効果が表れず、もっと積極的に事業を展開する必要があると考える。

沖縄県赤土等流出防止条例も含め県が各部局横断的にこの問題を取り組むことについて知事に聞きたい。

２　ゆがふ製糖工場の整備に関する県の対応について（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ49～53、Ｐ70～73、10月14日　Ｐ103

（総括質疑の内容）

沖縄の基幹作物としてのサトウキビの維持に、ゆがふ製糖工場は必要不可欠と考える。現在難航しているゆがふ製糖工場整備に係る費用負担の問題等に対し、県はどのように対応していくのかについて知事に聞きたい。

３　奨学金返還支援事業の継続実施について（知事）

【速報版】10月14日　Ｐ29～30、Ｐ103

（総括質疑の内容）

令和７年度で終期を迎える奨学金返済支援事業については、非常にニーズの高い事業であるため、次年度以降の継続実施について知事に聞きたい。

４　戦略的クルーズ観光推進事業を推進することにより生じる様々な課題への対応について（知事）

【速報版】10月14日　Ｐ74～79、Ｐ103～104

（総括質疑の内容）

クルーズ観光推進に伴って派生する住民生活への影響等の様々な課題に対して、県はどのように対応していくかについて知事に聞きたい。

５　進捗が遅れているＭＩＣＥ施設整備に係る今後の方針について（知事）

【速報版】10月14日　Ｐ101～102、Ｐ104

（総括質疑の内容）

進捗が遅れているＭＩＣＥ施設の整備について、県は今後どのような方針で取り組んでいくのかについて知事に聞きたい。

**○文教厚生委員会**

令和７年10月16日

決算特別委員長
仲　村　家　治　殿

文教厚生委員長
新　垣　　新

決　算　調　査　報　告　書

９月26日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１　委員会における審査概要
　別紙議事録（速報版）のとおり

２　知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
　なし

３　その他委員から特に申出のあった事項
　なし

**○土木環境委員会**

令和７年10月16日

決算特別委員長
仲　村　家　治　殿

土木環境委員長
仲　里　全　孝

決　算　調　査　報　告　書

９月26日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１　委員会における審査概要
　別紙議事録（速報版）のとおり

２　知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
　別紙１のとおり

３　その他委員から特に申出のあった事項
　なし

別紙１（土木環境委員会）

総　括　質　疑

１　与那原マリーナにおける使用料の誤徴収に関する再発防止に向けた取組について（知事）

【速報版】10月10日　Ｐ17～19、10月14日　Ｐ64

（総括質疑の内容）

与那原マリーナにおける使用料の誤徴収については、内部統制評価報告書において重大な不備として挙げられている。また地方自治法上の時効である５年を経過した誤徴収金は、還付の請求ができないとのことである。誤徴収の再発防止に向けた取組及び５年を経過した誤徴収者への対応をどのように考えているか、知事に聞きたい。

２　北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染対策に係る県の方針について（知事）

【速報版】10月14日　Ｐ40～42、Ｐ64

（総括質疑の内容）

北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染除去の活性炭の更新については、維持管理に当たることから防衛省の補助や地方公営企業繰出基準に関する地方交付税の措置の要件に該当しないとのことである。このまま何らの補助もなく、県が多額の費用を負担することは非常に理不尽である。今後基地への立入調査による汚染源の特定と、原因者及び施設提供者に費用負担を求めるに当たっての日米両政府への働きかけについて、県の方針を知事に聞きたい。

なお、総括質疑内容については決算特別委員会における協議等に委ねることとし、総括質疑の項目名としては、汚染源の特定等の文言を入れずに、北谷浄水場におけるＰＦＡＳ汚染対策に係る県の方針について、とすることで意見の一致を見た。